

**令和 3 年度実施施策に係る政策評価書（案）、
令和 4 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（案）、
規制の事後評価書（案）**

令和 4 年 8 月 17 日
原 子 力 規 制 庁

1. 趣旨

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）に基づき政策評価を行ったので、以下の文書の決定について諮るものである。

- ・ 令和 3 年度実施施策の政策評価の概要（案）
- ・ 令和 3 年度実施施策に係る政策評価書（案）
- ・ 令和 4 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（案）
- ・ 法令改正に係る規制の事後評価書及びその要旨（案）

2. 令和 3 年度実施施策の政策評価書について

原子力規制委員会令和 3 年度重点計画（令和 3 年 3 月 24 日決定）に基づき実施した施策について、令和 3 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（令和 3 年 8 月 25 日決定）に整理した目標、定量指標、定性指標等に基づき評価を行い、令和 4 年 3 月 9 日の第 70 回原子力規制委員会においてマネジメントレビューを実施した結果を別紙 1 及び別紙 2 のとおり整理したので、決定していただきたい。

3. 令和 4 年度実施施策の事前分析表について

令和 4 年度原子力規制委員会業務計画（令和 4 年 3 月 23 日決定）に掲げた施策に係る政策評価の事前分析表を別紙 3 のとおり整理したので、決定していただきたい。

4. 法令改正に係る規制の事後評価について

政令以上の改正を行った案件で施行後一定期間経過する以下の 3 件について、別紙 4 のとおり事後評価を行ったので、決定していただきたい。

- ・ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案（平成 28 年 10 月 1 日施行）
- ・ 原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者等に対する検査制度の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等（第一段階及び第二段階施行分（平成 29 年 4 月 14 日施行及び平成 29 年 7 月 10 日施行））
- ・ 原子力災害対策特別措置法施行令における関係周辺都道府県知事の要件の見直し（平成 29 年 7 月 7 日施行）

5. 政策評価懇談会について

令和4年7月19日に政策評価懇談会を開催し、別紙1から別紙4までの評価書について意見を聴取した。また、あわせて令和3年度原子力安全文化に関する職員アンケート・インタビューの結果についても意見を聴取した。主な意見及び今後の対応については別紙5のとおり。

6. 今後の手続

別紙1～別紙4については、原子力規制委員会で決定後、総務省（政策評価の所管省庁）に送付するとともに、原子力規制委員会のホームページに掲載し、公表する。

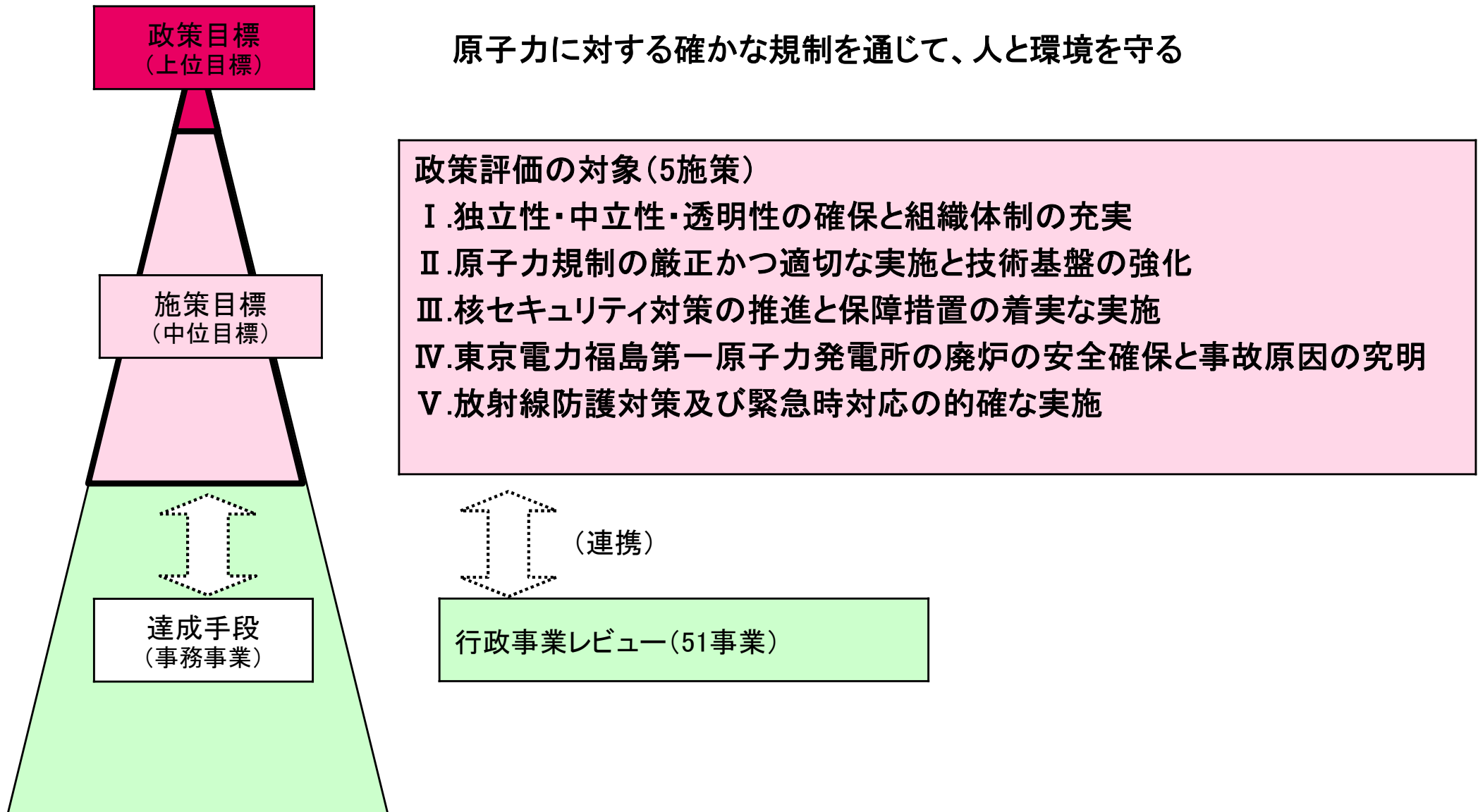
- 別紙1 令和3年度実施施策の政策評価の概要（案）
- 別紙2 令和3年度実施施策に係る政策評価書（案）
- 別紙3 令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（案）
- 別紙4 規制の事後評価書（要旨及び本体）（案）
- 別紙5 政策評価懇談会の主な意見及び今後の対応

- 参考資料1 政策評価懇談会委員名簿
- 参考資料2 令和4年度原子力規制委員会政策評価実施計画
- 参考資料3 令和3年度実施施策に係る事前分析表
- 参考資料4 令和4年度原子力規制委員会業務計画
- 参考資料5 令和3年度原子力安全文化に関する職員アンケート・インタビューについて

令和3年度実施施策の政策評価の概要（案）

令和4年8月
原子力規制庁

令和3年度原子力規制委員会の政策体系について



目標達成度合い（評価区分）について

評価区分	目標達成度合い (各行政機関共通の区分)	評価区分の判定基準
S	目標超過達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの
A	目標達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの
B	相当程度進展あり	一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの
C	進展が大きくない	一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの
D	目標に向かっていない	主要な測定指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの

各施策目標の評価結果について（総括表）

事前に定めた測定指標の達成度に基づいて、各施策の目標達成度合いを測定した。

施策目標	目標達成度合いの 測定結果	定性指標の評価				
		S	A	B	C	D
I. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	相当程度進展あり (B)	0	6 (B4)	2	0	0
II. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化	目標達成 (A)	0	8 (S3)	0	0	0
III. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	目標達成 (A)	0	4	0	0	0
IV. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	目標達成 (A)	0	5	0	0	0
V. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	相当程度進展あり (B)	0	6 (B3,C1)	2	0	0

※()内、個別目標の評価のうち定性指標と異なる数

施策目標： 1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

目標達成度合いの測定結果： 相当程度進展あり（令和2年度：相当程度進展あり）

判断根拠：測定指標を概ね達成したため。 S:0、A:6、B:2、C:0、D:0

【原子力規制庁による自己評価】

- 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 A（核セキュリティ文化に関する教育 B）
 - 核物質防護措置に係る審査基準を改正し、核セキュリティ文化に関する教育について明確化したことを受け、庁内でも新規に着任した職員を対象に教育を実施したが、核セキュリティ文化醸成に必要なコミュニケーション手法や研修の内容などについての検討を十分に行うことができなかったため、評価をBとした。
- 規制業務を支える業務基盤の充実 A
 - 原子力規制委員会マネジメント規程に基づき、要改善事項及び是正処置の管理に基づく業務の改善を実施した。令和3年度の新既報告は29件であった。
- 職員の確保と育成 A（年間超過勤務月数 B 定員数に対する実員数の割合 B、新規採用者の女性割合 B）
 - 令和4年3月末時点で月45時間を超える超過勤務月数が7ヶ月以上となっている職員が74人いた（目標0人）。
 - 定員数に対する実員数の割合は92.6%となり、目標値を下回った。新規採用や中途採用等により実員の増加を図ったものの、採用数の不足や、自己都合退職者が一定数いたことにより、目標値(95%)を下回った。
 - 新規採用者の女性割合は34.6%となり、内定辞退や女性受験者の減少傾向のため、目標値(35%)を下回った。

【原子力規制委員会による指摘】

○核セキュリティ文化の醸成については形式的、表面的な対応にならず、原子力安全文化との違いを理解し具体的な対応が必要。そのとき、原子力安全と核セキュリティ、保障措置とのインターフェースについての理解が重要。

⇒核セキュリティ文化醸成に向けて、職員への研修の着実な実施及び事業者への必要な助言を行う。

⇒事業者の核セキュリティ文化醸成の取組の評価に資するよう、核物質防護における国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を継続的に実施する。

○人的資源に関して「全体としては資源の著しい不足は生じていないと考える」と評価されている一方で、職員アンケートで「課室の人員数は、過不足なく適切である」と回答した者の割合は、所属・役職に拘わらず30%未満であり、放射線防護グループに至っては11%である。職員の主観としての人員不足の実態を掘り下げ、中長期的な対処方針を考えるべきではないか。

【今後の取組(抜粋)】

- 核セキュリティ文化醸成
- 中期的な視点での組織構成・人員配置等の資源配分
- 要改善事項の横展開

施策目標：II. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

目標達成度合いの測定結果： 目標達成 (令和2年度:目標達成)

判断根拠: 全ての測定指標を達成したため。 S:0、A:8、B:0、C:0、D:0

【原子力規制庁による自己評価】

- 原子炉等規制法に係る規制の実施 A (標準応答スペクトルに係る審査 S)
 - 令和3年4月に行われた実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の改正を受けた標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う基準地震動の変更の要否について、事業者から変更不要として説明文書の提出のあった8施設に対して体制等を工夫をして審査を進め、設置変更許可に係る審査と並行して迅速かつ効率的に審議・処理を行うことができた。そのため、評価をSとした。
 - 上記以外の項目については、計画時の目標を達成した状況であったため、評価をAとした。なお、京都大学複合原子力科学研究所臨界実験装置における過去の設置変更承認申請において、添付資料漏れに気づかずに処分をしていたことが判明し、点検を行った結果、17件の類似事案の発生を確認した。

【参考】令和3年度の新規制基準適合性審査・検査の状況 参照

- 安全研究の推進と規制基準の継続的改善 A
- 改正原子炉等規制法の着実な施行 A
- 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応 A
 - (バックフィットに関する検討 S 日本版インフォメーション・ノーティス制度の新設 S)
 - 令和3年度第63回原子力規制委員会(令和4年2月9日)で「バックフィットに関する文書策定に向けた検討の進め方」を了承した。同年6月には事例の一部の分析と、「バックフィットに関する考え方の整理」のイメージ(案)が、原子力規制委員会で議論され、検討が進展している。
 - 令和4年1月に原子力規制庁が被規制者等に周知する必要があると判断する情報について、迅速かつ柔軟に通知し、被規制者等とのコミュニケーションの円滑化を図ることを目的とした、日本版インフォメーション・ノーティス制度を新設した。

【Ⅱ 参考】 令和3年度の新規制基準適合性審査・検査の状況

○ 発電用原子炉

No.	申請者	対象発電炉	新規制基準適合性審査			使用前確認※1			
			設置変更許可	工事計画認可	保安規定認可				
1	日本原子力発電(株)	東海第二発電所	BWR	了	了	審査中	検査中		
2		敦賀発電所	2号 PWR	審査中	未申請	審査中			
3		大間原子力発電所	建設中	審査中	審査中	未申請			
4	北海道電力(株)	泊発電所	1号	PWR	審査中	審査中	審査中		
5			2号	PWR	審査中	審査中	審査中		
6			3号	PWR	審査中	審査中	審査中		
7	東北電力(株)	東通原子力発電所	BWR	審査中	審査中	審査中			
8		女川原子力発電所	2号	BWR	了	了	審査中	検査中	
9		3号	BWR	未申請	未申請	未申請			
10	東京電力HD(株)	東通原子力発電所	建設中	未申請	未申請	未申請			
11		柏崎刈羽原子力発電所	1号	BWR	未申請	未申請	未申請		
12			2号	BWR	未申請	未申請	未申請		
13			3号	BWR	未申請	未申請	未申請		
14			4号	BWR	未申請	未申請	未申請		
15			5号	BWR	未申請	未申請	未申請		
16			6号	BWR	了	審査中	未申請		
17			7号	BWR	了	了	了	検査中	
18	中部電力(株)	浜岡原子力発電所	3号	BWR	審査中	未申請	未申請		
19		4号	BWR	審査中	審査中	審査中			
20		5号	BWR	未申請	未申請	未申請			
21	北陸電力(株)	志賀原子力発電所	1号	BWR	未申請	未申請	未申請		
22		2号	BWR	審査中	審査中	審査中			
23	関西電力(株)	美浜発電所	3号	PWR	了	了	了	了	
24		高浜発電所	3号	PWR	了	了	了	了	
25			4号	PWR	了	了	了	了	
26			1号	PWR	了	了	了	了	検査中
27	2号		PWR	了	了	了	了	検査中	
28	中国電力(株)	島根原子力発電所	2号	BWR	了	審査中	審査中		
29			3号	建設中	審査中	未申請	未申請		
30			3号	PWR	了	了	了	了	
31			3号	PWR	了	了	了	了	
32	四国電力(株)	伊方発電所	3号	PWR	了	了	了	了	
33		九州電力(株)	玄海原子力発電所	3号	PWR	了	了	了	了
34			4号	PWR	了	了	了	了	
35			川内原子力発電所	1号	PWR	了	了	了	了
36	2号		PWR	了	了	了	了		

(注)廃止措置計画の認可済、事業者が廃炉とする旨を公表済の発電炉は除く。
 ※1)原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。)附則第7条第1項に基づく使用前検査を含む。

○ 発電用原子炉【特定重大事故等対処施設】


No.	申請者	対象発電炉	新規制基準適合性審査			使用前確認※1			
			設置変更許可	工事計画認可	保安規定認可				
1	電源開発(株)	大間原子力発電所	特重	審査中					
2	日本原子力発電(株)	東海第二発電所	特重	了	審査中				
3	北海道電力(株)	泊発電所	3号	特重	審査中				
4	東京電力HD(株)	柏崎刈羽原子力発電所	6号	特重	審査中				
5		7号	特重	審査中					
6		美浜発電所	3号	特重	了	了	了	検査中	
7	関西電力(株)	大飯発電所	3号	特重	了	1回目:了 2回目:了	了	了	検査中
8			4号	特重	了	1回目:了 2回目:了	了	了	検査中
9		高浜発電所	1号	特重	了	了	了	了	検査中
10			2号	特重	了	了	了	了	検査中
11	3号		特重	了	了	了	了	了	
12	4号		特重	了	了	了	了	了	
13	中国電力(株)	島根原子力発電所	2号	特重	審査中				
14	四国電力(株)	伊方発電所	3号	特重	了	了	了	了	
15	九州電力(株)	玄海原子力発電所	3号	特重	了	1回目:了 2回目:了 3回目:了	了	了	検査中
16			4号	特重	了	1回目:了 2回目:了 3回目:了	了	了	検査中
17	中国電力(株)	川内原子力発電所	1号	特重	了	了	了	了	了
18		2号	特重	了	了	了	了	了	
19	東北電力(株)	女川原子力発電所	2号	特重	審査中				

(注)廃止措置計画の認可済、事業者が廃炉とする旨を公表済の発電炉は除く。
 ※1)原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。)附則第7条第1項に基づく使用前検査を含む。

○ 核燃料施設等

No.	申請者	施設	新規制基準適合性審査			使用前確認※4
			設置変更許可又は事業変更許可	設計及び工事の計画の認可	保安規定認可	
1	日本原燃(株)	再処理施設	了	審査中	未申請	
2		MOX燃料加工施設	了	審査中	未申請	
3		ウラン濃縮施設	了	了	未申請	検査中
4		廃棄物管理施設	了	未申請	未申請	
5		廃棄物埋設施設※5	了	了	了	
6	リサイクル燃料貯蔵(株)	使用済燃料貯蔵施設	了	審査中	未申請	検査中
7	三菱原子燃料(株)	ウラン燃料加工施設	了	了	審査中	検査中
8	日本原子力研究開発機構	廃棄物管理施設	了	審査中	審査中	検査中
9		試験研究用等原子炉施設(JRR-3)	了	了	了	了
10		試験研究用等原子炉施設(HTTR)	了	了	了	了
11		試験研究用等原子炉施設(共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設)	了	審査中	未申請	検査中
12		試験研究用等原子炉施設(NSSR)	了	了	了	了
13		試験研究用等原子炉施設(STACY)	了	了	未申請	検査中
14	原子燃料工業(株)	試験研究用等原子炉施設(常陽)	審査中	未申請	審査中	
15		ウラン燃料加工施設(東海事業所)	了	審査中	未申請	検査中
16		ウラン燃料加工施設(熊取事業所)	了	審査中	未申請	検査中
17	(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	ウラン燃料加工施設	了	審査中	未申請	検査中
18	京都大学	試験研究用等原子炉施設(KUR)	了	了	了	了
19		試験研究用等原子炉施設(KUCA)	了	了	了	了
20	近畿大学	試験研究用等原子炉施設(近畿大学原子炉)	了	了	了	了
21	日本原子力発電(株)	第二種廃棄物埋設施設(トレンチ処分)※5	審査中		未申請	

※1)・廃止措置計画の認可済、事業者が廃止とする旨を公表済の施設は除く。
 ・施設のリスクを大幅に増加させる活動又は施設のリスクを低減させる活動以外の活動については、5年に限り実施を妨げない。
 (原子力規制庁 平成25年11月6日核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方参照)
 ※2)設計及び工事の計画の認可に係る審査について、分割申請の場合に、最終申請が認可されるまで審査中とする。
 ※3)保安規定変更認可に係る審査について、一部のみの申請については未申請とする。
 ※4)原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。)附則第7条第1項に基づく使用前検査を含む。
 ※5)第二種廃棄物埋設施設には設計及び工事の計画の認可と使用前確認が無く、原子炉等規制法第51条の6第1項に定める廃棄物埋設に関する確認がある。この確認が終了した施設は埋設を行っている。

 令和3年度に変更のあったもの

施策目標：II. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

目標達成度合いの測定結果： 目標達成 (令和2年度:目標達成)

判断根拠: 全ての測定指標を達成したため。 S:0、A:8、B:0、C:0、D:0

【原子力規制庁による自己評価(続き)】

- 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応 A
(中深度処分に係る規制基準等の制定 S)

- 中深度処分(地下70m以深の地層に低レベル放射性廃棄物のうち制御棒や炉内構造物など比較的放射能レベルの高い廃棄物を埋設処分するもの)に係る規制基準等については、これまでの検討結果等を踏まえ、審査の実効性や規制強度の適切性も考慮して規則、解釈の改正案並びに審査ガイド案を作成し、令和3年10月にこれらを制定した。さらに、原子力規制庁職員が将来審査を行う際に参照できるよう、当該基準の制定の経緯や背景情報をまとめたNRA技術ノートを整備することとした。

【原子力規制委員会による指摘】

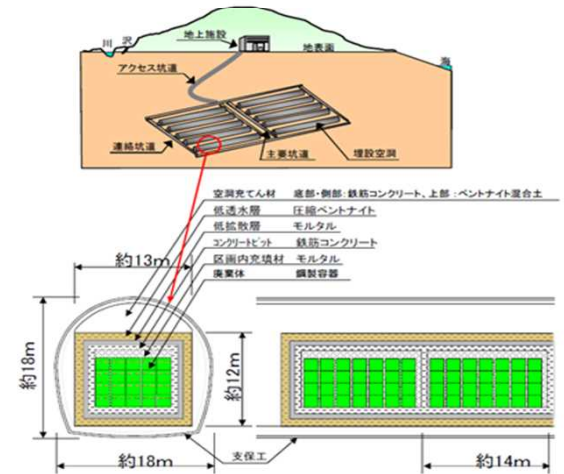
○地層処分に係る基準の検討を遅くない時期に開始することが大切。

⇒閣議決定された特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針に基づき、概要調査地区等の選定時に順次示すこととしている安全確保上少なくとも考慮されるべき事項について、調査の進捗に応じ、引き続き検討を進める。

【今後の取組(抜粋)】

- 東京電力柏崎刈羽原子力発電所についての厳正な追加検査の実施 (施策Ⅲで併せて説明)
- 東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間とりまとめから得られた水素防護に関する知見について、事業者及等と意見交換を行うとともに、不確かさの大きな現象に対する規制の考え方を整理し、規制上の対応を検討する
- バックフィット制度についての事例の分析・体系化の検討

中深度処分施設のイメージ



※第2回廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム会合(平成27年2月12日)資料2-1「原子力発電所等の廃止措置及び運転に伴い発生する放射性廃棄物の処分について(電気事業連合会)」から抜粋。

施策目標：Ⅲ．核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

目標達成度合いの測定結果：目標達成（令和2年度：相当程度進展あり）
判断根拠：全ての測定指標を達成したため。 S:0、A:4、B:0、C:0、D:0

【原子力規制庁による自己評価】

➤ 核セキュリティ対策の推進 A

- 原子力規制検査については、原子力規制事務所及び事業者と緊密に連絡・調整を図り、概ね検査計画に沿って、令和3年度は117件実施した。核物質防護規定の変更認可申請に係る審査については、令和3年度は62件適切に実施した。
- 柏崎刈羽原子力発電所のID不正使用事案、核物質防護設備の機能の一部喪失事案について追加検査を実施した。（参考参照）
- 事業所に対して行う特定放射性同位元素の防護に係る立入検査については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえつつ、必要な立入検査を適切に実施した。



原子力規制検査の様子

➤ 保障措置の着実な実施 A

- IAEA 関係機関等と適切に連携し、IAEA保障措置その他の国際約束について誠実に履行した。

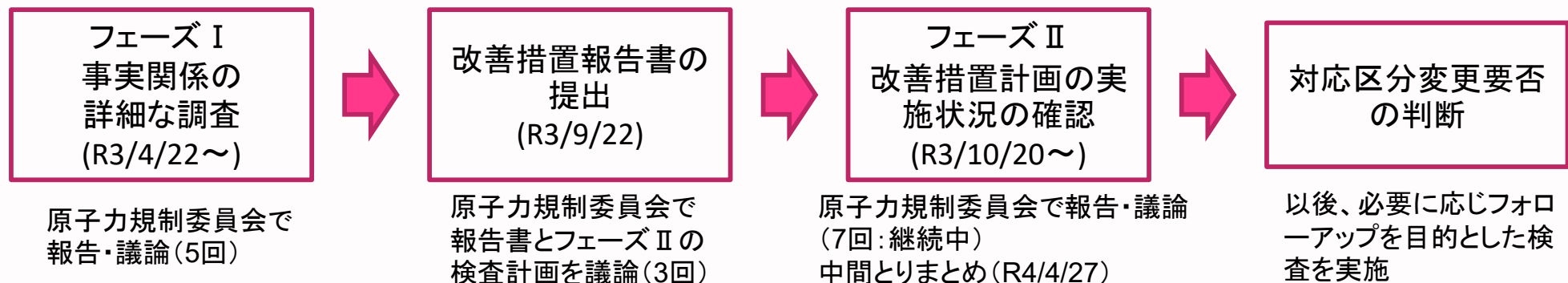
➤ 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化 A

【今後の取組(抜粋)】

- 原子力規制事務所に核物質防護対策官を配置し、本庁チーム検査との効果的な連携、日常巡視等を通じた核物質防護上の気づき事項の把握と本庁との連携の緊密化に取り組む。

【Ⅲ参考】 柏崎刈羽原子力発電所IDカード不正使用事案、核物質防護設備の機能の一部喪失事案

- 令和2年度に発覚した東京電力柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案について、原子炉等規制法に基づき、改善の効果が認められるまでは、東京電力柏崎刈羽原子力発電所における特定核燃料物質の移動を禁ずる命令を発出した。
- 令和3年4月に東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の実施方針を了承し、東京電力の取組に応じて段階的に実施することとし、追加検査の業務を円滑かつ効果的に進めるため、「東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チーム」を設置し、追加検査を開始した(フェーズⅠ)。
- 令和3年9月に東京電力から「IDカード不正使用および核物質防護設備の機能の一部喪失に関わる改善措置報告書」が提出されたことを受け、フェーズⅡの検査計画を策定し、令和3年10月からフェーズⅡの追加検査を開始した。原子力規制委員会は、随時、原子力規制庁から追加検査の状況報告を受け、改善措置計画に対する確認の視点や東京電力職員等の組織文化を確認するための検査手法(行動観察)を議論している。
- 令和4年4月に原子力規制庁から検査結果の中間とりまとめの報告を受け、改善措置計画の実施状況を評価する視点や東京電力に追加的に対応を求める事項など、今後の追加検査の進め方について了承した。



東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の流れ

施策目標：Ⅳ．東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

目標達成度合いの測定結果： 目標達成 （令和2年度：目標達成）

判断根拠：全ての測定指標を達成したため。 S:0、A:5、B:0、C:0、D:0

【原子力規制庁による自己評価】

➤ 廃炉に向けた取組の監視 A

- 廃炉に向けた取組の監視については、中期的リスクの低減目標マップのうち、令和3年度内の主要な目標13項目について進捗状況等の確認や必要な指摘を行うとともに、廃炉の進捗状況、事故分析で得られた知見等を踏まえ、リスクマップを改定した。また、実施計画の変更認可申請について厳正な審査を行い、8件認可した。
- ALPS処理水の海洋放出に関する実施計画の変更認可申請については、公開の審査会合やIAEAレビューの受け入れにより透明性・客観性を確保した審査を実施した。

➤ 事故の分析 A

- 事故の調査・分析については、令和2年度の間取りまとめを踏まえた事業者からの意見の聴取を行ったほか、2号機シールドプラグの穿孔調査等の更なる現場調査や検討会等により着実に進めた。

➤ 放射線モニタリングの実施 A

- ALPS処理水の海洋放出前から海域モニタリングを行うべく関係省庁と連携して検討を行い、令和4年3月30日に総合モニタリング計画を改定した。



1号機原子炉建屋内調査(令和3年11月)

施策目標：Ⅳ．東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

目標達成度合いの測定結果： 目標達成（令和2年度：目標達成）
 判断根拠：全ての測定指標を達成したため。 S:0、A:5、B:0、C:0、D:0

【原子力規制委員会による指摘】

○リスク低減目標マップで記載されている目標の達成状況を監視するとともに、目標が達成されるよう関連機関と必要な協議を行うことも重要

⇒中期的リスクの低減目標マップに示した一つ一つの事項が早期に達成されるよう規制当局として取り組む。これまでの進捗を踏まえつつ、重点的な取組が求められると特定されたリスクが着実に低減されるよう、東京電力の廃炉の実施状況を監視するとともに、必要な助言等を行う。

東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(2022年3月版)(主要な目標)

分野(年度)	液状の放射性物質	使用済燃料	固形状の放射性物質	外部事象等への対応	廃炉作業を進める上で重要なもの	
2022	原子炉注水停止に向けた取組	6号機燃料取り出し開始	分析第1種運用開始 分析計画(総設・人材含む)の策定	除容処理設備設置 1号機の格納容器内部調査	陸側排水管内のフェーシング範囲50%へ拡大【当面の雨水対策】～2023	1/2号機排気筒下部の高線量SGTS配管等の撤去
	1/3号機S/C水位低下に向けた取組	2号機原子炉建屋オベロシ逆へいダスト抑制～2023	2号機燃料デブリ層別の取り出し・格納容器内部調査・性状把握	1/2号機地盤計の設置	ターボドブリング汚染を考慮した各廃炉作業への影響を検討	
	タンク内未処理水の処理手法決定		大型廃棄物保管庫(Ca燻毒材入り燻毒塔)クレーン設置工事開始 ALPSスクリー安定化処理設備設置工事開始		非常安全衛生環境の改善(継続)	品質管理体制の強化(継続) 高線量下での接ばく低減(継続)
2023	タンク内未処理水の処理開始		プロセス主建屋等ゼロライク等の回収着手 廃棄物貯蔵庫(10棟)運用開始(2023年度上期)		建物等からのガス飛散対策(継続)	多核種除去設備等処理水の海洋放出開始
	原子炉建屋内滞留水の半減・処理		2号機燃料デブリの「最終的な取り出し規模の拡大」に対する安全対策 大型廃棄物保管庫(Ca燻毒材入り燻毒塔)設置			
2024		1号機原子炉建屋カバー設置 5号機燃料取り出し開始	ALPSスクリー安定化処理設備設置		建物構造物の健全性評価手法の確立	
今後の要なる目標 2025～2033	プロセス主建屋等ドライアップ 原子炉建屋内滞留水の全量処理	乾式貯蔵キャスク増設エリア拡張 1/2号機燃料取り出し 全号機使用済燃料プールからの燃料取り出し	分析第2種等の燃料デブリ分析施設設置 瓦礫等の屋外保管の解消 取り出した燃料デブリの安定な状態での保管 廃棄物のより安全・安定な状態での管理 総合分析施設設置	建屋外壁の止水【地下水対策】		

周辺の地盤や海床等への影響を特に留意すべきリスクへの対策
 留意すべきであるが比較的外部への影響が小さいリスクへの対策

【今後の取組(抜粋)】

- 実施計画の記載事項の見直しの方針の文書化
- 事故の調査・分析の検討内容に係る報告書のとりまとめ。
- ALPS処理水に関する海域モニタリングを含め、環境放射線モニタリングを確実に実施し、国内外に分かりやすく公表する

施策目標：V. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

目標達成度合いの測定結果：相当程度進展あり（令和2年度：相当程度進展あり）

判断根拠：測定指標を概ね達成したため。 S:0、A:6、B:2、C:0、D:0

【原子力規制庁による自己評価】

- 放射線防護対策の推進 A

- 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 A
(審査ガイド、立入検査ガイドの策定 B)
 - 審査ガイド、立入検査ガイドの策定等については、上半期は被規制者からの意見聴取を1回実施し、通算4回の意見聴取の結果等を踏まえてガイド案の修正を重ねてきたところ、その内容・量ともに、限られた人的リソースの中では上記予防規程ガイドと同時処理することが現実的でない状況となるに至った。そのため、ガイド等の作業計画を見直して上記予防規程ガイドの改正を優先して取り組むこととした。

- 原子力災害対策指針の継続的改善 A (EALの見直し B)
 - 中期的課題と位置付けたBWRの特重を考慮したEALの見直し等については、審査状況を踏まえ、事業者に準備を促すなど、計画的に進めることができたが、長期的課題である、EALの全体の見直しについては、防護措置の方向性などに一定の目処がたっていないので着手できなかった。

- 危機管理体制の整備・運用 B
(オンサイトとオフサイト間の組織的連携強化のための訓練の実施 C)
 - オンサイトとオフサイト間の組織的連携を強化させるための訓練の実施については、4回しか実施できず、月に1回訓練を実施するという目標を達成することが出来なかったため、評価をCとした。



緊急時対応センター
(ERC)

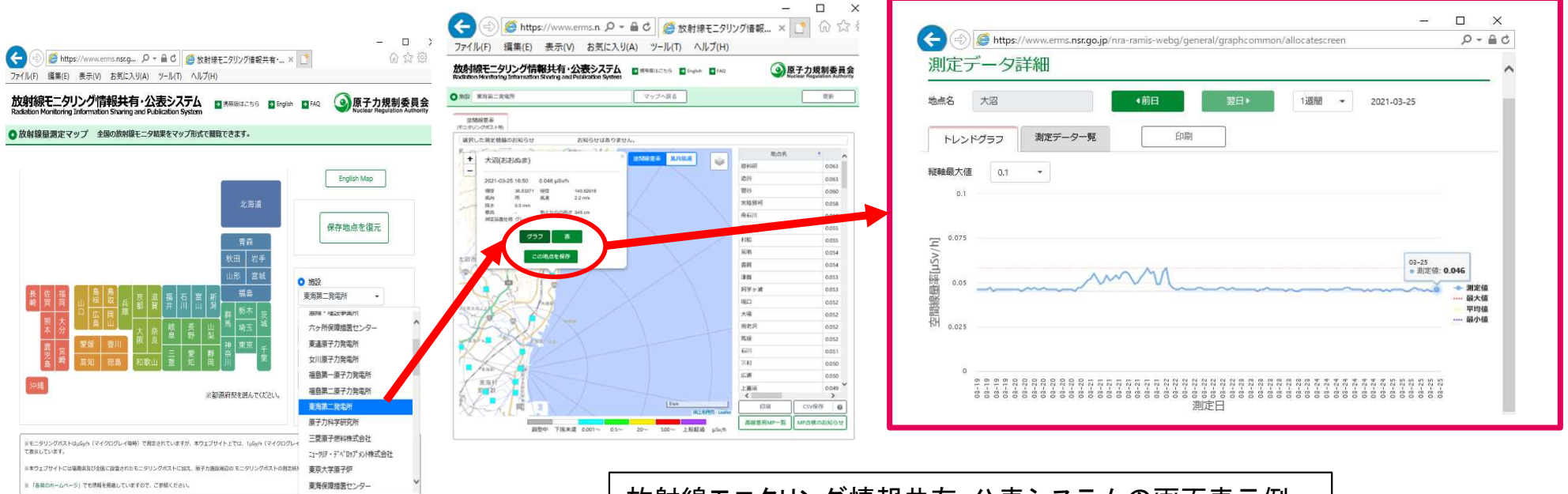
施策目標：V. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

目標達成度合いの測定結果：相当程度進展あり（令和2年度：相当程度進展あり）

判断根拠：測定指標を概ね達成したため。 S:0、A:6、B:2、C:0、D:0

【原子力規制庁による自己評価(続き)】

➤ 放射線モニタリングの実施 A



【原子力規制委員会による指摘】

○当初の目標である月に1回の訓練を実施することができなかったことが理由でC評価とするのは、コロナ禍の状況もあるので、評価が厳しすぎるようにも思う。

⇒より現実的な目標設定に見直す。

【今後の取組(抜粋)】

- 原子力災害対策指針の継続的な見直し
- 放射性同位元素等規制法の審査ガイド等の整備の実施

令和3年度実施施策に係る政策評価書(案)

施策名		1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実					施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2021	政策評価実施時期	2022年8月		
施策の概要		<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の継続的改善、諸外国及び国際機関との連携・協力等を図る。 人材の確保・育成に努め、常に問いかけ続ける組織文化の育成・維持を図る。 					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2021				
達成すべき目標		<p>以下の取組を計画どおり実施することにより、独立性・中立性・透明性が確保され、原子力規制委員会の組織体制が十分なものとなることを目標とする。</p> <p>(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (2)規制業務を支える業務基盤の充実 (3)職員の確保と育成</p>					担当部局・作成責任者名	長官官房 黒川 陽一郎 総務課長、吉野 亜文 監査・業務改善統括調整官、村田 真一 広報室長、一井 直人 国際室長、足立 敏通 情報システム室長、田口 達也 人事課長、河原 雄介 参事官(会計担当)、湯本 淳 法令審査室長、平野 大輔 参事官(法務担当) 技術基盤グループ 遠山 真 技術基盤課長 放射線防護グループ 新田 晃 放射線防護企画課長、中村 振一郎 安全規制管理官(核セキュリティ担当) 原子力規制部 金城 慎司 原子力規制企画課長 原子力安全人材育成センター 迎 隆 原子力安全人材育成センター副所長				
政策体系上の位置付け		原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること						担当部局・作成責任者名				
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)		区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			令和3年度			
		当初予算(a)	1,965	1,946	3,035	3,056			2,818			
		補正予算(b)	107	0	0	0			0			
		繰越し等(c)	▲105	63	0	▲99	39					
		合計(a+b+c)	1,967	2,009	3,035	2,957	2,857					
		執行額(百万円)	1,580	1,724	2,653	2,310	2,330					
定量指標		基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由 及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		達成		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
1	原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践(会議等の公開の割合) 【PDCA管理番号:1.(1)】	- (-)	100%	100%	100%	100%	100%	意思決定過程の透明化を図るためには、常に議論の場を公開することが必要である。このため、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたかを目標とする。		A		
2	原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践(ホームページのウェブアクセシビリティの確保) 【PDCA管理番号:1.(1)】	- (-)	A※	A※	A※	A※	A※	行政の透明性の確保や積極的な情報発信のためには、情報セキュリティを確保しつつ国民に必要な行政情報をわかりやすくホームページ上で公開することが必要である。このため、総務省の提示する「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」に基づき、ホームページ等の利用のしやすさの指標でもある高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、等級A以上(※運営者が管理・制御できない第三者によるコンテンツを除く)を達成できたかを目標とする。		A		
3	職員の確保と育成(定数に対する実員数の割合) 【PDCA管理番号:1.(3)】	- (-)	-	-	-	95%	95%	新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足することにより、組織運営の安定性を確保することが必要である。このため、定数に対する実員数の割合95%を目標とする。		B		
			95.8%	93.6%	95.4%	94.3%	92.6%					

4	職員の確保と育成 (新規採用者に占める女性割合) 【PDCA 管理番号: 1. (3)】	-	-	-	-	35%		男女共同参画社会の実現に向けて、「第 5 次男女共同参画基本計画」に定める政府全体の目標を踏まえ、新規採用者の女性割合を 35%以上とすることを目標とする。	B
5	職員の確保と育成 (研修の年間受講者延べ人数) 【PDCA 管理番号: 1. (3)】	-	-	-	2500 人	2500 人		職員の育成に当たり、行政事務能力と原子力規制に必要な専門的能力とのバランスがとれた研修を実施することが必要である。このため、適切な研修実施のため年度研修計画を作成し、研修の年間受講者延べ人数 2500 人を目標とする。	A
	定性指標	年次報告内の 実績記載状況	施策の進捗状況の評価					達成	
6	令和 3 年度重点計画に定める原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号: 1. (1)】	第 1 章第 1 節	<p>(独立性・中立性・透明性の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会は、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」に基づき、定例会及び臨時会議を開催し、科学的・技術的見地から徹底した議論のもとで意思決定を行った。また、原子力規制委員及び原子力規制庁職員は服務規律に基づいた行動をとることができた。なお、これらの活動を行う際、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための対策も着実にいった。 令和 2 年度から始めたオンライン会議システム等を使った公開会合を今年度も安定的に継続できた。また、新たに原子力規制委員会と委員長会見でもオンライン会議システムを導入するため、その手法を確立、実施までを極めて短期間のうちに実現した。 被規制者との会議、面談等に係る録音の自動文字起こし結果については、課題・トラブルは無く、安定的にホームページで公開した。全庁的な運用に向けて、令和 4 年度に対象部門を審査部門の他、検査部門への拡大検討を行った。 令和 3 年 11 月 1 日に原子力規制委員会ホームページのリニューアル公開を行った。 令和 4 年 2 月 8 日に CMS サーバの過剰負荷によりシステム障害が発生し、2 時間程度システムを停止した。今後の安定的な運用が保たれるよう、再発防止策を取りまとめた。 原子力規制委員会の保有文書に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みを検討し、原子力規制委員会アーカイブ検索システム「N-ADRES」の次期公開情報システムに必要な調査研究の仕様をまとめた。 審査結果についての説明映像や原子力規制委員会の取組の振り返りなど、東京電力福島第一原子力発電所事故から 10 周年の節目として制作した映像を 11 点公開した。また、福島第一原子力発電所 2 号機内部を撮影し、分かりやすい映像を公開した。 <p>(外部とのコミュニケーションの充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際アドバイザーと書面での意見交換を実施し、東京電力福島第一原子力発電所における ALPS 処理水に関する国民・近隣諸国の認識と理解の醸成方法及びセキュリティと情報公開のバランス等へのアドバイスを求めた。 米国 NRC、仏国 ASN、カナダ CNSC 等との二国間の枠組み、INRA、TRM 等の多国間の枠組みにおいて、東京電力福島第一原子力発電所における ALPS 処理水海洋放出決定に際しての原子力規制委員会の取り組みを中心に議論をした。 仏国 ASN との検査官交流プロジェクトについて、制度検討を開始した。 CEO との意見交換を計 8 回(令和 3 年 4 月 9 日中部電力、8 月 25 日東北電力、9 月 1 日四国電力、10 月 20 日 JAEA、12 月 8 日関西電力、12 月 15 日中国電力、令和 4 年 1 月 5 日九州電力、1 月 12 日日本原燃)、CNO との意見交換を 2 回(令和 3 年 6 月 10 日、10 月 15 日)開催した。CEO との意見交換においては、オンラインでの開催という今までにない方式であったが、原子力規制庁内関係部署において緊密に連携し、適切に開催することができた。また、令和 3 年度第 64 回原子力規制委員会(令和 4 年 2 月 9 日)において、発電用原子炉施設の審査における優先すべき対象などを議題として、オンライン会議システムの利点を生かして短時間の意見交換を機動的に開催することなど、CEO との意見交換の進め方について了承した。 九州電力玄海原子力発電所に関して、原子力規制委員と佐賀県知事をはじめとする地元関係者との意見交換及び玄海原子力発電所の視察の実現に向けて、佐賀県庁等の地方自治体や九州電力と調整を行った(開催目前で、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言等の発令により開催延期を決定。) 炉安審・燃安審の基本部会を計 4 回(令和 3 年 5 月 21 日、9 月 16 日、令和 4 年 1 月 14 日、3 月 15 日)開催した。令和 3 年 7 月 1 日付けで原子力規制委員会による審査委員の任命(委嘱期間: 令和 3 年 7 月 1 日～令和 5 年 6 月 30 日)を行い、原子力規制委員会の判断に対する客観的な助言を行う体制を整えた。希望する審査委員による検査現場の視察を計 3 回(令和 3 年 12 月 17 日、令和 4 年 1 月 6～7 日)に実施した。 ATENA との面談を計 46 回(令和 3 年 4 月 2 日、4 月 16 日、4 月 22 日、4 月 27 日、5 月 13 日、5 月 18 日、5 月 21 日、5 月 27 日、6 月 2 日、6 月 11 日、6 月 17 日、6 月 24 日、7 月 9 日、7 月 16 日、7 月 29 					A	

			<p>日、7月30日、8月4日、8月6日、8月20日、8月30日、9月3日、9月7日、9月10日、9月16日、9月30日、10月4日、10月6日、10月26日、10月28日、11月9日、11月11日、11月18日、12月2日、12月14日、12月28日、令和4年1月21日、1月26日、2月14日、2月17日、2月18日、3月1日、3月3日(2件)、3月16日、3月25日(2件))実施し、必要な情報交換を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年5月10日に地域連絡調整室を設置し、地方公共団体からの要望などの一元的な窓口を担う体制を構築し、地方公共団体からの規制活動に係る説明要請等に的確に対応できた。 ・中国電力島根原子力発電所2号炉の設置変更許可に関する規制活動の説明について、関係自治体の議会等計24回(令和3年10月5日松江市長、副市長への説明、松江市議会、10月6日島根県知事への説明、島根県議会、10月7日鳥取県原子力発電所周辺環境安全対策協議会、10月8日鳥取県議会、10月11日雲南市議会・雲南市原子力発電所環境安全対策協議会、10月12日島根県原子力安全顧問会議、出雲市議会、10月15日松江市原子力発電所環境安全対策協議会、10月23日住民説明会(松江市)、10月24日住民説明会(出雲市)、住民説明会(米子市)、10月29日住民説明会(松江市)、10月30日住民説明会(松江市)、住民説明会(境港市)、10月31日住民説明会(雲南市)、11月6日住民説明会(安来市)、11月7日住民説明会(松江市)、11月8日鳥取県原子力安全顧問会議、鳥取県原子力安全対策合同会議、11月11日米子市議会、11月12日境港市議会、11月24日住民説明会(米子市))対応した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、一部オンライン会議システムを用いて対応した。 ・首長からの要望対応に計7回(令和3年5月21日新潟県市町村研究会(長岡市長、新潟市長、上越市長)、6月14日愛媛県知事、6月24日島根県知事、11月18日原子力発電関係道県議会議長協議会、11月26日島根県知事、12月24日全国原子力発電所所在市町村協議会、令和4年2月17日松江市長)、各種会合に計15回(令和3年5月25日福島県廃炉安全監視協議会、6月2日柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会、6月24日被ばく医療総合研修センター開所式典、7月9日佐賀県原子力安全専門部会、7月26日岐阜県原子力防災対策研究会、8月19日新潟県市町村研究会サマースクール、9月9日福島県廃炉安全監視協議会、10月22日原子力発電関係団体協議会担当課長会議、11月10日柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会情報共有会議、12月8日青森県原子力政策懇話会、12月22日滋賀県原子力安全対策連絡協議会、12月23日鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会、令和4年1月12日柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会、1月20日川内原子力発電所の運転期間延長の検証に関する分科会、3月25日廃炉安全確保県民会議)対応した。 ・以下の審査に係る地元説明会等に参加し、審査結果等の説明を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○福井県議会全員協議会(関西電力株式会社高浜発電所1,2号炉及び美浜3号炉の新規制基準適合性等に係る審査結果について)(令和3年4月19日) ○福島県廃炉安全協議会(東京電力福島第二原子力発電所1~4号炉の廃止措置計画認可に係る審査結果について)(令和3年5月25日) ○佐賀県原子力安全専門部会(九州電力玄海原子力発電所3,4号炉の使用済燃料乾式貯蔵施設設置に係る設置変更許可の審査結果について)(令和3年7月9日) ○小浜市環境安全対策協議会(関西電力大飯発電所3号炉の高経年技術評価等に関する保安規定変更認可に係る審査結果について)(令和4年3月29日) ・コールセンターを設置し、原子力規制委員会の取組等について適切に説明することができた。また、ホームページ受付フォームからの問合せ等に対しては、適切に回答することができた。 <p>(安全文化の育成・維持)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員向けの東京電力福島第一原子力発電所における現地研修を12月に実施した。事故対応経験者の講話については新規採用職員向け、中途採用職員向けの両研修に組み込んで開催した。 ・原子力安全文化の育成・維持に係るアンケート調査について、外部有識者の意見を取り入れ、民間企業等での同種の調査の設問も参考に、設問の構造化、個別の設問の見直し等の改善を行った。 ・令和3年度のアンケート調査結果や安全文化に関する活動状況と次年度の方針を、3月のマネジメントレビューで報告し、議論を行った。 ・庁内全体の交流を強化する新たな取組として、新システムの掲示板等を活用して様々なテーマで議論を行う仕組みについて検討を行った。 ・各課室の安全文化に関する活動内容を整理して全庁に展開し、今後の課室の計画立案の参考として活用する仕組みを実施した。 <p><u>核物質防護措置に係る審査基準の改正(平成31年4月)において核セキュリティ文化の必要性に関する教育について規定し、事業者に要求したことを受け、庁内において新規に着任した職員を対象に同教育を実施したが、核セキュリティ文化醸成に必要なコミュニケーション手法や研修の内容などについての検討が十分に行うことができなかった。(B)</u></p>	
7	<p>令和3年度重点計画に定める規制業務を支える業務基盤の充実に係る各種の取組の進捗状況</p> <p>【PDCA 管理番号：1.</p>	<p>第1章第2節</p>	<p>(マネジメントシステムの定着)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・27の主要プロセス毎のマニュアルのうち、24のマニュアル策定が令和3年度中に策定された。未策定分については令和4年度早々に策定される予定。 ・原子力規制委員会マネジメント規程に基づき、要改善事項及び是正処置の管理に基づく業務の改善を実施した。令和3年度の新既報告は29件であった。(令和4年2月21日まで) 	<p>A</p>

<p>(2)】</p>		<p>(国際協力の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OECD/NEA や IAEA 等の国際機関における各種会合への出席や専門家の派遣を通じて、海外の原子力安全に関する知見の収集を行うとともに、我が国の知見・経験の国際社会への共有を図った。拠出金事業の企画立案・実施管理に関しては、任意拠出の実効性を高めるため、国際機関と調整を行い、拠出金の適正な管理に努めた。 ・原子力安全条約については国別報告書作成の準備を進め、廃棄物等合同条約については各国からのレビュー及び質問回答を行った。 ・IAEA の原子力安全基準について、結果として我が国の規制へ反映を検討すべき知見は無かったが、2回の NUSSC 会合を通じてその策定・見直しの審議に参加した(令和3年度はドラフト文書19件、文書策定企画書(DPP)4件を審議)。 ・米国 NRC、仏国 ASN、カナダ CNSC 等との二国間の枠組み、INRA、TRM 等の多国間の枠組みにおいて、東京電力福島第一原子力発電所における ALPS 処理水海洋放出決定に際しての原子力規制庁の取り組みを中心に議論をした。 ・仏国 ASN との検査官交流プロジェクトについて、制度検討を開始した。 ・核セキュリティに関する基本原則及び核セキュリティ勧告文書(INFCIRC/225/Rev.5、他)の改訂の検討並びに核セキュリティ・シリーズ及び関連文書のレビューに係る核セキュリティ指針委員会(NSGC)による議論に貢献した。 ・内部脅威の緩和に係る国際イニシアティブ(INFCIRC/908)の国際作業グループの運営委員として、運営委員会会合、セキュリティ文化作業グループ活動、アウトリーチ活動、地域活動での議論を通して、内部脅威の緩和の取組を国際的に促進する活動に貢献した。 ・改正核物質防護条約の締約国会議に向けて開催された地域会合等に参加し、議論に貢献した。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、国際会合の延期や開催形態の変更等が生じたが、オンラインで開催された各種の国際会合(IAEA、OECD/NEA、ICRP)に参加し、我が国の放射線防護及び原子力災害対策に関する知見を発信するとともに、最新の動向や知見に係る情報を収集した。また、収集した情報を、原子力規制庁内で他部署を含め制度設計や基準策定を担当する者等と共有した。 ・オンライン会議で開催された欧州保障措置技術開発学会(ESARDA)(令和3年4月)等にも出席するとともに、日常的な IAEA との調整を通じて IAEA が要望する支援内容を確認し、対 IAEA 保障措置技術開発支援計画(JASPAS)等の枠組みを通じて必要な支援を行った。 	
		<p>(管理業務の確実な遂行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課室等の行政文書ファイルの管理シートの精査、執務室や書庫内の未登録文書の整理等を実施した。 ・共有ドライブ内の精査や体系化、電子決裁による意思決定、文書管理システムでの管理を進める等、電子的な文書管理を推進した。 ・新規/中途採用者研修及び総務省等の外部機関による研修サポート等を行い、適切な文書管理について周知を徹底した。また、全職員対象の e-ラーニング等を実施した。 ・公文書管理法上のルールや留意事項等を踏まえつつ、適正な管理が一体的・体系的に行えるよう検討するとともに、適正な管理を確実に行うための注意喚起を実施した。 ・組織の持つ能力を最大限に発揮し、組織の機能が中長期的に持続可能となるよう体制の見直しを行い、令和4年度に向け、原子力施設におけるテロ対策に係る原子力規制検査体制、東京電力福島第一原子力発電所における ALPS 処理水の海洋放出への対応体制及び放射線防護に係る研究体制の強化のために、定員措置を行った。 ・全ての支出について適正な予算科目にて執行するとともに、予算残額等を見据えた適切な執行管理を行った。会計検査院の決算検査報告においても指摘事項はなかった。 ・新たな行政 LAN(Teams や Garoon)システムが導入されたことから、よりよいコミュニケーションツールとするため、各ツールの特徴を踏まえ、文書管理、運用ルールや設定方法等に係る調査・検証等を実施した。 ・また、公文書管理委員会及び同デジタル WG の議論を踏まえ、「公文書等の管理に関する法律施行令及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令」及び「行政文書の管理に関するガイドライン等」が改正されたことを踏まえ、原子力規制委員会行政文書管理規則等を改正した。 ・調達仕様どおりに職員がいつでも・どこでも業務を遂行できる環境を提供し、ワークライフバランスの実現に貢献するとともに、感染症の流行や大規模な災害が発生した場合においても、行政事務が遂行できる業務継続性を実現することを目的とするシステムの構築を行った。 ・情報システムの安定稼働を実現した。サイバーセキュリティ事案等の発生下においても変化に適切に対応し、庁内業務の確実な遂行に寄与した。 	
		<p>(訴訟事務及び法令審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会の所管に係る訴訟事務については業務量が増加しており、作業の期限が切迫した案件もあったものの、関係機関・関係部署との連携により、おおむね迅速かつ適切に対応できた。令和3年度中、4件の地裁判決、1件の高裁判決が言い渡された。52件の事件が係属中である。また、不服申立ては4件が裁決され、現在審理中のものは1件である。 ・訴訟対応に活用するため、論文の調査を実施した。また、専門家に対して意見書8通・報告書4通の作成を依頼し、令和3年度中に意見書6通・報告書4通を受領し、訴訟対応で活用している。 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・法令相談や法令改正の担当者に対して、事前に相談・改正概要をまとめさせ問題点や改正点を明確にした上で、対面やオンライン会議による打ち合わせ等の個別審査を密に行うことで、法令等の立案・運用の支援をした。 ・法令改正については改正の必要性を検討し、真に改正が必要な法令等の立案に注力できるように担当者を支援した。 ・法令等改正に係る個別審査を通じて法令立案に係る改善点を把握し、当該改善点をマニュアルへ反映することや、研修内容に組み入れることによって法令立案担当者の能力向上を図った。 	
8	<p>令和3年度重点計画に定める職員の確保と育成に係る各種の取組の進捗状況</p> <p>【PDCA 管理番号：1.(3)】</p>	<p>(高い倫理観の保持)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員及び中途採用職員向け研修において服務規律に関する講義を各1回実施するとともに、12月の国家公務員倫理月間においてeラーニング研修を実施した。そのほか、「夏季休暇及び年次休暇の取得促進」、「国家公務員倫理月間における取り組み」について周知を行った。また、職員からの公務員倫理及び服務規律に関する質問や相談に対して随時対応・指導を行った。 ・内部マネジメント会議を通じて超過勤務縮減に取り組むよう呼びかけたが、令和4年3月末時点において月45時間を超える超過勤務月数が7ヶ月以上となっている職員が74人であった。(B) ・令和3年4月1日以降に生まれた子を持つ男性職員19人のうち、58%(11人)が育児休業を取得した(令和4年3月31日時点)。 <p>(原子力規制人材の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員充足率については、令和3年度開始時点で95%であったところ、令和4年1月1日時点の定員充足率は目標値(95%)を下回る結果となった。新卒採用者に対する女性割合は34.6%となった。(B) ・障害者雇用率は2.69%となり、法定雇用率2.6%の達成を着実に維持している。 ・令和3年度第20回原子力規制委員会(令和3年7月14日)において、原子力規制人材育成事業の実績と今後の実施方針について了承し、令和3年7月から8月に原子力規制人材育成事業に係る公募を行った。審査の結果6件の採択を令和3年度第50回原子力規制委員会(令和3年12月8日)において、報告を受けた。また、令和3年9月から調査事業委託を実施し、事業効果の測定方法、効果的な事業の実施方法等について検討した。 <p>(原子力規制人材の育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月には17名が集中型教育訓練課程を修了し、令和3年5月から15名が集中型教育訓練課程の履修を開始している。令和3年11月には10名が分散型教育訓練課程の履修を開始した。また、令和4年1月までに143名の資格付与業務を行った。 ・教育訓練課程のカリキュラム検討会を実施し、カリキュラム及び指導方法を見直し、アンケート結果等から研修内容等の改善策を検討するスキームを整備するとともに、この取組をレビューするための仕組みを検討した。 ・分散型訓練生の任用資格付与のための取組として、細やかな個別指導を開始するとともに、一部講義を録画配信してより柔軟な受講が可能となるよう検討した。 ・総合職職員が原子力規制委員会の業務に幅広く対応できる知識を身に付けるため、令和4年度以降、検査官等の任用資格付与に係る5つの教育訓練に共通する事項を内容とする教育訓練制度を設け、履修させることとした。また、分散型教育訓練課程の履修を促進するため、資格取得までの中長期の計画を策定すること等の取組を導入することとした。 ・アクティブラーニングについての勉強会を実施し、アクティブラーニングを取り入れた研修を試行するとともに、同手法に対応した指導力向上のための研修を検討し、eラーニングを導入した。また、引き続きアクティブラーニング研修を実施する講師の指導力向上のために必要な研修を検討した。 ・資格審査業務等の円滑な実施について、口頭試問の全体工程確認のため受験対象者リスト及び口頭試問の実施スケジュールを定め、適確な進捗管理を実施した。 ・また、年度研修計画を策定し、実施状況等を踏まえ適宜適切に改正した。 ・一般職事務系職員が主に担うバックオフィス系業務について効果的に能力向上を図るため、力量管理制度を導入することとした。力量管理は令和4年度に試運用を行い、令和5年度の本格運用を目指すこととした。具体的には、力量管理シートを見直すとともに、これを用いて各課室の班や係等ごとにおいて習得すべき業務をより明確化し、既に開始されている任用資格制度と同様の力量管理を行うこととした。なお、力量管理制度の導入を踏まえ、力量管理のためのシステムの検討も開始した。 <ul style="list-style-type: none"> ・海外留学については、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度から渡航延期になっていた2名と令和3年度派遣予定だった1名の計3名のうち、2名(米国)は令和3年9月末までに、残り1名(英国)は10月上旬に渡航し、研究を開始した。また、令和4年度派遣予定者2名を選出した。 ・IAEAに5名、OECD/NEAに2名の職員を派遣した。また、新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度から海外機関(ONR)への渡航が延期となっていた職員1名の派遣を令和4年3月に派遣した。米国NRCについては継続的に調整を続け、令和4年4月目途にNRCへの職員派遣を予定している。 ・令和3年度第11回原子力規制委員会(令和3年6月2日)において、人材育成の基本方針を改定するとともに、原子力規制庁は、一般職技術系職員のモデルとなるキャリアパスイメージの報告を受けた。また、原子力規制庁は、令和3年度第44回原子力規制委員会(令和3年11月10日)において、総合職、一般職事務系職員のモデルとなるキャリアパスイメージの報告を受けた。 ・令和3年9月に希望調書に現在のポストの任用満足度(自己評価)を記載する欄を設けて記載を依頼した。令和3年10月に提出される調書を元に、調査結果を取りまとめた。調査結果から、年代毎の満足 	A

			<p>度が異なるため、人事課で今後の対応を検討するための議論を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用区分ごとにモデルとなるキャリアパスイメージを設定し、一般職技術系に向けた説明会を令和 3 年 10 月に 3 回、総合職及び一般職事務系に向けた説明会を令和 3 年 12 月から令和 4 年 1 月に計 4 回実施した。 ・ニーズの緊急性等、優先度を考慮しつつ、事務所及び本庁関係課室と情報共有のうえ課題解決を図った。 ・自然災害時の待機の際の備品等事務所内執務環境の整備について予算の範囲内で検討を進めている。 ・検査官会議や新たなシステム(グループウェア)を活用し、原子力規制事務所と活動の進捗を共有した。 ・研究系職員の人材育成及び研究環境整備のため、14 大学及び日本原子力研究開発機構(JAEA)等 4 法人と 20 件の共同研究を実施。研究系職員の能力向上を目的に JAEA 安全研究センターに 2 名の職員を出向。また、協力研究員として 5 名の職員を派遣。安全研究の公表活動として、NRA 技術報告 1 件、NRA 技術ノート 4 件、査読付き論文の公表 22 件ほかを行い、研究系職員の研究能力の向上に努めた。(令和4年 3 月 31 日現在) ・上期に実施について検討を行い、下期に日本学術振興会が提供する研究倫理の e-ラーニングを実施した。 	
投入人員【人】	PDCA 管理番号 1. (1)		61 人	
	PDCA 管理番号 1. (2)		116 人	
	PDCA 管理番号 1. (3)		90 人	
目標達成度合いの測定結果	各行政機関共通区分	B	判断根拠 一部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね達成したため	
評価・分析	<p>(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核物質防護措置に係る審査基準の改正により核セキュリティ文化の必要性に関する教育について明確化したことを受け、庁内において新規に着任した職員を対象に同教育を実施したが、核セキュリティ文化醸成に必要なコミュニケーション手法や研修の内容などについての検討を十分に行うことができなかったため、評価をBとした。 ・上記以外の項目については、計画時の目標を達成し、評価をAとした。 <p>(2) 規制業務を支える業務基盤の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画時の目標を達成し、評価をAとした。 <p>(3) 職員の確保と育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各職員の超過勤務の状況を把握し、内部マネジメント会議を通じて超過勤務の縮減に取り組むよう呼びかけたが、令和 4 年 3 月末時点において月 45 時間を超える超過勤務月数が 7 ヶ月以上となっている職員が 74 人であったため、評価を B とした。 ・定員に対する実員数の割合について、新規採用や中途採用を積極的に行うことで実員の増加を図ったものの、国家公務員受験者減少の厳しい状況の中、想定していた採用数に至らず、また、自己都合退職者も一定数いたことにより、目標値を下回ったため、評価を B とした。 ・新規採用者の女性割合について、内閣人事局主催の「女子学生震ヶ関インターンシップ」に参加することで、女子学生が原子力規制庁に官庁訪問をするきっかけを提供するとともに、性別に関係なく採用活動を実施しているものの、内定辞退や女性受験者の減少傾向のため、目標値を下回ったため、評価を B とした。 ・上記以外の項目については、計画時の目標を達成し、評価をAとした。 			
今後の取組の方向性	<p>(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践</p> <p>(独立性・中立性・透明性の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行うとともに、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立や独善に陥ることなく業務を行う。 ・独立した立場で科学的・技術的な見地から意思決定を行うとともに、規制に関わる情報の開示を徹底する。 ・オンライン会議システム等の手法を活用した公開会合について、透明性確保の観点からインターネット配信の継続性の維持・品質向上を図る。 ・原子力規制庁職員と被規制者との面談内容の自動文字起こしについて、自動文字起こし結果をホームページに公開するとともに、公開対象の拡充を図る。 ・ホームページ上での情報公開にあたっては、誰もが利用しやすいホームページとするために、ウェブアクセシビリティに配慮する。 ・原子力規制委員会アーカイブ検索システム「N-ADRES」について、次期システム構築ではホームページに掲載された資料だけでなく、公開可能な資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みを確立することで、統合的な検索性と利便性の向上を図る。 ・原子力規制委員会の結果概要及び決定・了承事項をホームページに掲載する等の取組や東京電力福島第一原子力発電所事故調査の映像公開等、原子力規制委員会の取組に関するコンテンツの作成・公開を行う。 ・情報公開法に基づく開示請求に対し、適切な情報開示を行う。 <p>(外部とのコミュニケーションの充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会の取組等について、適切に説明を行う。また、問合せに適切に回答する。 ・国際アドバイザーとの意見交換のほか、二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集する。 ・CEO、CNO 等との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換を行う。特に、オンライン会議システムを活用し、短時間の CEO との意見交換を機動的に行う。 ・事業者の継続的な改善を維持発展させるため、被規制者向け情報通知文書(NRAInformation Notice(NIN))を発出する。 ・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を随時開催する。 ・地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方を継続的に検討し、必要に応じて実行する。 			

<p>(安全文化の育成・維持)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員が東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を学ぶための現地研修を実施する。また、新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修の中で、東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者の講話を組み込む。 ・組織文化に係るアンケート調査の結果を深掘りし、問題点を明確化して具体的な改善策につなげていくため、庁内横断的に職員との対話を行う。 ・核セキュリティ文化醸成に向けて、職員への研修の着実な実施及び事業者への必要な助言を行う。 ・事業者の核セキュリティ文化醸成の取組の評価に資するよう、核物質防護における国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を継続的に実施する。
<p>(2)規制業務を支える業務基盤の充実</p> <p>(マネジメントシステムの定着)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度のマネジメントレビューの結果も踏まえ、マネジメントシステムの適切な運用を行い、継続的改善に取り組む。 ・要改善事項等に関する活動から組織横断的に教訓をくみ取り、さらなる業務改善に活かすため、要改善事項に関する横断的分析や具体的事例の研修教材への活用などの取組を行う。 <p>(国際協力の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際業務の改善の一環として、海外情報の共有等の業務について、全庁横断的な国際業務のサポート体制を確立し、継続的に実施する。 ・関連条約への対応、IAEA 安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際社会における原子力安全向上への貢献につなげる。 ・国際機関、二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集するとともに、拠出金の適正な管理、重要度に応じて原子力規制庁内における情報共有、フォローアップを徹底する。 ・IAEA や OECD/NEA 等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する。 ・IAEA の安全基準や ICRP 等の文書の翻訳を進め、ホームページで公開する。 ・IAEA 安全基準の策定・見直しや国際会合への参画等を通じて収集・共有され、得た最新の動向や知見について、我が国の原子力規制の継続的改善につなげる。 ・我が国の核セキュリティの継続的改善に資するため、改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な議論への対応、IAEA 核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しへの参画等を行う。 ・緊急時の準備と対応に関する IAEA 等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する。 ・保障措置に関する各種国際会議への参加や、IAEA に対する保障措置技術開発支援等を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図るとともに、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献する。 <p>(管理業務の確実な遂行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政文書管理に係る適切な人員配置を行い、共有フォルダにおける体系的管理及び電子決裁による意思決定、文書管理業務のシステム化の検討等により行政文書の電子的管理を推進する。 ・行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施するための研修等を適切に実施する。 ・適切な機構・定員要求等を通じ、中長期的な視点で、将来も含めた業務の必要に応じた原子力規制庁の組織構成及び人員配置等の資源配分の見直しを行う。 ・情報システムの安定的な運営を行う。 ・会計法令及び関係規程類に則って、予算の効果的かつ効率的な執行に努める。 <p>(訴訟事務及び法令審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訴訟事務や不服申立て事務について、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に対応するとともに訴訟や不服申立ての増加等の状況を慎重に見極め、業務の遂行体制や事務作業の効率化・見直しを図っていく。 ・訴訟及び不服申立てに適切に対応するため、継続的・組織的に新しい知見の収集・調査を行う。 ・所管行政が法的に適正に行われ、かつ、制度的な改善が弾力的かつ円滑に行われるよう、法令等の立案及び運用に係る改善すべき点を把握し、長官官房における審査等を通じて、各部署の着実な法令等の立案・運用を支援する。また、必要に応じてマニュアル等の作成及び見直しを行い、庁全体の立案技術の向上を図る。
<p>(3)職員の確保と育成</p> <p>(高い倫理観の保持)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員が国家公務員としての高い倫理観を保持し、規律を守るため、研修や幹部メッセージの発出等を引き続き行い、その効果や対応状況を把握し、個別対応が必要となる職員への指導監督を行う。 ・職員の仕事と生活の調和が図られるよう、ワークライフバランスに関する職員の世代別ニーズを把握し、ニーズに応じた説明会を開催するとともに、新行政 LAN システムを活用したワークライフバランスの各種施策のさらなる検討を実施する。 <p>(原子力規制人材の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材の確保については、新卒採用の促進に資するよう積極的に説明会を行うとともに、新卒者・経験者採用等を適切に実施し、厳選して選考を行う。 ・原子力規制人材育成事業については、行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘事項等を踏まえ、令和4年度の新規採択を行い、継続事業を実施するとともに、事業の実績を適切に把握する。 ・職員の多様性への配慮及びメンタルヘルスに関する研修の提供や、男女共同参画の機会の増進を図る。 <p>(原子力規制人材の育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の国際活動に係る力量向上に全庁的に取り組む。なお、新型コロナウイルス感染症により海外機関等に派遣できなかった職員については、可能な限り派遣することができるよう調整する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、職員が現に就いているポストで自己の能力が発揮できている度合いを調査する。 ・調査結果などで示された、職員のキャリアパスに対する不安等について、それらを取り除くために、令和3年度に策定した職員のキャリアパス説明会をより多くの参加者が得られるよう努め、夏の異動前に引き続き実施する。 ・平成30年度に開始した検査官等の資格に係る教育訓練課程に係る研修等を着実に実施し、力量管理及び知識管理を更に推進する。また、研修の質の向上に向けた令和3年度の試行結果を踏まえ、可能なものから教育訓練課程にアクティブラーニングを取り入れる。また、講師のアクティブラーニングに係る指導力向上のための研修を実施する。 ・令和5年度の本格運用を目指し、力量管理シートを使用したバックオフィス系業務を担う職員の力量管理の試運用を開始する。 ・原子力規制事務所からのニーズ(問題点・課題)を収集し、類型化・担当部署の特定をするとともに、優先順位を付け計画的に課題解決を図る。 ・安全研究の実施や研究人材の育成に当たり、研究倫理や研究者として基本的な姿勢について遵守する取組を行う。 ・分散型訓練生のための講義の録画配信を開始する。
学識経験を有する者の 知見の活用	<p>令和4年度第1回原子力規制委員会政策評価懇談会(令和4年7月19日)</p> <p>令和4年度原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合</p>
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	<p>令和3年度マネジメントレビュー(第2回)(令和3年度第70回原子力規制委員会(令和4年3月9日)了承)</p> <p>令和3年度原子力規制委員会年次報告(令和4年6月7日閣議決定、国会報告)</p>

令和3年度実施施策に係る政策評価書(案)

施策名	2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化					施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2021	政策評価実施時期	2022年8月
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。 最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外の情報の収集を行う。 原子炉等規制法に係る規制について継続的に改善する。 					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院 附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2021		
達成すべき目標	<p>次の取組を計画どおり実施することにより、原子力利用の安全が確保され、原子力規制に係る技術基盤が強化されることを目標とする。</p> <p>(1)原子炉等規制法に係る規制の実施 (2)安全研究の推進と規制基準の継続的改善 (3)改正原子炉等規制法の着実な施行 (4)規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応</p>					担当部局・作成責任者名	<p>技術基盤グループ 遠山 真 技術基盤課長、田口 清貴 安全技術管理官(システム安全担当)、舟山 京子 安全技術管理官(シビアアクシデント担当)、萩沼 真之 安全技術管理官(放射線・破棄物担当)、川内 英史 安全技術管理官(地震・津波担当)</p> <p>原子力規制部 金城 慎司 原子力規制企画課長、渡邊 桂一 安全規制管理官(実用炉審査担当)、志間 正和 安全規制管理官(研究炉等審査担当)、長谷川 清光 安全規制管理官(核燃料施設審査担当)、内藤 浩行 安全規制管理官(地震・津波審査担当)、武山 松次 検査監督総括課長、杉本 孝信 安全規制管理官(実用炉監視担当)、大向 繁勝 安全規制管理官(核燃料施設等監視担当)、高須 洋司 安全規制管理官(専門検査担当)</p>		
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること								
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)	区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		令和3年度		
	当初予算(a)	8,955	9,144	9,079	9,798	9,494			
	補正予算(b)	188	209	145	0	0			
	繰越し等(c)	422	▲130	▲265	128	538			
	合計(a+b+c)	9,564	9,224	8,958	9,926	10,032			
	執行額(百万円)	8,191	7,919	7,426	8,109	8,398			
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由 及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
		年度ごとの実績値							
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
1	原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数 <アウトカム指標>	- (-)	0	0	0	0	0	原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務であるため。 (原子力災害対策特別措置法第10条の通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を開始する必要がある段階のもの。同法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)	A
2	原子力災害対策特別措置法第15条による通報件数 <アウトカム指標>	- (-)	0	0	0	0	0	原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務であるため。 (原子力災害対策特別措置法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)	A
3	公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数 <アウトカム指標>	- (-)	0	0	0	0	0	原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務であるため。 (原子力災害対策特別措置法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)	A
定性指標	年次報告内の実績記載状況	施策の進捗状況の評価					達成		
4	令和3年度重点計画に定める原子炉等規制法に係る規制の実施に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号:2. (1)】	第2章第1節	(原子炉等規制法に係る規制の実施) ・新型コロナウイルス感染症の影響下における審査会合及びヒアリングについては、原子力規制委員会の対応方針を踏まえつつ、原子力規制庁内関係部署と連携し、Webex等を用いたオンライン会議形式や書面審査により実施した。令和3年度は、実用発電用原子炉については計88回の審査会合及び計2回の書面審査を実施した。また、地質の審査においては、現地調査を実施し、現地調査を踏まえた今後の確認事項をまとめるなどして、長期化している審査の進捗を確実に進めた。					A	

・令和 3 年度は、原子力規制委員会の決定に基づき、設置変更許可申請に係る審査書案に対する一般からの科学的技術的意見の公募を 1 件実施し、寄せられた御意見等に対する考え方を丁寧に取りまとめるとともに、その結果を審査書案等に適切に反映した。

・審査漏れの防止や地震・津波等に関する新規規制基準適合性審査で確認した事項を整理するため、審査内容を基に、東北電力女川原子力発電所 2 号炉(令和 2 年 2 月 26 日原子炉設置変更許可)、日本原燃六ヶ所再処理事業所(令和 2 年 7 月 29 日事業変更許可)、日本原燃廃棄物管理事業所(令和 2 年 8 月 26 日事業変更許可)、日本原燃 MOX 燃料加工施設(令和 2 年 12 月 9 日事業変更許可)及びリサイクル燃料貯蔵リサイクル燃料備蓄センター(RFS)(令和 2 年 11 月 11 日事業変更許可)の地盤、地震動、津波及び火山の評価に係る確認事項を取りまとめ公表した。現在、中国電力島根原子力発電所 2 号炉(令和 3 年 9 月 15 日原子炉設置変更許可)、日本原子力研究開発機構(JAEA)高温工学試験研究炉(HTTR)(令和 2 年 6 月 3 日原子炉設置変更許可)の確認事項を取りまとめている。

・輸送の設計承認の審査にあたっては、確認事項を都度作成し、審査知見の管理を行った。

・JAEAの NSRR(原子炉安全性研究炉)の設工認審査漏れを受けて作成した、許可申請書に記載されている設備等と設工認における要求事項との対応表等を活用し、JAEAの STACY(定常臨界実験装置)の審査を終了した。今後も継続的に活用する。

・令和元年 5 月に申請のあった KUCA(京都大学臨界集合体実験装置)の設置変更承認について、審査書を取りまとめ、令和 3 年度第 75 回原子力規制委員会(令和 4 年 3 月 30 日)で決定した。

・JAEAの常陽の審査の進め方について、これまでの審査会合等における議論を踏まえ、令和 3 年度第 10 回原子力規制委員会(令和 3 年 5 月 26 日)、令和 3 年度第 15 回原子力規制委員会(令和 3 年 6 月 23 日)及び令和 3 年度第 68 回原子力規制委員会(令和 4 年 2 月 24 日)で報告を受け、その内容について審議した。

・要改善事項の処理として、処理中案件(事業者からの申請に対し、添付資料漏れに気づかずに処分していたことなど)の管理等の是正処置を実施した。

・審査に関する原子力規制委員会決定文書の策定経緯及び内容を共有するため、試験炉、研開炉及び再処理施設の審査業務マニュアルについて、令和 4 年 3 月に更新した。あわせて、審査担当者の異動時に内容の周知を行った。今後も継続的に実施する。

・京都大学複合原子力科学研究所臨界実験装置における設置変更承認申請において、添付資料漏れに気づかずに処分をしていたことが判明し、点検を行った結果、合計 17 件の類似事例の発生を確認した。今後、審査において同様の不備が起こらないよう是正処置を進める。

・輸送に係る令和 2 年度の審査経験を反映させた「審査業務の流れ」を令和 3 年 6 月に改訂し、HP に直ちに公開した。

・標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う基準地震動の変更の要否について、事業者から変更不要との文書提出があった 8 施設に対して、施設ごとの立地特性を踏まえた追加の検討を求めるなど厳正に審議した。また、効率的に進めるため、既許可施設と同様の分担の 2 つのグループにおいて審議を進め、地震・津波研究部門も含めた審査部門内にて審議における論点等に関する意見交換を行った上で会合を開催した。その結果、設置変更許可に係る審査と並行しつつ迅速に審議を行うことができ、7 施設について基準地震動の変更が不要、1 施設については基準地震動の変更が不要とは認められないとの判断を行った。(S)

・原子力規制検査を所定のガイドを用いて概ね年度の検査計画どおりに実施した。一部の検査については、新型コロナウイルス感染症の影響や事業者との調整等を踏まえ、令和 4 年度以降に延期することを含め、実施時期を柔軟に見直した。

・令和 3 年度第 1 四半期～第 3 四半期の検査で特定した検査気付き事項のうち、26 件を検査指摘事項と評価した。検査気付き事項の評価においては、毎日の事務所と監視部門のオンライン会議に加え、必要に応じて個別事案ごとにオンライン会議を開催し、事務所検査官と専門的な知識を有する検査官で評価した。また、規制措置等が必要な事案については、重要度評価・規制措置会合を 5 回開催し、3 件の事案について「SLIV(通知あり)」と評価した。

・敦賀 2 号機のボーリング柱状図データ書き替え問題について、日本原子力発電の審査資料作成の信頼性を確保するための業務プロセスが、審査資料の信頼性を確保するには十分なものではない旨の検査結果を令和 3 年度第 43 回原子力規制委員会(令和 3 年 11 月 2 日)で報告を受け、今後事業者の改善活動が終了した段階で引き続き検査を行う予定としている。

・原子力規制庁は東京電力柏崎刈羽原子力発電所における追加検査の実施にあたり「追加検査チーム」を令和 3 年 4 月 22 日に設置し、追加検査(フェーズ I)を実施した。原子力規制委員会は検査の実施方針の報告を受けた。具体的には、当該サイト及び東京電力本店において検査を行い、その状況について 4 度、原子力規制委員会(令和 3 年 6 月 16 日(第 14 回)、6 月 30 日(第 18 回)、7 月 21 日(第 22 回)、9 月 15 日(第 33 回))において報告を受けた。

・フェーズ I で把握した内容及び東京電力の報告書を踏まえ、令和 3 年 10 月 20 日(第 39 回)に検査計画を原子力規制委員会で原子力規制庁から報告を受け、フェーズ II の検査に移行した。また、実施状況について 5 度、令和 3 年度第 43 回原子力規制委員会(令和 3 年 11 月 17 日(第 46 回)、12 月 22 日(第 55 回)、令和 4 年 1 月 19 日(第 61 回)、2 月 16 日(第 66 回)、3 月 30 日(第 76 回))

			<p>で報告を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度において、実用発電用原子炉に係る安全性向上評価届出を8件受理し、このうち4件の確認を完了するとともに、残り4件の内容について確認しているところ。なお、このうち関西電力大飯発電所4号炉の安全性向上評価届出については、原子力規制委員会として初めて電子申請等の手続を利用して受理した。 ・令和2年12月及び令和3年3月の実用発電用原子炉の安全性向上評価の継続的な改善に係る会合において、特定重大事故等対処施設の扱い、PRAの高度化等に関して事業者と意見交換を実施するとともに、令和3年度第12回原子力規制委員会(令和3年6月9日)においてその結果の報告を受けた。 ・審査会合後に会合ラップアップに係る事業者面談を行い、審査会合における指摘事項、問題意識等の相互確認による事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させた。 ・検査制度に関する意見交換会合を開催し、新検査制度における事業者の取組みや改善措置活動(GAP)の運用状況について議論を行った。 ・令和3年度第39回原子力規制委員会(令和3年10月20日)において、日本版インフォメーション・ノーティス制度を新設する場合の具体的な制度の骨子案について諮り、令和3年度第58回原子力規制委員会(令和4年1月12日)において、名称及び発出要領について報告を受けた。 ・原子炉等規制法に基づく法令報告事象(特定原子力施設を除く)については、以下のとおり対応した。また、事故トラブル事象から得た教訓については、必要に応じ、他施設も含め適切に反映されているか事業者等の対応を確認している。 <ul style="list-style-type: none"> ○令和4年3月30日に発生した高浜発電所3号機での蒸気発生器の伝熱管の損傷に係る法令報告事象については、事業者の原因究明と再発防止策に対する評価を行っている。今後、原子力規制委員会にその結果を報告する予定である。 ○令和3年10月12日に発生した東芝マテリアルにおける核燃料物質等の管理区域外での漏えいに係る法令報告事象については、令和3年度第47回原子力規制委員会(令和3年11月24日)で対応方針を了承した。令和4年度に原因と再発防止策等について、原子力規制庁から報告を受ける予定である。当該事象等に関しては、政令41条非該当使用者に対する説明会(令和3年12月20日)等で情報の水平展開を行った。 ○令和3年8月4日に発生した大飯発電所3号機での循環水管からの海水漏れに伴う発電機出力低下の法令報告事象については、原子力規制庁から関西電力の報告書や原子力規制事務所が収集した情報を踏まえ、令和3年度第25回原子力規制委員会(令和3年8月18日)に対応方針C(年度明けに評価報告)で対応する旨報告があった。その後、原子力規制庁が本事象に対して検査を進めた結果、重要度「緑」深刻度「SL IV」の検査指摘事項と評価したため、令和3年度第65回原子力規制委員会(令和4年2月16日)において、令和3年度第3四半期の原子力規制検査等の結果と合わせて法令報告事象の評価の報告を受けた。 ○令和2年4月13日に発生した東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センターにおける排気筒の倒壊に係る法令報告事象については、令和3年度第5回原子力規制委員会(令和3年4月21日)にて、原因調査及び再発防止策が妥当と判断する評価を行った。当該法令報告事象に関しては、政令41条非該当使用者に対する説明会(令和3年2月26日)等で情報の水平展開を行った。 	
5	<p>令和3年度重点計画に定める安全研究の推進と規制基準の継続的改善に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号:2.(2)】</p>	第2章第2節	<p>(最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週金曜日の技術連絡会でGITFを開催し、最新知見に関する議論を行うとともに、その結果のフォローアップを行った。令和3年度は5件の「要対応技術情報(案)」を技術情報検討会で検討した。 ・JpGU Meeting 2021、日本地質学会学術大会等へ参加し、地震・津波等に関する知見を収集し、新規規制基準適合性審査に関連する知見を整理してその内容を原子力規制庁内関係者へ共有した。 ・日本建築学会大会、日本地質学術大会、日本地震学会秋季大会等に対し、耐震設計等に関する新規規制基準適合性審査に関連する知見についてスクリーニングしてその内容を原子力規制庁内関係者へ共有した。 ・審査経験を踏まえて抽出した今後必要となる知見等については、安全研究ニーズとして技術基盤グループに登録がされており、それに基づき安全研究を進めている。その安全研究に係る中間報告や研究の取りまとめ方針について技術基盤グループと地震・津波審査部門で情報交換を行い、認識の共有化を図った。 ・内閣府「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルの検討について(概要報告)」に関して公開されたデータを用いた分析結果について、技術基盤グループで作成した技術情報検討会(令和3年4月14日)資料の分析結果を、技術基盤グループと地震・津波審査部門で情報交換し、新規規制基準適合性審査において取り扱う必要があることを確認した。また、炉安審及び燃安審地震・津波部会(令和3年5月18日)にも報告し、新規規制基準適合性審査での取扱い等について助言を受けた。 ・「千葉県の太平洋岸での歴史記録にない津波の痕跡を発見」(産業総合研究所令和3年9月3日発表)について、関連する知見を整理し、新規規制基準適合性審査において反映すべき知見かどうかを整理した。整理した内容について、情報交換会議等を通じて技術基盤グループと地震・津波審査部門で意見交換を行い、技術情報検討会資料へ反映した(令和3年10月14日)。 	A

<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制庁職員の能力向上に資する勉強会として、内郭防護に係る情報連絡交換会(令和3年4月23日)、火山活動評価(令和3年10月26日)並びに活断層及び古海洋調査をテーマにした座談会(令和3年6月22日)を実施した。 ・NRA技術報告「野島断層年代測定手法」に係る説明会(令和3年12月20日)に参加し、OSL等の定量的な年代評価にあたっての技術的な課題等の審査上の留意点について、審査に必要な知見を深めた。 ・技術基盤グループで行われている安全研究のうち、「津波地震による津波の特性化波源モデルの設定方法」に係る説明会(令和4年2月22日)に参加し、津波レシピの知見を考慮する必要性の整理及び適用する際の留意点等について、審査に必要な知見を深めた。 ・九州電力が実施した「川内原子力発電所及び玄海原子力発電所 火山活動のモニタリング評価結果(2020年度報告)」について、第10回炉安審・燃安審原子炉火山部会(令和3年10月1日)において評価結果を取りまとめた。また、当該部会の概要について、令和3年度第65回原子力規制委員会(令和4年2月16日)で報告を受けた。 ・令和3年2月に発生した福島県沖の地震について、地震動及び震源特性に着目し、地震調査研究推進本部や日本地震学会大会等における発表内容の収集・分析を行い、令和3年度第54回原子力規制委員会(令和3年12月22日)で報告を受けた。 ・Pilarczykらによる千葉県九十九里浜での津波堆積物とそれに基づく推定津波波源に関する知見や Matsubaraらによる東海地域のフィリピン海プレート上面形状の更新に関する知見を、それぞれ第50回(令和3年10月14日)及び第51回(令和4年1月20日)の技術情報検討会で検討した。 ・原子力規制部等より、新規制基準適合性に係る審査支援、チーム会合への参加要請等の技術支援依頼書を51件(件数は令和4年3月31日現在)受諾しており、技術支援に関する内規に基づき各課が依頼されている案件を把握している。 	<p>(安全研究の積極的な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針」に基づく23件の安全研究プロジェクトを実施し、研究個票を取りまとめHPにて公表した。また、安全研究の実施管理として、「共同研究の確認に関する実施要領」及び「安全研究に関する技術文書の公表規程」を改訂し、それらに従った共同研究の確認及び研究成果の公表管理を実施した。 ・研究成果の公表活動を積極的に実施した。実績として、NRA技術報告1件、NRA技術ノート4件、査読付き論文の公表22件、査読付きプロシーディングの公表8件、査読なしプロシーディングの公表4件、学会発表32件、安全研究に基づく受賞2件(日本保全学会賞論文賞、日本原子力学会熱流動部会 秋の大会優秀講演賞)(件数は令和4年3月31日現在)。また、令和3年度は初めての試みとして、令和3年11月2日にJAEA安全研究センターと合同研究成果発表会を実施し、積極的な成果の公表に努めた。 ・令和2年度に終了した7件の安全研究プロジェクトの事後評価及び令和5年度に終了予定の2件の安全研究プロジェクトの中間評価を実施し、結果を令和3年6月16日(第13回)及び7月7日(第19回)の原子力規制委員会で報告を受けた。また、令和4年度に開始する2件の安全研究プロジェクトの事前評価を実施し、結果を令和3年度第60回原子力規制委員会(令和4年1月19日)で公表した。 ・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和4年度以降の安全研究に向けて)」を策定し、令和3年度第20回原子力規制委員会(令和3年7月14日)で決定した。 ・IAEA、OECD/NEA等が主催する国際活動に参加し、ベンチマーク解析の結果や国内の規制活動の状況等について積極的に情報発信を行った。 ・OECD/NEAが行う国際共同研究プロジェクト7件及びワークショップ等2件並びに米国NRCが行うシビアアクシデントの研究プログラムに積極的に参加し、10件の情報の発信及び提供を行った。 ・二国間の枠組みとしてIRSNとの協定に基づくグローブボックス火災に関する研究への参加及び核燃料サイクル施設の安全に関する技術情報を交換するとともに、多国間の枠組みとして、IAEA、OECD/NEAとのプロジェクトに積極的に参加し、調査・分析で得られた成果を積極的に情報発信し、諸外国の動向に係る情報の入手に努めた。 ・IAEAのEESS事業及びOECD/NEAのWGIIAGE事業等に参加し、耐震設計に係る分野でリーダー国を務めるとともに、新規に立ち上げられた火山タスクに参画するなど、地震・津波等の外部事象に係る安全研究で得られた成果を積極的に情報発信した。 ・20件の共同研究を計画どおり実施した。また、共同研究先のJAEAと合同研究成果報告会を共同開催し、3件の共同研究成果を発表した。 ・令和4年度より実施する放射線防護研究の具体的な研究課題については、「今後実施すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和4年度以降の安全研究に向けて)」を策定し、令和3年度第20回原子力規制委員会(令和3年7月14日)で決定した。 ・放射線防護グループ及び関係部門が連携して体制整備を進めた。 ・国立研究開発法人審議会日本原子力研究開発機構部会の意見を踏まえ、JAEAの次期中長期目標を策定し、令和3年度第63回原子力規制委員会(令和4年2月2日)で決定した。
--	--

			<p>(規制基準の継続的改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の自主的取組として対応することとしている発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策について、令和 2 年度に引き続き事業者とのコミュニケーションを図り、ATENA が各事業者の安全対策の実施計画及び実施状況について取りまとめ公表されたことを確認した。なお、「継続的な安全向上に関する検討チーム」における議論の結果、事業者の自主的な対策を規制機関がフォローアップする仕組みの先駆けとしての位置づけがなされ、令和 3 年度第 25 回原子力規制委員会(令和 3 年 8 月 18 日)で了承した。 ・令和 2 年度から行った電磁両立性(EMC)に係る規制動向の調査結果について、第 49 回技術情報検討会(令和 3 年 9 月 9 日)及び令和 3 年度第 36 回(令和 3 年 10 月 6 日)原子力規制委員会で報告を受けた。また、その際、ATENA から EMC 対策に係る国内外の最新状況を踏まえた産業界の見解について聴取する方針とされ、第 17 回新規要件に関する事業者意見の聴取に係る会合(令和 3 年 12 月 16 日)にて聴取した結果について、第 51 回技術情報検討会(令和 4 年 1 月 20 日)及び令和 3 年度第 65 回原子力規制委員会(令和 4 年 2 月 16 日)で報告を受け、引き続き ATENA から意見を聴取し、制度改正の要否等についての検討を行うこととした。 ・令和 3 年度の民間規格の技術評価の計画を、令和 3 年度第 7 回原子力規制委員会(令和 3 年 5 月 12 日)で了承した。同計画に基づき、中深度処分対象廃棄物の放射能濃度決定方法に係る日本原子力学会標準の技術評価に関する検討チームの立ち上げを令和 3 年度第 15 回原子力規制委員会(令和 3 年 6 月 23 日)で了承し、計 3 回の検討チーム会合(令和 3 年 7 月 30 日、9 月 21 日及び 11 月 5 日)を開催し、技術評価作業を進めているところ、日本原子力学会から技術評価に必要な規格検討に用いたデータ等を含む技術的根拠が示されておらず、これが示される準備ができるまでの間検討チーム会合を中断している。また、デジタル安全保護系に関する日本電気協会規格の技術評価に関する検討チームの立ち上げを令和 3 年度第 50 回原子力規制委員会(令和 3 年 12 月 8 日)にて了承し、計 2 回の検討チーム(令和 4 年 1 月 25 日及び 3 月 7 日)を開催し技術評価を進めている。 ・国内外から収集した事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報を収集・分析し、その結果を第 45 回技術情報検討会(令和 3 年 4 月 14 日)、第 47 回(令和 3 年 7 月 20 日)、第 49 回(令和 3 年 9 月 9 日)、第 51 回(令和 4 年 1 月 20 日)及び第 52 回(令和 4 年 3 月 10 日)で検討した。 ・技術情報検討会を定期的開催(第 45 回～第 52 回)し、国内外の原子力施設の事故・トラブルに関する情報、最新の科学的・技術的知見(自然ハザードに関する知見を含む)等のスクリーニング結果が適時、適切に報告され、規制に反映させる必要性の有無の検討と進捗状況の確認を行った。また、「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」から得られた知見等を踏まえた検討は、別途作業チームを設けて引き続き検討することと整理した。 ・技術情報検討会の結果概要について、おおむね 1 ヶ月を目処に原子力規制委員会で報告を受けるとともに、原子炉安全基本部会・核燃料安全基本部会においても報告し、助言を受けた。 ・「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」から得られた知見等を踏まえた規制対応の検討について、技術情報検討会(第 45 回、第 46 回及び第 48 回)における検討結果が令和 3 年度第 17 回原子力規制委員会(令和 3 年 8 月 18 日)で報告された。このうち水素防護に係る規制対応については、原子力規制庁内の作業チームにおいて検討を継続し、令和 3 年度第 50 回原子力規制委員会(令和 3 年 12 月 8 日)で経過報告がなされた。 ・技術情報検討会にて報告した国内外の原子力施設事故・トラブル情報については定例の運転検査官会議においても報告された。また、IAEA の運転経験に関する定例会合、OECD/NEA の運転経験 WG において加盟国間で情報交換を行い、その情報は技術情報検討会及び検査官会議で共有がなされた。 ・原子力規制検査の運用を踏まえた原子炉等規制法第 62 条の 3 に基づく法令報告の改善について、「原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合」において議論を行った。事業者からの法令報告に係る報告書の提出期日の見直し等に係る関係規則等の改正案について、令和 3 年度第 60 回原子力規制委員会(令和 4 年 1 月 19 日)において了承し、30 日間の意見募集を行った。令和 3 年度第 71 回原子力規制委員会(令和 4 年 3 月 16 日)において、改正案が承認され、同年 3 月 30 日に施行された。 ・令和 3 年度改正実施計画について令和 3 年度第 3 回原子力規制委員会(令和 3 年 4 月 14 日)において了承し、改正作業が進められた。このほか、特定重大事故等対処施設に係る改正計画について令和 3 年度第 12 回原子力規制委員会(令和 3 年 6 月 9 日)において了承し、改正作業が進められた。このほか令和 2 年度第 61 回原子力規制委員会(令和 3 年 3 月 3 日)において原子力規制庁に指示をした「審査ガイドの位置づけ」の整理について、令和 3 年度第 13 回原子力規制委員会(令和 3 年 6 月 16 日)において了承した。 	
6	令和 3 年度重点計画に定める改正原子炉等規制法の着実な施行に係る各種の取組の進捗状況	第 2 章第 3 節	(改正原子炉等規制法の着実な施行)・令和 2 年度第 4 四半期に実施した原子力規制検査について、12 件の検査指摘事項を確認し、令和 3 年度第 8 回原子力規制委員会(令和 3 年 5 月 19 日)に報告の結果、令和 2 年度は計 27 件の検査指摘事項を確認し、東京電力柏崎刈羽原子力発電所で確認された重要度「白」1 件及び「赤」1 件以外は全て「緑」(核燃料施設等は「追加対応なし」)であった。これを踏まえて実施した「総合的な評	A

	<p>【PDCA 管理番号：2. (3)】</p>	<p>定」の結果を踏まえた検査計画を策定し、令和 3 年度第 8 回原子力規制委員会(令和 3 年 5 月 19 日)において決定した。概ね計画どおり検査を実施できた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎日の規制事務所とのオンライン会議、検査グループ内でのオールスタッフミーティングを毎週 2 回(86 回)、検査官会議を 4 回(令和 3 年 6 月 10 日～11 日、9 月 9 日～10 日、12 月 9 日～10 日、令和 4 年 3 月 3 日～4 日)行い、検査気付き事項と判断した根拠や検査で着目する視点の共有等を行い、新検査制度に対する検査官の理解の向上を図った。 ・検査グループの原子力検査資格運用チームと原子力安全人材育成センターが連携して検査官資格取得のための研修「教育訓練過程(集中型コース)」を実施し、令和 3 年度は新たに 13 名が検査官資格を取得した。 ・指定職及び管理職による現場視察を 10 ヶ所のサイトについて行い、現地検査官の検査制度の理解度、気付き事項の取扱い、事業者とのコミュニケーションなどについて観察を行い、活動の状況を踏まえた支援・助言を行った。 ・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会の審査委員の現地視察を 3 サイトで行った。 ・リスク情報を活用して、検査対象の選定を行った。検査指摘事項の評価について、リスク情報を考慮した所定のガイドを活用し、適切な重要度評価を行った。 ・リスク情報を活用した検査を実施できるようにするため、検査官会議において大飯 3・4 号機及び玄海 3・4 号機のリスクブックについて共有した。 ・運用の継続的改善のため、令和 2 年度に引き続き、外部有識者及び事業者との「検査制度に関する意見交換会合」(令和 3 年 6 月 4 日、令和 4 年 1 月 28 日及び令和 4 年 3 月 29 日)を開催し、検査指摘事項になる可能性のある事案については、速やかに原子力規制委員会委員及び原子力規制庁幹部が報告を受けること、また原子力規制事務所の検査官が核物質防護に関する検査を実施することなどを含めたガイド類の見直しを行った。 ・同会合において、核燃料施設等に対する重要度評価の評価手法を検討(令和 2 年度 5 回、令和 3 年度 2 回)し、令和 3 年度第 17 回原子力規制委員会(令和 3 年 6 月 30 日)にて報告を受けた。令和 3 年度は、当該手法の適切性を確認するために、加工施設設置者等との事例検討会を新たに設け議論(計 6 回)することで、当該手法に係る課題等を抽出し、設置者等も合意した手法として取りまとめ、令和 4 年度からの本格運用に向けて整理・検討を行い、令和 3 年度第 65 回原子力規制委員会(令和 4 年 2 月 16 日)にて報告を受けた。 	
7	<p>令和 3 年度重点計画に定める規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応に係る各種の取組の進捗状況</p> <p>【PDCA 管理番号：2. (4)】</p>	<p>(規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査進捗状況表については、設置許可基準規則等の条文毎に審査の主要な論点やステイタスを分かりやすく記載するとともに、四半期毎に更新及び原子力規制委員会で報告を受け、審査状況・課題の明確化に資した。 ・令和 2 年 3 月の東海再処理施設安全監視チーム会合において指摘をした、JAEA の有する施設全体に係る審査の優先順位付けについて、JAEA 安全・核セキュリティ統括部と定期的に面談を実施し、審査進捗等を確認した。 ・令和 3 年 4 月及び 10 月に核燃料施設等の審査の進捗状況について原子力規制委員会に報告し、審査状況及び課題の明確化を行った。 ・日本原燃再処理施設及び MOX 燃料加工施設の設工認の審査状況について、令和 3 年度第 32 回原子力規制委員会(令和 3 年 9 月 15 日)にて報告を受けた。 ・「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和 2 年 2 月 19 日原子力規制委員会了承)及び知識管理年度計画に基づき、審査書や審査の確認事項整理表等の作成を行った。 ・輸送に係る令和 2 年度の審査経験を反映させた「審査業務の流れ」を 6 月に改訂し、HP 公開をただちに行った。(再掲) ・第二種廃棄物埋設に係る審査の終了を踏まえ、研究炉等審査部門と核燃料施設審査部門でガイド策定の検討を行い、令和 3 年度第 64 回原子力規制委員会(令和 4 年 2 月 9 日)で了承後、意見公募を実施した。 ・IRRS 対応の一環として、実用炉審査プロセスマニュアルを策定した。 ・行政文書の保存期間表の改正や申請等の取下げに係る手続の整備等を踏まえ、令和 3 年 9 月に「安全審査業務執務要領」を、令和 4 年 3 月に「実用発電用原子炉に関する審査業務の流れについて」を、それぞれ改定した。また、「安全審査業務執務要領」について、改定に向けた検討を行った(令和 4 年 4 月改定)。 ・新規に配属された審査官等に対し、上記執務要領や新人向けの審査マニュアルの利用を周知することで、当該職員らが業務を円滑に把握できるよう取組んだ。 ・設工認審査官会議については、設工認審査が進み一定の成果が得られたことから、以後、設工認に限らず審査全般を取り扱う「審査隊長会議」に改組し、運営することとした。 ・令和 3 年 12 月に初めて開催した審査官資格継続研修について、カリキュラムの検討、講師の派遣及び事務局の運営等の協力を行った。 	A

・分散型教育訓練過程や、シミュレーター研修、行政運営研修などについて、原子力規制庁若手職員を積極的に参加させることができた。

・原子力規制庁若手職員が業務に係る知見や経験を学習しやすい環境の整備のため、業務時間内で勉強用の時間を取得することの奨励や、ベテラン審査官による参考図書を紹介、若手の審査官に対するメンター制度の構築、新任の審査官への業務配分の配慮といった、審査官育成プログラムを定めた。

・新規基準策定前のデザインベースの審査経験を有する技術参与を講師とし、その経験等に基づく内容について部門単位でセミナーを定期的に開催した。

・ピア・レビュー(審査官同士による申請内容や審査に係るレビュー)の本格運用を開始し、令和3年度においては概ね月1回程度の頻度でレビューを実施した。

・試験炉、研開炉、再処理施設及び使用施設に係る審査業務の流れについて、令和4年3月に更新した。

・原子力規制委員会は、使用許可に係る審査ガイドの策定については、令和3年8月にその方向性を了承したが、同年10月に、この方針を撤回し、審査ガイドによらない方法も含め、改めて対応方針を検討した後、原子力規制委員会に諮るということでも了承した。核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の審査基準については、原子力規制委員会でも了承した後、令和3年10月中に意見公募を開始し、令和3年度第52回原子力規制委員会(令和3年12月15日)において意見に対する回答案をとりまとめるとともに、審査基準が決定され、施行した。

・研究炉等審査部門の職員を設工認審査官会議及び火災防護訓練等実務研修に参加させ、その結果を同部門内で共有させた。また、審査の知見を水平展開する目的で、同部門の職員を研修講師として積極的に派遣した。

・研究炉等の審査初任者の育成及び審査の知見・技術伝承を目的に、研究炉等審査部門内に「審査の在り方タスクフォース」を設置し、同部門内横断的に審査書の品質を高める等の活動を行わせた。令和3年12月から、試行運用として、月1回の頻度で処分済みの審査書を題材に、審査の進め方や、主要な論点、安全設計を確認するためのプロセスのあり方等について意見交換を実施させた。

・継続的な安全性向上に関する検討チーム設置以降、全13回の会合を開催し、令和3年7月30日に「継続的な安全性向上に関する検討チーム議論の振り返り」として、議論の内容等を取りまとめた。

・令和3年度第63回原子力規制委員会(令和4年2月9日)で、バックフィットに関する文書策定に向けた検討の進め方について原子力規制委員会でも了承した。(S)

・令和3年度第39回原子力規制委員会(令和3年10月20日)において、日本版インフォメーション・ノーティス制度を新設する場合の具体的な制度の骨子案について諮り、令和3年度第58回原子力規制委員会(令和4年1月12日)において、名称及び発出要領について報告を受けた。(S)

・四国電力伊方発電所3号炉のレベル1.5PRAモデルの適切性確認を完了させ、レベル1.5PRAモデルの確認方法をガイド類に反映し、令和3年度第20回原子力規制委員会(令和3年7月14日)で報告を受けた。

・原子力規制委員会でも了承した審査の進め方に基づき、審査会合等で事業者の対応状況を確認する等、適切に審査を実施した。具体的には、分割申請された施設について、申請内容を明確化し、重複がないことを確認しているほか、設備機器の重要度に応じた審査を行った。

・JAEA常陽の審査の状況及び進め方について、これまでの審査会合等における議論を踏まえ、施設固有のリスクを考慮し、グレーデッドアプローチに基づく審査方針について取りまとめ、令和3年度第10回原子力規制委員会(令和3年5月26日)、令和3年度第15回原子力規制委員会(令和3年6月23日)及び令和3年度第68回原子力規制委員会(令和4年2月24日)において審議した。令和3年度は、13回の審査会合を実施し、中間的などりまとめ説明を受けるとともに、令和3年7月の審査会合において提示した当面の審査の進め方に沿って、有効性評価に用いる解析コードやBDDBA対策の有効性評価並びに資機材及び手順を中心に審査を実施した。

・令和3年度においては、令和3年度第6回原子力規制委員会(令和3年4月28日)において、東京電力福島第二原子力発電所1～4号炉の廃止措置計画を認可するなど、4件の廃止措置計画(変更)認可処分を行った。

・試験炉に係る廃止措置計画認可の審査に遅延が見られたため、研究炉等審査部門内の分担の見直しを行わせた。分担の見直し後、東芝エネルギーシステムズ原子力技術研究所東芝臨界実験装置(NCA)及びJAEA原子力科学研究所高速炉臨界実験装置(FCA)の廃止措置計画の認可及び保安規定の認可を行った。

・高速増殖原型炉もんじゅの保安規定について、令和3年4月に変更認可申請を受け、同月中に認可した。

・新型転換炉原型炉ふげんの廃止措置計画については、令和3年9月に変更認可申請を受け、令和3年9月及び12月に審査会合を開催し、令和4年2月に認可した。

・使用施設については、令和3年8月にラジエ工業株式会社の廃止措置計画を認可した。また、令和3年12月に山梨大学から廃止措置計画の認可申請を受領し、審査を進めている。

・廃止措置中の原子力施設について、施設のリスクを考慮して検査対象を選定し、検査を実施した。また、廃止措置中の原子力施設から提出された施設管理実施計画から、検査の参考となる技術的な

			<p>情報を抽出・整理して各原子力規制事務所等に共有させている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もんじゅ及び東海再処理施設について、監視チームや担当の原子力規制事務所からの報告を通じ、廃止措置が計画どおり進捗していることを確認した。また、令和3年8月からは、東海再処理施設においてガラス固化作業が開始されたことを踏まえ、毎日の原子力規制庁と原子力規制事務所とのオンライン会議等を通じて作業状況を監視している。 ・東海再処理施設の安全対策、廃止措置に必要な設備の設置・改造等に係る廃止措置計画の変更については、東海再処理施設安全監視チーム会合において効率的に議論を進め、令和3年4月、10月及び令和4年3月に認可を行った。 ・令和3年度は、東海再処理施設安全監視チーム会合を8回開催し、高レベル廃液に係るリスク低減が適切に行われるよう適切に監視した。JAEAは令和3年8月にガラス固化処理を再開したが、同年9月に、白金族元素の堆積により溶融炉の主電極間抵抗値が運転管理値を下回ったため運転停止を判断した。JAEAは、ガラス固化処理の再開に向けた作業を実施中であり、引き続き廃止措置の進捗状況を監視する。 ・中深度処分に係る規制基準等については、これまでの検討結果を踏まえつつ、原子力規制庁内の専門家の協力を得て審査の実効性や規制強度の適切性を考慮した規則、解釈の改正案並びに審査ガイド案を作成し、原子力規制委員会です承した後、意見募集を実施した。また、意見募集の結果を踏まえ、解釈の改正案並びに審査ガイド案を修正のうえ、原子力規制委員会です承し、令和3年10月にこれらを制定した。あわせて、後世の原子力規制庁職員が参照できるように、当該基準の制定の経緯や背景情報をまとめたNRA技術ノートの整備することとした(S) ・廃止措置の終了確認判断基準の整備については、検討範囲及び想定される基準の考え方も含めた検討方針案を原子力規制委員会です承した。同方針に沿った判断基準及び判定方法の案を作成し、令和3年度第64回原子力規制委員会(令和4年2月9日)です承した後、意見募集を実施した。また、同一敷地内に複数施設が存在する場合の廃止措置の終了や敷地の扱い並びに放射性廃棄物の廃棄の考え方について、原子力規制庁内の関係部門との議論を経て整理させ、原子力規制委員会です報告を受けた。令和3年度第75回原子力規制委員会(令和4年3月30日)で、廃止措置の終了確認における敷地土壌等の状況の判定に関するガイドを制定した。・令和3年3月の原子力規制委員会において決定したウラン廃棄物のクリアランス及び埋設に係る規制の考え方に基づき、ウラン廃棄物を対象とした第二種廃棄物埋設に係る規則と解釈並びにクリアランスに係る規則と審査基準の改正案を作成し、原子力規制委員会です承後、意見募集を実施した。また、意見募集の結果を踏まえ、ウラン廃棄物を対象とした第二種廃棄物埋設に係る規則と解釈並びにクリアランスに係る規則と審査基準の改正案を修正のうえ、原子力規制委員会です承し、令和3年10月にこれらを改正した。 ・安全確保上少なくとも考慮されるべき事項(以下「考慮事項」。)については、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律を所管する経済産業省や処分実施主体であるNUMOとの面談並びに火山の専門家とのディスカッション等を通じて、原子力規制委員会において技術的な議論を行うために必要な情報の収集・整理等を行った。また、考慮事項の対象範囲や方向性を含めた検討方針案を、令和3年度第60回原子力規制委員会(令和4年1月19日)です承した。同方針に基づき、我が国における火山の発生メカニズムの特徴やその地域性等に関する科学的・技術的知見の拡充を目的として、令和3年度は、火山の発生メカニズム等に関する意見聴取会合を2回開催した。 ・安全性向上評価に関するガイドの改正に向けて、事業者と面談を行う等の検討を開始した。 ・当該勧告への対応の一環として、放射線規制部門に放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドの改正を行わせた。この改正内容を踏まえ、原子炉等規制法における追加的対応の要否について検討した。その後、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの改正について検討・調整を行った。 ・原子力規制庁と消防庁との間で、連携についての文書を令和元年6月に発出している。これを受け、令和2年度からの原子力規制検査において地元消防本部と連携した検査を行った。また、人事交流については消防庁から1名、原子力立地市町村消防本部から3名の出向者を原子力規制庁にて受入れている。下期には、原子力規制企画課火災対策室と連携し、静岡消防学校にて検査官向けの火災研修を実施した(令和3年11月1~2日)。 ・原子力安全に係る放射線安全を含めた労働安全の分野について、原子力規制庁と厚生労働省との間で、検査での気付き事項の共有などの連携についての文書を厚生労働省に発出した。令和4年度から原子力規制検査において労働基準監督署と連携した検査を行う予定である。 	
投入人員【人】	PDCA 管理番号2. (1)		108人	
	PDCA 管理番号2. (2)		134人	
	PDCA 管理番号2. (3)		111人	
	PDCA 管理番号2. (4)		80人	
目標達成度合いの測定結果	各行政機関共通区分	A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため
評価・分析	<p>(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月に行われた実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の改正を受けて行われている、標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う基準地震動の変更の要否について、事業者から変更不要との文書提 			

	<p>出があった 8 施設に対して、2 つのグループで既許可施設と同様の分担で審議を進め、地震・津波研究部門も含めて審議における論点等に関する意見交換を行った上で会合を開催した。このような工夫をした結果、当初予定していた以上に設置変更許可に係る審査と並行して迅速かつ効率的に審議・処理を行うことができた。(S)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の項目については、計画時の目標を達成した状況であったため、評価をAとした。なお、京都大学複合原子力科学研究所臨界実験装置における過去の設置変更承認申請において、添付資料漏れに気づかず処分をしていたことが判明したことに伴い、点検を行った結果、17 件の類似事案の発生を確認した。今後、審査において本件と同様の不備が起らないように対応する。 <p>(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善、(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画時の目標を達成し、評価をAとした。 <p>(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な安全性向上に関する検討チーム設置以降、全 13 回の会合を開催し、「継続的な安全性向上に関する検討チーム議論の振り返り」として、多様な専門家を加え議論の内容等を取りまとめた。また、令和 3 年度第 63 回原子力規制委員会(令和 4 年 2 月 9 日)で了承されたバックフィットに関する文書策定に向けた検討の進め方を踏まえ、同年 6 月に事例の一部についての分析と、「バックフィットに関する考え方の整理」のイメージ(案)が、原子力規制委員会で議論された。それに加えて、令和 4 年 1 月に原子力規制庁が被規制者等に周知する必要があると判断する情報について、迅速かつ柔軟に通知し、被規制者等とのコミュニケーションの円滑化を図ることを目的とした、日本版インフォメーション・ノーティス制度を新設することができた。(S) ・中深度処分に係る規制基準等については、これまでの検討結果を踏まえつつ、審査の実効性や規制強度の適切性を考慮した規則、解釈の改正案並びに審査ガイド案を作成し、意見募集を実施した。また、意見募集の結果を踏まえ、解釈の改正案並びに審査ガイド案を修正のうえ、令和 3 年 10 月にこれらを制定した。さらに、当初目標であったことに加え、後世の原子力規制庁職員が参照できるよう、当該基準の制定の経緯や背景情報をまとめた NRA 技術ノートを整備することとした。(S) ・上記以外の項目については、計画時の目標を達成した状況であったため、評価をAとした。
<p>今後の取組の方向性</p>	<p>(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請に対し、実用発電用原子炉や核燃料施設等ごとの立地特性や施設の特徴・安全上の重要度を踏まえつつ論点等を明確にし、法令に基づき厳正かつ適切に審査を実施する。 ・審査の段階に応じて、残された課題についての原子力規制委員会及び事業者双方の認識を共有するための一層の取組を進める。 ・法定の検査・確認を厳正かつ適切に実施する。(原子力規制検査については(3)で詳述) ・対応区分を4とした東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対して、厳正な追加検査を行う。 ・事業者による安全性向上評価の確認や、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進する。 ・安全性向上評価届出制度について、事業者との意見交換を行い、必要に応じて見直しの検討を進める。 ・核燃料物質及び核原料物質の使用者に対して、安全性向上に関する説明の機会を設ける。 ・事故トラブルについて、原子力安全上の影響の程度等に応じ適切に対応する。 <p>(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善 (最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施した安全研究成果、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集し分析する。 ・国外で発生する自然事象に関しては、必要に応じて関係国機関等と協力して情報収集・分析を行う。また、国内の自然事象に関しては、政府機関、研究機関の委員会、学会等に参加し情報収集・分析を行う。それらの結果、最新知見と判断される場合は技術情報検討会において検討する。 ・安全研究から得られる国内外の最新の科学的・技術的知見を審査検査等の規制業務に活用することを目的として、技術基盤グループから原子力規制部への情報提供(技術支援)を行う。 <p>(安全研究の積極的な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和 4 年度以降の安全研究に向けて)」(令和 3 年 7 月 14 日原子力規制委員会決定)等に沿って安全研究を実施する。 ・令和 4 年度に終了する安全研究プロジェクトについては、事後評価に向けて、年度内に安全研究成果報告の取りまとめを行う。また、新たに重要な成果が出たものは、随時、速やかに論文等に取りまとめる。安全研究の公表促進活動として、JAEA 安全研究センターと連携した研究成果の発表を行う。 ・6 月をめぐり令和 3 年度に終了した安全研究プロジェクトの事後評価を、1 月をめぐり令和 5 年度に開始する安全研究プロジェクトの事前評価を行う。 ・規制上の課題を踏まえ、原子力規制部等と連携して今後推進すべき安全研究の分野について検討を行い、7 月に令和 5 年度以降の安全研究の分野及びその実施方針を策定する。 ・二国間(NRC、IRSN 等)又は多国間の研究に関する国際活動(OECD/NEA/CSNI 等)に積極的に参加する。 ・研究職員の技術力向上にも資する共同研究を計画どおり推進するとともに、今後共同研究に参画する可能性のある若手研究者に向けて報告会を開催する。 ・令和 4 年度からの技術基盤グループの組織改編に合わせ、新たに実施する放射線防護研究を滞りなく開始するとともに、リスク評価研究の強化や原子力規制庁内外との連携強化を行う。 <p>(規制基準の継続的改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電磁両立性に係る規制対応について、令和 3 年度に引き続き ATENA から意見を聴取し、制度改正の要否等についての検討を行う。 ・令和 4 年度の、民間規格の技術評価の計画に基づき、技術評価に関する検討チームを設置し、検討チーム会合の議論を踏まえ、技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正を行う。 ・最新知見の規制対応要否の検討に資するため、国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収

	<p>集・分析し、適切にスクリーニングする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術情報検討会を定期的開催し、収集・分析した国内外の原子力施設の事故・トラブルに関する情報、最新の科学的・技術的知見(自然ハザードに関する知見を含む)等について、規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要性のあるものは作業担当部署を定め、規制基準への反映状況等の進捗状況を確認する。また、必要に応じて検査官会議で事例紹介する。 ・技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会へ報告し助言を受ける。このうち、自然ハザードに関する最新知見については、火山部会、地震・津波部会に報告し、規制上の対応の要否について助言を受ける。 ・事故トラブルから得た教訓を規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要に応じて規制への反映を行う。 ・実用発電用原子炉の新規制基準適合性審査の実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、令和4年度の計画に基づき改正作業を進める。 ・「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」から得られた水素防護に関する知見の規制への反映に関して、事業者及び ATENA との意見交換を行うとともに、不確かさの大きな現象に対する規制の考え方を整理し、規制上の対応を検討する。 ・水素防護以外の知見についても、優先度を考慮した上で、知見の収集を進めるとともに規制上の対応を検討する。 <p>(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制検査を着実に実施するとともに、引き続き、原子力規制検査に係る各種教育訓練、研修及び実運用での経験を積み重ねる。 ・実運用での経験を踏まえ、制度の改善を継続的に行う。 ・令和3年度に発覚した設置変更承認申請書の添付書類漏れを踏まえ、再発防止策を講じる。 <p>(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。 ・「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和元年度第64回原子力規制委員会(令和2年2月19日)了承)及び各課・部門で策定した知識管理年度計画に従って、業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組む。 ・バックフィット制度について、「継続的な安全性向上に関する検討チーム」における検討を踏まえ、これまでのバックフィット事例の分析を通じ体系化を検討する。 ・審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。 ・施設の特徴・安全上の重要度を踏まえ、グレーデッドアプローチを考慮して核燃料施設等の審査を行う。 ・廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。 ・東海再処理施設について、リスクの低減が早期に達成できるよう、廃液のガラス固化及び外的事象への防護を並行的に進めるため、必要な指導等を行う。 ・中深度処分に係る審査ガイドの整備を行う。 ・閣議決定された特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針に基づき、概要調査地区等の選定時に順次示すこととしている安全確保上少なくとも考慮されるべき事項について、調査の進捗に応じ、検討を進める。
<p>学識経験を有する者の 知見の活用</p>	<p>令和4年度第1回原子力規制委員会政策評価懇談会(令和4年7月19日) 令和4年度原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合</p>
<p>政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報</p>	<p>令和3年度マネジメントレビュー(第2回)(令和3年度第70回原子力規制委員会(令和4年3月9日)了承) 令和3年度原子力規制委員会年次報告(令和4年6月7日閣議決定、国会報告)</p>

令和3年度実施施策に係る政策評価書(案)

施策名	3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施					施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2021	政策評価実施時期	2022年8月		
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 核セキュリティ対策を推進するとともに、国際約束に基づく保障措置の着実な実施のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制を行う。 核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。 					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2021				
達成すべき目標	<p>次の取組を計画どおり実施することにより、核セキュリティが確保され、国際社会の信頼を維持することを目標とする。</p> <p>(1)核セキュリティ対策の推進 (2)保障措置の着実な実施 (3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化</p>					担当部局・作成責任者名	放射線防護グループ 中村 振一郎 安全規制管理官(核セキュリティ担当)、寺崎 智宏 放射線防護企画課保障措置室長、吉川 元浩 安全規制管理官(放射線規制担当)				
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること										
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)	区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		令和3年度				
	当初予算(a)	4,028	3,769	4,484	4,334	4,145					
	補正予算(b)	280	▲2	▲3	0	1,354					
	繰越し等(c)	421	280	0	0	▲1,330					
	合計(a+b+c)	4,729	4,048	4,481	4,334	4,169					
	執行額(百万円)	4,375	3,978	4,417	4,212	4,049					
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由 及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			達成	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
1	核セキュリティ対策の推進 【PDCA 管理番号:3. (1)】 (原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数) 〈アウトカム指標〉	- (-)	-	-	0	0	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の目的を踏まえ、核燃料物質を防護するための規制を通じて公共の安全が図られていることを示す指標として選定したものの。			A	
		0	0	0	0	0					
定性指標	年次報告内の実績記載状況	施策の進捗状況の評価								達成	
2	令和3年度重点計画に定める核セキュリティ対策の推進に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号:3. (1)】	第3章第1節 第2章第1節	<p>(核セキュリティ対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制検査については、原子力規制事務所及び事業者と緊密に連絡・調整を図り、概ね検査計画に沿って、令和4年3月末までに117件実施した。また、原子力規制事務所と連携し、核物質防護に係る共有を図った。 核物質防護規定の変更認可申請に係る審査を、令和4年2月末までに62件適切に実施した。なお、情報システムセキュリティに係る核物質防護規定の変更認可申請の審査については、令和3年3月の審査基準の改正による検討事項の増加に伴い、審査に時間を要している。 原子力規制事務所から本庁に提供された核物質防護に係る情報を踏まえ、本庁の職員が現地に赴き、原子力規制検査(チーム検査)を行った。 情報システムセキュリティに関する審査基準等の改正作業において、セーフティの規制要求との整合を図り、実用発電用原子炉施設及び再処理施設に係る情報システムセキュリティ対策強化に資する制度整備を進め、令和3年度第76回原子力規制委員会(令和4年3月30日)において、原子力施設の情報システムセキュリティ対策に係る審査基準等の改正案について了承した。 核物質防護に係る要求水準の特定の有在り方について、原子力規制委員会(令和3年9月15日(第33回)、令和3年10月13日(第38回))において議論を行い、検討のための調査を行うこととし、現在、各社から報告のあった調査結果をとりまとめている。 原子力規制庁は令和2年度に発覚した東京電力柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカード不正使用事案と核物質防護設備の機能の一部喪失事案を受けた追加検査の実施にあたり、原子力規制委員会は令和3年4月14日に検査の実施方針を了承し、「追加検査チーム」を令和3年4月22日に設置し、令和3年度第9回原子力規制委員会(令和3年5月20日)において追加検査(フェーズI) 								A

		<p>の具体的な検査内容を了承した。原子力規制委員会は、これを踏まえて実施した当該サイト及び東京電力本店における検査の状況について報告（令和3年6月16日（第14回）、6月30日（第18回）、7月21日（第22回）、9月15日（第33回））を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェーズⅠで把握した内容及び東京電力の報告書を踏まえ、令和3年度第39回原子力規制委員会（令和3年10月20日）において、追加検査（フェーズⅡ）の検査計画を了承し、フェーズⅡの追加検査を開始した。原子力規制委員会は、追加検査（フェーズⅡ）の実施状況について報告（令和3年11月17日（第46回）、12月22日（第55回）、令和4年1月19日（第61回）、2月16日（第66回）、3月30日（第76回））を受けた。 ・防護措置に関する事業所からの届出・報告について適切に処理を行った。 ・事業所に対して行う立入検査については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえつつ、必要な立入検査を適切に実施した。 ・令和3年4月に登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関に対して計画的な立入検査を実施し、業務の体制や役割の明確化等改善が必要な事項について指示を行うとともに、その後もフォローアップを続けて改善が図られるなど、必要な監督指導を行った。また、当該登録機関が行う定期講習のスケジュールや開催頻度、教材についての確認を行うとともに（特に教材については検査を通じて得た知見が反映されるよう調整・確認）、定期講習の実施結果についても報告を受け、適切に実施されたことを確認した。 ・IAEAの国際核物質防護諮問サービス(IPPAS)フォローアップミッションにおける助言等を踏まえ、情報システムセキュリティに係る基準の改訂方針等の検討を行ったほか、核物質の計量及び管理(NMAC)に関して国際会議に参加するなどして、規制制度の調査等を行った。 	
3	<p>令和3年度重点計画に定める保障措置の着実な実施に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号：3. (2)】 〈保障措置拡大結論の維持(アウトカム指標)を含む〉</p>	<p>第3章第2節</p> <p>(保障措置の着実な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IAEA 保障措置その他の国際約束及び原子炉等規制法等の国内法令について、IAEA、関係機関等と適切に連携し、誠実に履行した。この結果、IAEA が実施した令和2年の我が国における保障措置活動に関する報告（令和3年6月公表）において、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっていたとの結論（拡大結論）を得た。 ・指定機関である核物質管理センターが運営する六ヶ所保障措置分析所(OSL)で発生した火災について、保障措置の実施への影響を最小とすべく必要な要請をするとともに、今後、OSL が使用できない場合の我が国と IAEA が行うバックアッププランの検討に向け、核物質管理センターが積極的に協力するよう指示した。 ・オンライン会議で開催された欧州保障措置技術開発学会(ESARDA)（令和3年4月）等に出席し、我が国の保障措置に関する情報発信を行い、国際社会からの理解促進を図った。 	A
4	<p>令和3年度重点計画に定める原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号：3. (3)】</p>	<p>第3章第3節</p> <p>(原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3S(安全、保障措置、核物質防護)の調和に関する情報共有の仕組みに従って、日々の業務(審査及び検査等)において、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の相互影響の確認や情報共有等の運用を適切に行い、連携を行った。 ・東京電力柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護に係る一連の不適切事案を踏まえ、従来本庁で行っていた核物質防護措置に係る検査について、原子力規制事務所の検査官も参加することとしたほか、原子力規制検査に係るガイド類を改正し、原子力規制事務所の検査官が核物質防護措置の是正措置プログラム(CAP)の確認など、事業者における核物質防護に係る取組全般を監視することとした。その後、核物質防護措置に係る検査について検査官を対象とした勉強会を4回開催した結果、原子力規制事務所から核セキュリティ部門への核物質防護に係る情報提供が59件あった。 ・令和3年度第4回原子力規制委員会臨時会（令和3年4月20日）において、関西電力高浜発電所1,2号炉の中央制御室外原子炉停止盤デジタル化に伴う核物質防護規定変更認可申請に対する原子力安全への影響確認結果の報告を受けるなど、令和2年度に見直した運用に基づき、事業者の核物質防護規定の変更認可申請の内容について、原子力安全の観点から適切かつ確実に確認を実施した。また、現在関西電力美浜発電所3号炉のサイバー攻撃への防護措置に係る核物質防護規定変更認可申請に対する原子力安全への影響確認を進めているところ（令和4年度第4回原子力規制委員会臨時会（令和4年4月13日）にて確認結果の報告を受け、対応を完了した。）。 ・令和3年度第16回原子力規制委員会（令和3年6月23日）において、情報システムセキュリティ対策に係る核物質防護規定の審査基準の改正等について、原子力安全の観点から、実用炉審査部門と核セキュリティ部門で連携し対応を進めることとした。なお、令和3年度第76回原子力規制委員会（令和4年3月30日）において、原子力施設の情報システムセキュリティ対策に係る審査基準等の改正案について了承した。 ・これまでの原子力規制庁内における3Sのインターフェースに係る対応状況を踏まえ、より一層効果的な対応となるよう、新たに事例収集体制の見直し、原子力安全人材育成センターが実施している研修における3Sの内容の充実化の検討、信頼性確認制度の適切な適用のための原子力規制庁内各部署への注意喚起等を行う。 ・3Sに係る庁内の運用方針等に則り、審査及び検査の両面における影響の確認、関係者間での情報共有、干渉事例の収集、海外における3Sのインターフェースに係る議論の状況の確認等について継続的に取り組んだ。その結果、令和3年度において必要な改善は認められなかった。 	A

			<ul style="list-style-type: none"> 東京電力柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護に係る一連の事案を踏まえ、原子力規制事務所の検査官を含め、核物質防護措置に係る検査に参加することとしたほか、原子力規制検査に係るガイド類を改正し、原子力規制事務所の検査官が核物質防護措置の是正措置プログラム(CAP)の確認など事業者における核物質防護に係る取組全般を監視することとした。その後、核物質防護措置に係る検査について検査官を対象とした勉強会を4回開催し、原子力規制事務所から核セキュリティ部門への核物質防護に係る情報提供が59件あった。 	
投入人員【人】	PDCA 管理番号3. (1)		39人	
	PDCA 管理番号3. (2)		15人	
	PDCA 管理番号3. (3)		4人	
目標達成度合いの測定結果	各行政機関共通区分	A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため
評価・分析	<p>(1)核セキュリティ対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制検査については、原子力規制事務所及び事業者と緊密に連絡・調整を図り、概ね検査計画に沿って、令和4年度は117件実施した。核物質防護規定の変更認可申請に係る審査については、令和3年度は62件適切に実施した。 防護措置に関する事業所からの届出・報告について適切に処理を行った。 また、事業所に対して行う立入検査については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえつつ、必要な立入検査を適切に実施した。 令和3年4月に登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関に対して計画的な立入検査を実施し、業務の体制や役割の明確化等改善が必要な事項について指示を行うとともに、その後もフォローアップを続けて改善が図られるなど、必要な監督指導を行った。また、当該登録機関が行う定期講習のスケジュールや開催頻度、教材についての確認を行うとともに(特に教材については検査を通じて得た知見が反映されるよう調整・確認)、定期講習の実施結果についても報告を受け、適切に実施されたことを確認した。 <p>以上を踏まえ、評価をAとした。</p> <p>(2)保障措置の着実な実施</p> <p>定性指標「3 令和3年度重点計画に定める保障措置の着実な実施に係る各種の取組の進捗状況【PDCA 管理番号:3. (2)】」の「施策の進捗状況の評価」欄のとおり計画時の目標を達成し、評価をAとした。</p> <p>(3)(原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化)</p> <p>定性指標「4 令和3年度重点計画に定める原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化に係る各種の取組の進捗状況【PDCA 管理番号:3. (3)】」の「施策の進捗状況の評価」欄のとおり計画時の目標を達成し、評価をAとした。</p>			
今後の取組の方向性	<p>(1)核セキュリティ対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳格かつ適切に実施する。 原子力規制事務所への核物質防護対策官の配置を踏まえ、原子力規制事務所による日常的な現場の監視を定着させる。また、この定着を踏まえ、本庁チーム検査と効果的な連携を実施していく。 放射性同位元素等規制法に基づく防護措置に係る検査、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習の監督等を通じて、放射性同位元素等の防護規制の着実な実施及び定着を図る。 核物質防護に係る現行の審査基準の規定に関して、国内外の動向等を踏まえつつ、規定すべき内容や記載の粒度等の見直しに向けた検討を行う。 実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対策強化に資する審査基準改正を踏まえ、検査に必要なガイド等の作成や体制整備を行う。 核物質防護に係る審査及び検査について、確認すべき内容の整理を行うとともに、柔軟な運用について検討を行う。 <p>(2)保障措置の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> IAEA、関係機関等と適切に連携し、日・IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行する。 原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行う。 <p>我が国の保障措置に係る取組について、国際会議や国際トレーニング等を通じて国際的に発信する。</p> <p>(3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化について、これらの調和を図るとともに審査等及び検査等の業務を適切に行いつつ、適宜改善を図る。 原子力規制事務所による日常巡視等を通じた核物質防護上の気付き事項の把握が円滑になされるよう、本庁と原子力規制事務所との連携をより緊密なものとする。 核物質防護訓練のあり方に関する検討等により、セキュリティ事案発生時における原子力安全とのインターフェースの強化を図る。 			
学識経験を有する者の知見の活用	<p>令和4年度第1回原子力規制委員会政策評価懇談会(令和4年7月19日)</p> <p>令和4年度原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合</p>			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>令和3年度マネジメントレビュー(第2回)(令和3年度第70回原子力規制委員会(令和4年3月9日)了承)</p> <p>令和3年度原子力規制委員会年次報告(令和4年6月7日閣議決定、国会報告)</p>			

令和3年度実施施策に係る政策評価書(案)

施策名	4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明					施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2021	政策評価実施時期	2022年8月	
施策の概要	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等を着実に実施する。					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2021			
達成すべき目標	以下の取組を計画どおり実施することで、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業の安全を確保し、事故原因を究明することを目標とする。 (1) 廃炉に向けた取組の監視 (2) 事故の分析 (3) 放射線モニタリングの実施					担当部局・作成責任者名	技術基盤グループ 田口 清貴 安全技術管理官(システム安全担当) 放射線防護グループ 村山 綾介 監視情報課長、竹本 亮 放射線環境対策室長 原子力規制部 竹内 淳 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長、高須 洋司 安全規制管理官(専門検査担当)			
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること									
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)	区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		令和3年度			
	当初予算(a)	6,795	6,840	7,153	7,050	7,251				
	補正予算(b)	481	0	129	672	662				
	繰越し等(c)	▲235	437	▲183	▲384	85				
	合計(a+b+c)	7,041	7,277	7,099	7,339	7,998				
	執行額(百万円)	6,117	6,750	6,461	6,638	7,226				
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由 及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
		年度ごとの実績値								
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
1	事故の分析(東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会の開催回数) 【PDCA 管理番号: 4.(2)】	- (-)	-	-	5回	5回	着実に事故分析を進めるためには、継続的な現場調査を実施し、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会での議論等が必要となるため。	A		
		-	-	5回	8回	9回				
2	国内外への発信(国内学協会等又は海外規制機関等の会合への参加回数) 【PDCA 管理番号: 4.(2)】	- (-)	-	-	-	3回	令和2年度に取りまとめた中間取りまとめについて、国内外に発信するため。	A		
		-	-	-	-	12回				
定性指標	年次報告内の実績記載状況	施策の進捗状況の評価					達成			
3	令和3年度重点計画に定める廃炉に向けた取組の監視に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号: 4.(1)】	(廃炉に向けた取組の監視) ・東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップのうち 2021 年度内の主要な目標全てについて特定原子力施設監視・評価検討会、面談等を通じて進捗状況、今後の計画などの確認を行い、必要な指摘を行った。 主要な目標のうち 2 号機燃料取り出しに向けた遮へい設計、乾式貯蔵キャスク増設開始、建屋開口部閉塞、シールドプラグ付近の汚染状態把握、構内溜まり水等の除去(4 号機逆流弁ピット)、建屋周辺瓦礫の撤去(3 号機原子炉建屋南側)等について完了を確認した。一方で、大型廃棄物保管庫(Cs 吸着材入り吸着塔)設置、分析施設本格稼働・分析体制確立などについて、今後も継続して議論していく必要がある。また、HIC(ポリエチレン製容器)に保管された ALPS(多核種除去設備)によって汚染水を浄化処理した際に発生したスラリー(泥状の沈殿物)の安定化処理設備設置等については耐震設計の見直し等に伴い今後の対応方針について確認していく必要がある。こうした事項、廃炉の進捗状況、事故分析で得られた知見等を踏まえ、令和4年3月にリスクマップを改定した。 ・実施計画の変更認可申請について、8 件の認可を行い、着実に実施計画の審査を進めることができた。 ・令和3年2月13日に発生した福島県沖の地震を踏まえて、東京電力福島第一原子力発電所における耐震設計における耐震クラス分類と地震動の適用の考え方については、公衆への被ばく線量評価から耐震クラス分類を行った上で施設等の特徴に応じた地震動を適用する等の見直しを実施した(令和3年度第30回原子力規制委員会(令和3年9月8日)にて了承)。 ・ALPS 処理水(ALPS 等によりトリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化した水)の処分に関する実施計画の変更認可申請については、申請前の段階から特定原子力施設監視・評価検討会において、設計上の論点となるポイントを確認する等、適切な検討を行うとともに、実施計画の変更認可申請の受理後は、公開の審査会合(東京電力福島第一原子					A			

			<p>力発電所 多核種除去設備等処理水の処分に係る実施計画に関する審査会合)の中で厳正かつ円滑に審査を行い、また、政府方針に則ったものであるかについても確認を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ALPS 処理水の処分に係る IAEA 規制レビュー(令和 4 年 3 月)に関しては、令和 3 年 9 月のキックオフ会合において IAEA との議論を開始し、規制レビューの大枠について認識を共有した。また、令和 4 年 2 月には準備会合を実施し、規制レビューのスコープ及び主要な論点等について議論を行い、令和 4 年 3 月のレビュー会合においては、原子力規制委員会の審査・確認のプロセスと内容について IAEA 安全基準に照らした確認が行われた。 実施計画検査の年度検査方針に従い、厳正かつ適切に保安検査を実施した。保安検査等を通じて指摘した廃棄物の保管管理状況及びその運用に関する問題点については、特定原子力施設監視・評価検討会において議論し、実施計画をより実効性のあるものへ変更することを求めた。 検査等業務を円滑に実施するため、東京電力福島第一原子力発電所事故対策室と専門検査部門間での調整並びに事業者からの情報収集を滞りなく実施するとともに、業務の実施状況を把握し、実施計画の遵守状況の検査を適切に実施した。具体的には、実施計画の審査のための面談や東京電力福島第一原子力発電所事故対策室連絡会において、検査に必要な状況の把握や情報共有を行い、得られた情報を検査実施要領書に反映するとともに、検査にあたっては、事業者が実施する検査の状況を厳正に確認した。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、検査官の健康状態に問題がないことを確認した上で検査を実施させるなど柔軟に対応した。 審査を要しない実施計画の記載変更については、他の変更認可申請の際に併せて記載を適正化する運用を既に開始している。 令和 3 年度は ALPS 処理水の海洋放出に向けた審査を優先的に実施することとしたため、実施計画の記載事項の見直しの方針の文書化については令和 4 年度以降に対応することとした。 なお、実施計画の変更認可申請(ALPS 処理水の海洋放出関連設備の設置等)に係る審査において、「措置を講ずべき事項」への対応を整理したまとめ資料を作成することにより、審査において確認すべき事項の明確化を試みた。また、令和 4 年 5 月 18 日に審査書案のとりまとめについて委員会の了承を得、パブリックコメントを実施した。 	
4	<p>令和 3 年度重点計画に定める事故の分析に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号：4.(2)】</p>	第 4 章第 2 節	<p>(事故の分析)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 20 回東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会等における検討を踏まえて、今後の調査・分析の項目を決定するとともに、その後も同検討会を計 9 回開催して関係者等と情報共有や意見交換を行い、着実に事故分析の議論を進めることができた。 国内外の会議等に計 12 回参加して情報発信を行うとともに、会議参加者と多様な議論を行った。 令和 2 年度に取りまとめた中間取りまとめから得られた知見等に対する見解等について、事業者等からの意見の聴取(書面(2 回)及び事故分析検討会)を行い、令和 3 年度第 7 回原子力規制委員会(令和 3 年 5 月 12 日)及び令和 3 年度第 60 回原子力規制委員会(令和 4 年 1 月 19 日)において、事業者見解等の聴取結果の報告を受けた。令和 2 年度に取りまとめた中間取りまとめから得られた知見について、「東京電力福島第一原子力発電所事故に関する知見の規制への取り入れに関する作業チーム」における検討に参画し、作業チームとして令和 3 年 7 月 20 日第 48 回技術情報検討会において「水素防護」、「ベント機能」及び「減圧機能」に関して、規制への反映に係る検討に取り組んだ。 東京電力福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議を 2 回実施し、今後の調査・分析事項等について、関係者間で共有を図るとともに、調査・分析によって得られたデータの共有等について議論を行った。 	A
5	<p>令和 3 年度重点計画に定める放射線モニタリングの実施に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号：4.(3)】</p>	第 4 章第 3 節	<p>(放射線モニタリングの実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地上における空間線量率測定、航空機による空間線量率測定、福島周辺海域等の海水及び海底土の放射性物質濃度測定並びに環境試料中の放射性物質濃度測定等の、総合モニタリング計画に基づいた環境放射線モニタリングを、計画のとおり実施した。また、環境放射線モニタリング結果について集約し、過去の結果及び各々の測定結果の比較等を行った上でホームページで公開するとともに、四半期ごとに「環境モニタリング結果の解析について」をとりまとめホームページに公表した。 計画的に点検・校正を実施し、故障等が発覚した機器について修理等迅速な対応を実施した。 機器を長期的に安定稼働させるため、令和 3 年度から主要部品等の更新を 10 力年計画で、通信機器の更新を 5 力年計画で実施しており、主要部品等の更新については 411 台、通信機器の更新については 764 台実施した。 令和 4 年度に計画している一部の機器の全面更新に際し、既存機器の廃棄までの保管場所として国有地の借用について調整した。また、自治体からの依頼に基づき撤去した機器を再利用するまでの一時的な保管場所として自治体の土地の借用について調整した。 令和 3 年 4 月 13 日に決定された政府方針を受け、モニタリング調整会議(令和 3 年 4 月 27 日、令和 4 年 3 月 30 日)、海域環境の監視測定タスクフォース(第 1 回 令和 3 年 6 月 18 日、第 2 回 令和 3 年 9 月 21 日、第 3 回 令和 4 年 3 月 14 日)を開催するなど、関係省庁と連携し、ALPS 処理水の海洋放出の開始前から海域モニタリングを行うべく、検討・準備を進め、令和 4 年 3 月 30 日に総合モニタリング計画を改定した。 	A
投入人員【人】		PDCA 管理番号 4.(1)	30 人	
		PDCA 管理番号 4.(2)	6 人	
		PDCA 管理番号 4.(3)	13 人	

目標達成度合いの測定結果	各行政機関共通区分	A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため
評価・分析				<p>以下のように、各種の取組が施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価し、評価を A とした。</p> <p>(1) 廃炉に向けた取組の監視</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃炉に向けた取組の監視については、中期的リスクの低減目標マップのうち、令和 3 年度内の主要な目標 13 項目について進捗状況等の確認や必要な指摘を行うとともに、廃炉の進捗状況、事故分析で得られた知見等を踏まえ、リスクマップを改定した。また、実施計画の変更認可申請について厳正な審査を行い、8 件認可した。 ・ALPS 処理水の海洋放出に関する実施計画の変更認可申請については、公開の審査会合や IAEA レビューの受け入れにより透明性・客観性を確保した審査を実施した。 <p>(2) 事故の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故の調査・分析については、令和 2 年度の間取りまとめを踏まえた事業者からの意見の聴取を行ったほか、2 号機シールドプラグの穿孔調査等の更なる現場調査や検討会等により着実に進めた。 <p>(3) 放射線モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合モニタリング計画に基づいた陸域・海域の環境放射線モニタリングについては、例年どおり総合モニタリング計画に基づいた環境放射線モニタリングを関係省庁等と連携して実施した。また、環境放射線モニタリング結果を遅滞なく公表した。 ・福島県を中心に整備されているリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(約 3,600 台)については、点検及び校正の結果を踏まえ、計画的に修理等の対応をすることで適切に維持管理を行うとともに、長期的に安定稼働させるため主要部品等及び通信機器の更新を計画どおり実施した。また、自治体等の意見を踏まえたモニタリングポストの再配置及び撤去については、きめ細かく調整を行うことにより適切に実施した。 ・ALPS 処理水の海洋放出の開始前から海域モニタリングを行うべく、モニタリング調整会議を開催するなど関係省庁と連携し検討を行い、令和 4 年 3 月 30 日に総合モニタリング計画を改定した。 <p>なお、以下の点について、今後の課題として考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画の記載事項の見直しの方針の文書化について検討し、対応する。 ・福島第一原子力発電所の現在の状態に即した運転上の制限を検討し、見直しの方針を決定する。 ・2021 年 4 月以降の事故の調査・分析について取りまとめる。
今後の取組の方向性				<p>(1) 廃炉に向けた取組の監視</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期的リスクの低減目標マップに示した一つ一つの事項が早期に達成されるよう規制当局として取り組む。これまでの進捗を踏まえつつ、重点的な取組が求められると特定されたリスクが着実に低減されるよう、東京電力の廃炉の実施状況を監視するとともに、必要な助言等を行う。 ・東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について、審査を厳正かつ着実に実施する。また、関連部署との調整及び原子力事業者からの情報収集を滞りなく行うとともに、実施計画の遵守状況について厳正かつ適切な検査等を実施する。 ・実施計画の記載事項の見直し方針を踏まえて、実施計画に記載すべき事項について文書化する。 <p>(2) 事故の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年度に取りまとめた事故分析に係る中間取りまとめや、廃炉の進捗等を踏まえ、令和 3 年度に方針決定した今後の事故分析の進め方に基づき、必要な現地調査、検討会等により事故分析を進め、事故調査・分析の検討内容について報告書に取りまとめる。 ・事故調査・分析の検討内容について、積極的に国内外に発信する。 ・東京電力福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、事故分析及び廃炉の円滑な進捗に資する。 <p>(3) 放射線モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ALPS 処理水に関する海域モニタリングを含め、総合モニタリング計画に基づく福島県を始めとした陸域・海域の環境放射線モニタリングを確実に実施し、その結果を国内外に分かりやすく遅滞なく公表する。
学識経験を有する者の知見の活用				<p>令和 4 年度第 1 回原子力規制委員会政策評価懇談会(令和 4 年 7 月 19 日)</p> <p>令和 4 年度原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合</p>
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報				<p>令和 3 年度マネジメントレビュー(第 2 回)(令和 3 年度第 70 回原子力規制委員会(令和 4 年 3 月 9 日)了承)</p> <p>令和 3 年度原子力規制委員会年次報告(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定、国会報告)</p>

令和3年度実施施策に係る政策評価書(案)

施策名		5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施					施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2021	政策評価実施時期	2022年8月
施策の概要		<ul style="list-style-type: none"> 最新知見に基づく放射線防護対策を推進する。 放射性同位元素等の利用の安全の確保に向け、放射性同位元素等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。 放射性同位元素等規制法に係る規制を継続的に改善する。 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、原子力災害対策指針など緊急時対応のための制度を継続的に改善する。 原子力規制委員会における平時・緊急時の危機管理体制を整備し、運用するとともに、放射線モニタリング体制を整備・維持する。 					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2021		
達成すべき目標		<p>以下の取組を計画どおり実施することにより、適切な放射線防護対策がなされ、放射性同位元素等の利用の安全が確保され、緊急時対応が的確に実施できるようにすることを目標とする。</p> <p>(1)放射線防護対策の推進 (2)放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 (3)原子力災害対策指針の継続的改善 (4)危機管理体制の整備・運用 (5)放射線モニタリングの実施</p>					担当部局・作成責任者名	長官官房 足立 敏通 情報システム室長、杉本 孝信 緊急事案対策室長 放射線防護グループ 新田 晃 放射線防護企画課長、村山 綾介 監視情報課長、竹本 亮 放射線環境対策室長、寺崎 智宏 放射線防護企画課保障措置室長、中村 振一郎 安全規制管理官(核セキュリティ担当)、吉川 元浩 安全規制管理官(放射線規制担当)		
政策体系上の位置付け		原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること								
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)		区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		令和3年度		
		当初予算(a)	17,448	15,846	15,808	15,695	16,832			
		補正予算(b)	2,281	4,608	3,527	5,015	3,436			
		繰越し等(c)	▲2,366	▲2,259	▲945	694	1,161			
		合計(a+b+c)	17,362	18,195	18,391	21,404	21,429			
		執行額(百万円)	16,082	16,595	16,950	19,999	18,840			
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由 及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
		年度ごとの実績値								
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
1	危機管理体制の整備・運用 (緊急時対応業務に従事する職員の緊急時対応業務に従事する割合が、業務全体の5%以上) 【PDCA 管理番号:5.(4)】	- (-)	-	-	5%	5%	「緊急時即応」は原子力規制委員会の活動原則の一つであるため、緊急時対応能力を維持・向上させることが必要である。このため、緊急時対応業務に従事する職員が、月1日以上訓練、研修等に従事し、業務全体に占める緊急時対応業務の割合を5%以上とすることを目標値とする。	A		
		-	-	-	6%	6%				
2	危機管理体制の整備・運用 (原子力事業者防災訓練の確認) 【PDCA 管理番号:5.(4)】	- (-)	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	原子力災害対策特別措置法により、原子力事業者は防災訓練の結果を原子力規制委員会に報告することが義務付けられており、防災基本計画では、原子力規制委員会が当該訓練の評価を行うこととされている。このため、原子力事業者の訓練を確認・評価する仕組みを構築し、原子力事業者に改善を促し、原子力事業者の自主的な努力のもとで緊急事態対応能力を向上させる必要があるため、令和3年度の原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施することを目標値とする。	A	
		39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	38事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所				

3	放射線モニタリングの実施 (全都道府県の環境放射能水準調査結果の公表) 【PDCA 管理番号: 5. (5)】	-	365 日分	365 日分	366 日分	365 日分	365 日分	原子力規制委員会設置法に基づき、放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務を行っており、全都道府県の環境放射能水準調査の結果を365日分遅滞なく公表することを目標値とする。	A
		(-)	365 日分	365 日分	366 日分	365 日分	365 日分		
定性指標		年次報告内の実績記載状況	施策の進捗状況の評価					達成	
4	令和3年度重点計画に定める放射線防護対策の推進に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号: 5. (1)】	第5章第1節	<p>(放射線防護対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線審議会の事務局として、放射線障害防止の技術的基準に関する国際動向について報告を行った。また、眼の水晶体の等価線量限度の見直しに係るフォローアップについての厚生労働省からの報告、「放射線防護の基本的考え方の整理-放射線審議会における対応-」の改訂に係る審議及びIECの基準策定に伴う関係法令改定に係る諮問審議が円滑に進むよう必要な調整、資料作成等を行った。さらに、放射線審議会関係省庁連絡会を開催し、関係省庁との情報共有を適切に行った。 放射線安全規制研究戦略的推進事業において、プロジェクトの進捗管理、年次評価を着実に実施した。また、成果の一部を放射線審議会における放射線防護に係る国際動向の調査審議に活用した。 令和4年度より実施する放射線防護研究の具体的な研究課題については、「今後実施すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和4年度以降の安全研究に向けて)」を策定し、令和3年度第20回原子力規制委員会(令和3年7月14日)で決定した。 技術基盤グループ及び関係部門と連携して体制整備を進めた。 放射線審議会の事務局として、専門家から国内の自然起源放射性物質による被ばくの実態に関する報告を得るために必要な調整を行うとともに、放射線審議会基本部会報告書「自然放射性物質の規制免除について」において今後の検討とされているチタン残渣、石炭灰、屋内ラドン等に係る国内のフォローアップ状況について情報収集・整理し報告を行った。 					A	
5	令和3年度重点計画に定める放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号: 5. (2)】	第5章第2節	<p>(放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性同位元素等規制法に基づき、審査を厳正かつ適切に実施した。 事業所に対して定期的に行う立入検査については、新型コロナウイルス感染症の状況、ガイド類の作成や審査の業務の状況、セキュリティに係る立入検査と合同で効率的に検査を行うこと等を踏まえながら、可能な範囲で立入検査を実施した。 予防規程ガイドの改正については、パブリックコメントを経て令和3年度第71回原子力規制委員会(令和4年3月16日)で決定した。 一方、審査ガイド、立入検査ガイドの策定等については、上半期は被規制者からの意見聴取を1回実施し、通算4回の意見聴取の結果等を踏まえてガイド案の修正を重ねてきたが、その内容・量ともに、限られた人的リソースの中では上記予防規程ガイドと同時処理することが現実的でない状況となるに至った。そのため、ガイド等の作業計画を見直して上記予防規程ガイドの改正を優先して取り組むこととし、その結果等を踏まえながら作業を進めているところ。(B) 従事者の放射線防護について、検査等での気づき事項の共有など、厚生労働省(安衛法を所管する労働安全局安全衛生部及び医薬品医療機器等法を所管する医薬・生活衛生局)との連絡体制の構築に向けた具体的な調整を行った。今後、両省庁担当部署間で、当該連携の文書化を行った上で、それぞれの規制現場における気づき事項等の共有を令和4年度4月より運用開始する予定である。 					B	
6	令和3年度重点計画に定める原子力災害対策指針の継続的改善に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号: 5. (3)】	第5章第3節	<p>(原子力災害対策指針の継続的改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の施設敷地緊急事態要避難者の明確化について検討し、令和3年度第21回原子力規制委員会(令和3年7月21日)での決定を受けて、原子力災害対策指針を一部改正した。原子力災害対策の円滑な実施を支援する防災業務関係者の放射線防護対策等に関する事項について明確化を図ることを目的に原子力災害対策指針の改正を検討した。 中期的課題と位置付けた BWR の特重を考慮した EAL(緊急時活動レベル)の見直し等については、審査状況を踏まえ、事業者に準備を促すなど、計画的に進めることができた。長期的課題である、EALの全体の見直しについて着手できていない。(B) 「緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チーム」での検討結果及び原子力災害拠点病院等の施設要件の見直しの方向性の議論を踏まえ、令和4年度第1回原子力規制委員会(令和4年4月6日)で原子力災害対策指針の一部改正を決定し、「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」の制定を了承した。 原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアルは令和3年度末に内閣府において研究成果が取りまとめられたこと及び地方公共団体から見直しの要請があったことを機に、論点整理 					A	

		<p>等の見直し作業を行い、令和4年6月29日に委員会で改正案を了承し、パブリックコメントにかけた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射能測定法シリーズや原子力災害対策指針補足参考資料等に係る技術的検討事項について、環境放射線モニタリング技術検討チーム会合を開催し、検討を行っている。同会合での令和2年度までの検討結果を踏まえ、令和3年6月に測定法シリーズ「緊急時における環境試料採取法」を策定した。令和3年12月及び令和4年3月に同会合を開催し、平常時モニタリング及び緊急時モニタリングに係る補足参考資料を改訂した。また、「大気中放射性物質の測定法」の方向性の検討を進めているほか、「緊急時における放射性ヨウ素測定法」の改訂の方向性について検討を行った。 	
7	<p>令和3年度重点計画に定める危機管理体制の整備・運用に係る各種の取組の進捗状況</p> <p>【PDCA 管理番号：5. (4)】</p>	<p>第5章第4節</p> <p>(危機管理体制の整備・運用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年8月23日に各機能班に対し共通する訓練研修を示した。 令和3年8月23日に各機能班に対し共通する訓練研修を示した時、個人計画作成の際に自身が参加する訓練研修を明確化するよう依頼し、下半期から運用が始まった。 令和3年度重点計画で業務全体の5%を目標設定するとともに、令和3年4月26日付で緊急時対応に係る訓練基本方針、その細部を規定する運用細則を令和3年8月23日付で策定した。基本方針及び運用細則では訓練への参加や対応能力の向上の状況を人事評価へ反映する具体的要領を規定しており、令和3年度下半期の人事評価に反映される等、必要なマネジメントが行われた。 オンサイトとオフサイト間の組織的連携を強化させるための訓練を5月及び6月に実施し、また9月には高浜発電所の事業者防災訓練、11月には泊原子力発電所の事業者防災訓練に合わせてオフ系及びバックオフィス系機能班との接続訓練を実施したが、当初の目標である月に1回訓練を実施することは出来なかった。また、委員・幹部に対しては、机上訓練を6月に実施し、9月及び11月には事業者防災接続訓練へ参加によりオフサイト系の対応能力向上を図った。(C) 令和3年2月13日の福島県沖地震対応及び7月14日の近畿大学原子炉の警戒事態対応から得た教訓事項等を踏まえ、原子力災害対策初動対応マニュアルを令和4年1月27日に改正した。また、令和2年度の放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を踏まえたマニュアルの改正案を検討するために、令和3年12月15日に机上訓練を行った。その結果を踏まえてマニュアルの改正作業を行っている。 危機管理用通信ネットワーク設備・システムの設備整備を遅延無く適切に実施している。 放射能モニタリング情報共有・公表システム(RAMIS)の正常稼働状態を維持するため、保守運用を行った。システム稼働状況についても月単位で把握し、処理負荷状況を踏まえながらシステム設定変更等を実施した。 RAMISの運用を通じ、緊急時対応において重要と判断された機能について、情報システム室と連携しながら改修作業(PAZ及びUPZに係る表示機能追加、グラフ描画機能改良等)を実施した。 事象の進展が遅い場合に想定される防護措置の継続・切替え・解除等、緊急時に判断が求められるオフサイト対応の課題についての検討を促進するため、オンサイト、オフサイトが連携して実施する訓練を立案した。屋内退避による被ばく低減効果に係る委託研究成果をとりまとめ、技術情報検討会に報告するとともに、原子力災害対策指針の改正の要否について整理した。 上記を経て企画された「オンサイト-オフサイト連携机上訓練」の資料作成等を支援するとともに、訓練に参画した。令和2年度に庁内において実施した大気拡散シミュレーションを用いたOIL判断のための図上演習を、内閣府原子力防災担当が実施する中核要員研修にも拡張するため支援を行った。また、同演習に参画することを通じて研修の実施を支援した。 原子力事業者防災訓練に係る評価方法の見直しについては、令和2年度の原子力事業者防災訓練の評価結果及び令和3年8月3日に開催した原子力事業者防災訓練報告会での議論を踏まえて評価指標の見直しを行い、令和3年度第25回原子力規制委員会(令和3年度8月19日)において、見直した評価指標を了承した。この指標に基づき、令和3年度原子力事業者防災訓練の評価を開始している。その他、原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方の検討を進める。 令和3年6月28日に開催した第7回訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて、令和2年度に実施した訓練を踏まえた令和3年度訓練実施方針について検討を行い、同年8月3日に開催した原子力事業者防災訓練報告会において実施方針が報告され、令和3年度第25回原子力規制委員会(令和3年8月18日)で了承した。この実施方針に基づき、事業者において、訓練が計画されている。 原子力災害対策中央連絡会議については、令和3年11月上旬に開催し、原子力事業者における地元自治体との合同訓練等の取組について関係省庁と情報共有を図った。原子力災害対策地域連絡会議については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、上期1地域(福島)のみでの資料配付による書面開催となった。下期は2地域(女川、東海)で開催し、5地域(泊、東通、志賀、玄海、川内)で資料配付による書面開催を行った。 原子力災害医療体制の持続的な維持に向け、高度被ばく医療支援センターに原子力災害医療分野を担う次世代の人材を確保、育成するための事業費を予算化し、同センターの中心的・先導的な役割を担う基幹高度被ばく医療支援センター(量子科学技術研究開発機構)に高度専門人材を配置した。 令和4年度第1回原子力規制委員会(令和4年4月6日)で原子力災害対策指針の一部改正を決定し、「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」の制定を了承した。 	B

8	令和3年度重点計画に定める放射線モニタリングの実施に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号:5.(5)】	第5章第5節	(放射線モニタリングの実施) ・国が設置しているモニタリングポストについては、24 時間体制で稼働状況の監視を行うとともに、365 日分の環境放射能水準調査の測定結果を遅滞なく公表した。 ・異常値等が発生した場合には所在自治体担当者に連絡し、原因を調査した上で結果を遅滞なく RAMIS にて公表した。 ・原子力規制事務所の可搬型モニタリングポスト等の放射線監視設備・資機材について、配置の見直し、更新及び修繕等を行った。 ・各道府県(立地 16 道府県、隣接 8 府県)における放射線モニタリングについて、原子力関係施設の周辺における放射線監視を持続するため、各道府県と調整し優先度の高い整備案件を精査し、適切に放射線監視等交付金の配分を行った。 ・緊急時モニタリングセンター(EMC)及び原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)に所属する参集要員に対してモニタリング実務研修、EMC に係る訓練及び机上訓練等の研修・訓練を実施することで要員の能力向上を図った。一部の研修・訓練については、新たに拡散シミュレーションの結果を活用したり、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえてオンライン形式のものを取り入れたりすることで、効果的・効率的に実施した。また、RAMIS の操作については e-learning の講義内容に追加し、EMC 訓練の中で実際に要員に RAMIS を操作させることで能力向上を図った。 ・地方公共団体職員を対象とした環境放射能分析に関する技術習得に係る研修を行い、放射能分析能力の維持・向上を図った。	A
投入人員【人】		PDCA 管理番号5.(1)	4 人	
		PDCA 管理番号5.(2)	32 人	
		PDCA 管理番号5.(3)	14 人	
		PDCA 管理番号5.(4)	65 人	
		PDCA 管理番号5.(5)	29 人	
目標達成度合いの測定結果	各行政機関共通区分	B	判断根拠 一部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね達成したため	
評価・分析	(1) 放射線防護対策の推進 ・計画時の目標を達成し、評価をAとした。 (2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 ・予防規程ガイドの改正については、パブリックコメントを経て、令和3年度第71回原子力規制委員会(令和4年3月16日)で決定した。審査ガイド、立入検査ガイドの策定等については、上半期は被規制者からの意見聴取を1回実施し、通算4回の意見聴取の結果等を踏まえてガイド案の修正を重ねてきたところ、その内容・量ともに、限られた人的リソースの中では予防規程ガイドと同時処理することが現実的でない状況となるに至った。そのため、ガイド等の作業計画を見直して予防規程ガイドの改正を優先して取り組むこととし、その結果等を踏まえながら作業を進めた。そのため、評価をBとした。 ・IRRS フォローアップミッションの指摘等を踏まえた必要な対策として、ガイド整備については上記のとおりである。また、厚生労働省との連絡体制の構築については厚生労働省担当部署との連絡体制の構築に向けた具体的な調整を行った。今後、両省庁担当部署間で、当該連携の文書化を行った上で、それぞれの規制現場における気づき事項等の共有を令和4年度4月より運用開始する予定である。そのため、評価をBとした。 ・上記以外の項目については、計画時の目標を達成し、評価をAとした。 (3) 原子力災害対策指針の継続的改善 ・中期的課題と位置付けたBWRの特重を考慮したEALの見直し等については、審査状況を踏まえ、事業者に準備を促すなど、計画的に進めることができたが、長期的課題であるEALの全体の見直しについては、防護措置の方向性などに一定の目処がたっていないので着手できていないため、評価をBとした。 ・上記以外の項目については、計画時の目標を達成し、評価をAとした。 (4) 危機管理体制の整備・運用 ・オンサイトとオフサイト間の組織的連携を強化させるための訓練を実施することについては、4回しか実施できず、月に1回訓練を実施するという目標が現実的ではなかったため、達成することが出来なかったため、評価をCとした。 ・上記以外の項目については目標を達成し、評価をAとした。 (5) 放射線モニタリングの実施 ・計画時の目標を達成し、評価をAとした。			
今後の取組の方向性	(1)放射線防護対策の推進 ・原子力規制庁は、放射線審議会の事務局として、放射線審議会の議論・指摘を踏まえ、新しいICRP勧告の反映等に係る審議の調整を行う。また、関係省庁との連携を適切に行うため、関係省庁連絡会等を利用して審議状況や結果等を適宜共有する。 ・放射線審議会の審議結果を踏まえて、岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方についての検討を進める。 (2)放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 ・放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施する。 ・審査ガイド等の整備を着実に進めることにより、RIに関する規制体系とその運用を継続的に改善する。 ・IRRS フォローアップミッションの指摘等を踏まえ、引き続き必要な対策を進める。なお、厚生労働省との連携については、厚生労働省の担当部署との間で文書化を行った上で、各々の規制現場における気づき事項等の共有を令和4年度から開始する。 (3)原子力災害対策指針の継続的改善			

	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針に関する各種の課題について検討を進め、必要に応じて指針又は関連文書の充実を図る。 ・原子力災害時の防災業務関係者の放射線防護対策等に関する事項について、原子力災害対策指針の改正を行う。 ・原子力災害対策指針の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する改正に伴い、技術的解説・運用に係る事項を整理し、実施マニュアルを作成する。 ・「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」について、最新の知見等を踏まえた改正を行う。 ・モニタリングの技術的事項について、引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂、平常時モニタリング・緊急時モニタリングに係る原子力災害対策指針補足参考資料の改訂等を適切かつ遅滞なく行う。 ・令和2年度第26回原子力規制委員会(令和2年9月16日)において指摘のあった、EALに係る中長期的課題(原子力災害対策指針でのEAL判断基準の記載内容等)のうち、特重施設等を考慮したBWRのEALの見直しについて、事業者と見直しを検討する。EAL会合を立ち上げ、同会合での議論を通じてEAL見直し案を策定する。 <p>(4)危機管理体制の整備・運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期(第4次)統合原子力防災ネットワークシステムの仕様書案に係る意見招請等、令和5年度からのシステム更改に向けた準備を確実に実施する。 ・緊急時対策支援システムについて、現行システムを適切に維持・管理するとともに、原子力事業者側の設備更新に合わせてシステムの機能改良を進める。また、令和6年度のシステム更改にむけた準備を確実に実施する。 ・事象の進展が遅い場合に想定され得る防護措置の継続・切替え・解除等、緊急時に判断が求められるオフサイト対応の課題について検討を継続する。 ・RAMISの適切な運用ができるよう、必要な調整等を実施していく。 ・緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえ、令和3年度に引き続き、各機能班に共通する訓練・研修を示すとともに、各機能班要員に自身が参加する訓練・研修を明確化させる。管理職員は、緊急時対応業務に関する業務目標の設定(業務全体の5%)及び人事評価等の必要なマネジメントを行う。 ・オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化に係る問題意識を明確にし、これに対応した訓練を実施する。 ・オフサイト系の対応について、あらかじめ整理した設問に関する高度な意思決定能力を養成するための訓練を実施する。 ・緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、関連するマニュアル等の整備・見直しを行う。また、令和3年度の放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を踏まえ、必要な改善を図る。 ・原子力事業者防災訓練については、緊急時対応に係る訓練等のあり方検討において訓練のあり方や規制当局の関与について整理を進める。また、この結果を踏まえた対策を適宜講じつつ、令和4年度の原子力事業者防災訓練の実施・評価を行う。 ・原子力事業所における応急対策及びその支援に関する関係省庁、原子力事業者等との連携を図るため、原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を開催する。 ・原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を引き続き進めるとともに、原子力災害時の医療体制で必要となるマニュアルについて、所要の改正等を図る。 <p>(5)放射線モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制庁及び地方公共団体職員を対象としたモニタリングに関する研修・訓練を効果的に実施する。 ・47都道府県における環境放射能水準調査の結果を、365日分遅滞なく公表する。 ・放射線監視設備・資機材について、引き続き配置の見直し、更新及び修繕等を行うとともに、放射線監視等交付金を適切に配分することにより、各道府県における持続的な放射線監視体制の維持を図る。
学識経験を有する者の知見の活用	令和4年度第1回原子力規制委員会政策評価懇談会(令和4年7月19日) 令和4年度原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	令和3年度マネジメントレビュー(第2回)(令和3年度第70回原子力規制委員会(令和4年3月9日)了承) 令和3年度原子力規制委員会年次報告(令和4年6月7日閣議決定、国会報告)

令和 4 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表 (案)

施策名		1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実		施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2022		政策評価 実施予定時期		2023 年 8 月		
施策の概要		・原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の継続的改善、諸外国及び国際機関との連携・協力等を図る。 ・人材の確保・育成に努め、常に問いかけ続ける組織文化の育成・維持を図る。		目標設定の考え方・根拠		原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2022						
達成すべき目標		以下の取組を計画どおり実施することにより、独立性・中立性・透明性が確保され、原子力規制委員会の組織体制が十分なものとなることを目標とする。 (1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (2) 規制業務を支える業務基盤の充実 (3) 職員の確保と育成				長官官房 黒川 陽一郎 総務課長、吉野 亜文 監査・業務改善統括調整官、村田 真一 広報室長、一井 直人 国際室長、足立 敏通 情報システム室長、田口 達也 人事課長、河原 雄介 参事官 (会計担当)、湯本 淳 法令審査室長、平野 大輔 参事官(法務担当) 技術基盤グループ 遠山 眞 技術基盤課長 放射線防護グループ 新田 晃 放射線防護企画課長、中村 振一郎安全規制管理官 (核セキュリティ担当) 原子力規制部 金城 慎司 原子力規制企画課長 原子力安全人材育成センター 迎 隆 原子力安全人材育成センター副所長						
政策体系上の位置付け		原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること		担当部局・作成責任者名								
定量指標		基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値 (水準・目標年度) の設定の根拠				
			年度ごとの実績値									
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度					
1	原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (会議等の公開の割合) 【PDCA 管理番号: 1. (1)】	- (-)	100%	100%	100%	100%	100%	意思決定過程の透明化を図るためには、常に議論の場を公開することが必要である。このため、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を 100%にすることができたかを目標とする。				
			100%	100%	100%	100%						
2	原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (ホームページのウェブアクセシビリティの確保) 【PDCA 管理番号: 1. (1)】	- (-)	A※	A※	A※	A※	A※	行政の透明性の確保や積極的な情報発信のためには、情報セキュリティを確保しつつ国民に必要な行政情報をわかりやすくホームページ上で公開することが必要である。このため、総務省の提示する「みんなの公共サイト運用ガイドライン (2016 年版)」に基づき、ホームページ等の利用のしやすさの指標でもある高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、レベル A 以上 (※運営者が管理・制御できない第三者によるコンテンツを除く) を達成できたかを目標とする。				
			A※	A※	A※	A※						
3	職員の確保と育成	-	-	-	95%	95%	95%	新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足するこ				

定性指標	目標						測定指標の選定理由 及び目標の設定の根拠
(定数に対する実員数の割合) 【PDCA 管理番号：1.(3)】	(-)	93.6%	95.4%	94.3%	92.6%		とにより、組織運営の安定性を確保することが必要である。このため、定数に対する実員数の割合 95% を目標とする。
4 職員の確保と育成 (新規採用者に占める女性割合) 【PDCA 管理番号：1.(3)】	- (-)	-	-	-	35%	35%	男女共同参画社会の実現に向けて、「第5次男女共同参画基本計画」に定める政府全体の目標を踏まえ、新規採用者の女性割合を35%以上とすることを目標とする。
5 職員の確保と育成 (研修の年間受講者延べ人数) 【PDCA 管理番号：1.(3)】	- (-)	-	-	2500人	2500人	2500人	職員の育成に当たり、行政事務能力と原子力規制に必要な専門的能力とのバランスがとれた研修を実施することが必要である。このため、適切な研修実施のため年度研修計画を作成し、研修の年間受講者延べ人数 2500 人を目標とする。
6 令和4年度業務計画に定める原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号：1(1)】	<p>(独立性・中立性・透明性の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 原子力規制委員及び原子力規制庁職員が厳格な服務規律に基づき行動するとともに、国内外の規制の実情を自ら確認するほか、原子力規制委員会で徹底した議論のもと、意思決定を行ったか。 - 原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を 100%にすることができたか。 - オンライン会議システム等の手法を活用した公開会合について、インターネット配信の継続性の維持・品質向上を図ることができたか。 - 規制に関わる情報の適切な開示ができたか。自動文字起こし結果の公開対象を拡充できたか。 - ホームページについて、高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、レベル A 以上を達成できたか。 - 「N-ADRES」について、安定的に運用を行うことができたか。実際の運用を考慮し、公開資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕様を確定できたか。 - 「N-ADRES」の次期システム構築に向け、調査研究及び調達が実施できたか。 - 原子力規制委員会の取組に関するコンテンツを分かりやすく作成し、公開できたか。 - 開示期限内に、基準に基づいた審査により、開示対象文書の特定・不開示情報の特定を適切に行ったか。 <p>(外部とのコミュニケーションの充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 原子力規制委員会の取組等について、適切に説明することができたか。また、問合せに適切に回答することができたか。 - 国際アドバイザーとの意見交換のほか、二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集・施策への活用を行えたか。 - CEO、CNO 等との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換を適切に行えたか。 - 被規制者向け情報通知文書を、迅速かつ柔軟に発出できたか。 - 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を開催し、調査審議事項の助言を得られたか。 - 地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策を検討し、必要に応じて実行できたか。 <p>(安全文化の育成・維持)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 新規採用職員向けの東京電力福島第一原子力発電所における現地研修を実施できたか。また、同発電所事故対応経験者の講話を新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修に組み込んだか。 - 庁内横断的に職員との対話を行う仕組みを構築し、具体的な改善につながる取組を検討できたか。 						令和4年度原子力規制委員会 年度業務計画

		<ul style="list-style-type: none"> - 計画的に核セキュリティ文化醸成に係る職員への研修を実施するとともに、原子力規制検査等を通じて事業者に必要な助言ができたか。 - 核物質防護における国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を実施できたか。 	
7	<p>令和4年度業務計画に定める規制業務を支える業務基盤の充実に係る各種の取組の進捗状況</p> <p>【PDCA 管理番号：1. (2)】</p>	<p>(マネジメントシステムの定着)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 令和3年度のマネジメントレビューでの指摘も踏まえ、マネジメントシステムの改善に取り組んだか。 - 要改善事項に共通する課題や改善策の良好事例を抽出し、各課室での業務改善につなげる仕組みを構築できたか。また、課題の抽出・分析や具体的事例の研修教材への活用等を行ったか。 <p>(国際協力の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 海外情報の共有等の業務に関する全庁横断的な国際業務の改善について体制を確立し、継続的に実施できたか。 - 国際社会における原子力安全に関する活動に貢献できたか。 - 国際機関、二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集・施策への活用を行えたか。 - 拠出金の企画立案・実施管理を通じて、予算要求、国際機関への拠出手続きが適切に行えたか。 - 国際関係について原子力規制庁内への情報共有・施策への活用ができたか。 - オンラインによる参加も活用しつつ、国際会合等に参加し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有・施策への活用を行ったか。 - IAEA の安全基準や ICRP 等の文書の翻訳を進め、ホームページで公開することができたか。 - 最新の動向や知見について、原子力規制へ反映すべきものがないか関係部署と情報共有を行い、検討を進めたか。 - 改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な会議への参加、IAEA 核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しへの参画等を行い、また、二国間・多国間の枠組み等の活用等により、我が国の核物質防護に係る規制の継続的な改善につなげることができたか。 - 緊急時の準備と対応に関する国際会合等に参加し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有を行ったか。 - 各種国際会議への参加や、保障措置技術開発支援等を通じて、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献したか。 <p>(管理業務の確実な遂行)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 行政文書管理に係る体制整備、電子的管理の促進ができたか。 - 行政文書の管理に関するガイドライン等の改正が予定されており、これらを踏まえて、原子力規制委員会行政文書管理規則等を改正するとともに、新ルール、関係規程類・留意事項等の周知、業務の効率化等ができたか。 - 行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施するための研修等を適切に実施したか。 - 組織の機能が全体として中長期的に持続可能となるよう、組織構成及び人員配置等の見直しを行ったか。 - 情報システムの安定的な運営を実現したか。また、新型コロナウイルス感染症の影響下においても変化に適切に対応し、庁内業務の確実な遂行に寄与したか。 - 予算の適切な執行管理を行えたか。 <p>(訴訟事務及び法令審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 訴訟事務や不服申立て事務について、業務量の推移に応じて体制を構築し、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に業務を遂行できたか。 - 訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するために、有効な調査ができたか。 - 長官官房における法令審査及び法令相談等を通じて、各部署の法令等の立案・運用を着実に支援できたか。 - 必要に応じてマニュアル等の作成・見直しを行うことができたか。 	令和4年度原子力規制委員会 年度業務計画
8	令和4年度業務計画に定める職員の確保と育成に係る各種の	<p>(高い倫理観の保持)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 研修や幹部メッセージの発出等の啓発活動を行った回数、政府が掲げる各種ワークライフバランス関連施策の達成度合（男性育休（2025年までに30%） 	令和4年度原子力規制委員会 年度業務計画

<p>取組の進捗状況</p> <p>【PDCA 管理番号：1. (3)】</p>	<p>等)等から、効果を確認できたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 全職員について、月 45 時間を超える超過勤務月数が 6 ヶ月以内となることを達成し、達成できない職員については、健康上の配慮を適切に実施したか。 - ワークライフバランスに関する職員の世代別ニーズを把握し、ニーズに応じた説明会を開催したか。また、新行政 LAN システムを活用したワークライフバランスの各種施策のさらなる検討を進めたか。 <p>(原子力規制人材の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 定数に対する実員数 (95%)、新卒採用者に対する女性割合 (35%)、障害者法定雇用率 (2.6%) を確認しつつ、新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足できたか。 - 行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘を踏まえ、原子力規制人材育成事業の実績を把握するための指標を適切に設定し、実績を把握したか。 - 職員の多様性への配慮及びメンタルヘルスに関する研修の提供や、男女共同参画の機会の増進を図ったか。 <p>(原子力規制人材の育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、国際機関等に着実に職員を派遣したか。 - 国際協力業務への資質のある人材育成のための機会を提供したか。 - 研修を適切に実施し、年間延べ受講者数 2,500 人以上を達成できたか。 - 規制実務を担うことができる人材を継続的に確保・育成するために、教育訓練課程を受講させる等して、任用資格を付与できたか。 - 令和 3 年度の試行結果を踏まえ、可能なものから教育訓練課程にアクティブラーニングを取り入れたか。 - 講師のアクティブラーニングに係る指導力向上のための研修を実施したか。 - 力量管理シートを使用したバックオフィス系業務の力量管理の試運用を行い、令和 5 年度の本格運用に向けて検討・改善を行ったか。 - 分散型訓練生のための講義の録画配信を開始したか。 - 年 1 回の希望調書で、職員が能力に応じたポスト任用をされていると感じているかなど、満足度の自己評価調査を実施できたか。また、調査結果を任用に適切に反映するためのデータベースを構築したか。 - 説明会を夏の人事異動期前に実施できたか。また、多くの参加者が得られるよう工夫したか。 - 360 度評価を試行できたか。 - 原子力規制事務所からのニーズ (問題点・課題) について、データベース化し、課題の改善につなげることができたか。 - 外部の研究組織/部門との人事交流や共同研究事業の推進ができたか。 - 研究倫理や研究者として基本的な姿勢について遵守する取組を行ったか。 	
--	--	--

達成手段 (開始年度)		予算額計 (執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 定性指標	達成手段の概要等	令和 4 年度 行政事業 レビュー 事業番号
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度			
(1)	原子力安全規制情報広聴・広報事業 (平成 16 年度)	317 (307)	631 (608)	676 (642)	625 (601)	712	6	<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターを設置し、個別の問合せや相談に対し電話で回答等を行う。 ・定例会や審査会合、記者会見等の原子力規制委員会の活動について、撮影・配信・アーカイブ化を行う。 ・過去にホームページで公開した資料をアーカイブし、インターネットから容易に検索可能とするシステムの整備・運用を行う。 	0001
(2)	国際原子力発電安全協力推進事業	114	72	67	66	68	7	諸外国規制機関との協力を進め、継続的に二国間、多国間の枠組みを通して、原子力規制に関する情報収集・発信及び意見交換等を行うとともに、諸外国原子力規制機関	0002

	(平成 7 年度)	(63)	(48)	(5)	(35)			との人的交流を行う。	
(3)	国際原子力機関原子力発電所等安全対策拠出金 (平成 4 年度)	323 (287)	336 (232)	255 (179)	180 (161)	178	7	原子力導入新興国を含む幅広い関係国が参画する国際原子力機関 (IAEA) の特徴を活かした様々な安全向上活動に参画し、そのために必要な任意拠出金を拠出するもの。具体的には、IAEA が取り組んでいる、①質が高く効率的な I A E A 安全基準等の策定や継続的な見直し、②IAEA の核セキュリティに係る技術指針の策定や見直し、③原子力・放射線緊急事態に対する I A E A の枠組みを通じた準備及び対応の強化、④アジア地域や原子力導入新興国等の規制の向上のための協力連携の枠組みやネットワークの運営構築等の活動に対して、任意拠出金を拠出し、事業に参画する。	0003
(4)	経済協力開発機構原子力機関拠出金 (平成 18 年度)	47 (47)	54 (49)	50 (45)	49 (44)	51	7	原子力利用先進国を中心に構成される経済協力開発機構・原子力機関 (OECD/NEA) の活動を支える義務的拠出金の事業である。OECD/NEA が取り組んでいる原子力施設に係る安全規制、放射線防護、放射性廃棄物管理・処分、原子力施設の廃止等の事業分野に参画し、我が国の原子力発電施設等の安全確保に関する検討に反映させ、原子力規制の向上につながる情報を収集する。	0004
(5)	原子力発電安全基盤調査拠出金 (平成 4 年度)	69 (22)	72 (60)	46 (29)	31 (26)	29	7	原子力利用先進国同士の最新の知見の共有を図ることができる経済協力開発機構・原子力機関 (OECD/NEA) の特徴を活かし、任意拠出金に基づき OECD/NEA の事業活動に参画するもの。具体的には、OECD/NEA が取り組んでいる、放射性廃棄物の管理・処分に関する事業 (東京電力福島第一原子力発電所の事故で発生した燃料デブリ・がれき等を安全に管理・処分するための規制取組に向けた調査等) に参画するとともに、我が国の原子力発電施設等の安全確保に関する検討に資する情報の収集を行う。	0005
(6)	原子力検査官等研修事業 (平成 24 年度)	248 (208)	416 (343)	429 (211)	401 (239)	401	8	原子力検査官を含む原子力規制委員会職員の育成のための研修カリキュラムや研修教材の開発・整備、高度な専門性を有する人材の育成に係る調査等を行うとともに、原子力施設の主要機器模型等を活用した実践的な訓練を実施し、原子力検査官等の専門能力や規制業務の専門性を高め、原子力の安全確保に貢献する。また、国が整備した訓練施設の運営及び設備の維持管理業務等、訓練実施環境の整備を行う。	0006
(7)	プラントシミュレータ研修事業 (平成 26 年度)	512 (503)	272 (231)	283 (260)	256 (233)	256	8	発電炉は事故時の影響の大きさから原子力施設の中でも特に安全性への注力が必要な施設であるため、新規基準に対応した発電炉の安全対策の仕組みや、事故対策の理解の増進、事故時のプラント状態や進展予測の能力向上を目的として、実機に近い挙動を模擬できる研修用プラントシミュレータを活用した研修を通して原子力規制を担う人材の専門能力の向上を図る。 また、研修を効果的に行うため、新規基準適合性に係る審査の状況などを踏まえたシミュレータの改良や維持管理を行う。	0007
(8)	原子力規制人材育成事業 (平成 28 年度)	381 (286)	359 (270)	350 (201)	296 (183)	327	8	国内の大学等が提案した原子力規制人材の育成に係る教育プログラムを選定し、その取組に対して補助を行う。 事業が継続する令和 2 年度及び令和 3 年度採択の 10 事業者と年度初めに契約を締結し、十分な事業実施可能期間を確保する。また、令和 4 年度においても、令和 2 年度行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘事項を踏まえ、委託も活用して事業効果	0008

								の把握・向上に務めつつ、新たに原子力規制人材の確保が必要な類型において公募を行い、優れた取組を採択する。	
(9)	原子力の安全研究体制の充実・強化事業 (令和元年度)	-	823	800	954	590	8	原子力規制委員会では、研究機関や大学等、外部への委託・請負を中心に安全研究を行っているため、研究職員が携わる内容が制限されることや研究ノウハウが蓄積されにくいこと等の課題がある。このため、原子力規制に必要な知見の整備及び研究職員の人材育成により研究体制の充実化を図るため、研究の在り方を見直し、技術支援機関(TSO)である日本原子力研究開発機構等との連携を強化するなど共同研究体制の充実・強化を図り、審査・検査等の規制ニーズに機動的に対応した安全研究の実施、研究職員の研究ノウハウの蓄積を行う。	0009
施策の予算額・執行額		2,009 (1,724)	3,035 (2,653)	2,957 (2,310)	2,857 (2,330)				

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)								
施策名	2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化			施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2022	政策評価 実施予定時期	2023年8月	
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。 最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外の情報の収集を行う。 原子炉等規制法に係る規制について継続的に改善する。 			目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2022			
達成すべき目標	<p>次の取組を計画どおり実施することにより、原子力利用の安全が確保され、原子力規制に係る技術基盤が強化されることを目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉等規制法に係る規制の実施 (2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善 (3) 改正原子炉等規制法の着実な施行 (4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応 			担当部局・作成責任者名	技術基盤グループ 遠山 眞 技術基盤課長、田口 清貴 安全技術管理官(システム安全担当)、舟山 京子 安全技術管理官(シビアアクシデント担当)、萩沼 真之安全技術管理官(放射線・破棄物廃棄物担当)、川内 英史 安全技術管理官(地震・津波担当)			
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること				原子力規制部 金城 慎司 原子力規制企画課長、渡邊 桂一 安全規制管理官(実用炉審査担当)、志間 正和 安全規制管理官(研究炉等審査担当)、長谷川 清光 安全規制管理官(核燃料施設審査担当)、内藤 浩行 安全規制管理官(地震・津波審査担当)、武山 松次 検査監督総括課長、杉本 孝信 安全規制管理官(実用炉監視担当)、大向 繁勝 安全規制管理官(核燃料施設等監視担当)、高須 洋司 安全規制管理官(専門検査担当)			
定量指標		基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			年度ごとの実績値					
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
1	原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数 〈アウトカム指標〉	- (-)	0	0	0	0	0	原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務であるため。(原子力災害対策特別措置法第10条の通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を開始する必要がある段階のもの。同法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)
			0	0	0	0		
2	原子力災害対策特別措置法第15条による通報件数 〈アウトカム指標〉	- (-)	0	0	0	0	0	
			0	0	0	0		

3	公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数 〈アウトカム指標〉	-	0	0	0	0	0	
		(-)	0	0	0	0		
定性指標		目標						測定指標の選定理由及び目標の設定の根拠
4	令和4年度業務計画に定める原子炉等規制法に係る規制の実施に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号：2.(1)】	<ul style="list-style-type: none"> - 設置変更許可申請、設計及び工事の計画の認可申請、運転期間延長認可申請、廃止措置計画等の審査について「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)等に基づき、厳正かつ適切に審査を実施したか。 - 設置変更許可において審査の漏れを防止し、及び施設の特徴・安全上の重要度に応じた審査を適切に行うため、新規制基準適合性審査結果の取りまとめに際し、審査で確認した事項を整理し、以降の審査において活用したか。 - 審査に関する原子力規制委員会決定文書や了承事項等を審査担当者に正確に理解させるため、決定等の都度、当該文書を審査業務マニュアルに加えたか。また、審査担当者の異動時等において、マニュアルの内容を確実に周知したか。 - 審査会合の都度残された課題を確認し合うなど、審査の段階に応じて、残された課題についての原子力規制委員会及び事業者双方の認識を共有するための取組を一層進めることができたか。 - 原子力規制検査を所定のガイドを活用して計画どおりに実施し、特定した検査気付き事項を適切に評価できたか。その他の法定の検査・確認も、厳正かつ適切に実施できたか。 - 東京電力柏崎刈羽原子力発電所への追加検査について、特別の体制を設け、検査の計画立案、実施など一連の検査活動を厳正かつ適時・適切に実施できたか。 - 事業者とのコミュニケーション等を通じ、事業者の自主的取組を促進することができたか。 - 安全性向上評価届出制度について、事業者との意見交換を行い、必要に応じて見直しの検討を進めたか。 - 利用者からの質問に対して、適切に対応することができたか。 - 事故トラブルについて、事業者等の原因究明、再発防止策等を適切に確認したか。事故トラブルから得た教訓を他施設も含め、適切に反映したか。 						令和4年度原子力規制委員会業務計画
5	令和4年度業務計画に定める安全研究の推進と規制基準の継続的改善に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号：2.(2)】	<p>(最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 最新知見を収集し分析することができたか。 - 国内外で発生する自然事象に関し、必要に応じて関係機関等と協力して情報収集・分析を実施したか。 - 技術基盤グループから原子力規制部への情報提供(技術支援)を行ったか。 <p>(安全研究の積極的な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 実施方針等に基づき定めた計画に沿って安全研究業務を達成できたか。 - 安全研究成果報告を取りまとめたか。積極的な成果の公表ができたか。JAEA 安全研究センターと連携した研究成果の発表を行ったか。 - 事前、事後評価が計画どおりに実施できたか。 <p>(令和5年度以降の安全研究の分野及びその実施方針を策定したか)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 研究に関する国際活動に積極的に参加し、調査・分析で得られた結果等を積極的に情報発信できたか。 - 共同研究を計画どおりに進めることができたか。研究報告会が開催できたか。 - 放射線防護研究を計画どおりに開始し、またリスク評価研究の強化や原子力規制庁内外との連携強化などの安全研究に係る実効性のさらなる確保を行ったか。 <p>(規制基準の継続的改善)</p>						令和4年度原子力規制委員会業務計画

		<ul style="list-style-type: none"> - ATENA からの意見聴取結果を踏まえ、制度改正の要否等について検討を進めたか。 - 技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正を行ったか。 - 国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析し、適切にスクリーニングしたか。 - 技術情報検討会において、規制に反映させる必要性の有無を検討し、進捗状況を確認したか。また、必要に応じて検査官会議で事例紹介したか。 - 技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会、火山部会、地震・津波部会で報告し、助言を受けることができたか。 - 事故トラブルから得た教訓を必要に応じて規制への反映が行えたか。 - 規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、改正作業を進めたか。 - 水素防護に係る知見の規制への反映に関し、事業者及び ATENA との意見交換を行うとともに、不確かさの大きな現象に対する規制の考え方を検討し、知見の不確かさを踏まえた規制上の対応を検討することができたか。 - 水素防護以外の知見の規制への反映に関し、事業者等が保有する知見を含め収集を進めるとともに、規制上の対応を検討することができたか。 							
6	令和4年度業務計画に定める改正原子炉等規制法の着実な施行に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号：2.(3)】	<ul style="list-style-type: none"> - 着実に原子力規制検査を実施できたか。原子力規制検査に対する検査官の理解が進んだか。原子力規制検査の教育訓練、研修を計画どおり実施できたか。 - 検査の実施及び検査指摘事項の評価にリスク情報を活用したか。 - 検査官からの意見聴取や事業者との意見交換等、運用の継続的改善に向けた取組を行い、ガイド類の見直しなどの改善策を講じたか。 - 令和3年度に発覚した設置変更承認申請書の添付書類漏れを踏まえ、同様の事例がないか確認を行うとともに、再発防止策を講じることができたか。 					令和4年度原子力規制委員会業務計画		
7	令和4年度業務計画に定める規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号：2.(4)】	<ul style="list-style-type: none"> - 審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図れたか。 - 業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組めたか。 - バックフィット制度について、事例分析を行い、原子力規制委員会で議論を行い、バックフィットについての考え方を整理した文書を作成することができたか。 - 原子力規制検査においてリスク情報の活用を促進するため、事業者の PRA モデルの適格性確認を行ったか。 - これまでグレーデットアプローチを適用してきた核燃料施設等の審査実績も踏まえた上で、施設の特徴・安全上の重要度に応じた、より実効的なグレーデットアプローチを検討しつつ、核燃料施設等の審査を行ったか。 - 廃止措置の状況を審査、検査等によって確認ができたか。 - 東海再処理施設について、監視チーム会合等を通じ、廃止措置の実施状況の監視を適時適切に実施したか。 - 中深度処分に係る審査ガイドを整備したか。 - 特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針に基づき、調査の進捗に応じ、必要な検討を進めたか。 - 原子炉等規制法（核セキュリティ、保障措置関連を除く）について、関係部署と必要な情報共有等を行い、3S 各々の審査を適切に進めたか。 					令和4年度原子力規制委員会業務計画		
達成手段 (開始年度)		予算額計（執行額）(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 定性指標	達成手段の概要等	令和4年度 行政事業 レビュー 事業番号
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
(1)	試験研究炉等の原子	30	25	23	21	21	4,6	原子炉等規制法に基づき、核燃料施設等に係る審査及び検査を実施するととも	0010

	力の安全規制 (平成 23 年度)	(13)	(12)	(10)	(12)			に、原子炉主任技術者試験を実施する。 具体的には、施設設置の許可、設計及び工事の方法の認可等の安全審査に加え、原子力規制検査等の法定検査を通じて当該施設の安全を確認する。	
(2)	原子力規制検査の体制整備事業 (旧：発電炉運転管理分野(検査・運転管理)の規制高度化事業) (平成 23 年度)	67 (42)	292 (239)	211 (159)	125 (72)	145	4,6	令和 2 年 4 月に施行された新検査制度の効果的な実施、また継続的改善のための施策を実施する。米国におけるリスク情報活用の手法や検査への応用について関係する海外機関の協力を仰ぎ、調査研究を行う。国際会議への参加及び海外規制機関との交流により、国際的な検査の最新知見等を収集するほか、検査官の意識調査等を行い検査の有効性の向上や検査制度の運用改善の検討に資する。検査の運用を効率化させるシステムの整備・保守を行う。また、人的・組織的要因の体系的考慮に係る規制研究を行い検査への活用を図る。	0011
(3)	原子力安全情報に係る基盤整備・分析評価事業 (平成 23 年度)	320 (253)	251 (214)	230 (185)	230 (221)	257	5	国内外の事故・トラブル情報、規制の動向等の原子力安全に係る情報を収集・整理するとともに、規制への反映の要否等の検討に資するべく分析・評価を行い、その結果を技術情報検討会、原子力規制委員会及び原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会に付す。また、海外との情報共有や、最新情報を集約した定期的な刊行物を作成し、原子力規制委員及び原子力規制庁職員への情報提供を行う。	0012
(4)	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に係る安全研究事業 (旧：燃料デブリの臨界管理に係る評価手法の整備事業) (平成 26 年度)	837 (762)	987 (697)	1,236 (755)	1,152 (935)	1061	5	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業において発生している多様な放射性廃棄物等(燃料デブリ(核燃料と炉内構造物やコンクリート等の構造物が溶融し再度固化したもの)をはじめ、事故で破損した核燃料やガレキ等)を安全上適切に処理・管理・輸送するための技術的な着眼点を抽出するため、調査・解析・実験を実施することで廃炉作業の安全性向上に資する基礎データを蓄積する。また、廃炉作業の進捗に伴い可能となった現地調査や事故試料分析等を継続的に行うことで、廃炉作業の安全性や今後の原子力規制向上に資する知見を取得する。	0013
(6)	放射性物質の輸送・貯蔵に係る安全規制の高度化事業 (平成 23 年度)	100 (92)	94 (97)	93 (68)	88 (25)	83	5	使用済燃料等の貯蔵・輸送について、輸送物及び貯蔵施設の審査並びに設計及び工事の方法の認可等に必要な技術基準等の整備のため、規制動向調査等を行うとともに、中間貯蔵施設の自然環境下における影響評価に係る試験等を実施する。 さらに、輸送については、国際輸送規則の改訂検討及び国内の運搬に関する技術上の基準に係る細目等の告示で取り入れている放射性核種の基礎的数値の検討等を行い規制の高度化に係る知見を取得する。 また、最新の知見や技術に対応できるように遮蔽解析評価手法の整備及び検証解析を行う。	0014

(7)	原子力施設における地質構造等に係る調査・研究事業 (平成 25 年度)	37 (35)	469 (405)	319 (307)	354 (343)	368	5	活断層の認定及び変位・変形の成因の評価として、鉱物脈及び断層破碎物質の化学組成等を分析するとともに、両者の構造及び切断関係を三次元的に把握して断層面を認定する。また、地震以外に起因した変位・変形の物理・化学的特徴を把握するため、せん断面や変形構造内部の粘土鉱物、炭酸塩鉱物等の結晶構造等を分析するとともに、これらの特徴と活断層との比較から、変位・変形の成因を評価する。また、活断層の活動履歴の評価として、約 40 万年前以降の断層の活動性を評価するため、火山灰に含まれる鉱物の化学組成から火山灰を同定し、噴出年代を精緻化する。また、海域活断層の活動履歴を評価するため、地震に起因する斜面崩壊堆積物の年代の把握及び隆起した地形等の形成年代を分析する。	0015
(8)	燃料破損に関する規制高度化研究事業 (旧：燃料設計審査分野の規制研究事業) (平成 26 年度)	1,153 (945)	237 (160)	981 (885)	984 (866)	715	5	燃料の燃焼が進むことにより、現行規制基準類の策定当時には観察されていなかった燃料破損挙動が異常な過渡変化や設計基準事故を模擬した試験において観察されている。そこで、燃料の安全性をより確かなものとするため、発電炉で使用された燃料を用いて事故模擬試験等を実施し、燃料破損挙動に及ぼす高燃焼度化の影響等を調べ、現行規制基準類の妥当性確認及び審査時の技術的判断根拠に資する技術知見を取得する。	0016
(9)	原子力施設における外部事象等に係る安全規制研究事業 (平成 23 年度)	1,960 (1,857)	1,693 (1,540)	1,362 (1,195)	1,358 (989)	1,399	5	原子力施設の安全規制を的確に実施するため、地震・津波等の外部事象等に係る評価について知見を取得し、規制基準等の策定や見直しを行う。ハザード関連の研究として、地震・津波の発生源の規模及び頻度、並びにその作用（地震動及び津波水位）に係る評価モデルの不確かさに係る調査・研究を行う。また、脆弱性関連の研究として、地震・津波の外部事象等が構造物・機器等へ与える損傷度合いの評価に係る調査・研究を行う。	0017
(10)	核燃料サイクル分野の規制高度化研究事業 (平成 23 年度)	230 (171)	251 (200)	91 (73)	71 (46)	68	5	MOX 燃料加工施設及び再処理施設の検査等に資するため、これらの施設に係るリスク情報の整理を行う。その一環として、これらの施設の重大事故に関連する事故シナリオとして、以下について関連するリスク情報を蓄積する。 ①冷却機能喪失による蒸発乾固事象 ②グローブボックス火災	0018
(11)	放射性廃棄物の処分・放射性物質の輸送等の規制基準整備事業 (平成 15 年度)	70 (63)	70 (61)	84 (43)	63 (45)	60	5	放射性物質の輸送及び放射性廃棄物処分等に関し、国際原子力機関(IAEA)の輸送安全基準委員会(TRANSSC)及び廃棄物安全基準委員会(WASSC)において行われる基準の策定及び定期的な見直し・改定作業に参画するとともに、輸送等の規制制度に関する関係機関との調整、処分等に関する国内の動向把握を図りつつ、改定された基準を国内規制へ反映するための活動を行う。	0020

(12)	原子炉施設等の規制 基準整備事業 (平成 23 年度)	56 (45)	82 (71)	83 (70)	77 (55)	44	5	民間規格の技術評価を行い、技術評価書を作成すると共に、規則解釈等を改正し技術評価を行った民間規格を引用する。国内外の法令・民間規格等の動向を総合的に調査・分析し、規則解釈等への反映の要否を検討する。また、IAEA 安全基準の策定方針等に係る最新動向を調査するとともに、IAEA 安全基準策定に係る IAEA の関連委員会に専門家を派遣し、国内知見の提供等を行う。さらに、IAEA 安全基準から我が国への反映が望ましい事項を検討する。	0021
(13)	技術基盤分野の規制 高度化研究事業(リス ク情報の活用) (平成 23 年度)	291 (92)	290 (234)	315 (264)	317 (276)	336	5,7	確率論的リスク評価 (PRA) に係る最新知見、評価手法及び解析モデルの整備を行い、検査制度における新たな監視・評価等にリスク情報を活用するとともに、PRA に係る技術的知見を蓄積する。具体的には、検査での指摘事項 (不適合の発見) の重要性を評価するための指標及びリスク評価ツール、検査で活用する原子力発電所毎のリスク情報等を整備する。また、地震、津波、火災、溢水等の事象の発生を対象に、最新知見を踏まえた原子力発電所のリスクを評価する手法を整備する。	0022
(14)	発電炉設計審査分野 の規制研究事業 (平成 23 年度)	1,321 (1,189)	1,021 (896)	1,091 (943)	1,241 (1,144)	933	5	発電用軽水型原子炉の最新知見を反映した設計基準事故の安全評価手法を用いた妥当性確認を行うための解析コードの開発・改良、熱流動実験による事故時等の現象の把握及び解析を行うとともに、デジタル式安全保護装置の共通原因故障対策等に係る技術的知見の拡充、並びに火災時の安全機能への影響を評価する手法及び原子炉格納容器の総合的安全裕度評価手法の整備を行う。高速炉の多量の放射性物質等を放出する事故時挙動及びその事故の拡大防止策の有効性に関する知見を得るため、除熱源喪失事象発生時の炉心冷却挙動、原子炉停止機能喪失時の炉心損傷挙動、炉心損傷時の溶融進展挙動と除熱挙動及び原子炉容器、格納容器の応答挙動に関する技術的知見を取得する。これにより、既設炉の規制に加え、次世代炉に関する将来的な規制にも柔軟に対応できるようにする。	0023
(15)	大規模噴火のプロセ ス等の知見整備に係 る研究事業 (旧:火山影響評価に 係る研究事業) (平成 26 年度)	447 (427)	408 (372)	470 (425)	573 (442)	506	5	カルデラ火山を主とした大規模噴火の準備過程をより詳細に調査する。具体的には、噴火に至るまでのマグマ溜まりの時空間変化、この変化を捉える物理探査手法等に関する調査・研究を実施する。さらに、これまでも実施してきた地質学的、岩石学的、地球物理・地球化学的調査を拡充し知見の充実を図る。	0024
(16)	原子力規制高度化研 究拠出金 (平成 26 年度)	225 (192)	296 (228)	262 (158)	241 (190)	255	5	原子力施設の規制基準への適合性を確認するためには、的確な規制判断の根拠となる基盤技術を確立するとともに、原子力規制を高度化していく必要がある。そのため、各国との共通の技術課題について国際共同研究事業に参画し、原子力規制委員会が実施する安全研究に必要な技術的知見を取得する。	0025

(17)	(再掲) 原子力の安全研究体制の充実・強化事業 (令和元年度)	- -	823 (813)	800 (738)	954 (808)	590	5	原子力規制委員会では、研究機関や大学等、外部への委託・請負を中心に安全研究を行っているため、研究職員が携わる内容が制限されることや研究ノウハウが蓄積されにくいこと等の課題がある。このため、原子力規制に必要な知見の整備及び研究職員の人材育成により研究体制の充実化を図るため、研究の在り方を見直し、技術支援機関（TSO）である日本原子力研究開発機構等との連携を強化するなど共同研究体制の充実・強化を図り、審査・検査等の規制ニーズに機動的に対応した安全研究の実施、研究職員の研究ノウハウの蓄積を行う。	0009
(18)	実機材料等を活用した経年劣化評価・検証事業 (令和2年度)	- -	- -	904 (843)	1,039 (995)	1,078	5	原子力規制委員会は、運転期間延長認可申請に係る劣化状況評価及び高経年化技術評価の技術的妥当性確認、関連する技術基準等の技術的妥当性確認及び民間規格の技術評価に必要な技術的判断根拠を収集するため、原子力発電所における材料の経年劣化に関する知見を整備・拡充している。本事業では、長期間運転した原子力発電所の経年劣化を模擬的に付与するために行っている加速劣化試験結果に基づく材料の経年劣化予測評価の実機環境における経年劣化挙動に対する保守性の検証等を実施し、代表的な機器、構造物の健全性評価に関する知見を拡充する。	0026
(19)	使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野における最新解析手法に係る評価手法の研究 (令和2年度)	- -	- -	54 (50)	120 (111)	198	5	最新知見に基づく遮蔽解析コードによる評価結果を用いた許認可申請が提出された際に、的確かつ迅速な基準適合性審査を実施するために、遮蔽解析コードのV&V手法及び評価結果の妥当性確認手法の知見拡充を実施する。遮蔽解析コードのV&V手法の知見拡充については、諸外国の動向や国内有識者の意見等を考慮し、許認可の場面での使用を想定したV&V実施手順案を作成する。手順案の適用性を確認するために、対象解析コードを選定し、手順案に沿ってコードの検証（Verification）作業を行い、その進捗も考慮しながらコードの妥当性確認（Validation）作業を行う。一連の作業結果を基に手順案の検証・考察を実施し、国内有識者の意見等を考慮しながら、V&V実施手順として確定させる。また、評価結果の妥当性確認手法の知見拡充については、前者でのコードの妥当性確認作業等を利用して検討を進め、V&V手法と併せて、審査に活用するための技術文書として整備する。	0027
(20)	バックエンド分野の規制技術高度化研究事業 (令和3年度)	- -	- -	- -	187 (172)	240	5	原子力発電所の廃止措置の進展等に伴って今後事業化が見込まれる中深度処分について、事業許可申請の審査の際の判断指標の整備に必要となる科学的・技術的知見の収集・整備を行う。自然現象の長期評価に関しては、地下水の流れの変化や地下環境に関する知見を取得するために、ボーリングによる地質・水質調査とシミュレーション等を行う。埋設施設の性能評価及び公衆の線量評価手法に関しては、放射性物質の漏出及び移動を抑制する機能を持つコンクリートや粘土のバリア材の特性に関する知見を取得するため、試験とシミュレーションを行う。地質環境、水理環境モニタリングに関しては、モニタリング期	0028

								間の終了後にモニタリングに用いたボーリング孔が放射性物質が移行する経路にならないように埋め戻したあと、これを確認する手法に必要な知見を取得するための調査・解析を行う。	
(21)	廃止措置等に関する規制運用技術研究事業 (令和3年度)	-	-	-	103 (64)	134	5	原子力施設の解体等に伴い発生する新規のクリアランス対象物について、測定結果の定量評価における信頼性の確保のための要素技術の抽出、混合物の放射能濃度の定量評価に必要な要素技術の抽出を行い、クリアランスの認可・確認に係る科学的・技術的知見を整理する。 中深度処分対象廃棄体、研究施設等廃棄物等を対象に、安全評価上重要となるソースターム設定等の審査に必要な知見を蓄積するとともに、技術的留意点を整理する。また、後続規制の廃棄体確認における放射能濃度評価方法の妥当性に係る科学的・技術的知見を整理する。 廃止措置の潜在的危険性に応じた規制運用に資するため、廃止措置工事中の放射性物質の飛散、サイトに残存する放射性物質の評価等、廃止措置における危険性の高い活動評価に係る科学的・技術的知見を整理する。	0029
(22)	シビアアクシデント時の放射性物質放出に係る規制高度化研究事業(東京電力福島第一原子力発電所事故分析結果の反映) (令和4年度)					1,025	5	東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を規制要件化するために活用する知見の整備のため、水素爆発、放射性物質の放出等に係る調査、実験、評価手法の整備等を行うことで、事故の調査・分析から得られた課題について更なる規制要件化の可否を検討する上で必要な技術的知見を取得する。 事故進展に応じた解析を行うことで現実的なプラント内の挙動や放射性物質の環境への放出等の情報を整備するとともに、防護措置に係る判断に必要な知見を取得する。また、人と環境への影響を評価する手法を高度化し、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤服用等について、より実効的な枠組みを検討するための知見を取得する。	新 22-0001
施策の予算額・執行額		9,224 (7,919)	8,958 (7,426)	9,926 (8,109)	10,032 (8,398)				

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)								
施策名	3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施			施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2022	政策評価 実施予定時期	2023年8月	
施策の概要	・核セキュリティ対策を推進するとともに、国際約束に基づく保障措置の着実な実施のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制を行う。 ・核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。			目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2022			
達成すべき目標	次の取組を計画どおり実施することにより、核セキュリティが確保され、国際社会の信頼を維持することを目標とする。 (1) 核セキュリティ対策の推進 (2) 保障措置の着実な実施 (3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化			担当部局・作成責任者名	放射線防護グループ 中村 振一郎 安全規制管理官(核セキュリティ担当)、寺崎 智宏 放射線防護企画課保障措置室長、吉川 元浩 安全規制管理官(放射線規制担当)			
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること							
定量指標	基準値 (基準 年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		年度ごとの実績値						
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
1	核セキュリティ対策の推進 【PDCA 管理番号：3. (1)】 (原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数) 〈アウトカム指標〉	- (-)	-	0	0	0	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の目的を踏まえ、核燃料物質を防護するための規制を通じて公共の安全が図られていることを示す指標として選定したもの。	
		0	0	0	0			
定性指標	目標			測定指標の選定理由及び目標の設定の根拠				
2	令和4年度業務計画に定める核セキュリティ対策の推進に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号：3. (1)】	- 核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳正かつ適切に実施したか。 - 検査及び審査の実績を踏まえて、核物質防護に係る規制の継続的な改善につなげることができたか。 - 原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数を0件に抑えたか。 - 原子力規制事務所による日常的な監視を通じて把握した核物質防護上の気付き事項を踏まえ、本庁チーム検査等を効果的に実施したか。 - 放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置に係る検査等を着実に実施しているか。 - 放射性同位元素等規制法に基づき、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習が適切に実施されるよう、必要な監督指導をしているか。			令和4年度原子力規制委員会業務計画			

		<ul style="list-style-type: none"> - 核物質防護に係る現行の審査基準の規定に関して、国内外の動向等を踏まえつつ、規定すべき内容や記載の粒度等の見直しに向けた検討を行ったか。 - 実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対策強化に資する審査基準改正を踏まえ、検査に必要なガイド等の作成や体制整備を行ったか。 - 核物質防護に係る審査及び検査について、確認すべき内容の整理を行うとともに、柔軟な運用について検討を行ったか。 							
3	令和4年度業務計画に定める保障措置の着実な実施に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号：3.(2)】 〈保障措置拡大結論の維持(アウトカム指標)を含む〉	<ul style="list-style-type: none"> - 日・IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行したか。 - 指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行ったか。 - 我が国の保障措置に係る取組について、国際的に発信したか。 					令和4年度原子力規制委員会業務計画		
4	令和4年度業務計画に定める原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号：3.(3)】	<ul style="list-style-type: none"> - 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和を図り、審査等及び検査等の業務を適切に行えたか。また、必要な改善を図れたか。 - 核セキュリティ部門以外の検査官に対する核物質防護に関する教育の継続的な実施等、原子力規制事務所における核セキュリティへの理解をより深めることができたか。 - 核物質防護事案を模擬した訓練において、セーフティとの連携や情報連絡等の視点を取り入れたか。関係部署間で効果的な連携を図ることができたか。 					令和4年度原子力規制委員会業務計画		
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 定性指標	達成手段の概要等	令和4年度 行政事業 レビュー 事業番号
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
(1)	試験研究炉等の核セキュリティ対策 (平成23年度)	38 (27)	37 (36)	37 (28)	32 (27)	34	2	原子炉等規制法に基づき、試験研究用等原子炉施設及び核燃料物質等の使用施設の核物質防護規定に係る審査、核物質防護に係る検査等を実施するとともに、核物質防護規制の高度化等に資するため新核物質防護システム確立調査を実施する。また、核物質防護に関する国際的な基準は国際原子力機関(IAEA)における国際検討会合等で策定されるため、当該会合へ我が国として参画する。	0030
(2)	放射性同位元素使用施設等の安全規制 (旧：放射線障害防止対策に必要な経費) (昭和33年度)	116 (105)	105 (77)	136 (103)	1,145 (887)	45	2	放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して、公共の安全を確保するため、放射性同位元素等規制法に基づく規制等を着実に実施する。具体的には、放射性同位元素等の許認可、及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置をとるに当たり、着実かつ効率的な審査、計画的かつ効果的な立入検査、特定放射性同位元素の受入れ等の報告確認を行う。	0042

	保障措置の実施に必要な経費 (昭和 52 年度)	3,188 (3,184)	3,547 (3,533)	3,441 (3,421)	3,407 (3,390)	3,781	3,4	国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関し、国の査察官等が自ら実施する検査・審査業務等のほか、以下の業務を原子炉等規制法に基づく指定機関に行わせる。 ①保障措置に関する情報処理業務 国際規制物資の使用の状況に関する情報の解析その他の処理業務 ②保障措置検査等実施業務 保障措置検査、保障措置検査で提出させた若しくは立入検査で収去した試料の試験及び各検査において取り付けた装置による記録の確認、保障措置の適切な実施のために必要な技術的検査に関する調査研究等の全部又は一部	0031
(4)	保障措置環境分析調査事業 (平成 8 年度)	570 (543)	617 (570)	569 (545)	451 (402)	362	3	①IAEA に認定されたネットワーク分析所として、IAEA の依頼に基づく、我が国を含む世界各地での査察等の際に収去された試料の分析 ②新規分析手法の開発（ウラン及びプルトニウム粒子の精密同位体比分析）や既存分析手法の高度化	0032
(5)	大型混合酸化物燃料加工施設保障措置試験研究事業 (平成 13 年度)	35 (28)	32 (29)	73 (37)	87 (79)	371	3,4	大型混合酸化物燃料加工施設（J-MOX）では、新技術の導入により運転の自動化が進むとともに、大量の核物質が取り扱われることから、本施設に特化した保障措置手法を確立し、適切な保障措置を実施することが必要。このため、本事業では、施設の設計・建設の進捗に合わせて施設に適用する保障措置機器（①MOX原料粉末貯蔵容器測定機器、②燃料集合体測定機器、③バルク工程内MOX粉末・ペレットサンプル測定機器）を開発・設置する。	0033
(6)	国際原子力機関保障措置拠出金 (昭和 61 年度)	104 (98)	135 (135)	101 (101)	80 (80)	85	3	国際原子力機関（IAEA）で実施している下記の 4 つの事業への拠出を通じ、IAEA における保障措置の高度化や普及に係る活動に参画することにより、最新の知見や情報を蓄積し、得られた知見等を国内の多種多様な原子力施設の保障措置活動の向上・構築等に反映する。 ・東京電力福島第一原子力発電所における保障措置活動の回復に向けた保障措置手法の開発等への参画 ・保障措置関係者の知識・技術向上のためのトレーニングに係るプログラム作成及び講師として参画 ・我が国を含む加盟国が IAEA に対して行う研究開発計画の策定・実行管理への参画 ・IAEA による保障措置手法の高度化のための統計的評価方法の構築等への参画 特に、福島第一原子力発電所においては、従来の手法による保障措置活動	0034

								が十分に実施できないことから、世界にも類のない新たな手法による保障措置活動を導入し、廃炉に向けた工程に合わせて保障措置活動を回復していくことが、IAEA及び我が国にとって喫緊の課題である。そのため、本事業により、IAEAによる保障措置手法の開発活動に参画し、当該プロセスを促進することで適切な保障措置の実施を確保する。	
(7)	原子力発電施設等核物質防護対策事業 (平成15年度)	113 (99)	114 (115)	114 (80)	103 (69)	100	2	①新たな脅威等を踏まえた防護措置の強化に係る技術動向調査及びデータ取得 原子力発電所等におけるサイバー攻撃等の新たな脅威、輸送時の核セキュリティ及び最新の防護設備等について試験等による技術データ収集、分析により有効性を評価するとともに、技術動向の調査を実施する。 ②規制動向調査 原子力先進国の核物質防護に関する規制動向、技術動向等の調査、分析を行うとともに、国際原子力機関の会合参加や海外規制機関との交流を通じた情報収集、実態把握を実施する。	0035
(8)	核物質防護検査体制の充実・強化事業(令和4年度)	- -	- -	- -	9 (2)	175	2	① 高機密性情報ネットワークの広域的な接続 核物質防護に関する機密性の高い情報を広域的に使用可能とするために本庁舎内で運用する高機密性情報ネットワークを更新強化し、極めて秘匿性の高い通信基盤を確立する。 ② 本庁舎と現場の検査官を一体化する専用端末の配備 秘匿性の高い通信基盤で使用する専用端末を本庁舎と現場の検査官室(PC端末)、検査官(モバイル端末)に配備し、検査官が映像、音声、位置情報等を活用しながら本庁舎及び現場の検査官がリアルタイムで評価する高度な検査を実現する。 ③ 高度な検査に必須な環境整備 現場の検査官が日常的な検査を実施するために必要な検査官室の防護対策を行う。	0036
施策の予算額・執行額		4,048 (3,978)	4,481 (4,417)	4,334 (4,212)	5,314 (4,936)				

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)								
施策名	4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明			施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2022	政策評価 実施予定時期	2023年8月	
施策の概要	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等を着実に実施する。			目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2022			
達成すべき目標	以下の取組を計画どおり実施することで、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業の安全を確保し、事故原因を究明することを目標とする。 (1) 廃炉に向けた取組の監視 (2) 事故の分析 (3) 放射線モニタリングの実施			担当部局・作成責任者名	技術基盤グループ 田口 清貴 安全技術管理官(システム安全担当) 放射線防護グループ 村山 綾介 監視情報課長、竹本 亮 放射線環境対策室長 原子力規制部 竹内 淳 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長、高須洋司 安全規制管理官(専門検査担当)			
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること							
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		年度ごとの実績値						
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
1	事故の分析(東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会の開催回数) 【PDCA管理番号:4.(2)】	- (-)	-	-	5回	5回	5回	着実に事故分析を進めるためには、継続的な現場調査を実施し、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会での議論等が必要となるため。
		-	5回	8回	9回			
2	国内外への発信(国内学協会等又は海外規制機関等の会合への参加回数) 【PDCA管理番号:4.(2)】	- (-)	-	-	-	3回	6回	事故調査・分析の検討内容について、国内外に発信するため。
		-	-	-	-	12回		
定性指標		目標					測定指標の選定理由及び目標の設定の根拠	
3	令和4年度業務計画に定める廃炉に向けた取組の監視に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:4.(1)】	- 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(2022年3月版)に示した事項について、遅延なく進められるよう監視・指導することができたか。特に、本マップにおいて令和4年度内の主要な目標全てについて、東京電力に対し、特定原子力施設監視・評価検討会等の場において必要な指摘を行い、その指摘に対する取組状況等を確認できたか。 - 実施計画の変更認可申請に対する審査について、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の円滑な進捗の律速とならないよう、厳正かつ適切に実施できたか。また、実施計画の遵守状況の検査を適切に実施できたか。 - 実施計画に記載すべき事項について文書化できたか。					令和4年度原子力規制委員会業務計画	
4	令和4年度業務計画に定める事故の分析に係る各種の取組の進	- 決定した方針に基づき、必要な現地調査、検討会等により事故分析を進めることができたか(東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会を5回以上開催)。					令和4年度原子力規制委員会業務計画	

	捗状況 【PDCA 管理番号：4. (2)】	<ul style="list-style-type: none"> - 事故調査・分析の検討内容を報告書に取りまとめることができたか。 - 積極的に事故調査・分析の検討内容について、国内外に発信することができたか。 - JAEA との協働により事故調査・分析で収集・蓄積した情報のデータベース化の取り組みを進めることができたか。 - 国内外への発信として、国内学協会等又は海外規制機関等の会合に参加できたか（会合に 3 回以上参加）。 - 連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、円滑な進捗に資することができたか。 							
5	令和 4 年度業務計画に定める放射線モニタリングの実施に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号：4. (3)】	<ul style="list-style-type: none"> - モニタリング調整会議の下、関係省庁と連携し、ALPS 処理水に関する海域モニタリングその他の陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を遅滞なく公表したか。 - 福島県を中心に整備しているリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストについて、事業の継続性に留意しつつ維持・管理を実施したか。 					令和 4 年度原子力規制委員会業務計画		
達成手段 (開始年度)		予算額計（執行額）(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 定性指標	達成手段の概要等	令和 4 年度 行政事業 レビュー 事業番号
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度				
(1)	(再掲) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に係る安全研究事業 (旧：燃料デブリの臨界管理に係る評価手法の整備事業) (平成 26 年度)	851 (767)	987 (697)	1,236 (755)	1,152 (935)	1,061	3,4	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業において発生している多様な放射性廃棄物等（燃料デブリ（核燃料と炉内構造物やコンクリート等の構造物が溶融し再度固化したもの）をはじめ、事故で破損した核燃料やガレキ等）を安全上適切に処理・管理・輸送するための技術的な着眼点を抽出するため、調査・解析・実験を実施することで廃炉作業の安全性向上に資する基礎データを蓄積する。また、廃炉作業の進捗に伴い可能となった現地調査や事故試料分析等を継続的に行うことで、廃炉作業の安全性や今後の原子力規制向上に資する知見を取得する。	0013
(2)	環境放射能水準調査等事業 (昭和 50 年度)	2,264 (2,093)	1,882 (1,768)	2,010 (1,993)	2,423 (2,189)	1,750	5	47 都道府県における環境放射能調査及び 47 都道府県において実施困難な高度かつ専門的な分析及び分析結果の収集を実施する。	0037
(3)	海洋環境放射能総合評価事業 (昭和 58 年度)	799 (790)	851 (849)	856 (856)	861 (861)	877	5	原子力施設沖合に位置する主要漁場等において採取した海産生物、海底土及び海水試料を分析し、これらの結果について専門家による検討を行う。また、本業務の成果等を簡潔に取りまとめた資料を作成し、関係機関・団体等へ説明を行う。	0038
(4)	避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業 (平成 25 年度)	116 (113)	115 (100)	116 (95)	103 (98)	98	5	今後避難指示区域等の解除に伴う住民の帰還に向けて、住民の安全確保のため、次の内容を実施する。 ①市町村の要望を十分に踏まえたきめ細かな放射線モニタリングを実施するとともに、住民の行動パターンを想定し、生活行動パターンに沿ったモニタリングを実施する。 ②①で得られた結果と原子力規制庁が実施する詳細モニタリング結果を活用した詳細な放射線量マップ等を作成し、住民に提供する。	0039
(5)	原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金	800 (800)	800 (800)	800 (800)	800 (800)	800	5	福島県が東日本大震災による原子力災害に伴い放出された環境中の放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定を行うための基金の造成に必要な経費に充てるための交付金を交付する。	0139 (復興庁)

(6)	放射性物質環境汚染状況監視等 調査研究に必要な経費	1,328 (1,233)	1,313 (1,229)	1,221 (1,133)	1,191 (923)	1,175	5	東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所からの影響把握のための環境放射能のモニタリング等を実施する。 具体的には、①環境モニタリングホームページの運営、②地上からの空間放射線量率の分布状況の調査、③航空機による空間線量率の広域調査、③閉鎖的海域における放射線モニタリング、④ALPS 処理水放出に関連する海域モニタリング、⑤IAEA との分析機関間比較、⑥農地土壌等の放射性物質の分布状況等の推移等の調査を実施する。	0140 (復興庁)
(7)	環境放射線測定等に必要な経費	1,118 (948)	1,137 (1,030)	1,086 (1,006)	1,453 (1,420)	1,498	5	東京電力福島第一原子力発電所事故の対応として、福島県を中心に整備したリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストの常時正常稼働の維持、移設又は撤去、稼働状況の調査を行い、測定した放射線量を公表し、国民に対して正確な情報を継続して提供を行う。	0141 (復興庁)
施策の予算額・執行額		7,292 (6,744)	7,099 (6,473)	7,760 (6,638)	7,998 (7,226)				

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)								
施策名	5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施		施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の 基本方針 2022	政策評価 実施予定時 期	2023年8月	
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 最新知見に基づく放射線防護対策を推進する。 放射性同位元素等の利用の安全の確保に向け、放射性同位元素等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。 放射性同位元素等規制法に係る規制を継続的に改善する。 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、原子力災害対策指針など緊急時対応のための制度を継続的に改善する。 原子力規制委員会における平時・緊急時の危機管理体制を整備し、運用するとともに、放射線モニタリング体制を整備・維持する。 		目標設定の考え方・根拠		原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議 及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2022			
達成すべき目標	以下の取組を計画どおり実施することにより、適切な放射線防護対策がなされ、放射性同位元素等の利用の安全が確保され、緊急時対応が的確に実施できるようにすることを目標とする。 (1) 放射線防護対策の推進 (2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 (3) 原子力災害対策指針の継続的改善 (4) 危機管理体制の整備・運用 (5) 放射線モニタリングの実施		担当部局・作成責任者名		長官官房 足立 敏通 情報システム室長、杉本 孝信 緊急事 案対策室長 放射線防護グループ 新田 晃 放射線防護企画課長、村山 綾介 監視情報 課長、竹本 亮 放射線環境対策室長、寺崎 智宏 放 射線防護企画課保障措置室長、中村 振一郎 安全規 制管理官(核セキュリティ担当)、吉川 元浩 安全規 制管理官(放射線規制担当)			
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること							
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		年度ごとの実績値						
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
1	危機管理体制の整備・運用 (緊急時対応業務に従事する 職員の緊急時対応業務に従事 する割合が、業務全体の5%以 上) 【PDCA管理番号:5.(4)】	- (-)	-	5%	5%	5%	「緊急時即応」は原子力規制委員会の活動原則の一つであるため、緊急時対応能力を維持・向上させることが必要である。このため、緊急時対応業務に従事する職員が、月1日以上訓練、研修等に従事し、業務全体に占める緊急時対応業務の割合を5%以上とすることを目標値とする。	
		-	-	6%	6%			
2	危機管理体制の整備・運用 (原子力事業者防災訓練の確 認) 【PDCA管理番号:5.(4)】	- (-)	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	原子力災害対策特別措置法により、原子力事業者は防災訓練の結果を原子力規制委員会に報告することが義務付けられており、防災基本計画では、原子力規制委員会が当該訓練の評価を行うこととされている。このため、原子力事業者の訓練を確認・評価する仕組みを構築し、原子力事業者に改善を促し、原子力事業者の自主的な努力のもとで緊急事態対応能力を向上させる必要があるため、令和3年度の原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施することを目標値とす
			39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	38事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所		

									る。
3	放射線モニタリングの実施 (全都道府県の環境放射能水準調査結果の公表) 【PDCA 管理番号：5.(5)】	- (-)	365 日分	366 日分	365 日分	365 日分			原子力規制委員会設置法に基づき、放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務を行っており、全都道府県の環境放射能水準調査の結果を 365 日分遅滞なく公表することを目標値とする。
	定性指標		目標						測定指標の選定理由 及び目標の設定の根拠
4	令和 4 年度業務計画に定める放射線防護対策の推進に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号：5.(1)】		<ul style="list-style-type: none"> - 放射線審議会の調査審議の取りまとめに貢献するとともに、関係省庁との適切な情報共有に努めたか。 - 岩石等に含まれる天然の放射性核種からの放射線防護の在り方について検討を進めたか。 						令和 4 年度原子力規制委員会業務計画
5	令和 4 年度業務計画に定める放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号：5.(2)】		<ul style="list-style-type: none"> - 放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施しているか。 - ガイド整備を着実に進めたか。 - IRRS フォローアップミッションの指摘等を踏まえ、必要な対策を実施できたか。各々の規制現場における気付き事項等の共有等、厚生労働省との連携を実施できたか。 						令和 4 年度原子力規制委員会業務計画
6	令和 4 年度業務計画に定める原子力災害対策指針の継続的改善に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号：5.(3)】		<ul style="list-style-type: none"> - 原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針等の見直しに係る検討を行ったか。 - 防災業務関係者の放射線防護対策等に関する事項について、原子力災害対策指針の改正を行ったか。 - 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施に係るマニュアルについて、最新の知見等を踏まえた検討を行い、実施マニュアルを作成したか。 - 「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染検査マニュアル」について、最新の知見等を踏まえた改正を行ったか。 - モニタリングの技術的事項について有識者及び自治体の意見を取り込みつつ、引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂、平常時モニタリング・緊急時モニタリングの補足参考資料の改訂等を計画的に実施したか。 - EAL 会合を立ち上げ、必要回数の会合を開催するなど、計画的に検討を進め、十分な議論ができたか。 - EAL 会合の議論を通じて EAL 見直し案を策定できたか。 						令和 4 年度原子力規制委員会業務計画
7	令和 4 年度業務計画に定める危機管理体制の整備・運用に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号：5.(4)】		<ul style="list-style-type: none"> - 危機管理用通信ネットワーク設備・システムの強化に向けて、着実に設備整備を進めたか。 - 緊急時対策支援システムを適切に維持・管理し、原子力事業者側の設備更新に合わせたシステムの機能改良ができたか。また、令和 6 年度のシステム更改に向けた準備を確実に実施できたか。 - 緊急時に判断が求められるオフサイト系対応の課題について検討を行ったか。 - 放射線モニタリング情報共有・公表システムについて、安定的な運用を行うとともに、運用を通じて顕在化した課題の解消に向けた改修等を着実に進めたか。 - 緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえ、各機能班に共通する訓練・研修を示せたか。 - 各機能班要員は、自身が参加する訓練・研修を明確化したか。 - 緊急時対応業務に関する業務目標の設定（業務全体の 5%）及び人事評価等必要なマネジメントを行ったか。 - オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化に資する訓練を、四半期に一度程度実施したか。 - あらかじめ設問を整理した上で、それに関するオフサイト系の対応について高度な意思決定能力を養成するための訓練を、四半期に一度程度実施したか。 - 緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、関連するマニュアル等（防護措置の判断に資するための「緊急時対応技術マニュアル」（仮称を含む。）の整備・見直しを実施できたか。また、令和 4 年度の放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を実施して抽出された課題について検討を行ったか。 						令和 4 年度原子力規制委員会業務計画

		<ul style="list-style-type: none"> - 令和4年度原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施できたか。 - 原子力事業者防災訓練については、緊急時対応に係る訓練等のあり方検討において訓練のあり方や規制当局の関与について整理を進めたか。また、この結果を踏まえた対策を適宜講じつつ、令和4年度原子力事業者防災訓練の実施・評価を行うことができたか。 - 原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を適時開催し、関係省庁、原子力事業者等との連携を強化できたか。 - 各支援センターへの各種支援を行うとともに、原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を行ったか。また、必要に応じてマニュアルの改正等を行ったか。 							
8	令和4年度業務計画に定める放射線モニタリングの実施に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号：5.(5)】	<ul style="list-style-type: none"> - 47都道府県における環境放射能水準調査の結果を、365日分遅滞なく公表することができたか。 - 放射線監視設備・資機材について、適切に配置の見直し、更新及び修繕等を行うことができたか。 - 原子力規制庁及び地方公共団体職員に対する研修・訓練を効果的に行うことができたか。 					令和4年度原子力規制委員会業務計画		
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 定性指標	達成手段の概要等	令和4年度 行政事業 レビュー 事業番号
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
(1)	放射線安全規制研究戦略的推進事業 (平成29年度)	352 (283)	324 (275)	289 (189)	214 (160)	213	4	放射線安全規制研究戦略的推進事業は、放射線障害防止に係る規制等を最新・最善のものにするため、年度毎に原子力規制委員会が示す業務計画に基づいて、規制等の改善に資する知見を継続的に創出する事業である。具体的には、これまでの放射線安全規制研究戦略的推進事業で得られた研究成果・知見を踏まえ、放射線防護体系の高度化に関する調査事業、被ばく線量評価体系の高度化に関する研究及び放射線健康リスクに関する研究を、主体的に推進し、必要となる科学的・技術的知見を取得し、蓄積する。さらに、放射線防護に係る最新の国際的な要件等を我が国法令等へ導入するために必要な技術的基準及び技術基盤の整備に向けた研究を推進する。	0040
(2)	原子力発電施設等従事者追跡健康調査事業 (平成2年度)	170 (170)	152 (152)	145 (136)	110 (110)	110	5	原子力発電施設等の放射線業務従事者(過去に従事した者を含む)を対象に、低線量放射線の被ばく線量と健康影響の関係について疫学調査を行う。これまでの25年間の調査では、一部のガンにおいて被ばく線量と死亡率の相関がみられたものの、喫煙などの生活習慣や社会経済状態など(交絡因子)が結果を歪めており、放射線の影響が純粋に反映されていない可能性があることが示唆された。このため、放射線による健康影響をより直接的に評価するために、交絡因子に影響されにくい新たな集団の設計を行う必要性が認識された。そのため、交絡因子の情報を調査した上で、ガン死亡情報に加えて死亡に直接結びつかないがんの罹患状況までを調査し、より精度の高い調査のための集団設計を行い、同集団に基づく関連情報の集計作業を行うこととする。本調査により得られた結果は、公開で開催する報告会等において積極的に発信していく。	0041

(3)	(再掲) 放射性同位元素使用施設等の 安全規制 (旧：放射線障害防止対策に必 要な経費) (昭和 33 年度)	116 (105)	105 (77)	136 (103)	1,145 (887)	45	5	放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して、公共の安全を確保 するため、放射性同位元素等規制法に基づく規制等を着実に実施する。具体的 には、放射性同位元素等の許認可、及び特定放射性同位元素の防護のために必 要な措置をとるに当たり、着実かつ効率的な審査、計画的かつ効果的な立入検 査、特定放射性同位元素の受入れ等の報告確認を行う。	0042
(4)	(再掲) 環境放射能水準調査等事業 (昭和 50 年度)	2,264 (2,093)	1,882 (1,768)	2,010 (1,993)	2,423 (2,189)	1,750	8	47 都道府県における環境放射能調査及び 47 都道府県において実施困難な高度 かつ専門的な分析及び分析結果の収集を実施する。	0037
(5)	(再掲) 海洋環境放射能総合評価事業 (昭和 58 年度)	799 (794)	851 (849)	856 (856)	861 (861)	877	8	原子力施設沖合に位置する主要漁場等において採取した海産生物、海底土及び 海水試料を分析し、これらの結果について専門家による検討を行う。また、本 業務の成果等を簡潔に取りまとめた資料を作成し、関係機関・団体等へ説明を 行う。	0038
(6)	(再掲) 避難指示区域等における環境 放射線モニタリング推進事業 (平成 25 年度)	116 (113)	115 (100)	116 (95)	103 (98)	98	8	今後避難指示区域等の解除に伴う住民の帰還に向けて、住民の安全確保のため、 次の内容を実施する。 ①市町村の要望を十分に踏まえたきめ細かな放射線モニタリングを実施する とともに、住民の行動パターンを想定し、生活行動パターンに沿ったモニタリ ングを実施する。 ②①で得られた結果と原子力規制庁が実施する詳細モニタリング結果を活用 した詳細な放射線量マップ等を作成し、住民に提供する。	0039
(7)	放射能調査研究に必要な経費 (昭和 32 年度)	1,474 (1,289)	1,592 (1,141)	1,519 (1,426)	904 (885)	1,171	8	米国原子力艦の寄港に伴う放射性物質及び放射線調査をはじめ、輸入食品、環 境試料中の放射性物質に関する調査研究等を原子力規制委員会及び関係省庁 において実施する。 ①米国原子力艦の我が国への寄港に伴う放射性物質及び放射線調査 ②輸入食品、農作物、海産生物の放射能に関する調査研究 ③大気・海洋中の放射性物質に関する調査研究 ④離島等の放射性物質監視測定 (関係省庁：原子力規制庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、 防衛省)	0043
(8)	放射線モニタリング等人材育 成事業 (平成 2 年度)	237	239	242	227	227	8	緊急時のモニタリング体制の充実強化を図るため、地方公共団体の職員等へ以 下の研修を行う。 ①環境放射能分析研修 平時から環境放射能調査を適切に行うため、地方公共団体の実務担当者に対し て環境放射能分析・測定に関する技術研修を行う。	0044

		(237)	(235)	(250)	(226)				
							②モニタリング実務研修 緊急時モニタリング活動等に従事する地方公共団体の職員等に対して緊急時モニタリングに関する技術研修を行う。 ③緊急時モニタリングセンターに係る訓練(EMC訓練) EMCの実効性を確保するため、EMCで活動する地方公共団体の職員等に対して訓練(机上訓練及び実動訓練)を行う。		
(9)	環境放射線モニタリング技術調査等事業 (旧:環境放射線モニタリング国際動向調査等事業) (平成25年度)	12 (10)	34 (22)	39 (23)	39 (28)	39	6	「放射能測定法シリーズ」について、優先順位をもとに、年2種程度の測定法について検討する。 また、原子力災害発生時の緊急時モニタリングの体制等に関する諸外国、IAEA等における検討状況を調査し、調査の結果得られた知見を基に、放射線モニタリング機能の維持・向上を図るための検討等を行う。	0045
(10)	放射線監視等交付金 (昭和49年度)	7,628 (6,722)	7,141 (6,546)	7,515 (6,975)	9,048 (7,266)	6,092	8	原子力施設が立地又は隣接する24道府県に対し、環境放射線の監視を行うために必要な施設等の整備、原子力施設周辺における環境放射線の調査等を実施するための資金を交付する。 【立地道府県(16)】北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、神奈川県、静岡県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県 【隣接府県(8)】富山県、岐阜県、滋賀県、京都府、鳥取県、山口県、福岡県、長崎県	0046
(11)	緊急時モニタリングの体制整備事業 (平成25年度)	669 (652)	1,288 (1,252)	1,286 (1,089)	1,013 (929)	891	7,8	①緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの更改及び保守 RAMISについて、より安全性・安定性が高い効率的なシステムとするためシステムの更改及び保守を行う。 ②緊急時モニタリング資機材等の整備・維持 原子力規制事務所に緊急時モニタリング資機材等を整備し、点検・維持管理を行う。 ③緊急時モニタリングセンターの整備・維持 原子力施設立地道府県に、緊急時モニタリングを実行するための拠点となる緊急時モニタリングセンターの活動に必要な機器・設備等を配備し、維持管理を行う。	0047
(12)	原子力発電施設等緊急時対策通信設備等整備事業 (平成15年度)	3,521 (3,370)	3,851 (3,795)	3,631 (3,549)	3,712 (3,697)	3,638	7	緊急時の中央や現地の対応拠点となる緊急時対応センター(ERC)、オフサイトセンター(OFC)の情報通信設備及びプラントの情報収集・表示を行う緊急時対策支援システム(ERSS)の整備・維持管理を行う(各々代替拠点・設備含む)。	0048
(13)	原子力災害対策実効性向上等調査研究事業	76	51	36	24	24	6	国際原子力機関(IAEA)等の緊急時対応に関する国際基準の動向及び関連する先進主要国の実態等を調査する。	0049

	(平成 26 年度)	(42)	(33)	(26)	(0)			オフサイトにおける緊急時対応の判断プロセス策定の一助として、屋内退避による被ばく低減効果に関する技術的知見に加え、避難やその他の防護措置の組み合わせによる効果を検討・評価する。	
(14)	原子力災害等医療実効性確保事業 (平成 28 年度)	443 (399)	488 (459)	3,302 (3,033)	1,371 (1,293)	602	5,6	<p>東京電力福島第一原子力発電所事故での教訓を踏まえて定められた新たな枠組みである原子力災害時の医療体制の下で指定した高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの原子力災害時の医療体制の整備及びその実効性の確保を図るとともに、両支援センターを通じて地域の原子力災害時の医療体制の整備及びその実効性の確保を図る。</p> <p>具体的には、主に以下の事業を行う。</p> <p>①高度被ばく医療支援センター等の施設設備整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の体内除去を促進させ、内部被ばくの影響を軽減させる治療等に必要の専門的な資機材等の整備 <p>②原子力災害時医療研修・訓練等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における研修等の講師や中核人材を育成するための原子力災害時の専門研修等の実施 ・原子力防災訓練への参加を通じた原子力災害時医療に関する実地訓練等の実施 ・研修・訓練に必要な教材・資機材の整備・保守 <p>③原子力災害時医療体制実効性確保等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題等の把握・共有のための各機関等の連携強化の場を設置 ・各種マニュアル・研修内容見直し等調査研究等の実施 ・統合原子力防災ネットワークの維持管理 <p>④原子力災害医療高度専門人材確保育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく医療分野の高度専門人材の配置及び被ばく傷病者受入れのマニュアル化等の実施 ・高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの専門人材向け高度専門研修の実施 <p>この他、R I 施設において被ばく傷病者が発生した場合に被ばく傷病者を医療機関が円滑に受け入れられるよう、事業者、搬送機関及び医療機関の対応能力の向上及びこれらの機関の連携強化を図るべく、研修等を実施する。</p>	0050
(15)	航空機モニタリング運用技術の確立等事業 (平成 28 年度)	318 (314)	277 (245)	280 (256)	234 (210)	238	8	<p>航空機モニタリングの運用</p> <p>①原子力施設周辺領域における空間放射線量率のバックグラウンドレベルの状況把握。</p> <p>②緊急時における航空機の運航に支障となる箇所の把握及び最適な飛行ルートを検討。</p>	0051

	(314)	(245)	(256)	(210)		
						③緊急時に備えた航空機モニタリング資機材及び技術の維持。 ④防衛省と連携した訓練の実施、航空機モニタリング体制の検証
施策の予算額・執行額	18,195 (16,595)	18,391 (16,950)	21,404 (19,999)	21,429 (18,840)		

規制の新設又は改廃を目的とする政策に係る政策評価

規制の事後評価

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案（平成 28 年 10 月 1 日施行）
- (2) 原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者等に対する検査制度の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等（第一段階及び第二段階施行分（平成 29 年 4 月 14 日施行及び平成 29 年 7 月 10 日施行））
- (3) 原子力災害対策特別措置法施行令における関係周辺都道府県知事の要件の見直し（平成 29 年 7 月 7 日施行）

規制の事後評価書(要旨)(案)

法律又は政令の名称	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)
規制の名称	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案
規制の区分	改正(緩和)
担当部局	原子力規制委員会原子力規制庁 核セキュリティ部門 二平 電話番号:03-5114-2100(内線:4070)
評価実施時期	令和4年8月
事前評価時の想定と比較	規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は特段生じておらず、ベースライン(TRU廃棄物(長半減期低発熱放射性廃棄物)の事業所外運搬に係る防護措置について事前の国の確認を要するとした状態)の変更の必要はない。また、TRU廃棄物の事業所外運搬について圧縮加工や固形化、堅牢性を有する輸送容器への封入等により核燃料物質の回収が困難であるなど核爆発装置への転用等のおそれが低い場合があり得るため、特定核燃料物質の防護の観点から国の確認を要しないこととしたことで、予定通りに便益が確保され、予定外の行政費用が生じていないことから、今後も現在の規制が維持されるのが適切である。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	TRU廃棄物を運搬する際に講じる措置について、国に確認を求める申請手続を省略できる点で、本規制の事前評価後も関係事業者等が得られる便益が確保され、国の行政費用も生じていない。
(遵守費用)	原子力規制委員会規則で定めるところにより固形化され、又は容器に封入されている場合に、事業所外運搬にあたって国の確認を要しないことから、事業者には遵守費用は発生していない。
(行政費用)	国の確認の範囲を広げるものではないことから、行政費用は発生していない。
(副次的な影響及び波及的な影響)	副次的な影響及び波及的な影響は生じていない。
考察	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第59条第1項では、特定核燃料物質の事業所の外における運搬について所要の核物質防護措置を講じることを求めており、同条第2項では一定の場合に当該措置について国の確認を受けることを義務づけている。本改正は仏国から返還されるTRU廃棄物の運搬について、圧縮加工や固形化、堅牢性を有する輸送容器への封入等により核燃料物質の回収が困難であるなど核爆発装置への転用等のおそれが低い場合があり得るため、特定核燃料物質の防護の観点から国の確認を要しないこととしたことを踏まえ、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号)第48条を改正し、特定核燃料物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより固形化され、又は容器に封入されている場合に防護措置について国の確認を要しないことを規定し、国の確認の範囲を合理化したものである。 このことから、事前評価においては、関係事業者等における国への申請費用(書類の作成、提出等の費用)、国における規制導入後に要する費用(確認要員の増員費用)等の新たな費用が発生することはなく、また、関係事業者等及び国における手続きを省略することができるという便益が生じることを予測していた。 今般、事後評価において予測どおり、これら費用が発生せず、かつ、便益が確保されていることが確認されたことから、本改正の内容は適切であったと考えられる。
備考	

規制の事後評価書（案）

法律又は政令の名称：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

規制の名称：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案（第 48 条関係）

規制の区分：新設、**改正**（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：原子力規制庁長官官房放射線防護グループ 核セキュリティ部門

評価実施時期：令和 4 年 8 月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は特段生じていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響は特段生じていないため、ベースライン（TRU 廃棄物（仏国から返還される長半減期低発熱放射性廃棄物）の事業所外運搬に係る防護措置について事前の国の確認を要するとした状態）を変更する必要はない。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

本規制の事前評価後に、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響はなかった。また、規制の事前評価後に想定していなかった影響の発現もなかった。TRU 廃棄物を運搬する際に講じる措置について、国に確認を求める申請手続を省略できる点で、本規制の事前評価後も関係事業者等が得られる便益が確保され、国の行政費用が生じていないことから、今後も現在の規制は維持されるのが適切である。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

国の確認を要しないものとしたことから事業者には遵守費用は発生していない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し

「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

国の確認の範囲を広げるものではないことから、行政費用は発生していない。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時に見込んだ効果を遵守便益（※1）及び行政便益（※2）の観点から評価すると、事前評価時に把握した効果（関係事業者等及び国双方における手続きが発生しないこと）が適切に表れており、かい離はない。

※1：関係事業者等においては、TRU 廃棄物を運搬する際に講じる措置について国に確認を求める申請手続きを省略することができるという便益が生じる。

※2：遵守便益と同様に、国においても、TRU 廃棄物を運搬する際に講じる措置について確認する手続きを省略することができるという便益が生じる。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時に見込んだ効果を遵守費用、行政費用及びその他の社会的費用の観点から評価すると、便益（国の確認の範囲を広げるものではないことから新たな費用は発生しないこと）が適切に確保されており、事前評価時に把握した便益とのかい離はない。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

副次的な影響及び波及的な影響は生じていない。



3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 59 条第 1 項では、特定核燃料物質の事業所の外における運搬について所要の核物質防護措置を講じることがを求めており、同条第 2 項では一定の場合に当該措置について国の確認を受けることを義務づけている。本改正は仏国から返還される TRU 廃棄物の運搬について、圧縮加工や固形化、堅牢性を有する輸送容器への封入等により核燃料物質の回収が困難であるなど核爆発装置への転用等のおそれが高い場合があり得るため、特定核燃料物質の防護の観点から国の確認を要しないこととしたことを踏まえ、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）第 48 条を改正し、特定核燃料物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより固形化され、又は容器に封入されている場合に防護措置について国の確認を要しないことを規定し、国の確認の範囲を合理化したものである。

このことから、事前評価においては、関係事業者等における国への申請費用（書類の作成、提出等の費用）、国における規制導入後に要する費用（確認要員の増員費用）等の新たな費用が発生することはなく、また、関係事業者等及び国における手続きを省略することができるという便益が生じることを予測していた。

今般、事後評価において予測どおり、これら費用が発生せず、かつ、便益が確保されていることが確認されたことから、本規制の内容は適切であると考えられる。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案			
担当部局	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ原子力災害対策・核物質防護課長 荒木真一 電話番号:03-5114-2121		
評価実施時期	平成28年1月20日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 新たに使用済核燃料の再処理を委託していた仏国から長半減期低発熱放射性廃棄物(以下「TRU廃棄物」という。)が運搬されることを契機として、その際の防護措置について見直し、原子力規制委員会等の確認を要しないよう設定するものである。</p> <p>【内容】 特定核燃料物質の事業所の外における運搬において、原子力事業者等が行う核物質防護措置のうち、事前の国の確認を要するものとされる特定核燃料物質から、TRU廃棄物を除くものである。</p> <p>【必要性】 当該物については、原子力規制委員会の決定により、事前の国の確認については要しないものとして、防護の水準が示されたことから、対象から除く必要がある。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第48条表第2号ロ	
想定される代替案	代替案としては、TRU廃棄物を運搬する際に講じる防護措置について防護区分Ⅰ又は防護区分Ⅱと規定する案が挙げられる。しかし、原子力規制委員会における検討の結果、TRU廃棄物を運搬する際に講じる措置については、防護要件が相対的に低いと判断されており、かつ、国際的な水準も「防護区分Ⅲ」となっていることから、防護区分Ⅰ又はⅡに規定することは過度な規制となり合理性は見出せない。以上から、代替案は適切ではないと考えられる。		
規制の費用	費用の要素	代替案1の場合	代替案2の場合
(遵守費用)	国の確認の範囲を広げるものではないことから新たな費用は発生しない。		
(行政費用)	国の確認の範囲を広げるものではないことから新たな費用は発生しない。		
(その他の社会的費用)	国の確認の範囲を広げるものではないことから新たな費用は発生しない。		
規制の便益	費用の要素	代替案1の場合	代替案2の場合
(遵守便益)	関係事業者等においては、TRU廃棄物を運搬する際に講じる措置について国に確認を求める申請手続きを省略することができるという便益が生じる。		
(行政便益)	遵守便益と同様に、国においても、TRU廃棄物を運搬する際に講じる措置について確認する手続きを省略することができるという便益が生じる。		
(その他の社会的便益)	国際的な水準との整合性をとることとなり、円滑な国際間輸送が期待される。		
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	原子力規制委員会において検討した結果、TRU廃棄物を運搬する際に講じる措置については、防護要件が相対的に低いと判断されることから、本規制の内容は合理的な措置となり、本規制の内容は適切であると考えられる。 また今回、新たにTRU廃棄物を運搬する際に講じる措置について国の確認を要しない防護区分に設定するものであり、国の確認の範囲を広げるものではないことから、関係事業者等における国への申請費用(書類の作成、提出等の費用)、国における規制導入後に要する費用(確認要員の増員費用)等の新たな費用が発生することはなく、関係事業者等及び国における手続きを省略することができるという便益が生じることから、本規制の内容は適切であると考えられる。		
有識者の見解その他関連事項	原子力規制委員会及び核セキュリティに関する検討会での議論において、異論等の特記事項はなかった。		
レビューを行う時期又は条件 政令の施行後、新たな知見等が得られた場合に、本規制を見直すこととする。			
備考			

規制の事前評価書

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案)

担 当 部 局: 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ原子力災害
対策・核物質防護課長 荒木真一 電話番号: 03-5114-2121 e-mail:
nuclear-security@nsr.go.jp

評価実施時期: 平成 28 年 1 月 20 日

1. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 目的

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）に基づき、原子力事業者等は、工場等の外において政令で定める特定核燃料物質等を運搬する場合、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置を講じなければならないとされている。当該措置については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号。以下「令」という。）で定める場合に該当する時は、原子力規制委員会等の確認を受けなければならないとされている。

今回、新たに使用済核燃料の再処理を委託していた仏国から長半減期低発熱放射性廃棄物（以下「TRU 廃棄物」という。）が運搬されることを契機として、その際の防護措置について見直し、原子力規制委員会等の確認を要しないよう設定するものである。

(2) 内容及び必要性

① 規制の内容

工場等の外における核燃料物質の運搬において、原子力事業者が核燃料物質等を運搬する際に講じる防護措置については、リスクの大きさに応じて以下の図 1 のように防護区分が 3 段階に分けられてそれぞれ法、令その他下位規則に定められているところ、TRU 廃棄物を運搬する際に講じる防護措置については、防護対象の種類及び数量等に関わらず、防護区分Ⅲ（国の確認を要しない区分）と設定するものである。

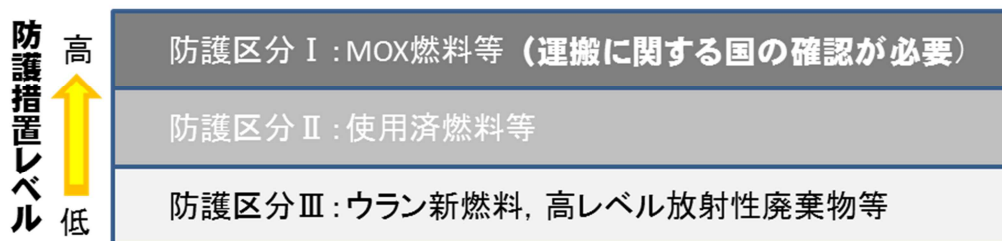


図 1 運搬中の核燃料物質に係る防護措置の区分

② 規制の必要性

放射性廃棄物を運搬する際に講じる防護措置については、従前から原子力委

員会等において議論されてきたところ、この度、TRU 廃棄物について、仏国から返還が予定されており、TRU 廃棄物を運搬するための輸送容器の仕様が明確になったことを受け、原子力規制委員会において TRU 廃棄物を運搬する際の防護区分について検討を進めてきた。その後、平成26年8月20日の平成26年度第20回原子力規制委員会において、TRU 廃棄物を運搬する際に講じる防護措置については、①プルトニウムやウランの回収が困難であること、②核燃料物質等が容易にかつ大量に環境に拡散するおそれがないこと、③輸送容器が十分な堅牢性を有しており、かつ移動や開放措置も困難であるという3つの主要な理由から、防護要件が相対的に低いと判断し、防護区分Ⅲ（国の確認を要しない区分）で扱うことと決定した。

この決定を受け、今回新たに、TRU 廃棄物を運搬する際に講じる防護措置について規定するものである。

2. 規制の費用及び便益の分析

(1) 規制の費用

① 遵守費用

今回新たに TRU 廃棄物を運搬する際に講じる措置について国の確認を要しないようにするものであり、国の確認の範囲を広げるものではないことから、関係事業者等において、新たな国への申請費用（書類の作成、提出等の費用）等が発生することはない。

② 行政費用

遵守費用と同様に、国の確認の範囲を広げるものではないことから、規制導入後に要する費用（確認要員の増員費用）等の新たな費用は発生しない

③ その他の社会的費用

特になし。

(2) 規制の便益

① 遵守便益

関係事業者等においては、TRU 廃棄物を運搬する際に講じる措置について国に確認を求める申請手続きを省略することができるという便益が生じる。

② 行政便益

遵守便益と同様に、国においても、TRU 廃棄物を運搬する際に講じる措置について確認する手続きを省略することができるという便益が生じる。

③ その他の社会的便益

英国、仏国等においても TRU 廃棄物を運搬する際の防護区分を「区分Ⅲ」として扱っていることから、本規制の内容については国際的な水準と整合性をとることとなり、円滑な国際間輸送が期待される。

3. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

原子力規制委員会において検討した結果、TRU 廃棄物を運搬する際に講じる措置については、防護要件が相対的に低いと判断されることから、本規制の内容は合理的な

措置となり、本規制の内容は適切であると考えられる。

また今回、新たに TRU 廃棄物を運搬する際に講じる措置について国の確認を要しない防護区分に設定するものであり、国の確認の範囲を広げるものではないことから、関係事業者等における国への申請費用（書類の作成、提出等の費用）、国における規制導入後に要する費用（確認要員の増員費用）等の新たな費用が発生することはなく、関係事業者等及び国における手続きを省略することができるという便益が生じることからも、本規制の内容は適切であると考えられる。

4. 代替案との比較

代替案としては、TRU 廃棄物を運搬する際に講じる防護措置について防護区分Ⅰ又は防護区分Ⅱと規定する案が挙げられる。

しかし、原子力規制委員会における検討の結果、TRU 廃棄物を運搬する際に講じる措置については、防護要件が相対的に低いと判断されており、かつ、国際的な水準も「防護区分Ⅲ」となっていることから、防護区分Ⅰ又はⅡに規定することは過度な規制となり合理性は見出せない。

以上から、代替案は適切ではないと考えられる。

5. 有識者の見解その他関連事項

- ・原子力規制委員会の検討結果
(<http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/h26fy/20141105.html>)
- ・核セキュリティに関する検討会
(http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/youshikisya/nuclear_security/20140801.html)
- ・原子力委員会における検討内容
(<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/iinkai/teirei/siryo2008/siryo07/tei-si07.htm>)

6. レビューを行う時期又は条件

政令の施行後、新たな知見等が得られた場合に、本規制を見直すこととする。

規制の事後評価書(要旨)(案)

法律又は政令の名称	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)
規制の名称	原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者等に対する検査制度の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等
規制の区分	改正(緩和)
担当部局	原子力規制委員会原子力規制庁 研究炉等審査部門 小多 電話番号:03-5114-2118(内線:4407) 放射線防護企画課 保障措置室 秋本 電話番号:03-5114-2102(内線4377)
評価実施時期	令和4年8月
事前評価時の想定と比較	核燃料物質の使用者及び国際規制物資使用者に係る規制の適正化については、課題を取り巻く社会経済情勢等の変化は特段生じていない。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、効果(便益)及び間接的な影響は特段生じていない。
(遵守費用)	本制度は使用者等の合併・分割申請を円滑化することを目的として導入した申請時の手続きに係る制度であることから、遵守費用は発生していない。
(行政費用)	本制度は使用者等の合併・分割申請を円滑化することを目的として導入した申請時の手続きに係る制度であることから、行政費用は発生していない。
(副次的な影響及び波及的な影響)	副次的な影響及び波及的な影響は特段生じていない。
考察	原子炉等規制法第52条の許可使用者又は同法第61条の3の許可を受けた国際規制物資使用者については、改正法施行前までは、法人等の合併・分割に際し、承継後の法人での使用許可、承継前の法人での廃止措置計画認可又は国際規制物資の使用の廃止の届出の手続きが必要であったが、改正後は同法第55条の3又は61条の5の2により合併・分割認可を受ければ地位を承継できることとなり、手続きが円滑となった。本制度を活用し、これまでに7件の許可使用者及び25件の国際規制物資使用者の合併・分割認可申請に係る処分を実施している。 また、国際規制物資使用者間の核燃料物質の譲渡譲受及び国際規制物資使用者の核燃料物質の輸出入については、改正法施行前までは原子炉等規制法第61条により制限されていたが、法令改正により同条第8号及び9号が改正され、国際規制物資使用者における少量の核燃料物質の譲渡譲受及び輸出入の制限が解除された。本制度を活用し、これまでに246件の国際規制物資使用者間での少量の核燃料物質の譲渡譲受が行われている。 本改正による費用及び効果は事前評価時の予測のとおりであり、本改正の内容は適切であったと考えられる。
備考	

規制の事後評価書（案）

法律又は政令の名称：原子力利用の安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律

規制の名称：核燃料物質の使用者及び国際規制物資使用者に係る規制の適正化

規制の区分：新設、**改正**、**拡充**、**緩和**、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門

放射線防護グループ 放射線防護企画課 保障措置室

評価実施時期：令和4年8月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は特段生じていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響は特段生じていないため、ベースライン（本法改正が為されなかった場合の仮想状態）に変更はない。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

原子炉等規制法第52条の許可使用者又は同法第61条の3の許可を受けた国際規制物資使用者については、改正法施行前までは、法人等の合併・分割に際し、承継後の法人での使用許可、承継前の法人での廃止措置計画認可又は国際規制物資の使用の廃止の届出に係る手続きが必要であったが、合併・分割認可申請のみとなり、手続きが円滑となった。

本制度を活用し、これまでに7件の許可使用者及び25件の国際規制物資使用者の合併・分割認可申請に係る処分を実施し、適切に運用されている。

また、国際規制物資使用者における核燃料物質の譲渡譲受については、改正法施行前までは制限されていたが、法令改正により国際規制物資使用者における譲渡譲受の制限が解除された。

本制度を活用し、これまでに246件の国際規制物資使用者間での少量の核燃料物質の譲渡譲受が行われ、適切に運用されている。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

許可使用者等の合併・分割申請の円滑化及び国際規制物資使用者における核燃料物質の譲渡譲受の制限の解除により、経済活動を阻害しない形での適切な核燃料物質の管理が行われるようになっている。事前評価時に想定していた遵守費用との乖離はない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

法人等の合併、分割及び相続に係る承継の手続は、許可使用者で7件、国際規制物資使用者で25件実施されている。また、少量の核燃料物質の譲渡譲受は246件実施されている。いずれも大きな行政費用の増加にはつながっていない。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時に定量的評価の指標を設定していない。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

許可使用者等の合併・分割申請を円滑化すること及び国際規制物資使用者における核燃料物質の譲渡譲受の制限解除により、経済活動を阻害しない形での適切な核燃料物質の管理が行われることが可能となっている。事前評価時に想定していた便益と大きな乖離はない。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握するこ

とが望まれる。

副次的な影響及び波及的な影響は特段生じていない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

原子炉等規制法第52条の許可使用者又は同法第61条の3の許可を受けた国際規制物資使用者については、改正法施行前までは、法人等の合併・分割に際し、承継後の法人での使用許可、承継前の法人での廃止措置計画認可又は国際規制物資の使用の廃止の届出に係る手続きが必要であったが、合併・分割認可申請のみとなり、手続きが円滑となった。

本制度を活用し、これまでに7件の許可使用者及び25件の国際規制物資使用者の合併・分割認可申請に係る処分を実施し、適切に運用されている。

また、国際規制物資使用者における核燃料物質の譲渡譲受については、改正法施行前までは制限されていたが、法令改正により、国際規制物資使用者における譲渡譲受の制限が解除された。

本制度を活用し、これまでに246件の国際規制物資使用者間での少量の核燃料物質の譲渡譲受が行われ、適切に運用されている。

以上のことから、経済活動を阻害しない形での適切な核燃料物質の管理が行われているようになっており、本制度改正は妥当であったと考えられる。引き続き制度を適切に運用していく。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者に対する検査制度の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等
担当部局	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房制度改正審議室 金子修一 電話番号 03-5114-2114
評価実施時期	平成29年2月1日
規制の目的、内容及び必要性	<p>【目的】</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所事故後、重大事故対策等を求める新規制基準が整備され、それへの適合性に係る審査が行われている一方、運転段階の検査制度や放射性同位元素に係る規制の改革は今後の課題とされてきた。</p> <p>これらの課題への対応の必要性については、平成28年4月に公表された国際原子力機関(IAEA)による総合規制評価サービス(Integrated Regulatory Review Service: IRRS)報告においても指摘されており、原子力利用におけるより高い安全性の確保を目指して、効果的な規制改革を行うとともに、これを遂行できる原子力規制委員会の組織体制の整備を行うことが必要となっている。</p> <p>このため、原子力事業者等に対する検査制度の見直し、放射性同位元素の防護措置の義務化等の措置を講ずる。</p> <p>【内容】</p> <p><u><核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(原子炉等規制法)関係></u></p> <p>原子力施設を運用する事業者の安全確保に対する一義的責任を明確化する観点から、原子力施設の基準への適合性について、原子力事業者自らが検査を行うことを義務付ける。一方、原子力規制委員会が実施してきた原子力施設や保安活動等に係る細分化された検査については、これらを原子力規制検査として一元化し、事業者が法律に基づいて講ずべき措置についての実施状況を適時適切に網羅的に監視するとともに、その結果に基づき総合的に評価し、必要に応じて原子力規制委員会が指導、勧告その他必要な措置を講ずることとする。</p> <p>その他、原子力施設等の状況に応じた規制の適正化の関連から、より早い段階における廃止措置への考慮の要求、廃棄物埋設に係る規制の見直し、国際規制物資使用者に係る規制の適正化等を行う。</p> <p><u><放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(放射線障害防止法)関係></u></p>

危険性の高い放射性同位元素（特定放射性同位元素）を取り扱う事業者に対し、現行の放射線障害の防止に係る措置に加えて、放射性同位元素の盗取を防止するための措置（以下「防護措置」という。）の実施を義務付ける。

その他、放射性同位元素等の廃棄に係る特例の規定等を行う。

【必要性】

＜原子炉等規制法関係＞

現行の検査制度は、原子力施設の基準への適合性や原子力事業者等の保安活動等の実施状況を複数の検査制度に基づいて確認するものとなっており、検査が細分化・複雑化しており、総合的・網羅的な安全管理の視点を欠くおそれがある。

また、原子力事業者等にとっても、原子力規制委員会が主体となり基準適合性等を確認する現在の検査制度は、規制上の要求を満足していればよいという意識を生じさせ、自らの改善への取組を阻害するおそれがある。

以上の状況を踏まえると、国は原子力事業者等の検査等の実施状況を包括的に監視し、適切に実施されているかどうかを総合的に評定し、原子力事業者等にフィードバックすることにより、原子力事業者等の継続的改善を促す効率的かつ効果的な検査制度への転換を図ることが必要である。

また、原子力施設の高経年化が進み、今後、多くの施設の廃止措置が行われること等が見込まれる中、廃止措置のより円滑な実施に資するため、所要の規制を整備しておく必要がある。

＜放射線障害防止法関係＞

近年の放射性物質によるテロリズム行為の脅威の高まりや、平成 23 年 1 月に公表された IAEA の「放射性物質及び関連施設に関する核セキュリティ勧告」において防護措置の実施が勧告されたこと等を受け、危険性の高い放射性同位元素を取り扱う事業者に対して、防護措置の実施を義務付ける措置が必要である。

また、数十年から数百年の期間を要する放射性廃棄物の処理・処分に当たり、複数の法令由来の廃棄物を併せて処理・処分するためには、規制を合理化することが必要である。

関連条項（※条番号は改正後の条番号）

	<p><u>1条改正関係</u> 改正原子炉等規制法 第55条の4、第55条の5、第56条の3、第56条の4、第61条、第61条の5の2、第61条の5の3、第62条の2の2 等</p> <p><u>2条改正関係</u> 改正原子炉等規制法 第12条の5の2、第22条の7の3、第43条の3の33、第43条の26の4、第50条の4の3、第51条の2、第51条の24の2、第51条の24の3、第51条の27、第51条の28、第51条の29、第51条の30、第57条の4 等</p> <p><u>3条改正関係</u> 改正原子炉等規制法 第4条、第12条、第14条、第16条の3、第16条の5、第22条、第24条、第28条、第29条、第37条、第43条の3の6、第43条の3の11、第43条の3の16、第43条の3の24、第43条の5、第43条の9、第43条の11、第43条の20、第44条の2、第46条、第46条の2の2、第50条、第51条の3、第51条の8、第51条の10、第51条の18、第53条、第55条の2、第57条、第61条の2の2、第78条 等</p> <p><u>4条改正関係</u> 改正放射線障害防止法 第31条の2、第33条の2 等</p> <p><u>5条改正関係</u> 改正放射線障害防止法 第1条、第2条、第25条の3、第25条の4、第25条の5、第38条の2、第38条の4、第41条の19の2、第41条の21の2、第48条の2 等</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
遵守費用	<p><u><原子炉等規制法関係></u> 従来、国が行ってきた基準への適合に係る規制検査を事業者が主体となって行う検査に移行することとなるが、これまでも、国の検査の受検前には事業者が自主的に自らの施設について基準への適合を確認している</p>	<p><u><原子炉等規制法関係></u> 基準への適合性を国が主体的に確認する案が考えられるが、改正案に比べ、事業者における自主的な安全性向上の取組が図られないという便益の損失や、責任は事業者に一義的にあるべきという国際基準からも逸脱し、国際的な信頼が低下するという社会的な悪影響が</p>

	<p>状態であり、実質的には大きな追加費用は発生しないと考えられる。</p> <p>その他、廃止措置を円滑に実施するための規制に関しては早期の廃止措置実施方針の作成、中深度処分に係る廃棄物埋設施設について坑道の閉鎖措置計画の認可申請及び閉鎖措置の確認申請等に係る費用が発生する。</p> <p><u><放射線障害防止法関係></u></p> <p>事業者には防護措置の実施を要求するため、機器の新設（例えば監視カメラ、侵入検知装置等の設置）等について費用が生じると考えられる。なお、これらの装置については、規制要求を満たせば、放射線障害防止の観点から設置されている既設の設備を活用することも可能である。</p> <p>その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては事業者に対する追加費用は生じない。</p>	<p>生じるので、不適當である。</p> <p>その他、廃止措置を円滑に実施するための規制の代替案については、廃止措置計画を早期から作成することを求めることが考えられるが、施設の稼働の初期段階から将来の詳細な廃止措置計画を作成することは困難かつ実効性がないため、不適當である。</p> <p><u><放射線障害防止法関係></u></p> <p>危険性の高い放射性同位元素を取り扱う事業者に要求する防護措置に関しては、現行の放射線障害防止法に基づく「放射線障害の防止」に係る規制要求として担保する代替案が考えられるが、「放射線障害の防止」とは、放射性同位元素の使用における自然災害や事故による被ばく防止等の安全確保の観点から規制要求をするものであり、盗取を防止するための放射性同位元素の防護とは観点が異なるものであることから、不適當である。</p> <p>その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては、原子炉等規制法下で発生する放射性廃棄物を放射線障害防止法下の放射性廃棄物とみなす代替案が考えられるが、原子炉等規制法の規制対象である核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたものに含まれるウラン等の各種は、放射線障害防止法においては規制対象から除外されていることから、不適當である。</p>
行政費用	<p><u><原子炉等規制法関係></u></p> <p>従来、国が行ってきた規制検査を事業者による検査に移行させ、原子力規制委員会は、事業者の保安活動全体を対象に総合的な監視・評価を実施することとなるので、新たな検査を実施する検査官の増員を行う予定である。</p> <p>具体的には、平成 29 年度には原子力施設の検査を行う部門、検査官を育成する部門、</p>	

	<p>放射性同位元素の規制を行う部門、法令業務を行う部門において計 40 名の定員を増員しており、今後も新しい検査制度実施に向け、体制の整備を行っていく予定である。これら検査官の育成のための行政費用等の増加が見込まれる。</p> <p>その他、廃棄物埋設に係る規制の見直しに関しては、指定廃棄物埋設区域の指定等、制度の実施のための費用が生じるが、従来の規制制度から要求している廃棄物埋設施設の許認可の一環として実施されるので、追加の行政費用は少ないと考えられる。</p> <p><u><放射線障害防止法関係></u></p> <p>新たに事業者の防護措置の実施状況等に関する検査を行う職員の増員やその育成のための行政費用が生じる。具体的な職員の増員については上述のとおり。</p>	
その他の社会的費用	特になし	
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
遵守便益	<p><u><原子炉等規制法関係></u></p> <p>国が事業者の保安活動全体を総合的に監視・評価し、その結果に基づき総合的に評定し、評定結果を次の検査に反映させる仕組みとすることで、事業者が安全確保の水準の維持・向上に主体的に取り組む意識・意欲を高</p>	<p><u><原子炉等規制法関係></u>（再掲）</p> <p>全ての検査を国が実施する案が考えられるが、改正案に比べ、事業者における自主的な安全性向上の取り組みが図られない行政便益や、IRRS の指摘に対応することにならず、国際的な信頼性が低下するという社会的な悪影響が生じるので、不適當である。</p>

	<p>める制度となるので、施設の一層の安全性向上に資するのみならず、事業者の水準に応じて、他の事業者との差別化や検査申請費用の低下などの便益が生じると考えられる。</p> <p>その他、廃止措置への考慮などに係る措置については、施設の稼働停止から廃止措置段階への円滑な移行に資すると考えられる。</p> <p><u>＜放射線障害防止法関係＞</u> 事業者が防護措置を適切に講じることで、盗取された放射性同位元素によるテロリズム行為の発生や、それに伴う社会的な信頼の失墜等のリスクを低減することができる。</p> <p>その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては、放射線障害防止法下の放射性廃棄物について、原子炉等規制法に基づく一元的な規制がなされることで、事業者の規制対応の効率化が図られる。</p>	<p>その他、廃止措置を円滑に実施するための規制の代替案については、廃止措置計画を早期から作成することを求めることが考えられるが、施設の稼働の初期段階から将来の詳細な廃止措置計画を作成することは困難かつ実効性がないため、不適當である。</p> <p><u>＜放射線障害防止法関係＞</u>（再掲） 危険性の高い放射性同位元素を取り扱う事業者に要求する防護措置に関しては、現行の放射線障害防止法に基づく「放射線障害の防止」に係る規制要求として担保する代替案が考えられるが、「放射線障害の防止」とは、放射性同位元素の使用における自然災害や事故による被ばく防止等の安全確保の観点から規制要求をするものであり、盗取を防止するための放射性同位元素の防護とは観点が異なるものであることから、不適當である。</p> <p>その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては、原子炉等規制法下で発生する放射性廃棄物を放射線障害防止法下の放射性廃棄物とみなす代替案が考えられるが、原子炉等規制法の規制対象である核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたものに含まれるウラン等の核種は、放射線障害防止法においては規制対象から除外されていることから、不適當である。</p>
行政便益	<p><u>＜原子炉等規制法関係＞</u> 細分化・複雑化していた検査を一元化し、総合的に評定することとすることにより、個々の検査での断片的な確認を排し、より総合的・網羅的な安全管理を実施することができ、業務の効率化にも資する。</p> <p>加えて、事業者の取組を総合的に評定するため監視・評価制度とすることにより、原子力事業者等の継続的改善を促すこととなり、行政経費を抑えつつ、原子力施設の安全を高めることができる。</p>	

	<p>その他、円滑な廃止措置を実施するための規制に関して、施設の稼働停止から廃止措置段階への円滑な移行が図られることにより、廃止措置計画のより迅速な申請が可能となり、結果的に廃止措置の迅速かつ円滑な実施に資する。</p> <p><u><放射線障害防止法関係></u> 事業者において、適切に防護措置が取られることにより、放射性同位物質の盗取による放射性物質漏えいのリスクや、社会的なパニック発生リスクを低減することができる。 その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては、放射性廃棄物の円滑な処分が行われることで、放射性物質漏えいのリスクが低減し、安全性が向上する。</p>	
その他の社会的 便益	<p>平成 28 年 4 月に公表された IAEA による IRRS 報告書の指摘等への対応であるため、改正案を実現することで、国際水準に適合した規制制度となり、日本の原子力規制の国際的な信頼性が向上する。</p>	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等)	<p>以上の費用及び便益の検討を踏まえると、定量的な比較は難しいが、多くの便益が見込まれる改正案を実施することは適切であると考えられる。</p>	
レビューを行う時期又は 条件	<p>附則に基づき、この法律の施行 5 年後を予定している。加えて、制度運用の中で得られた知見等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うこととする。</p>	

規制に係る事前評価書

政策の名称 : 原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者等に対する検査制度の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等

担 当 部 局 : 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房制度改正審議室 金子修一
電話番号 : 03-5114-2114 e-mail : seido-kaisei@nsr.go.jp

評価実施時期 : 平成 29 年 2 月 1 日

1. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 目的

東京電力福島第一原子力発電所事故後、重大事故対策等を求める新規制基準が整備され、それへの適合性に係る審査が行われている一方、運転段階の検査制度や放射性同位元素に係る規制の改革は今後の課題とされてきた。

これらの課題への対応の必要性については、平成 28 年 4 月に公表された国際原子力機関 (IAEA) による総合規制評価サービス (Integrated Regulatory Review Service : IRRS) 報告においても指摘されており、原子力利用におけるより高い安全性の確保を目指して、効果的な規制改革を行うとともに、これを遂行できる原子力規制委員会の組織体制の整備を行うことが必要となっている。

このため、原子力事業者等に対する検査制度の見直し、放射性同位元素の防護措置の義務化等の措置を講ずる。

(2) 内容及び必要性

①規制の内容

＜核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）関係＞

原子力施設を運用する事業者の安全確保に対する一義的責任を明確化する観点から、原子力施設の基準への適合性について、原子力事業者自らが検査を行うことを義務付ける。一方、原子力規制委員会が実施してきた原子力施設や保安活動等に係る細分化された検査については、これらを原子力規制検査として一元化し、事業者が法律に基づいて講ずべき措置についての実施状況を適時適切に網羅的に監視するとともに、その結果に基づき総合的に評定し、必要に応じて原子力規制委員会が指導、勧告その他必要な措置を講ずることとする。

その他、原子力施設等の状況に応じた規制の適正化の関連から、より早い段階における廃止措置への考慮の要求、廃棄物埋設に係る規制の見直し、国際規制物資使用者に係る規制の適正化等を行う。

＜放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（放射線障害防止法）関係＞

危険性の高い放射性同位元素 (特定放射性同位元素) を取り扱う事業者に対し、現行の放射線障害の防止に係る措置に加えて、放射性同位元素の盗取を防止するための措置 (以下「防護措置」という。) の実施を義務付ける。

その他、放射性同位元素等の廃棄に係る特例の規定等を行う。

②規制の必要性

＜原子炉等規制法関係＞

現行の検査制度は、原子力施設の基準への適合性や原子力事業者等の保安活動等の実施状況を複数の検査制度に基づいて確認するものとなっており、検査が細分化・複雑化しており、総合的・網羅的な安全管理の視点を欠くおそれがある。

また、原子力事業者等にとっても、原子力規制委員会が主体となり基準適合性等を確認する現在の検査制度は、規制上の要求を満足していればよいという意識を生じさせ、自らの改善への取組を阻害するおそれがある。

以上の状況を踏まえると、国は原子力事業者等の検査等の実施状況を包括的に監視し、適切に実施されているかどうかを総合的に評定し、原子力事業者等にフィードバックすることにより、原子力事業者等の継続的改善を促す効率的かつ効果的な検査制度への転換を図ることが必要である。

また、原子力施設の高経年化が進み、今後、多くの施設の廃止措置が行われること等が見込まれる中、廃止措置のより円滑な実施に資するため、所要の規制を整備しておく必要がある。

＜放射線障害防止法関係＞

近年の放射性物質によるテロリズム行為の脅威の高まりや、平成 23 年 1 月に公表された IAEA の「放射性物質及び関連施設に関する核セキュリティ勧告」において防護措置の実施が勧告されたこと等を受け、危険性の高い放射性同位元素を取り扱う事業者に対して、防護措置の実施を義務付ける措置が必要である。

また、数十年から数百年の期間を要する放射性廃棄物の処理・処分に当たり、複数の法令由来の廃棄物を併せて処理・処分するためには、規制を合理化することが必要である。

③関連条項（※条番号は改正後の条番号）

1 条改正関係

改正原子炉等規制法 第 5 5 条の 4、第 5 5 条の 5、第 5 6 条の 3、第 5 6 条の 4、第 6 1 条、第 6 1 条の 5 の 2、第 6 1 条の 5 の 3、第 6 2 条の 2 の 2 等

2 条改正関係

改正原子炉等規制法 第 1 2 条の 5 の 2、第 2 2 条の 7 の 3、第 4 3 条の 3 の 3 3、第 4 3 条の 2 6 の 4、第 5 0 条の 4 の 3、第 5 1 条の 2、第 5 1 条の 2 4 の 2、第 5 1 条の 2 4 の 3、第 5 1 条の 2 7、第 5 1 条の 2 8、第 5 1 条の 2 9、第 5 1 条の 3 0、第 5 7 条の 4 等

3 条改正関係

改正原子炉等規制法 第 4 条、第 1 2 条、第 1 4 条、第 1 6 条の 3、第 1 6 条の 5、第 2 2 条、第 2 4 条、第 2 8 条、第 2 9 条、第 3 7 条、第 4 3 条の 3 の 6、第 4 3 条の 3 の 1 1、第 4 3 条の 3 の 1 6、第 4 3 条の 3 の 2 4、第 4 3 条の 5、第 4 3 条の 9、第 4 3 条の 1 1、第 4 3 条の 2 0、第 4 4 条の 2、第 4 6 条、第 4 6 条の 2 の 2、第 5 0 条、第 5 1 条の 3、第 5 1 条の 8、第 5 1 条の 1 0、第 5 1 条の 1 8、第 5 3 条、第 5 5 条の 2、第 5 7 条、第 6 1 条の 2 の 2、第 7 8 条 等

4条改正関係

改正放射線障害防止法 第31条の2、第33条の2 等

5条改正関係

改正放射線障害防止法 第1条、第2条、第25条の3、第25条の4、第25条の5、第38条の2、第38条の4、第41条の19の2、第41条の21の2、第48条の2 等

2. 規制の費用及び便益の分析

(1) 規制の費用

① 遵守費用

<原子炉等規制法関係>

従来、国が行ってきた基準への適合に係る規制検査を事業者が主体となって行う検査に移行することとなるが、これまでも、国の検査の受検前には事業者が自主的に自らの施設について基準への適合を確認している状態であり、実質的には大きな追加費用は発生しないと考えられる。

その他、廃止措置を円滑に実施するための規制に関しては早期の廃止措置実施方針の作成、中深度処分に係る廃棄物埋設施設について坑道の閉鎖措置計画の認可申請及び閉鎖措置の確認申請等に係る費用が発生する。

<放射線障害防止法関係>

事業者に防護措置の実施を要求するため、機器の新設（例えば監視カメラ、侵入検知装置等の設置）等について費用が生じると考えられる。なお、これらの装置については、規制要求を満たせば、放射線障害防止の観点から設置されている既設の設備を活用することも可能である。

その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては事業者に対する追加費用は生じない。

② 行政費用

<原子炉等規制法関係>

従来、国が行ってきた規制検査を事業者による検査に移行させ、原子力規制委員会は、事業者の保安活動全体を対象に総合的な監視・評価を実施することとなるので、新たな検査を実施する検査官の増員を行う予定である。

具体的には、平成29年度には原子力施設の検査を行う部門、検査官を育成する部門、放射性同位元素の規制を行う部門、法令業務を行う部門において計40名の定員を増員しており、今後も新しい検査制度実施に向け、体制の整備を行っていく予定である。これら検査官の育成のための行政費用等の増加が見込まれる。

その他、廃棄物埋設に係る規制の見直しに関しては、指定廃棄物埋設区域の指定等、制度の実施のための費用が生じるが、従来の規制制度から要求している廃棄物埋設施設の許認可の一環として実施されるので、追加の行政費用は少ないと考えられる。

<放射線障害防止法関係>

新たに事業者の防護措置の実施状況等に関する検査を行う職員の増員やその育成のための行政費用が生じる。具体的な職員の増員については上述のとおり。

③その他の社会的費用

特になし

(2) 規制の便益

①遵守便益

<原子炉等規制法関係>

国が事業者の保安活動全体を総合的に監視・評価し、その結果に基づき総合的に評価し、評価結果を次の検査に反映させる仕組みとすることで、事業者が安全確保の水準の維持・向上に主体的に取り組む意識・意欲を高める制度となるので、施設の一層の安全性向上に資するのみならず、事業者の水準に応じて、他の事業者との差別化や検査申請費用の低下などの便益が生じると考えられる。

その他、廃止措置への考慮などに係る措置については、施設の稼働停止から廃止措置段階への円滑な移行に資すると考えられる。

<放射線障害防止法関係>

事業者が防護措置を適切に講じることで、盗取された放射性同位元素によるテロリズム行為の発生や、それに伴う社会的な信頼の失墜等のリスクを低減することができる。

その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては、放射線障害防止法下の放射性廃棄物について、原子炉等規制法に基づく一元的な規制がなされることで、事業者の規制対応の効率化が図られる。

②行政便益

<原子炉等規制法関係>

細分化・複雑化していた検査を一元化し、総合的に評価することとすることにより、個々の検査での断片的な確認を排し、より総合的・網羅的な安全管理を実施することができ、業務の効率化にも資する。

加えて、事業者の取組を総合的に評価するため監視・評価制度とすることにより、原子力事業者等の継続的改善を促すこととなり、行政経費を抑えつつ、原子力施設の安全を高めることができる。

その他、円滑な廃止措置を実施するための規制に関して、施設の稼働停止から廃止措置段階への円滑な移行が図られることにより、廃止措置計画のより迅速な申請が可能となり、結果的に廃止措置の迅速かつ円滑な実施に資する。

<放射線障害防止法関係>

事業者において、適切に防護措置が取られることにより、放射性同位物質の盗取による放射性物質漏えいのリスクや、社会的なパニック発生のリスクを低減することができる。

その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては、放射性廃棄物の円滑な処分が行われることで、放射性物質漏えいのリスクが低減し、安全性が向上する。

③その他の社会的便益

平成28年4月に公表されたIAEAによるIRRS報告の指摘等への対応であるため、改正案を実現することで、国際水準に適合した規制制度となり、日本の原子力規制の国際的な信頼性が向上する。

3. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

以上の費用及び便益の検討を踏まえると、定量的な比較は難しいが、多くの便益が見込まれる改正案を実施することは適切であると考えられる。

4. 想定される代替案

<原子炉等規制法関係>

基準への適合性を国が主体的に確認する案が考えられるが、改正案に比べ、事業者における自主的な安全性向上の取組が図られないという便益の損失や、責任は事業者に一義的にあるべきという国際基準からも逸脱し、国際的な信頼が低下するという社会的な悪影響が生じるので、不相当である。

その他、廃止措置を円滑に実施するための規制の代替案については、廃止措置計画を早期から作成することを求めることが考えられるが、施設の稼働の初期段階から将来の詳細な廃止措置計画を作成することは困難かつ実効性がないため、不相当である。

<放射線障害防止法関係>

危険性の高い放射性同位元素を取り扱う事業者に要求する防護措置に関しては、現行の放射線障害防止法に基づく「放射線障害の防止」に係る規制要求として担保する代替案が考えられるが、「放射線障害の防止」とは、放射性同位元素の使用における自然災害や事故による被ばく防止等の安全確保の観点から規制要求をするものであり、盗取を防止するための放射性同位元素の防護とは観点が異なるものであることから、不相当である。

その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては、原子炉等規制法下で発生する放射性廃棄物を放射線障害防止法下の放射性廃棄物とみなす代替案が考えられるが、原子炉等規制法の規制対象である核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたものに含まれるウラン等の核種は、放射線障害防止法においては規制対象から除外されていることから、不相当である。

5. 有識者の見解その他関連事項

- ・ 原子力規制委員会の検討結果
(<https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/index.html>)
- ・ 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会における検討結果
(https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/roanshin_kakunen/index.html)
- ・ 検査制度見直しに関する検討チーム及びWGにおける検討結果
(https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/youshikisya/kensaseido_minashi/index.html)
- ・ 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム会合
(https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/youshikisya/hairo_kisei/index.html)
- ・ 廃棄物埋設の放射線防護基準に関する検討チーム

(https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/haiki_bougo/index.html)

- ・放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チーム

(https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/ri_shisetsu_kisei/index.html)

- ・核セキュリティに関する検討会 放射性同位元素に係る核セキュリティに関するワーキンググループ (URL)

6. レビューを行う時期又は条件

附則に基づき、この法律の施行 5 年以内を予定している。加えて、制度運用の中で得られた知見等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うこととする。

規制の事後評価書(要旨)(案)

法律又は政令の名称	原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)
規制の名称	原子力災害対策特別措置法施行令における関係周辺都道府県知事の要件の見直し
規制の区分	改正(緩和)
担当部局	原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房 緊急事案対策室 杉本 孝信 電話番号:03-5114-2121 (内線:4333)
評価実施時期	令和4年8月
事前評価時の想定と比較	規制の事前評価後、本課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	追加の費用及び間接的な影響は特段生じなかった。効果として、原子力事業者防災業務計画の協議対象範囲等が、原子力事業所に内在する危険性に応じた、より合理的なものとなった。
(遵守費用)	原子力事業者防災業務計画を作成等しようとする際の協議対象範囲等となる地方公共団体を限定するものであることから、事前評価時と変わらず、原子力事業者において、新たな追加の費用(書類の作成、人員増員)等が発生することはなかった。
(行政費用)	原子力事業者防災業務計画を作成等しようとする際の協議対象範囲等となる地方公共団体を限定するものであることから、地方公共団体において、新たな追加の費用(確認要員の増員)等が発生することはなかった。また、国の関与はないことから、事前評価時と変わらず、国においても新たな追加の費用(確認要員の増員)等が発生することはなかった。したがって、新たな追加費用等が発生することはなかった。
(副次的な影響及び波及的な影響)	副次的な影響及び波及的な影響は特段生じていない。
考察	原子力災害対策特別措置法(平成10年法律第156号)第7条第2項及び原子力災害対策特別措置法施行令(平成12年政令第195号。以下「原災令」という。)第2条の2では、原子力事業者に原子力事業者防災業務計画を作成・修正しようとする場合に、所在都道府県知事、所在市町村長、隣接市町村を包括する都道府県知事に加えて、原子力事業所の周囲30km区域内にある都道府県等の知事(関係周辺都道府県知事)への事前協議することを義務づけている。本規制緩和は、原災令第2条第2項を改正し、廃止措置段階への移行等により危険性が低下している原子力事業所に係る原子力災害対策の枠組みに照らし、関係周辺都道府県知事に対する原子力事業者防災業務計画の協議を不要としたものである。 本制度に基づき、これまでに岐阜県に対する、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センターの原子力防災業務計画の協議等を不要とした。 また、本課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、当該規制を取りまく遵守費用及び行政費用に変化は無い。さらに、副次的な影響及び波及的な影響についても生じていない。以上のことから、当該規制の緩和は、定量的な比較は難しいが、新たな追加の費用が発生することなく便益が見込まれることから本規制の内容は適切かつ合理的であると考えられる。
備考	

規制の事後評価書（案）

法律又は政令の名称：原子力災害対策特別措置法施行令（平成 11 年法律第 156 号）

規制の名称：関係周辺都道府県知事の要件の見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：原子力規制庁長官官房総務課緊急事案対策室

評価実施時期：令和4年8月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

規制の事前評価後、本課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

規制の事前評価後、本課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じていないことから、引き続き、廃止措置段階への移行等により危険性が低下している原子力事業所についても全ての関係周辺都道府県知事に対する原子力事業者防災業務計画の協議等を義務付けることをベースラインとする。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価後、本課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じていないことから、当該規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

原子力事業者防災業務計画を作成等しようとする際の協議対象範囲等となる地方公共団体を限定するものであることから、事前評価時と変わらず、原子力事業者において、新たな追加の費用（書類の作成、人員増員）等が発生することはなかった。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

原子力事業者防災業務計画を作成等しようとする際の協議対象範囲等となる地方公共団体を限定するものであることから、地方公共団体において、新たな追加の費用（確認要員の増員）等が発生することはなかった。また、国の関与はないことから、国においても新たな追加の費用（確認要員の増員）等が発生することはなかった。したがって事前評価時と変わらず、新たな追加費用等が発生することはなかった。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

原子力事業者防災業務計画の協議対象範囲等が、原子力事業所に内在する危険性に応じた、より合理的なものとなった。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

原子力事業者防災業務計画を作成等しようとする際の協議対象範囲等となる地方公共団体を限定するものであることから新たな追加の費用は発生していないが、具体的な遵守費用は把握していない。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

副次的な影響及び波及的な影響は生じていない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

当該規制の緩和は、原子力事業者防災業務計画の作成等に係る地方公共団体への協議対象等に関し、廃止措置段階への移行等により危険性が低下している原子力事業所に係る原子力災害対策の枠組みに照らし、関係周辺都道府県知事に対する原子力事業者防災業務計画の協議を不要としたものである。これにより岐阜県に対する、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センターの原子力防災業務計画の協議等が不要となった。また、本課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、当該規制を取りまく遵守費用及び行政費用に変化は無い。また、副次的な影響及び波及的な影響についても生じていない。以上のことから、当該規制の緩和は、定量的な比較は難しいが、新たな追加の費用が発生することなく便益が見込まれることから本規制の内容は適切かつ合理的であると考えられる。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称 原子力災害対策特別措置法施行令における関係周辺都道府県知事の要件の見直し			
担当部局	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ原子力災害対策・核物質防護課長 佐藤 暁 電話番号:03-5114-2121		
評価実施時期	平成29年5月17日		
規制の目的、内容及び必要性	<p>【目的】 原子力事業者防災業務計画の作成等に係る地方公共団体への協議対象等に関し、廃止措置段階への移行等により危険性が低下している原子力事業所に係る原子力災害対策の枠組みに照らし、関係周辺都道府県知事に対する原子力事業者防災業務計画の協議を不要とすること。</p> <p>【内容】 原法令第2条の2に規定する原子力事業者防災業務計画の協議対象となる関係周辺都道府県知事の要件(発電用原子炉が設置されている原子力事業所の周囲30kmの区域内にある都道府県であること等。)を改正し、全ての発電用原子炉が廃止措置計画の認可を受ける等している原子力事業所について、これに係る原子力災害が発生するおそれがないと原子力規制委員会が認めて指定した都道府県については、当該要件の適用を除外することとするものである。</p> <p>【必要性】 原子力事業者防災業務計画の協議対象範囲等を原子力事業所に内在する危険性に応じた合理的なものである必要がある。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	原子力災害対策特別措置法第7条第2項、原子力災害対策特別措置法施行令第2条の2	
想定される代替案	想定される代替案として現行のまま協議先を変えないことが考えられるが、IAEA基準においては施設又は行為に内在する危険性やその潜在的な影響の度合いに釣り合う原子力災害対策を取り決めなければならないことが要求されており、今回の見直しは、平成28年3月26日に開催した第12回原子力災害事前対策等に関する検討チーム会合における、同基準を踏まえ、廃止措置の移行等により原子力災害のリスクが低減している発電用原子炉について原子力災害重点区域の範囲の目安を設定すべきとの検討結果を踏まえたものである。これより、現行のままとすることについては、国際基準を踏まえた考え方と齟齬が生じ、合理性は見出せない。このため、代替案は適切でないと考えられる。		
規制の費用	費用の要素		代替案1の場合
(遵守費用)	地方公共団体への協議対象範囲等を広げるものではないことから新たな費用は発生しない。		
(行政費用)	地方公共団体への協議対象範囲等を広げるものではないことから新たな費用は発生しない。		
(その他の社会的費用)	特になし		
規制の便益	費用の要素		代替案1の場合
(遵守便益)	原子力事業者防災業務計画の協議対象範囲等が、原子力事業所に内在する危険性に応じた、より合理的なものとなる。		
(行政便益)	原子力事業者防災業務計画の協議対象範囲等が、原子力事業所に内在する危険性に応じた、より合理的なものとなる。		
(その他の社会的便益)	特になし		
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	費用及び便益の検討を踏まえると、定量的な比較は難しいが、新たな追加の費用が発生することなく便益が見込まれることから本規制の内容は適切、かつ、合理的であると考えられる。		
有識者の見解その他関連事項	<p>今回の見直しは、原子力災害事前対策等に関する検討チームにおける検討結果を踏まえ、原子力規制委員会において行った原子力災害対策指針の改正を踏まえたものである。</p> <p>(関連事項) ・原子力規制委員会の検討結果 (http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/00000192.html) (http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/00000221.html) ・第12回原子力災害事前対策等に関する検討チーム (http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/pre_taisaku/00000057.html)</p>		
レビューを行う時期又は条件	新たに知見や把握できた実態等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直すこととする。		
備考			

規制に係る事前評価書

政策の名称 : 原子力災害対策特別措置法施行令における関係周辺都道府県知事の要件の見直し

担当部局 : 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ

原子力災害対策・核物質防護課長 佐藤 暁

電話番号 : 03-5114-2121 e-mail : bousai@nsr.go.jp

評価実施時期 : 平成 29 年 5 月 17 日

1. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 目的

原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。)においては、原子力事業者に対し、原子力事業者防災業務計画の作成等に際し、原災法及び原子力災害対策特別措置法施行令(平成 12 年政令第 195 号。以下「原災令」という。)に定める要件に該当する地方公共団体への協議等を義務付けているところ、廃止措置段階への移行等により危険性が低下している原子力事業所に係る原子力災害対策の枠組みに照らし、関係周辺都道府県知事に対する原子力事業者防災業務計画の協議を不要とすること。

(2) 内容及び必要性

①規制の内容

原災令第 2 条の 2 に規定する原子力事業者防災業務計画の協議対象となる関係周辺都道府県知事の要件(発電用原子炉が設定されている原子力事業所の周囲 30km の区域内にある都道府県であること等。)を改正し、全ての発電用原子炉が廃止措置計画認可を受ける等している原子力事業所については、これに係る原子力災害が発生するおそれがないと原子力規制委員会が認めて指定した都道府県については、当該要件の適用を除外することとする。

②規制の必要性

廃止措置の進展等により運転中と比べ内在する危険性が十分低減し原子力災害が広域にわたり発生するおそれはないと考えられる原子力事業所については、関係周辺都道府県知事の要件を見直すことにより、原子力事業者防災業務計画の協議対象範囲等を原子力事業所に内在する危険性に応じた合理的なものとする必要がある。

③関連条項

原子力災害対策特別措置法第 7 条第 2 項

原子力災害対策特別措置法施行令第 2 条の 2

2. 規制の費用及び便益の分析

(1) 規制の費用

①遵守費用

今回の見直しにより、原子力事業者防災業務計画を作成等しようとする際の地方公共団体への協議対象範囲等を広げるものではないことから、原子力事業者に

において、新たな追加の費用（書類の作成、人員増員）等が発生することはない。

②行政費用

今回の見直しにより、原子力事業者防災業務計画を作成等しようとする際の地方公共団体への協議対象範囲等を広げるものではないことから、地方公共団体において、新たな追加の費用（確認要員の増員）等が発生することはない。

また、国の関与はないことから、国においても新たな追加の費用（確認要員の増員）等が発生することはない。

③その他の社会的費用

特になし。

(2) 規制の便益

①遵守便益

原子力事業者防災業務計画の協議対象範囲等が、原子力事業所に内在する危険性に応じた、より合理的なものとなる。

②行政便益

原子力事業者防災業務計画の協議対象範囲等が、原子力事業所に内在する危険性に応じた、より合理的なものとなる。

③その他の社会的便益

特になし。

3. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

以上の費用及び便益の検討を踏まえると、定量的な比較は難しいが、新たな追加の費用が発生することなく便益が見込まれることから本規制の内容は適切、かつ、合理的であると考えられる。

4. 想定される代替案

想定される代替案として現行のまま協議先を変えないことが考えられるが、IAEA基準においては施設又は行為に内在する危険性やその潜在的な影響の度合いに釣り合う原子力災害対策を取り決めなければならないことが要求されており、今回の見直しは、平成28年3月26日に開催した第12回原子力災害事前対策等に関する検討チーム会合における、同基準を踏まえ、廃止措置の移行等により原子力災害のリスクが低減している発電用原子炉について原子力災害重点区域の範囲の目安を設定すべきとの検討結果を踏まえたものである。これより、現行のままとすることについては、国際基準を踏まえた考え方と齟齬が生じ、合理性は見出せない。このため、代替案は適切でないと考えられる。

5. 有識者の見解その他関連事項

今回の見直しは、原子力災害事前対策等に関する検討チームにおける検討結果を踏まえ、原子力規制委員会において行った原子力災害対策指針の改正を踏まえたものである。

(関連事項)

- ・原子力規制委員会の検討結果

(<http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/00000192.html>)

(<http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/00000221.html>)

- ・第12回原子力災害事前対策等に関する検討チーム

(http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/pre_taisaku/00000057.html)

6. レビューを行う時期又は条件

新たに得られた知見や把握できた実態等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うこととする。

政策評価懇談会の主な意見

令和4年7月19日に実施した政策評価懇談会における主な意見と今後の対応案とご指摘事項への回答は以下のとおり。

●令和3年度実施施策に係る政策評価書

主な指摘	今後の対応等
<p>評価結果がインプットやアウトプットレベルにとどまっている記述が多い（例えば研修等）。アウトカムの評価になるよう取り組むべき。（大屋委員・亀井委員・城山委員）</p> <p>例えば審査・検査についても実施状況ではなく事業者の取組の改善状況など何を目的に審査等を行っているのかということ意識した評価が行われるプロセスにしてほしい。（亀井委員）</p> <p>予防系の事業である原子力規制は件数によるアウトカムの評価（事故件数を0とするなど）が困難なので、定量で評価できる部分についてはインプット、アウトプットレベルの把握も継続することも必要（大屋委員）</p>	<p>アウトカムの評価となるよう、評価方法の改善に引き続き取り組む。</p> <p>例えば、研修については、何講座開講したか、何人受けたかではなく、研修の効果を評価することを検討する。</p>
<p>計画・目標どおり実施できたかだけでなく、計画の前提となった環境、目標レベルの適正さ、手段・計画の妥当性も含めた評価を行うなど、分析のレベルをあげてほしい。例えば、採用及び人材育成についての目標未達という結果に対して、目標達成のための計画の不十分さや、実施の過程での計画時に意識していなかった阻害要因の認</p>	<p>業務目標の設定においては、これまでの目標について、目標達成の状況、目標が適切であったか、期間中の環境変化の有無、目標達成に向けた手段・計画の妥当性、目標レベルの適時適切な見直しができたか等の評価を行った上で、体制や業務分担</p>

<p>識と対応策の不十分さなどの分析もしたい。(飯塚委員)</p> <p>新しい取組は何をどう進めればよいかが見えないので、一年目は「確実に取り組む」ことを目標とし、適正な定量目標の見極めができてからそれを目標とするべき。過大な目標であったことを適性化するなど、立ち止まる姿勢も評価すべき。</p> <p>アンケート結果を見てもワークロードを考えて計画・目標をたてられていないのではないか。若手のワークライフバランスが崩れると、組織が負のスパイラルに陥いる可能性があるので早めにワークロードを見なおしてほしい。(大屋委員)</p>	<p>等を踏まえて業務目標を適切に設定することを徹底する。</p> <p>また、年度業務計画の中間評価においても同様の視点から評価を行い、必要な場合には目標を適切に見なおすことを徹底する。</p> <p>若手職員の状態については積極的に若手の声をすくいあげ、改善に努める。</p>
<p>請負契約に係る不適切事案については、請負先との癒着や不正等の問題だけでなく専門性の低下の問題としても、組織風土上の問題となっていないかよく見るべき。(亀井委員)</p>	<p>過去5年分の契約における同様の事案の有無について調査を行い、本事案が組織風土の問題に由来するものであるのかを検証する。</p>
<p>インフォメーションノーティス制度について、事業者側に制度の趣旨を十分に理解してもらい、効果的な運用すべき。(藤田委員)</p>	<p>「被規制者向け情報通知文書」(インフォメーションノーティス制度)については、その施行に当たって、公開の原子力規制委員会において制度の趣旨や詳細な運用についての議論を複数回(令和3年10月20日、令和4年1月12日)行うとともに、同年3月からの本格運用に際しても、事業者へ制度の趣旨説明を行ってきた。引き続き、事業者の理解浸透を図り、効果的な運用に努める。</p>
<p>核セキュリティについては項目毎に評価がわかれているが、全体にどう評価してい</p>	<p>核セキュリティについては原子力規制委員会発足後取組の質が大きく</p>

<p>るのか。国際情勢を鑑みてもこの分野は一人一人の意識を高めることが必要。(城山委員、町委員)</p>	<p>向上してきている。この分野の性格上限られた人数で情報を厳格に管理して取り組まざるを得ない部分もあるが、内輪の論理に固まらないよう、核セキュリティ文化の教育等により多くの職員が目を取り組む工夫が必要と考えている。</p>
<p>東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業は長期化している。適切なやり方で進めてほしい。(町委員)</p>	<p>原子力規制委員会ではリスクを低減しながら廃炉を進めるために中期的リスク低減マップを作成・公表するなどにより取り組んでいる。</p>

●安全文化アンケート、インタビューについて

<p>主な指摘</p>	<p>今後の対応等</p>
<p>アンケート、インタビューについては継続し、経年変化を見ることで課題の早期発見につなげるべき。無記名、調査会社によるインタビューなど複数の調査方法を併用していることが大事。(大屋委員、亀井委員、藤田委員、町委員)</p>	<p>アンケート、インタビュー調査については取組を継続する。</p>
<p>アンケート・インタビューの結果を組織文化の継続的な向上につなげてほしい。健全な組織の特徴は「目的(目的志向の思考・行動)、因果(目的手段関係の理解、要因管理)、実行(堅実・愚直な実行)、学習(改善力、積極性)、人間(人間性尊重、適材適所)、透明(オープン、透明性の確保)」にある。こうした視点で活用を考えてほしい(飯塚委員)</p>	<p>引き続き組織として総合力を発揮するための一体感、風通しの良さを維持するためにアンケート・インタビューを継続するとともに、業務管理の改善への活用方法などを検討する。</p>
<p>官房系の評価担当部局が声を吸い上げるだけでなく、上司部下がアンケート等の結</p>	<p>業務管理においてアンケート・インタビュー結果を参考に対話を行うことを促す。</p>

<p>果を活用して対話を行う取組もすべき。 (亀井委員)</p>	
<p>将来的にはアンケート結果の変化の分析とともにパフォーマンスとの関係も検討すべき。(亀井委員)</p>	<p>分析手法などについて検討する。</p>
<p>インタビューで吸い上げた意見を活用して、組織文化の改善、働きやすさにつなげてほしい。特にキャリアイメージが持てない、ロールモデルがないというところについては早急に取り組みをしてほしい。(町委員)</p>	<p>職種別にキャリアパスイメージを作成し、説明するなどの取組を実施しており、これを継続していく。</p>
<p>人員配置と業務分担が適切にできているのか、若手のモチベーションに悪影響をもたらしていないか、きちんと検討し取り組んでほしい。(藤田委員)</p>	<p>若手の声の把握に努めるとともに、アンケート結果の業務管理の改善への活用方法などを検討する。</p>
<p>研修の実施状況、効果、職員の満足度についてはどのようになっているか。事務官については研修に不満があるような意見がある。(城山委員)</p>	<p>事務官は他省庁の研修を活用しているほか、原子炉の基礎的な知識を学べる研修を提供している。引き続きこれを継続する。</p> <p>現在長官官房においてポストに応じてどのような知識を習得し、研修を受ける必要があるか整理する力量管理制度の整備に取り組んでおり、施行結果を踏まえて庁内への横展開も検討する。</p>

原子力規制委員会政策評価懇談会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

いづか よしのり
飯塚 悦功

公益財団法人日本適合性認定協会理事長
東京大学名誉教授

おおや たけひろ
大屋 雄裕

慶応義塾大学法学部教授

かめい ぜんたろう
亀井 善太郎

PHP 総研主席研究員
立教大学大学院 21 世紀デザイン研究科特任教授

しろやま ひであき
城山 英明

東京大学公共政策大学院教授
東京大学大学院法学政治学研究科教授

ふじた ゆきこ
藤田 由紀子

学習院大学法学部教授

まち あせい
町 亞聖

フリージャーナリスト

制定 令和4年3月23日 原規総発第2203231号 原子力規制委員会決定
令和4年度原子力規制委員会政策評価実施計画

令和4年3月23日
原子力規制委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条及び原子力規制委員会政策評価基本計画（令和2年3月4日原子力規制委員会決定）に基づき、原子力規制委員会が令和4年度において行う事後評価の実施計画を下記のとおり定める。

記

1. 計画期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間とする。

2. 事後評価の対象とする政策

- ① 原子力規制委員会が行った政策の全てを対象とし、共通の目的を有する施策のまとまりごとに評価を実施する。具体的には、令和3年度原子力規制委員会の政策体系（令和3年3月24日原子力規制委員会決定）（別紙）の1.～5.を対象とする。
- ② 事前評価を実施した規制の新設又は改廃を目的とする政策のうち、以下を対象とし、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）等に基づき実施する。
 - (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案（平成28年10月1日施行）
 - (2) 原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者等に対する検査制度の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等（第一段階及び第二段階施行分（平成29年4月14日施行及び平成29年7月10日施行））
 - (3) 原子力災害対策特別措置法施行令における関係周辺都道府県知事の要件の見直し（平成29年7月7日施行）

3. 令和3年度実施政策に係る事後評価の実施方法

- ① 政策の主管課等は、令和3年度実施政策について、令和3年度実施施策に係る事前分析表（令和3年8月25日原子力規制委員会決定）において設定した指標等によって測定を行い、各政策等に係る現状及び課題等の分析を踏まえて事後評価を行う。
- ② 長官官房総務課は、政策立案参事官の調整の下、原子力規制委員会マネジメント規程（令和元年12月18日原子力規制委員会決定）第16条に基づき実施するマネジメントレビューの結果を踏まえ、政策評価書（案）を取りまとめ、政策評価懇談会の意見を求め、原子力規制委員会での審議及び決定を経た後、8月までを目途に政策評価書を公表する。
- ③ 公表後に原子力規制委員会のメールフォーム等を通じて国民から寄せられた政策評価書に関する意見・要望については、関係する主管課等で適切に活用する。
- ④ エビデンスに基づく政策立案の推進の観点から、政策立案参事官の調整の下、事後評価の結果は今後の施策の企画立案及び予算要求等において活用することとし、PDCAサイクルを適切に機能させていくことに努める。

以上

令和3年度政策体系

政策目標（組織目標）：原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

施策目標	PDCA管理番号
1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	
(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	1. (1)
(2) 規制業務を支える業務基盤の充実	1. (2)
(3) 職員の確保と育成	1. (3)
(4) その他	1. (4)
2. 原子力規制の厳正かつ適正な実施と技術基盤の強化	
(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施	2. (1)
(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善	2. (2)
(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行	2. (3)
(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	2. (4)
(5) その他	2. (5)
3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	
(1) 核セキュリティ対策の推進	3. (1)
(2) 保障措置の着実な実施	3. (2)
(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化	3. (3)
(4) その他	3. (4)
4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	
(1) 廃炉に向けた取組の監視	4. (1)
(2) 事故の分析	4. (2)
(3) 放射線モニタリングの実施	4. (3)
(4) その他	4. (4)
5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	
(1) 放射線防護対策の推進	5. (1)
(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善	5. (2)
(3) 原子力災害対策指針の継続的改善	5. (3)
(4) 危機管理体制の整備・運用	5. (4)
(5) 放射線モニタリングの実施	5. (5)
(6) その他	5. (6)

※1. 「その他」については、必要に応じて年度業務計画に定めるものとする。

※2. 政策評価実施単位は、1. ～ 5. とする。

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2021	政策評価 実施予定時期	2022年8月
施策の概要	・原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の継続的改善、諸外国及び国際機関との連携・協力等を図る。 ・人材の確保・育成に努め、常に問いかけ続ける組織文化の育成・維持を図る。	目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2021		
達成すべき目標	以下の取組を計画どおり実施することにより、独立性・中立性・透明性が確保され、原子力規制委員会の組織体制が十分なものとなることを目標とする。 (1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (2)規制業務を支える業務基盤の充実 (3)職員の確保と育成	担当部局・作成責任者名	長官官房 黒川 陽一郎 総務課長、渡邊 桂一 監査・業務改善統括調整官、村田 真一 広報室長、一井 直人 国際室長、足立 敏通 情報システム室長、金城 慎司 人事課長 技術基盤グループ 遠山 真 技術基盤課長 原子力規制部 大島 俊之 原子力規制企画課長 原子力安全人材育成センター 大向 繁勝 原子力安全人材育成センター副所長		
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること				

定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		年度ごとの実績値					
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
1 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (会議等の公開の割合) 【PDCA管理番号:1.(1).】	- (-)	100%	100%	100%	100%	100%	意思決定過程の透明化を図るためには、常に議論の場を公開することが必要である。このため、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたかを目標とする。
		100%	100%	100%	100%		
2 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (ホームページのウェブアクセシビリティの確保) 【PDCA管理番号:1.(1).】	- (-)	A※	A※	A※	A※	A※	行政の透明性の確保や積極的な情報発信のためには、情報セキュリティを確保しつつ国民に必要な行政情報をわかりやすくホームページ上で公開することが必要である。このため、総務省の提示する「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」に基づき、ホームページ等の利用のしやすさの指標でもある高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、等級A以上(※運営者が管理・制御できない第三者によるコンテンツを除く)を達成できたかを目標とする。
		A※	A※	A※	A※		
3 職員の確保と育成 (定数に対する実員数の割合) 【PDCA管理番号:1.(3).】	- (-)	-	-	-	95%	95%	新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足することにより、組織運営の安定性を確保することが必要である。このため、定数に対する実員数の割合95%を目標とする。
		95.8%	93.6%	95.4%	94.3%		
4 職員の確保と育成 (新規採用者に占める女性割合) 【PDCA管理番号:1.(3).】	- (-)	-	-	-	-	35%	男女共同参画社会の実現に向けて、「第5次男女共同参画基本計画」に定める政府全体の目標を踏まえ、新規採用者の女性割合を35%以上とすることを目標とする。
		24.0%	31.0%	45.5%	34.5%		
5 職員の確保と育成 (研修の年間受講者延べ人数) 【PDCA管理番号:1.(3).】	- (-)	-	-	-	2500人	2500人	職員の育成に当たり、行政事務能力と原子力規制に必要な専門的能力とのバランスがとれた研修を実施することが必要である。このため、適切な研修実施のため年度研修計画を作成し、研修の年間受講者延べ人数2500人を目標とする。
		1241人	1685人	2031人	2615人		

定性指標	目標	測定指標の選定理由 及び目標の設定の根拠
<p>6</p> <p>令和3年度重点計画に定める原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:1.(1).】</p>	<p>(独立性・中立性・透明性の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 原子力規制委員及び原子力規制庁職員が厳格な服務規律に基づき行動するとともに、国内外の規制の実情を自ら確認するほか、原子力規制委員会で徹底した議論のもと、意思決定を行ったか。 - web会議システム等の手法を活用した公開会合について、インターネット配信の継続性の維持・品質向上を図ることができたか。 - 自動文字起こし結果の公開を安定的に行うことができたか。公開の対象となる面談等の規模の拡大のために必要な手段を準備できたか。 - リニューアル後のホームページの一般公開が行えたか。 - 「N-ADRES」について、安定的に運用を行うことができたか。 - 固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みの検討を行い、実装可能方法を検証できたか。 - 原子力規制委員会の取組に関するコンテンツを分かりやすく作成し、公開できたか。 <p>(外部とのコミュニケーションの充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 国際アドバイザーとの意見交換のほか、二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集を行えたか。 - CEO、CNO、ATENAとの意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換、炉安審・燃安審を開催できたか。 - 地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策の検討及び実行ができたか。 - 原子力規制委員会の取組等について、適切に説明することができたか。また、問合せに適切に回答することができたか。 <p>(安全文化の育成・維持)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 新規採用職員向けの東京電力福島第一原子力発電所における現地研修を実施できたか。また、同発電所事故対応経験者の講話を新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修に組み込めたか。 - 安全文化に係るアンケート調査について、国際的な水準にも沿った定点観測の手法となるよう改善できたか。 - マネジメントレビューにおいて、意識調査の結果や、具体的な活動の実績を評価し、次年度の計画に反映させるサイクルを構築できたか。 - 安全文化に係る、課室を超えた風通しの良いコミュニケーションの具体的な仕組みを構築したか。また、課室毎の具体的な活動が広がりを見せたか。 - 計画的に核セキュリティ文化醸成に係る職員への研修を実施し、原子力規制検査等を通じて、事業者に必要な助言ができたか。 	<p>原子力規制委員会 令和3年度重点計画</p>
<p>7</p> <p>令和3年度重点計画に定める規制業務を支える業務基盤の充実に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:1.(2).】</p>	<p>(マネジメントシステムの定着)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 全ての主要プロセスのマニュアル及びマネジメント規程運用マニュアル(仮称)を策定できたか。 <p>(国際協力の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 国際社会における原子力安全に関する活動に貢献できたか。 - 得られた知見について、原子力施設の規制へ反映すべきものがないか検討し、規制の改善に活用できたか。 - 二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集を行えたか。 - 改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な会議への参加、IAEA関連文書の策定・見直しへの参画等を行い、また、二国間・多国間の枠組みの活用等により、我が国の特定核燃料物質の防護の規制の継続的な改善につなげることができたか。 - 放射線防護に関する国際会合等に出席し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有を行ったか。 - 各種国際会議への参加や、保障措置技術開発支援等を通じて、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献したか。 <p>(管理業務の確実な遂行)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 行政文書管理に係る体制整備、電子的管理の促進ができたか。 - 行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施するための研修等を適切に実施したか。 - 行政文書の体系化を検討できたか。 - 組織の機能が全体として中長期的に持続可能となるよう、組織構成及び人員配置等の見直しが行われたか。 - 予算の適切な執行管理を行えたか。 - 情報システムの利用による効率化等を通じた取組が、管理的な業務の機能の充実又は改善につながったか。 - 調達仕様どおりに職員がいつでも・どこでも業務を遂行できる環境を提供し、ワークライフバランスの実現に貢献するとともに、感染症の流行や大規模な災害が発生した場合においても、行政事務が遂行できる業務継続性を実現することを目的とするシステムの構築ができたか。 - 情報システムの安定的な運営を実現したか。また、サイバーセキュリティ事案等の発生下においても変化に適切に対応し、庁内業務の確実な遂行に寄与したか。 <p>(訴訟事務及び法令審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 訴訟事務や不服申立て事務について、業務量の推移に応じて体制を構築し、関係機関と連携しつつ適切に業務を遂行できたか。 - 訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するために、有効な調査ができたか。 - 長官官房における審査等を通じて、各部署の法令等の立案・運用を着実に支援できたか。 - 必要に応じてマニュアル等の作成・見直しを行うことができたか。 	<p>原子力規制委員会 令和3年度重点計画</p>

8	<p>令和3年度重点計画に定める職員の確保と育成に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:1.(3)】</p>	<p>(高い倫理観の保持) - 研修や幹部メッセージの発出等の啓発に係る取組を各課へ指導を行った回数、政府が掲げる各種ワークライフバランスの施策に対する達成度合(男性育休(2025年までに30%)等) - 全職員について、月45時間を超える超過勤務月数が6ヶ月以内となることを達成し、達成できない職員については、健康上の配慮を適切に実施したか。職員への指導監督及びワークライフバランスの施策を適時、適切に行ったか。</p> <p>(原子力規制人材の確保) - 定数に対する実員数(95%)、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性割合(35%、うち総合職試験からの採用者に占める女性割合35%)、障害者法定雇用率(2.6%)を確認しつつ、新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足できたか。 - 行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘事項等を踏まえ、原子力規制人材育成事業の実績を把握するための評価を適切に実施し、実績を把握したか。</p> <p>(原子力規制人材の育成) - 規制実務を担うことができる人材を継続的に確保・育成するために、教育訓練課程を受講させる等して、任用資格を付与できたか。 - 研修の質の向上に向けた取組を試行できたか。 - 令和3年度末までに事務系職員に必要な研修の実施に向けた検討を行ったか。 - 国際協力業務への資質のある人材の育成のための機会を提供したか。 - 海外機関への派遣職員数を確保したか。新型コロナウイルス感染症の影響により海外機関に派遣することができなかった職員については、可能な限り派遣を行ったか。 - 人材育成の基本方針を改定し、それを踏まえ、職員により詳細なキャリアパスを示したか。 - 年1回の希望調査において、能力に応じたポスト任用をされているかの満足度等の調査を実施できたか。 - 職員のキャリアパスに対する不安等について、それらを取り除く解決策について検討を行ったか。 - 原子力規制事務所からのニーズ(問題点・課題)について、計画的に課題解決を図ることができたか。 - 外部の研究組織/部門との人事交流や共同研究事業の拡大・推進ができたか。また、安全研究の結果に基づく公表活動が積極的に行えたか。研究系職員の研究能力の向上に努めたか。 - 研究倫理や研究者として基本的な姿勢について遵守する取組を行ったか。</p>	<p>原子力規制委員会 令和3年度重点計画</p>
---	---	--	-------------------------------

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 定性指標	達成手段の概要等	令和3年度 行政事業 レビュー 事業番号
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度				
(1) 原子力安全規制情報広聴・ 広報事業 (平成16年度)	328 (311)	317 (307)	631 (608)	676 (642)	625	6	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページリニューアルに関する構築作業について、令和3年度に向けた一般公開を行えるよう、令和2年度に作成したプロジェクト計画書に沿って構築作業を実施する。 ・コールセンターを設置し、個別の問合せや相談に対し電話で回答等を行う。 ・原子力施設等に重大な影響を及ぼす事象が発生した際に、一般国民に対して情報提供を行うシステムの整備を行う。 ・定例会や審査会合、記者会見等の原子力規制委員会の活動について、撮影・配信・アーカイブ化を行う。 ・過去にホームページで公開した資料をアーカイブし、インターネットから容易に検索可能とするシステムの整備・運用を行う。 ・本格導入した音声自動文字起こしシステムを活用し、会合等の詳細な内容を公開することにより、透明性の確保を行う。 	001
(2) 国際原子力発電安全協力推 進事業 (平成7年度)	134 (48)	114 (63)	72 (48)	67 (5)	66	7	<p>諸外国規制機関との協力を進め、継続的に二国間、多国間の枠組みを通して、原子力規制に関する情報収集・発信及び意見交換等を行うとともに、諸外国原子力規制機関との人的交流を行う。</p> <p>また、アジア・世界の原子力規制機関同士が情報を共有する枠組みであるANSN(Asian Nuclear Safety Network)、GNSSN(Global Nuclear Safety and Security Network)を活用し、海外の原子力規制に係る最新情報の収集・発信を行う。</p>	002
(3) 国際原子力機関原子力発電 所等安全対策拠出金 (平成4年度)	293 (293)	323 (287)	336 (232)	255 (179)	180	7	<p>原子力導入新興国を含む幅広い関係国が参画する国際原子力機関(IAEA)の特徴を生かした様々な安全向上活動に参画し、そのために必要な任意拠出金を拠出するもの。具体的には、IAEAが取り組んでいる、①質が高く効率的なIAEA安全基準等の策定や継続的な見直し、②IAEAの核セキュリティに係る技術指針の策定や見直し、③原子力・放射線緊急事態に対するIAEAの枠組みを通じた準備及び対応の強化、④アジア地域や原子力導入新興国等の規制の向上のための協力連携の枠組みやネットワークの運営構築等の活動に対して、任意拠出金を拠出し、事業に参画する。</p>	003
(4) 経済協力開発機構原子力機 関拠出金 (平成18年度)	52 (46)	47 (47)	54 (49)	50 (45)	49	7	<p>原子力利用先進国を中心に構成される経済協力開発機構・原子力機関(OECD/NEA)の活動を支える義務的拠出金の事業である。OECD/NEAが取り組んでいる原子力施設に係る安全規制、放射線防護、放射性廃棄物管理・処分、原子力施設の廃止等の事業分野に参画し、我が国の原子力発電施設等の安全確保に関する検討に反映させ、原子力規制の向上につながる情報を収集する。</p>	004

(5)	原子力発電安全基盤調査拠出金 (平成4年度)	68 (68)	69 (22)	72 (60)	46 (29)	31	7	原子力利用先進国同士の最新の知見の共有を図ることができる経済協力開発機構・原子力機関(OECD/NEA)の特徴を活かし、任意拠出金に基づきOECD/NEAの事業活動に参画するもの。具体的には、OECD/NEAが取り組んでいる、放射性廃棄物の管理・処分に関する事業(東京電力福島第一原子力発電所の事故で発生した燃料デブリ・がれき等を安全に管理・処分するための規制取組に向けた調査等)に参画するとともに、我が国の原子力発電施設等の安全確保に関する検討に資する情報の収集を行う。	005
(6)	原子力検査官等研修事業 (平成24年度)	357 (253)	248 (208)	416 (343)	429 (211)	401	8	原子力検査官を含む原子力規制委員会職員の育成のための研修カリキュラムや研修教材の開発・整備、高度な専門性を有する人材の育成に係る調査等を行うとともに、原子力施設の主要機器模型等を活用した実践的な訓練を実施し、原子力検査官等の専門能力や規制業務の専門性を高め、原子力の安全確保に貢献する。また、国が整備した訓練施設の運営及び設備の維持管理業務等、訓練実施環境の整備を行う。 ※平成30年度より、平成29年度事業「原子力保安検査官等訓練設備整備事業」と「原子力安全研修事業」を統合。	006
(7)	プラントシミュレータ研修事業 (平成26年度)	353 (274)	512 (503)	272 (231)	283 (260)	256	8	発電炉は事故時の影響の大きさから原子力施設の中でも特に安全性への注力が必要な施設であるため、新規基準に対応した発電炉の安全対策の仕組みや、事故対策の理解の増進、事故時のプラント状態や進展予測の能力向上を目的として、実機に近い挙動を模擬できる研修用プラントシミュレータを活用した研修を通して原子力規制を担う人材の専門能力の向上を図る。 また、研修を効果的に行うため、新規基準適合性に係る審査の状況などを踏まえたシミュレータの改良や維持管理を行う。	007
(8)	原子力規制人材育成等の推進 (平成28年度)	382 (286)	381 (286)	359 (270)	350 (201)	296	8	国内の大学等が提案した原子力規制人材の育成に係る教育プログラムを選定し、その取組に対して補助を行う。 事業が継続する平成29年度、令和2年度採択の8事業者と年度初めに契約を締結し、十分な事業実施可能期間を確保する。また、令和2年度行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘事項を踏まえ、委託も活用して事業効果の把握・向上に務めつつ、新たに原子力規制人材の確保が必要な類型において公募を行い、優れた取組を採択する。	008
(9)	原子力の安全研究体制の充実・強化事業 (令和元年度)	-	-	823 (813)	800 (738)	916	8	原子力規制委員会では、研究機関や大学等、外部への委託・請負を中心に安全研究を行っているため、研究職員が携わる内容が制限されることや研究ノウハウが蓄積されにくいこと等の課題がある。このため、原子力規制に必要な知見の整備及び研究職員の人材育成により研究体制の充実化を図るため、研究の在り方を見直し、技術支援機関(TSO)である日本原子力研究開発機構等との連携を強化するなど共同研究体制の充実・強化を図り、審査・検査等の規制ニーズに機動的に対応した安全研究の実施、研究職員の研究ノウハウの蓄積を行う。	009
施策の予算額・執行額		1,967 (1,580)	2,009 (1,724)	3,035 (2,653)	2,957 (2,310)	2,820			

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化		施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2021	政策評価 実施予定時期	2022年8月		
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。 最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外の情報の収集を行う。 原子炉等規制法に係る規制について継続的に改善する。 		目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2021				
達成すべき目標	次の取組を計画どおり実施することにより、原子力利用の安全が確保され、原子力規制に係る技術基盤が強化されることを目標とする。 (1)原子炉等規制法に係る規制の実施 (2)安全研究の推進と規制基準の継続的改善 (3)改正原子炉等規制法の着実な施行 (4)規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応		担当部局・作成責任者名	技術基盤グループ 遠山 眞 技術基盤課長、田口 清貴 安全技術管理官(システム安全担当)、舟山 京子 安全技術管理官(シビアアクシデント担当)、迎 隆 安全技術管理官(核燃料廃棄物担当)、川内 英史 安全技術管理官(地震・津波担当) 原子力規制部 大島 俊之 原子力規制企画課長、田口 達也 安全規制管理官(実用炉審査担当)、志間 正和 安全規制管理官(研究炉等審査担当)、長谷川 清光 安全規制管理官(核燃料施設審査担当)、大浅田 薫 安全規制管理官(地震・津波審査担当)、古金谷 敏之 検査監督総括課長、武山 松次 安全規制管理官(実用炉監視担当)、門野 利之 安全規制管理官(核燃料施設等監視担当)、杉本 孝信 安全規制管理官(専門検査担当)				
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること							
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
1	原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数 (アウトカム指標)	- (-)	0	0	0	0		原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務であるため。(原子力災害対策特別措置法第10条の通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を開始する必要がある段階のもの。同法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)
2	原子力災害対策特別措置法第15条による通報件数 (アウトカム指標)	- (-)	0	0	0	0		
3	公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数 (アウトカム指標)	- (-)	0	0	0	0		

定性指標	目標	測定指標の選定理由 及び目標の設定の根拠
4 令和3年度重点計画に定める原子炉等規制法に係る規制の実施に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:2.(1)】	<ul style="list-style-type: none"> - 設置変更許可申請、設計及び工事の計画認可申請、運転期間延長認可申請、廃止措置計画等の審査について「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)等に基づき、厳正かつ適切に審査を実施したか。 - 設置変更許可において審査の漏れを防止し、及び施設の特徴・安全上の重要度に応じた審査を適切に行うため、新規制基準適合性審査結果の取りまとめに際し、審査で確認した事項を整理し、以降の審査において活用したか。 - 審査に関する原子力規制委員会決定文書等を審査担当者に正確に理解させるため、決定等の都度、当該文書を審査業務マニュアルに加えたか。また、審査担当者の異動時等において、マニュアルの内容を確実に周知したか。 - 「震源を特定せず策定する地震動(全国共通)」について、原子力規制委員会で決定された手順を踏まえて適切に対応したか。 - 原子力規制検査を所定のガイドを用いて計画どおりに実施して特定した検査気付き事項を適切に評価できたか。 - 東京電力柏崎刈羽原子力発電所への追加検査について、特別の体制を設け、検査の計画立案、実施など一連の検査活動を厳正かつ適時・適切に実施できたか。 - 事業者とのコミュニケーション等を通じ、事業者の自主的取組を促進させることができたか。 - 事故トラブルについて、公開会合での確認等により事業者等の原因究明、再発防止策等を適切に確認したか。事故トラブルから得た教訓を他施設も含め、適切に反映したか。 	原子力規制委員会 令和3年度重点計画
5 令和3年度重点計画に定める安全研究の推進と規制基準の継続的改善に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:2.(2)】	<ul style="list-style-type: none"> (最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用) - 最新知見を収集し分析することができたか。 - 国内外で今後発生する自然事象に関し、必要に応じて関係機関等と協力して情報収集・分析を実施したか。 - 技術基盤グループから原子力規制部への情報提供(技術支援)を行ったか。 (安全研究の積極的な実施) - 実施方針等に基づき定めた計画に沿って研究者倫理を遵守しつつ安全研究業務を達成できたか。 - 積極的な成果の公表ができたか。 - 事前、事後評価が計画どおりに実施できたか。 - 令和4年度以降の安全研究の分野及びその実施方針を策定したか。 - 研究に関する国際活動に積極的に参加し、調査・分析で得られた結果等を積極的に情報発信できたか。 - 共同研究を計画どおりに進めることができたか。共同研究報告会が開催できたか。 - 放射線安全に係る研究について、原子力規制庁で実施する体制を整えたか。 - 安全研究センターの次期中長期目標を適切に定めることができたか。 (規制基準の継続的改善) - 発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策に係る規制上の取扱いについて、対応方針を決定したか。 - 米国との差異を分析するなど制度改正の要否等について検討したか。 - 技術評価書の策定及びそれに関連する規則解釈等を改正したか。 - 国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析したか。 - 技術情報検討会において、規制に反映させる必要性の有無を検討し、進捗状況を確認したか。 - 技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会、火山部会、地震・津波部会で報告し、助言を受けることができたか。 - 技術情報検討会後、計画的に規制基準への反映を行ったか。 - 運転検査官会議における事例紹介、運転経験関連国際会合における情報発信及び加盟国との情報交換を行ったか。 - 事故トラブルから得た教訓を必要に応じて規制への反映が行えたか。 - 規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、改正作業を進めたか。 	原子力規制委員会 令和3年度重点計画
6 令和3年度重点計画に定める改正原子炉等規制法の着実な施行に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:2.(3)】	<ul style="list-style-type: none"> - 計画どおり原子力規制検査を実施できたか。新検査制度に対する検査官の理解が進んだか。新検査制度の教育訓練、研修を計画どおり実施できたか。 - 検査の実施及び検査指摘事項の評価にリスク情報を活用したか。 - 検査官からの意見聴取や事業者との意見交換等、運用の継続的改善に向けた取組を行い、ガイド類の見直しなどの改善策を講じたか。 	原子力規制委員会 令和3年度重点計画

7	<p>令和3年度重点計画に定める規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:2.(4)】</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図れたか。 - 業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組めたか。 - バックフィット制度について、改善の方向性を検討したか。 - 原子力規制検査においてリスク情報の活用を促進するため、事業者のPRAモデルの適格性確認を行ったか。 - グレーデッドアプローチを考慮して核燃料施設等の審査を行ったか。 - 廃止措置の状況を審査、検査等によって確認ができたか。 - 東海再処理施設について、監視チーム会合等を通じ、廃止措置の実施状況の監視を適時適切に実施したか。 - 中深度処分に係る規制基準等を整備したか。 - 廃止措置の終了確認基準に関して、必要な判断基準等を整備したか。 - ウラン廃棄物のクリアランス及び埋設処分について規制基準を整備したか。 - 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」に基づき、必要な検討が進められたか。 - IRRSで受けた勧告・提言について、原子炉等規制法(核セキュリティ、保障措置関連を除く)に係る規制の改善を関係部署の業務計画に反映し、実施することができたか。 	<p>原子力規制委員会 令和3年度重点計画</p>
---	---	--	-------------------------------

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 定性指標	達成手段の概要等	令和3年度 行政事業 レビュー 事業番号
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
(1) 試験研究炉等の原子力の安全規制 (平成23年度)	46 (25)	30 (13)	25 (12)	23 (10)	21	4.6	原子炉等規制法に基づき、核燃料施設等に係る審査及び検査を実施するとともに、原子炉主任技術者試験を実施する。具体的には、施設設置の許可、設計及び工事の方法の認可等の安全審査に加え、原子力規制検査等の法定検査を通じて当該施設の安全を確認する。	010
(2) 原子力規制検査の体制整備事業 (旧: 発電炉運転管理分野(検査・運転管理)の規制高度化事業) (平成23年度)	73 (40)	67 (42)	292 (239)	211 (159)	125	4.6	令和2年4月に施行された新検査制度の効果的な実施、また継続的改善のための施策を実施する。米国におけるリスク情報活用の手法や検査への応用について関係する海外機関の協力を仰ぎ、調査研究を行う。国際会議への参加及び海外規制機関との交流により、国際的な検査の最新知見等を収集するほか、検査官の意識調査等を行い検査の有効性の向上や検査制度の運用改善の検討に資する。検査の運用を効率化させるシステムの整備・保守を行う。また、人的・組織的要因の体系的考慮に係る規制研究を行い検査への活用を図る。	011
(3) 原子力安全情報に係る基盤整備・分析評価事業 (平成23年度)	355 (231)	320 (253)	251 (214)	230 (185)	230	5	国内外の事故・トラブル情報、規制の動向等の原子力安全に係る情報を収集・整理するとともに、規制への反映の要否等の検討に資するべく分析・評価を行い、その結果を技術情報検討会、原子力規制委員会及び原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会に付す。また、海外との情報共有や、最新情報を集約した定期的な刊行物を作成し、原子力規制委員及び原子力規制庁職員への情報提供を行う。	012
(4) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に係る安全研究事業 (旧: 燃料デブリの臨界管理に係る評価手法の整備事業) (平成26年度)	1,112 (765)	837 (762)	987 (697)	1,236 (755)	1,077	5	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業において発生している多様な放射性廃棄物等(燃料デブリ(核燃料と炉内構造物やコンクリート等の構造材が溶融し再度固化したもの)をはじめ、事故で破損した核燃料やガレキ等)を安全上適切に処理・管理・輸送するための技術的な着眼点を抽出するため、調査・解析・実験を実施することで廃炉作業の安全性向上に資する基礎データを蓄積する。また、廃炉作業の進捗に伴い可能となった現地調査や事故試料分析等を継続的に行うことで、事故時の放射性物質の漏えい経路等の事故の原因究明に資する知見を取得する。	013
(5) バックエンド分野の規制高度化研究事業 (平成23年度)	275 (249)	346 (306)	360 (292)	325 (232)	-	5	第二種廃棄物埋設に関する規制基準のうち、浅地中トレンチ・ピット処分に関して、技術基準の性能規定化等の改正に向けた科学的・技術的知見の整理を行う。一方、中深度処分及び研究施設等廃棄物処分においては、安全確保の論点の整理や、規制基準等の整備に向けた科学的・技術的知見の整理に加え、適合性審査に向けた科学的・技術的知見の整理を行う。さらに、原子力発電所等の廃止措置終了確認に必要な科学的・技術的根拠を整備するとともに、新規クリアランス対象物に対するクリアランスレベルの検討及び認可・確認に関する科学的・技術的根拠を整備し、適切な制度運用に資する。	014
(6) 放射性物質の輸送・貯蔵に係る安全規制の高度化事業 (平成23年度)	86 (60)	100 (92)	94 (97)	93 (68)	88	5	使用済燃料等の貯蔵・輸送について、輸送物及び貯蔵施設の審査並びに設計及び工事の方法の認可等に必要技術基準等の整備のため、規制動向調査等を行うとともに、中間貯蔵施設の自然環境下における影響評価に係る試験等を実施する。さらに、輸送については、国際輸送規則の改訂検討及び国内の運搬に関する技術上の基準に係る細目等の告示で取り入れている放射性核種の基礎的数値の検討等を行い規制の高度化に係る知見を取得する。また、最新の知見や技術に対応できるように遮蔽解析評価手法の整備及び検証解析を行う。	015

(7)	原子力施設における地質構造等に係る調査・研究事業 (平成25年度)	725 (713)	37 (35)	469 (405)	319 (307)	398	5	活断層の認定及び変位・変形の成因の評価として、地震以外に起因した変位・変形の物理・化学的特徴を把握するため、せん断面や変形構造内部の粘土鉱物、炭酸塩鉱物等の結晶構造等を分析するとともに、その特徴と活断層との比較から、変位・変形の成因を評価する。また、活断層の活動履歴の評価として、約40万年前以降の断層の活動性を評価するため、火山灰に含まれる鉱物の化学組成から火山灰を同定し、噴出年代を精緻化する。さらに、海域活断層の活動履歴を評価するため、地震に起因する斜面崩壊堆積物の年代の把握及び隆起した地形等の形成年代を分析する。	016
(8)	燃料破損に関する規制高度化研究事業 (旧:燃料設計審査分野の規制研究事業) (平成26年度)	607 (510)	1,153 (945)	237 (160)	981 (885)	740	5	燃料の燃焼が進むことにより、現行規制基準類の策定時には観察されていなかった燃料破損挙動が異常な過渡変化や設計基準事故を模擬した試験において観察されている。そこで、燃料の安全性をより確かなものとするため、発電炉で使用された燃料を用いて事故模擬試験等を実施し、燃料破損挙動に及ぼす高燃焼度化の影響等を調べ、現行規制基準類の妥当性確認及び審査時の技術的判断根拠に資する技術知見を取得する。	017
(9)	原子力施設における外部事象等に係る安全規制研究事業 (平成23年度)	1,755 (1,603)	1,960 (1,857)	1,693 (1,540)	1,362 (1,195)	1,358	5	原子力施設の安全規制を的確に実施するため、地震・津波等の外部事象等に係る評価について知見を取得し、規制基準等の策定や見直しを行う。ハザード関連の研究として、地震・津波の規模や発生頻度に関する不確かさを適切に踏まえた評価に係る知見の拡充、海底地すべり起因の津波を考慮した確率論的津波ハザード評価等の調査・研究を行う。また、フラジリティ関連の研究として、地震・津波等の外部事象等が構造物・機器等へ与える損傷度合いの評価に係る知見の拡充、飛翔体等の衝突による建屋及び設備の損傷評価等の調査・研究を行う。	018
(10)	核燃料サイクル分野の規制高度化研究事業 (平成23年度)	186 (136)	230 (171)	251 (200)	91 (73)	71	5	加工施設及び再処理施設に対する内部火災に係るリスク評価手法の整備・高度化を行うための検討を行う。また、内部事象を含めたリスク評価の事故シナリオをより適切なものとするとともに、評価に伴う不確かさを低減すること等を目的として以下の項目の技術的検討を行う。 ①火災又は爆発 ②蒸発乾固 ③機器の経年劣化	019
(11)	発電炉シビアアクシデント安全設計審査規制高度化研究事業 (平成25年度)	1,410 (1,269)	1,596 (1,307)	1,251 (828)	914 (707)	694	5	審査及び検査に活用する知見を整備するため、シビアアクシデント対策に影響の大きい現象のメカニズムを解明するための実験、最新知見に基づく解析コードの開発及び解析手法の整備を実施する。実験においては、国内外の施設を活用した試験により、シビアアクシデントの重要現象に関連する知見を取得する。解析コードの開発においては、実機プラントにおける事故緩和対策を考慮したシビアアクシデント現象を解析するための解析モデルを整備する。解析手法の整備においては、国際共同研究計画の枠組みも活用し、シビアアクシデント対策の有効性評価及び規格基準類の検討に必要な解析手法の検討及び解析を実施する。また、緊急時対応に活用する知見を整備するため、避難等の判断基準に関連した現実的なプラント内の挙動や放射性物質放出等に関する技術的知見を整理する。	020
(12)	放射性廃棄物の処分・放射性物質の輸送等の規制基準整備事業 (平成15年度)	70 (58)	70 (63)	70 (61)	84 (43)	63	5	放射性物質の輸送及び放射性廃棄物処分等に関し、国際原子力機関(IAEA)の輸送安全基準委員会(TRANSSC)及び廃棄物安全基準委員会(WASSC)において行われる基準の策定及び定期的な見直し・改定作業に参画するとともに、輸送等の規制制度に関する関係機関との調整、処分等に関する国内の動向把握を図りつつ、改定された基準を国内規制へ反映するための活動を行う。	021
(13)	原子炉施設等の規制基準整備事業 (平成23年度)	18 (19)	56 (45)	82 (71)	83 (70)	77	5	民間規格の技術評価を行い、技術評価書を作成すると共に、規則解釈等を改正し技術評価を行った民間規格を引用する。国内外の法令・民間規格等の動向を総合的に調査・分析し、規則解釈等への反映の要否を検討する。また、IAEA安全基準の策定方針等に係る最新動向を調査するとともに、IAEA安全基準策定に係るIAEAの関連委員会に専門家を派遣し、国内知見の提供等を行う。さらに、IAEA安全基準から我が国への反映が望ましい事項を検討する。	022

(14)	技術基盤分野の規制高度化研究事業(リスク情報の活用) (平成23年度)	175 (153)	291 (92)	290 (234)	315 (264)	317	5,7	確率論的リスク評価(PRA)に係る最新知見、評価手法及び解析モデルの整備を行い、検査制度における新たな監視・評価等にリスク情報を活用するとともに、PRAに係る技術的知見を蓄積する。具体的には、検査での指摘事項(不適合の発見)の重要性を評価するための指標及びリスク評価ツール、検査で活用する原子力発電所毎のリスク情報等を整備する。また、地震、津波、火災、溢水等の事象の発生を対象に、最新知見を踏まえた原子力発電所のリスクを評価する手法を整備する。	023
(15)	発電炉設計審査分野の規制研究事業 (平成23年度)	1,757 (1,549)	1,321 (1,189)	1,021 (896)	1,091 (943)	1,065	5	発電用軽水型原子炉の最新知見を反映した設計基準事故の安全評価手法を用いた妥当性確認を行うための解析コードの開発・改良、熱流動実験による事故時等の現象の把握及び解析を行うとともに、デジタル式安全保護装置の共通原因故障対策に係る妥当性評価手法、火災時の安全機能への影響を評価する手法及び原子炉格納容器の総合的安全裕度評価手法を整備する。高速炉の多量の放射性物質等を放出する事故時挙動及びその事故の拡大防止策の有効性に関する知見を得るため、除熱源喪失事象発生時の炉心冷却挙動、原子炉停止機能喪失時の炉心損傷挙動、炉心損傷時の溶融進展挙動と除熱挙動及び原子炉容器、格納容器の応答挙動に関する技術的知見を取得する。これにより、既設炉の規制に加え、次世代炉に関する将来的な規制にも柔軟に対応できるようにする。	024
(16)	大規模噴火のプロセス等の知見整備に係る研究事業 (旧:火山影響評価に係る研究事業) (平成26年度)	607 (587)	447 (427)	408 (372)	470 (425)	573	5	カルデラ火山を主とした大規模噴火の準備過程をより詳細に調査する。具体的には、噴火に至るまでのマグマ溜まりの時空間変化、この変化を捉える物理探査手法等に関する調査・研究を実施する。さらに、これまで実施してきた地質学的、岩石学的、地球物理・地球化学的調査を拡充し知見の充実を図る。	025
(17)	原子力規制高度化研究拠出金 (平成26年度)	235 (221)	225 (192)	296 (228)	262 (158)	241	5	原子力施設の規制基準への適合性を確認するためには、的確な規制判断の根拠となる基盤技術確立するとともに、原子力規制を高度化していく必要がある。そのため、各国との共通の技術課題について国際共同研究事業に参画し、原子力規制委員会が実施する安全研究に必要な技術的知見を取得する。	026
(18)	人的組織的要因の体系的考慮に係る規制研究事業 (平成29年度)	71 (2)	140 (126)	60 (67)	79 (0)	-	5	原子力規制委員会は、IRRSIにおいて明らかになった課題”人的組織的要因を体系的に考慮すること”等を踏まえ、人的組織的要因に関するプラントの設計審査及び監視・検査制度における規制要件の明確化を進めている。本事業では、設計審査に対する規制要件の明確化に関しては、原子炉制御室等の設計の審査において人的組織的要因を考慮するための規則・基準類、審査・検査ガイドの策定に資する知見を整備する。監視・検査制度に関しては、現在進められている監視・検査制度の見直しを踏まえ、新たに求められる検査官能力の向上や品質管理・安全文化に関する審査・検査ガイドの策定に資する知見を整備する。	027
(19)	(再掲) 原子力の安全研究体制の充実・強化事業 (令和元年度)	-	-	823 (813)	800 (738)	916	5	原子力規制委員会では、研究機関や大学等、外部への委託・請負を中心に安全研究を行っているため、研究職員が携わる内容が制限されることや研究ノウハウが蓄積されにくいこと等の課題がある。このため、原子力規制に必要な知見の整備及び研究職員の人材育成により研究体制の充実化を図るため、研究の在り方を見直し、技術支援機関(TSO)である日本原子力研究開発機構等との連携を強化するなど共同研究体制の充実・強化を図り、審査・検査等の規制ニーズに機動的に対応した安全研究の実施、研究職員の研究ノウハウの蓄積を行う。	009
(20)	実機材料等を活用した経年劣化評価・検証事業 (令和2年度)	-	-	-	904 (843)	1,031	5	原子力規制委員会は、運転期間延長認可申請に係る劣化状況評価及び高経年化技術評価の技術的妥当性確認、関連する技術基準等の技術的妥当性確認及び民間規格の技術評価に必要な技術的判断根拠を収集するため、原子力発電所における材料の経年劣化に関する知見を整備・拡充している。本事業では、長期間運転した原子力発電所の経年劣化を模擬的に付与するために行っている加速劣化試験結果に基づく材料の経年劣化予測評価の実機環境における経年劣化挙動に対する保守性の検証等を実施し、代表的な機器、構造物の健全性評価に関する知見を拡充する。	028
(21)	使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野における最新解析手法に係る評価手法の研究事業 (令和2年度)	-	-	-	54 (50)	120	5	最新知見に基づく遮蔽解析コードによる評価結果を用いた許認可申請が提出された際に、的確かつ迅速な基準適合性審査を実施するために、遮蔽解析コードのV&V手法及び評価結果の妥当性確認手法の知見拡充を実施する。遮蔽解析コードのV&V手法の知見拡充については、諸外国の動向や国内有識者の意見等を考慮し、許認可の場面での使用を想定したV&V実施手順案を作成する。手順案の適用性を確認するために、対象解析コードを選定し、手順案に沿ってコードの検証(Verification)作業を行い、その進捗も考慮しながらコードの妥当性確認(Validation)作業を行う。一連の作業結果を基に手順案の検証・考察を実施し、国内有識者の意見等を考慮しながら、V&V実施手順として確定させる。また、評価結果の妥当性確認手法の知見拡充については、前者でのコードの妥当性確認作業等を利用して検討を進め、V&V手法と併せて、審査に活用するための技術文書として整備する。	029

バックエンド分野の規制技術高度化研究事業 (令和3年度)	-	-	-	-	187	5	原子力発電所の廃止措置の進展等に伴って今後事業化が見込まれる中深度処分について、事業許可申請の審査の際の判断指標の整備に必要となる科学的・技術的知見の収集・整備を行う。自然事象の長期評価に関しては、地下水の流れの変化や地下環境に関する知見を取得するために、ボーリングによる地質・水質調査とシミュレーション等を行う。埋設施設の性能評価及び公衆の線量評価手法に関しては、放射性物質の漏出及び移動を抑制する機能を持つコンクリートや粘土のバリア材の特性に関する知見を取得するため、試験とシミュレーションを行う。地質環境、水理環境モニタリングに関しては、モニタリング期間の終了後にモニタリングに用いたボーリング孔が放射性物質が移行する経路にならないように埋め戻したあと、これを確認する手法に必要な知見を取得するための調査・解析を行う。	新21-0001
廃止措置等に関する規制運用技術研究事業 (令和3年度)	-	-	-	-	103	5	廃止措置に関して、廃止措置工事の実績、解体技術に応じた放射性物質の飛散、サイトに残存する放射性物質の評価等、廃止措置リスクの評価に係る科学的・技術的知見を整備する。また、新規クリアランス対象物に対する測定手法等に関して、原子力施設の解体等に伴い発生する新規のクリアランス対象物(ケーブル等の複合材料)の測定結果の定量評価における信頼性確保のための測定・評価手段の検討・構築、混合物の放射能濃度の定量評価手段の検討・測定評価体系の構築を実施する。 さらに、廃棄体等の安全性確認に関して、中深度処分、研究施設等廃棄物等を対象に、ソースタームに関する海外類似施設の事例調査等を実施するとともに、廃棄体等の放射能濃度評価方法の妥当性評価に係る留意事項を抽出する。	新21-0002
施策の予算額・執行額	9,564 (8,191)	9,224 (7,919)	8,958 (7,426)	9,926 (8,109)	9,495			

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施		施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2021	政策評価 実施予定時期	2022年8月	
施策の概要	・核セキュリティ対策を推進するとともに、国際約束に基づく保障措置の着実な実施のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制を行う。 ・核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。		目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2021			
達成すべき目標	次の取組を計画どおり実施することにより、核セキュリティが確保され、国際社会の信頼を維持することを目標とする。 (1)核セキュリティ対策の推進 (2)保障措置の着実な実施 (3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化		担当部局・作成責任者名	放射線防護グループ 中村 振一郎 安全規制管理官(核セキュリティ担当)、寺崎 智宏 保障措置室長、宮本 久 安全規制管理官(放射線規制担当)			
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること						
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		年度ごとの実績値					
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
1	核セキュリティ対策の推進 【PDCA管理番号:3.(1)】 (原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数) (アウトカム指標)	- (-)	-	-	0	0	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の目的を踏まえ、核燃料物質を防護するための規制を通じて公共の安全が図られていることを示す指標として選定したもの。
		0	0	0	0		
定性指標	目標					測定指標の選定理由 及び目標の設定の根拠	
2	令和2年度重点計画に定める核セキュリティ対策の推進に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:3.(1)】	<ul style="list-style-type: none"> - 核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳正かつ適切に実施したか。 - これら検査及び審査の実績を踏まえて、核物質防護に係る規制の継続的な改善につなげることができたか。 - [再掲]東京電力柏崎刈羽原子力発電所への追加検査について、特別の体制を設け、検査の計画立案、実施など一連の検査活動を厳正かつ適時・適切に実施できたか。 - 放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置に係る検査等を着実に実施しているか。 - 放射性同位元素等規制法に基づき登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習が適切に実施されるよう、必要な監督指導をしているか。 - 国内外の動向等を踏まえて、核セキュリティ対策強化に資する制度整備を行ったか。 					原子力規制委員会 令和3年度重点計画
3	令和2年度重点計画に定める保障措置の着実な実施に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:3.(2)】 (アウトカム指標を含む)	<ul style="list-style-type: none"> - 日IAEA保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行したか。 - 指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行ったか。 - 我が国の保障措置に係る取組について、国際的に発信したか。 					原子力規制委員会 令和3年度重点計画
4	令和2年度重点計画に定める原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:3.(3)】	<ul style="list-style-type: none"> - 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和に関する内部文書に則り、審査等及び検査等の業務を適切に行えたか。また、必要な改善を図れたか。 					原子力規制委員会 令和3年度重点計画

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 定性指標	達成手段の概要等	令和3年度 行政事業 レビュー 事業番号
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
(1) 試験研究炉等の核セキュリティ対策 (平成23年度)	38 (29)	38 (27)	37 (36)	37 (28)	32	2	原子炉等規制法に基づき、試験研究用等原子炉施設及び核燃料物質等の使用施設の核物質防護規定に係る審査、核物質防護に係る検査等を実施するとともに、核物質防護規制の高度化等に資するため新核物質防護システム確立調査を実施する。また、核物質防護に関する国際的な基準は国際原子力機関(IAEA)における国際検討会合等で策定されるため、当該会合へ我が国として参画する。	030
(2) 保障措置の実施に必要な経費 (昭和52年度)	3,082 (3,069)	3,188 (3,184)	3,547 (3,533)	3,441 (3,421)	3,393	3,4	国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関し、国の査察官等が自ら実施する検査・審査業務等のほか、以下の業務を原子炉等規制法に基づく指定機関に行わせる。 ①保障措置に関する情報処理業務 国際規制物資の使用の状況に関する情報の解析その他の処理業務 ②保障措置検査等実施業務 保障措置検査、保障措置検査で提出させた若しくは立入検査で収去した試料の試験及び各検査において取り付けられた装置による記録の確認、保障措置の適切な実施のために必要な技術的検査に関する調査研究等の全部又は一部	031
(3) 保障措置環境分析調査事業 (平成8年度)	1,104 (1,036)	570 (543)	617 (570)	569 (545)	451	3	①新規分析手法の開発(令和3年度は、マルチコレクタ型ICP-MSIによるウラン粒子の精密同位体比分析技術を開発)や既存分析手法の高度化 ②IAEAに認定されたネットワーク分析所として、IAEAの依頼に基づく、我が国を含む世界各地での査察等の際に収去された試料の分析 ③保障措置に係る試料分析に必要な施設・設備等の維持管理	032
(4) 大型混合酸化物燃料加工施設保障措置試験研究事業 (平成13年度)	262 (19)	35 (28)	32 (29)	73 (37)	87	3,4	大型混合酸化物燃料加工施設(J-MOX)では、新技術の導入により運転の自動化が進むとともに、大量の核物質が取り扱われることから、本施設に特化した保障措置手法を確立することが必要。このため、本事業では、施設的设计・建設の進捗に合わせて施設に適用する保障措置機器(①MOX原料粉末貯蔵容器測定機器、②燃料集合体測定機器、③バルク工程内MOX粉末・ペレットサンプル測定機器)を開発・設置し、これら機器で測定されるデータを収集・評価する保障措置システムを構築する。	033
(5) 国際原子力機関保障措置拠出金 (昭和61年度)	102 (102)	104 (98)	135 (135)	101 (101)	80	3	国際原子力機関(IAEA)で実施している下記の4つの事業への拠出を通じ、IAEAにおける保障措置の高度化や普及に係る活動に参画することにより、最新の知見や情報を蓄積し、得られた知見等を国内の多種多様な原子力施設の保障措置活動の向上・構築等に反映する。 ・東京電力福島第一原子力発電所における保障措置活動の回復に向けた保障措置手法の開発等への参画 ・保障措置関係者の知識・技術向上のためのトレーニングに係るプログラム作成及び講師として参画 ・我が国を含む加盟国がIAEAに対して行う研究開発計画の策定・実行管理への参画 ・IAEAによる保障措置手法の高度化のための統計的評価方法の構築等への参画 特に、福島第一原子力発電所においては、従来の手法による保障措置活動が十分に実施できないことから、世界にも類のない新たな手法による保障措置活動を導入し、廃炉に向けた工程に合わせて保障措置活動を回復していくことが、IAEA及び我が国にとって喫緊の課題である。そのため、本事業により、IAEAによる保障措置手法の開発活動に参画し、当該プロセスを促進することで適切な保障措置の実施を確保する。	034
(6) 原子力発電施設等核物質防護対策事業 (平成15年度)	140 (120)	113 (99)	114 (115)	114 (80)	103	2	①新たな脅威等を踏まえた防護措置の強化に係る技術動向調査及びデータ取得 原子力発電所等におけるサイバー攻撃等の新たな脅威、輸送時の核セキュリティ及び最新の防護設備等について試験等による技術データ収集、分析により有効性を評価するとともに、技術動向の調査を実施する。 ②規制動向調査 原子力先進国の核物質防護に関する規制動向、技術動向等の調査、分析を行うとともに、国際原子力機関の会合参加や海外規制機関との交流を通じた情報収集、実態把握を実施する。	035
施策の予算額・執行額	4,729 (4,375)	4,048 (3,978)	4,481 (4,417)	4,334 (4,212)	4,146			

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明					施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2021	政策評価 実施予定時期	2022年8月	
施策の概要	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等を着実に実施する。					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2021			
達成すべき目標	以下の取組を計画どおり実施することで、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業の安全を確保し、事故原因を究明することを目標とする。 (1) 廃炉に向けた取組の監視 (2) 事故の分析 (3) 放射線モニタリングの実施					担当部局・作成責任者名	技術基盤グループ 田口 清貴 安全技術管理官(システム安全担当) 放射線防護グループ 村山 綾介 監視情報課長、竹本 亮 放射線環境対策室長 原子力規制部 竹内 淳 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長、杉本 孝信 安全規制管理官(専門検査担当)			
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること									
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
		年度ごとの実績値								
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
1	事故の分析(東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会の開催回数) 【PDCA管理番号:4.(2)】	- (-)	-	-	5回	5回	着実に事故分析を進めるためには、継続的な現場調査を実施し、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会での議論等が必要となるため。			
		-	-	5回	8回					
2	国内外への発信(国内学協会等又は海外規制機関等の会合への参加回数) 【PDCA管理番号:4.(2)】	- (-)	-	-	-	3回	令和2年度に取りまとめた中間取りまとめについて、国内外に発信するため。			
		-	-	-	-					
定性指標	目標					測定指標の選定理由及び目標の設定の根拠				
3	令和3年度重点計画に定める廃炉に向けた取組の監視に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:4.(1)】	- 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(令和3年3月版)に示された事項について、遅延なく進められるよう監視・指導することができたか。特に、本マップにおいて令和3年度内の主要な目標全てについて、東京電力に対し、特定原子力施設監視・評価検討会等の場において必要な指摘を行い、その指摘に対する取組状況等を確認できたか。 - 実施計画の変更認可申請に対する審査について、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の円滑な進捗の律速とならないよう、厳正かつ適切に実施できたか。また、実施計画の遵守状況の検査を適切に実施できたか。 - 実施計画に記載すべき事項について文書化できたか。 - 多核種除去設備等処理水(以下「ALPS処理水」という。)の処分に関する実施計画の変更認可申請について、特定原子力施設監視・評価検討会等における検討ができたか。また、その審査について厳正かつ円滑に進めることができたか。 - ALPS処理水の処分に関する実施計画の審査に対するIAEAなど第三者レビューへの対応についても適切に実施できたか。					原子力規制委員会 令和3年度重点計画			
4	令和3年度重点計画に定める事故の分析に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:4.(2)】	- 令和3年度以降の事故分析の進め方について方針を決定できたか。 - 中間取りまとめについて、国内外に発信することができたか。 - 中間取りまとめにおいて認識された問題について、東京電力福島第一原子力発電所事故対策室は、庁内関係部署の検討に参画するとともに、情報を共有することができたか。 - 連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、円滑な進捗に資することができたか。					原子力規制委員会 令和3年度重点計画			

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 定性指標	達成手段の概要等	令和3年度 行政事業 レビュー 事業番号
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
5 令和3年度重点計画に定める放射線モニタリングの実施に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:4.(3)】	- 陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を遅滞なく公表したか。 - 福島県を中心に整備されているリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストの維持・管理を行えたか。 - モニタリング調整会議の下、関係省庁と連携し、ALPS処理水の海洋放出の開始前から海域モニタリングを行うべく検討・準備を進めたか。						原子力規制委員会 令和3年度重点計画	
(1) (再掲) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に係る安全研究事業 (旧:燃料デブリの臨界管理に係る評価手法の整備事業) (平成26年度)	1,112 (765)	837 (762)	987 (697)	1,236 (755)	1,077	3,4	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業において発生している多様な放射性廃棄物等(燃料デブリ(核燃料と炉内構造物やコンクリート等の構造物が溶融し再度固化したもの)をはじめ、事故で破損した核燃料やガレキ等)を安全上適切に処理・管理・輸送するための技術的な着眼点を抽出するため、調査・解析・実験を実施することで廃炉作業の安全性向上に資する基礎データを蓄積する。また、廃炉作業の進捗に伴い可能となった現地調査や事故試料分析等を継続的に行うことで、事故時の放射性物質の漏えい経路等の事故の原因究明に資する知見を取得する。	013
(2) 環境放射能水準調査等事業 (昭和50年度)	1,767 (1,698)	2,264 (2,093)	1,882 (1,768)	2,010 (1,993)	1,750	5	47都道府県における環境放射能調査及び47都道府県において実施困難な高度かつ専門的な分析及び分析結果の収集を実施する。	036
(3) 海洋環境放射能総合評価事業 (昭和58年度)	832 (799)	799 (794)	851 (849)	856 (856)	861	5	原子力施設沖合に位置する主要漁場等において採取した海産生物、海底土及び海水試料を分析し、これらの結果について専門家による検討を行う。また、本業務の成果等を簡潔に取りまとめた資料を作成し、関係機関・団体等へ説明を行う。	037
(4) 避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業 (平成25年度)	123 (113)	116 (113)	115 (100)	116 (95)	103	5	今後避難指示区域等の解除に伴う住民の帰還に向けて、住民の安全確保のため、次の内容を実施する。 ①市町村の要望を十分に踏まえたきめ細かな放射線モニタリングを実施するとともに、住民の行動パターンを把握し、生活行動パターンに沿ったモニタリングを実施する。 ②①で得られた結果と原子力規制庁が実施する詳細モニタリング結果を活用した詳細な放射線量マップ等を作成し、住民に提供する。	038
(5) 原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金	800 (800)	800 (800)	800 (800)	800 (800)	800	5	福島県が東日本大震災による原子力災害に伴い放出された環境中の放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定を行うための基金の造成に必要な経費に充てるための交付金を交付する。	0158 (復興庁)
(6) 放射性物質環境汚染状況監視等調査研究に必要な経費	1,298 (1,029)	1,344 (1,240)	1,327 (1,217)	1,236 (1,133)	1,206	5	東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所からの影響把握のための環境放射能のモニタリング等を実施する。具体的には、①航空機による空間線量率の広域調査、②放射性物質の分布状況マップの作成等、③閉鎖的領域における放射線モニタリング、④海域における放射性物質の分布状況の調査、⑤東京電力福島第一原子力発電所事故による環境モニタリング等データベースの構築、⑥農地土壌等の放射性物質の分布状況等の推移等の調査、⑦環境モニタリングデータをリアルタイムに公表するためのホームページ充実等を実施する。	0159 (復興庁)
(7) 環境放射線測定等に必要な経費	1,108 (912)	1,118 (948)	1,137 (1,030)	1,086 (1,006)	1,453	5	東京電力福島第一原子力発電所事故の対応として、福島県を中心に整備したリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストの常時正常稼働の維持、移設又は撤去、稼働状況の調査を行い、測定した放射線量を公表し、国民に対して正確な情報を継続して提供を行う。	0160 (復興庁)
施策の予算額・執行額	7,041 (6,117)	7,277 (6,750)	7,099 (6,461)	7,339 (6,638)	7,250			

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施					施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2021	政策評価 実施予定時期	2022年8月		
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 最新知見に基づく放射線防護対策を推進する。 放射性同位元素等の利用の安全の確保に向け、放射性同位元素等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。 放射性同位元素等規制法に係る規制を継続的に改善する。 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、原子力災害対策指針など緊急時対応のための制度を継続的に改善する。 原子力規制委員会における平時・緊急時の危機管理体制を整備し、運用するとともに、放射線モニタリング体制を整備・維持する。 					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2021				
達成すべき目標	<p>以下の取組を計画どおり実施することにより、適切な放射線防護対策がなされ、放射性同位元素等の利用の安全が確保され、緊急時対応が的確に実施できるようにすることを目標とする。</p> <p>(1)放射線防護対策の推進 (2)放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 (3)原子力災害対策指針の継続的改善 (4)危機管理体制の整備・運用 (5)放射線モニタリングの実施</p>					担当部局・作成責任者名	<p>長官官房 足立 敏通 情報システム室長、古金谷 敏之 緊急事案対策室長 放射線防護グループ 新田 晃 放射線防護企画課長、村山 綾介 監視情報課長、竹本 亮 放射線環境対策室長、寺崎 智宏 保障措置室長、中村 振一郎 安全規制管理官(核セキュリティ担当)、宮本 久 安全規制管理官(放射線規制担当)</p>				
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること										
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
		年度ごとの実績値									
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
1	危機管理体制の整備・運用 (緊急時対応業務に従事する職員の緊急時対応業務に従事する割合が、業務全体の5%以上) 【PDCA管理番号:5.(4)】	- (-)	-	-	5%	5%	「緊急時即応」は原子力規制委員会の活動原則の一つであるため、緊急時対応能力を維持・向上させることが必要である。このため、緊急時対応業務に従事する職員が、月1日以上訓練、研修等に従事し、業務全体に占める緊急時対応業務の割合を5%以上とすることを目標値とする。				
		-	-	-	6%						
2	危機管理体制の整備・運用 (原子力事業者防災訓練の確認) 【PDCA管理番号:5.(4)】	- (-)	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	原子力災害対策特別措置法により、原子力事業者は防災訓練の結果を原子力規制委員会に報告することが義務付けられており、防災基本計画では、原子力規制委員会が当該訓練の評価を行うこととされている。このため、原子力事業者の訓練を確認・評価する仕組みを構築し、原子力事業者に改善を促し、原子力事業者の自主的な努力のもとで緊急事態対応能力を向上させる必要があるため、令和3年度の原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施することを目標値とする。			
			39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	38事業所 /39事業所					
3	放射線モニタリングの実施 (全都道府県の環境放射能水準調査結果の公表) 【PDCA管理番号:5.(5)】	- (-)	365日分	365日分	366日分	365日分	365日分	原子力規制委員会設置法に基づき、放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務を行っており、全都道府県の環境放射能水準調査の結果を365日分遅滞なく公表することを目標値とする。			
			365日分	365日分	366日分	365日分					

定性指標		目標	測定指標の選定理由及び目標の設定の根拠
4	令和3年度重点計画に定める放射線防護対策の推進に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:5.(1)】	<ul style="list-style-type: none"> - 放射線審議会の調査審議の取りまとめに貢献するとともに、関係省庁との適切な情報共有に努めたか。 - 令和3年度事業に係るプロジェクトの進捗管理を着実に進めたか。 - [再掲]放射線安全に係る研究について、原子力規制庁で実施する体制を整えたか。 - 岩石等に含まれる天然の放射性核種の放射線防護の在り方について検討を進めたか。 	原子力規制委員会 令和3年度重点計画
5	令和3年度重点計画に定める放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:5.(2)】	<ul style="list-style-type: none"> - 放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施しているか。 - ガイド整備を着実に進めたか。 - IRRS フォローアップミッションの指摘等を踏まえ、必要な対策を実施できたか。 	原子力規制委員会 令和3年度重点計画
6	令和3年度重点計画に定める原子力災害対策指針の継続的改善に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:5.(3)】	<ul style="list-style-type: none"> - 原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針等の見直しに係る検討を行ったか。 - EALに係る中長期的課題について、一定のスケジュール、枠組みを設けて検討を進めたか。 - 「緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チーム」の検討結果を踏まえた原子力災害対策指針への反映を行ったか。 - 「原子力災害時における避難地域時検査及び簡易除染マニュアル」について、見直しを行ったか。 - モニタリングの技術的事項が検討され、改訂等が適切かつ遅滞なく行われているか。 	原子力規制委員会 令和3年度重点計画
7	令和3年度重点計画に定める危機管理体制の整備・運用に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:5.(4)】	<ul style="list-style-type: none"> - 緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえ、各機能班に共通する訓練・研修を示せたか。 - 各機能班要員は、自身が参加する訓練・研修を明確化したか。 - オンサイトとオフサイト間の組織的連携を強化させるための訓練を実施したか。 - 危機管理体制について、関連するマニュアル等の整備・見直しを実施できたか。また、令和2年度の放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を踏まえ、必要なマニュアル改正や訓練を実施したか。 - 危機管理用通信ネットワーク設備・システムの強化に向けて、着実に設備整備を進めたか。 - 緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの次期システムを安定的に運用することができたか。 - 緊急時に判断が求められるオフサイト系対応の課題について検討を行ったか。 - オフサイト系の対応について、高度な意思決定能力を養成するための訓練を実施したか。 - 原子力事業者防災訓練について、令和2年度の原子力事業者防災訓練の評価結果等を踏まえ、評価方法の見直しの必要性を検討できたか。加えて、必要に応じ評価方法を見直し、それに基づき令和3年度原子力事業者防災訓練の評価を行うことができたか。 - 訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて令和3年度訓練実施計画等の検討を行い、訓練を実施できたか。 - 原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を適時開催し、関係省庁、原子力事業者等との連携を強化できたか。 - 原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を行ったか。 - 「原子力災害拠点病院等の施設要件」について、改正を行ったか。 	原子力規制委員会 令和3年度重点計画
8	令和3年度重点計画に定める放射線モニタリングの実施に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:5.(5)】	<ul style="list-style-type: none"> - 放射線監視設備・資機材について、適切に配置の見直し、更新及び修繕等を行うことができたか。 - 原子力規制庁及び地方公共団体職員に対する研修・訓練を効果的に進めることができたか。 	原子力規制委員会 令和3年度重点計画

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円) 令和3年度	関連する 定性指標	達成手段の概要等	令和3年度 行政事業 レビュー 事業番号
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度				
(1) 放射線安全規制研究戦略的推進事業 (平成29年度)	- (0)	352 (283)	324 (275)	289 (189)	214	4	放射線安全規制研究戦略的推進事業は、放射線障害防止に係る規制等を最新・最善のものにするため、年度毎に原子力規制委員会が示す重点テーマに基づいて、研究機関等からの提案を踏まえつつ、規制等の改善に資する知見を継続的に創出する事業である。具体的には、規制等の基盤となる知見の創出に向けた領域、規制等の整備・運用に資する知見の創出に向けた領域、科学的根拠に基づく合理的な安全管理の実現に向けた領域、原子力災害等における公衆や災害対応者等の防護の実践力向上のための領域、国際的な最新知見の収集・展開に係る横断的領域の調査研究を推進するとともに、規制等の改善活動を支える関係研究機関によるネットワークの構築を推進する。	039
(2) 原子力発電施設等従事者追跡健康調査事業	170	170	152	145	110	5	原子力発電施設等の放射線業務従事者(過去に従事した者を含む)を対象に、低線量放射線の被ばく線量と健康影響の関係について疫学調査を行う。これまでの25年間の調査では、一部のがんにおいて被ばく線量と死亡率の相関がみられたものの、喫煙などの生活習慣や社会経済状態など(交絡因子)が結果を歪めており、放射線の影響が純粋に反映されていない可能性があることが示唆された。このため、放射線による健康影響をより直接的に評価するために、交絡因子に影響	040

	放射能調査等 (平成2年度)	(170)	(170)	(152)	(136)			されにくい新たな集団の設計を行う必要性が認識された。そのため、交絡因子の情報を調査した上で、がん死亡情報に加えて死亡に直接結びつかないがんの罹患状況までを調査し、より精度の高い調査のための集団設計を行い、同集団に基づく関連情報の集計作業を行うこととする。本調査により得られた結果は、公開で開催する報告会等において積極的に発信していく。	
(3)	放射性同位元素使用施設等の安全規制 (旧:放射線障害防止対策に必要な経費) (昭和33年度)	395 (320)	116 (105)	105 (77)	136 (103)	124	5	放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して、公共の安全を確保するため、放射性同位元素等規制法に基づく規制等を着実に実施する。具体的には、放射性同位元素等の許認可、及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置をとるにあたり、着実かつ効率的な審査、計画的かつ効果的な立入検査、特定放射性元素の受入れ等の報告確認を行う。	041
(4)	(再掲) 環境放射能水準調査等事業 (昭和50年度)	1,767 (1,698)	2,264 (2,093)	1,882 (1,768)	2,010 (1,994)	1,750	8	47都道府県における環境放射能調査及び47都道府県において実施困難な高度かつ専門的な分析及び分析結果の収集を実施する。	036
(5)	(再掲) 海洋環境放射能総合評価事業 (昭和58年度)	832 (799)	799 (794)	851 (849)	856 (856)	861	8	原子力施設沖合に位置する主要漁場等において採取した海産生物、海底土及び海水試料を分析し、これらの結果について専門家による検討を行う。また、本業務の成果等を簡潔に取りまとめた資料を作成し、関係機関・団体等へ説明を行う。	037
(6)	(再掲) 避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業 (平成25年度)	123 (113)	116 (113)	115 (100)	116 (95)	103	8	今後避難指示区域等の解除に伴う住民の帰還に向けて、住民の安全確保のため、次の内容を実施する。 ①市町村の要望を十分に踏まえたきめ細かな放射線モニタリングを実施するとともに、住民の行動パターンを把握し、生活行動パターンに沿ったモニタリングを実施する。 ②①で得られた結果と原子力規制庁が実施する詳細モニタリング結果を活用した詳細な放射線量マップ等を作成し、住民に提供する。	038
(7)	放射能調査研究に必要な経費 (昭和32年度)	1,532 (1,416)	1,474 (1,289)	1,592 (1,141)	1,519 (1,426)	1,275	8	米国原子力艦の寄港に伴う放射性物質及び放射線調査をはじめ、輸入食品、環境試料中の放射性物質に関する調査研究等を原子力規制委員会及び関係省庁において実施する。 ①米国原子力艦の我が国への寄港に伴う放射性物質及び放射線調査 ②輸入食品、農作物、海産物の放射能に関する調査研究 ③大気・海洋中の放射性物質に関する調査研究 ④離島等の放射性物質監視測定 (関係省庁:原子力規制庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省)	042
(8)	放射線モニタリング等人材育成事業 (平成2年度)	243 (243)	237 (237)	239 (235)	242 (250)	227	8	緊急時のモニタリング体制の充実強化を図るため、地方公共団体の職員等へ以下の研修を行う。 ①環境放射能分析研修 平時から環境放射能調査を適切に行うため、地方公共団体の実務担当者に対して環境放射能分析・測定に関する技術研修を行う。 ②モニタリング実務研修 緊急時モニタリング活動等に従事する地方公共団体の職員等に対して緊急時モニタリングに関する技術研修を行う。 ③緊急時モニタリングセンターに係る訓練(EMC訓練) EMCの実効性を確保するため、EMCで活動する地方公共団体の職員等に対して訓練(机上訓練及び実動訓練)を行う。	043
(9)	環境放射線モニタリング技術調査等事業 (旧:環境放射線モニタリング国際動向調査等事業) (平成25年度)	12 (4)	12 (10)	34 (22)	39 (23)	39	6	本事業は、放射能測定法シリーズ(既存マニュアルは全34冊)について、改訂(制定)の方向性の検討及び改訂(制定)案の作成等を行うものである。放射能測定法シリーズについては、平成28年度に有識者から構成される原子力規制委員会の「環境放射線モニタリング技術検討チーム」において、40年以上改訂されていないものもあり、技術の進展を反映する必要があること、東京電力福島第一原子力発電所事故の知見を反映する必要があることから、全34冊全ての分析・測定法を優先順位をつけて改訂していく必要があることや新たに整備する必要のあるマニュアルも存在することが示されている。また、国際原子力機関(IAEA)等におけるモニタリングに係る技術文書の検討状況や、原子力施設を有する諸外国における緊急時モニタリングの取組状況等の調査を実施し、その結果に基づき、我が国の放射線モニタリング機能の維持・向上を図る。	044

(10)	放射線監視等交付金 (昭和49年度)	7,029 (6,547)	7,628 (6,722)	7,141 (6,546)	7,515 (6,975)	6,705	8	原子力施設が立地又は隣接する24道府県に対し、環境放射線の監視を行うために必要な施設等の整備、原子力施設周辺における環境放射線の調査等を実施するための資金を交付する。 【立地道府県(16)】北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、神奈川県、静岡県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県 【隣接府県(8)】富山県、岐阜県、滋賀県、京都府、鳥取県、山口県、福岡県、長崎県	045
(11)	緊急時モニタリングの体制整備事業 (平成26年度)	837 (733)	669 (652)	1,288 (1,252)	1,286 (1,089)	947	7.8	①緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの更改及び保守 国及び地方公共団体が実施している放射線モニタリングの結果等を集約し緊急時に公表するシステム「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」について、より安全性・安定性が高い効率的なシステムとするためシステムの更改及び保守を行う。 ②緊急時モニタリング資機材等の整備・維持 原子力規制事務所に緊急時モニタリング資機材等を整備し、点検・維持管理を行う。 ③緊急時モニタリングセンターの整備・維持 原子力施設立地道府県に、緊急時モニタリングを実行するための拠点となる緊急時モニタリングセンターの活動に必要な機器・設備等を配備し、維持管理を行う。	046
(12)	原子力発電施設等緊急時対策通信設備等整備事業 (平成15年度)	3,534 (3,208)	3,521 (3,370)	3,851 (3,795)	3,631 (3,549)	3,592	7	緊急時の中央や現地の対応拠点となる緊急時対応センター(ERC)、オフサイトセンター(OFC)の情報通信設備及びプラントの情報収集・表示を行う緊急時対策支援システム(ERSS)の整備・維持管理を行う(各々代替拠点・設備含む)。	047
(13)	原子力災害対策実効性向上等調査研究事業 (平成26年度)	120 (104)	76 (42)	51 (33)	36 (26)	24	6	国際原子力機関(IAEA)等の緊急時対応に関する国際基準の動向及び関連する先進主要国の実態等を調査する。緊急時に講じられる防護措置である屋内退避による防護効果に関する技術的知見をより詳しく整備する。屋内退避時の被ばく経路には、屋外からもたらされる外部被ばくと、屋内に侵入した放射性物質によりもたらされる吸入被ばくがあり、本事業では、この双方における被ばく線量の低減効果に関する技術的知見を整備する。	048
(14)	原子力災害等医療実効性確保事業 (平成28年度)	449 (426)	443 (399)	488 (459)	3,302 (3,033)	625	5.6	東京電力福島第一原子力発電所事故での教訓を踏まえて定められた新たな枠組みである原子力災害時の医療体制の下で指定した高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの原子力災害時の医療体制の整備及びその実効性の確保を図るとともに、両支援センターを通じて地域の原子力災害時の医療体制の整備及びその実効性の確保を図る。 具体的には、主に以下の事業を行う。 ①原子力災害時医療研修・訓練等事業 ・地域における研修等の講師や中核人材を育成するための原子力災害時の専門研修等の実施 ・原子力防災訓練への参加を通じた原子力災害時医療に関する実地訓練等の実施 ・研修・訓練に必要な教材・資機材の整備・保守 ②原子力災害時医療体制実効性確保等事業 ・課題等の把握・共有のための各機関等の連携強化の場を設置 ・各種マニュアル・研修内容見直し等調査研究等の実施 ・統合原子力防災ネットワークの維持管理 ③原子力災害医療高度専門人材確保育成事業 ・被ばく医療分野の高度専門人材の配置及び被ばく傷病者受入れのマニュアル化等の実施 ・高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの専門人材向け高度専門研修の実施 ④被ばく傷病者対応研修等放射線防護措置研修事業 ・RI施設において被ばく傷病者が発生した場合の緊急搬送と医療機関の対応能力向上のための研修等	049
(15)	航空機モニタリング運用技術の確立等事業 (平成28年度)	319 (302)	318 (314)	277 (245)	280 (256)	234	8	航空機モニタリングの運用 ①原子力施設周辺領域における空間放射線量率のバックグラウンドレベルの状況把握。 ②緊急時における航空機の運航に支障となる箇所の把握及び最適な飛行ルートの検討。 ③緊急時に備えた航空機モニタリング資機材及び技術の維持。	050
施策の予算額・執行額		17,362 (16,082)	18,195 (16,595)	18,391 (16,950)	21,404 (19,999)	16,830			

令和 4 年度原子力規制委員会
年度業務計画

令和 4 年 3 月
原子力規制委員会

<まえがき>

原子力規制委員会は、原子力規制委員会マネジメント規程に基づき、中期目標を定めるとともに、それを達成するため、毎年度、原子力規制委員会年度業務計画を策定するものとしている。

令和4年度原子力規制委員会年度業務計画は、令和2年2月に新たに策定した第2期中期目標（令和2年4月から令和7年3月まで）を踏まえ、令和4年度において重点的に取組む事項について定めるものである。

本計画を構成する各施策は、その性格に応じて以下の3つの区分に分類している。年度末に各施策の実施状況を評価する際には、これらの区分も考慮するものとする。

- (Ⅰ) 既定の方針に基づき確実に実施するもの
- (Ⅱ) 改善事項等一定の新規性のあるもの
- (Ⅲ) 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの

なお、本計画と行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく政策評価に用いる政策体系を整合させた統合的なマネジメントを実施する観点から、当該政策体系についても、本計画とともに、別紙のとおり定める。

目次

1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	1
(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践.....	1
(2) 規制業務を支える業務基盤の充実.....	3
(3) 職員の確保と育成.....	6
2. 原子力規制の厳正かつ適正な実施と技術基盤の強化	9
(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施.....	9
(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善.....	10
(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行.....	12
(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応.....	13
3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	15
(1) 核セキュリティ対策の推進.....	15
(2) 保障措置の着実な実施.....	16
(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化.....	16
4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	17
(1) 廃炉に向けた取組の監視.....	17
(2) 事故の分析.....	17
(3) 放射線モニタリングの実施.....	18
5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	19
(1) 放射線防護対策の推進.....	19
(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善.....	19
(3) 原子力災害対策指針の継続的改善.....	19
(4) 危機管理体制の整備・運用.....	20
(5) 放射線モニタリングの実施.....	22

別紙

令和4年度政策体系.....	23
----------------	----

1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践

【業務計画】

(独立性・中立性・透明性の確保)

- ・ 独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行うとともに、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立や独善に陥ることなく業務を行う。(I)
- ・ 独立した立場で科学的・技術的な見地から意思決定を行うとともに、規制に関わる情報の開示を徹底する。(I)
- ・ オンライン会議システム等の手法を活用した公開会合について、透明性確保の観点からインターネット配信の継続性の維持・品質向上を図る。(I)
- ・ 原子力規制庁職員と被規制者との面談内容の自動文字起こしについて、自動文字起こし結果をホームページに公開するとともに、公開対象の拡充を図る。(I)
- ・ ホームページ上での情報公開にあたっては、誰もが利用しやすいホームページとするために、ウェブアクセシビリティに配慮する。(I)
- ・ 原子力規制委員会アーカイブ検索システム「N-ADRES」について、次期システムの構築に向け、調査研究及び調達を実施する。(I)
- ・ 行政 LAN システム、行政文書の体系化の検討等と連携し、ホームページ及び「N-ADRES」に保存されている資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みの構築に向け、調達を実施する。(III)
- ・ 原子力規制委員会の結果概要及び決定・了承事項をホームページに掲載する等の取組や東京電力福島第一原子力発電所事故調査の映像公開等、原子力規制委員会の取組に関するコンテンツの作成・公開を行う。(I)
- ・ 情報公開法に基づく開示請求に対し、適切な情報開示を行う。(I)

(外部とのコミュニケーションの充実)

- ・ 記者会見及び取材対応を通じて、報道機関に適切な情報提供を行う。(I)
- ・ 国際アドバイザーとの意見交換のほか、二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集する。(I)
- ・ CEO、CNO 等との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換を行う。特に、オンライン会議システムを活用し、短時間の CEO との意見交換を機動的に行う。(I)
- ・ 事業者の継続的な改善を維持発展させるため、被規制者向け情報通知文書 (NRA Information Notice (NIN)) を発出する。(I)
- ・ 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を随時開催する。(I)
- ・ 地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策を継続的に検討し、必要に応じて実行する。(I)

(安全文化の育成・維持)

- ・ 新規採用職員が東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を学ぶための現地研修を実施する。また、新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修の中で、東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者の講話を組み込む。(I)

- ・ 組織文化に係るアンケート調査の結果を深掘りし、問題点を明確化して具体的な改善策につなげていくため、庁内横断的に職員との対話を行う。(Ⅱ)
- ・ 核セキュリティ文化醸成に向けて、職員への研修の着実な実施及び事業者への必要な助言を行う。(Ⅰ)
- ・ 事業者の核セキュリティ文化醸成の取組の評価に資するよう、核物質防護における国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を継続的に実施する。(Ⅰ)

【評価の視点】

(独立性・中立性・透明性の確保)

- 原子力規制委員及び原子力規制庁職員が厳格な服務規律に基づき行動するとともに、国内外の規制の実情を自ら確認するほか、原子力規制委員会で徹底した議論のもと、意思決定を行ったか。
- 原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたか。
- オンライン会議システム等の手法を活用した公開会合について、インターネット配信の継続性の維持・品質向上を図ることができたか。
- 規制に関わる情報の適切な開示ができたか。自動文字起こし結果の公開対象を拡充できたか。
- ホームページについて、高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、レベルA以上を達成できたか。
- 「N-ADRES」について、安定的に運用を行うことができたか。また、次期システムの構築に向け、調査研究及び調達が実施できたか。
- 資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みの構築に向けた調達を実施できたか。
- 原子力規制委員会の取組に関するコンテンツを分かりやすく作成し、公開できたか。
- 開示期限内に、基準に基づいた審査により、開示対象文書の特定・不開示情報の特定を適切に行ったか。

(外部とのコミュニケーションの充実)

- 原子力規制委員会の取組等について、適切に説明することができたか。また、問合せに適切に回答することができたか。
- 国際アドバイザーとの意見交換のほか、二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集・施策への活用を行えたか。
- CEO、CNO等との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換を適切に行えたか。
- 被規制者向け情報通知文書を、迅速かつ柔軟に発出できたか。
- 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を開催し、調査審議事項の助言を得られたか。

- 地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策を検討し、必要に応じて実行できたか。

(安全文化の育成・維持)

- 新規採用職員向けの東京電力福島第一原子力発電所における現地研修を実施できたか。また、同発電所事故対応経験者の講話を新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修に組み込んだか。
- 庁内横断的に職員との対話を行う仕組みを構築し、具体的な改善につながる取組を検討できたか。
- 計画的に核セキュリティ文化醸成に係る職員への研修を実施するとともに、原子力規制検査等を通じて事業者に必要な助言ができたか。
- 核物質防護における国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を実施できたか。

(2) 規制業務を支える業務基盤の充実

【業務計画】

(マネジメントシステムの定着)

- ・ 令和3年度のマネジメントレビューの結果も踏まえ、マネジメントシステムの適切な運用を行い、継続的改善に取り組む。(I)
- ・ 要改善事項等に関する活動から組織横断的に教訓をくみ取り、さらなる業務改善に活かすため、要改善事項に関する横断的分析や具体的事例の研修教材への活用などの取組を行う。(II)

(国際協力の推進)

- ・ 国際業務の改善の一環として、海外情報の共有等の業務について、全庁横断的な国際業務のサポート体制を確立し、継続的に実施する。(II)
- ・ 関連条約への対応、IAEA 安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際社会における原子力安全向上への貢献につなげる。(I)
- ・ 国際機関、二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集するとともに、拠出金の適正な管理、重要度に応じて原子力規制庁内における情報共有、フォローアップを徹底する。(I)
- ・ IAEA や OECD/NEA 等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する。(I)
- ・ IAEA の安全基準や ICRP 等の文書の翻訳を進め、ホームページで公開する。(II)
- ・ IAEA 安全基準の策定・見直しや国際会合への参画等を通じて収集・共有され得た最新の動向や知見について、我が国の原子力規制の継続的改善につなげる。(I)
- ・ 我が国の核セキュリティの継続的改善に資するため、改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な議論への対応、IAEA 核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しへの参画等を行う。(I)

- ・ 緊急時の準備と対応に関する IAEA 等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する。(I)
- ・ 保障措置に関する各種国際会議への参加や、IAEA に対する保障措置技術開発支援等を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図るとともに、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献する。(I)

(管理業務の確実な遂行)

- ・ 行政文書管理に係る適切な人員配置を行い、共有フォルダにおける体系的管理及び電子決裁による意思決定、文書管理業務のシステム化の検討等により行政文書の電子的管理を推進する。(II)
- ・ 行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施するための研修等を適切に実施する。(I)
- ・ 適切な機構・定員要求等を通じ、中長期的な視点で、将来も含めた業務の必要に応じた原子力規制庁の組織構成及び人員配置等の資源配分の見直しを行う。(I)
- ・ 情報システムの安定的な運営を行う。(I)
- ・ 会計法令及び関係規程類に則って、予算の効果的かつ効率的な執行に努める。(I)

(訴訟事務及び法令審査)

- ・ 訴訟事務や不服申立て事務について、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に対応するとともに訴訟や不服申立ての増加等の状況を慎重に見極め、業務の遂行体制や事務作業の効率化・見直しを図っていく。(I)
- ・ 訴訟及び不服申立てに適切に対応するため、継続的・組織的に新しい知見の収集・調査を行う。(II)
- ・ 所管行政が法的に適正に行われ、かつ、制度的な改善が弾力的かつ円滑に行われるよう、法令等の立案及び運用に係る改善すべき点を把握し、長官官房における審査等を通じて、各部署の着実な法令等の立案・運用を支援する。また、必要に応じてマニュアル等の作成及び見直しを行い、庁全体の立案技術の向上を図る。(I)

【評価の視点】

(マネジメントシステムの定着)

- 令和3年度のマネジメントレビューでの指摘も踏まえ、マネジメントシステムの改善に取り組んだか。
- 要改善事項に共通する課題や改善策の良好事例を抽出し、各課室での業務改善につなげる仕組みを構築できたか。また、課題の抽出・分析や具体的事例の研修教材への活用等を行ったか。

(国際協力の推進)

- 海外情報の共有等の業務に関する全庁横断的な国際業務の改善について体制を確立し、継続的に実施できたか。

- 国際社会における原子力安全に関する活動に貢献できたか。
- 国際機関、二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集・施策への活用を行えたか。
- 拠出金の企画立案・実施管理を通じて、予算要求、国際機関への拠出手続きが適切に行えたか。
- 国際関係について原子力規制庁内への情報共有・施策への活用ができたか。
- オンラインによる参加も活用しつつ、国際会合等に出席し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有・施策への活用を行ったか。
- IAEA の安全基準や ICRP 等の文書の翻訳を進め、ホームページで公開することができたか。
- 最新の動向や知見について、原子力規制へ反映すべきものがないか関係部署と情報共有を行い、検討を進めたか。
- 改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な会議への参加、IAEA 核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しへの参画等を行い、また、二国間・多国間の枠組み等の活用等により、我が国の核物質防護に係る規制の継続的な改善につなげることができたか。
- 緊急時の準備と対応に関する国際会合等に出席し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有を行ったか。
- 各種国際会議への参加や、保障措置技術開発支援等を通じて、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献したか。

(管理業務の確実な遂行)

- 行政文書管理に係る体制整備、電子的管理の促進ができたか。
- 行政文書の管理に関するガイドライン等の改正が予定されており、これらを踏まえて、原子力規制委員会行政文書管理規則等を改正するとともに、新ルール、関係規程類・留意事項等の周知、業務の効率化等ができたか。
- 行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施するための研修等を適切に実施したか。
- 組織の機能が全体として中長期的に持続可能となるよう、組織構成及び人員配置等の見直しを行ったか。
- 情報システムの安定的な運営を実現したか。また、新型コロナウイルス感染症の影響下においても変化に適切に対応し、庁内業務の確実な遂行に寄与したか。
- 予算の適切な執行管理を行えたか。

(訴訟事務及び法令審査)

- 訴訟事務や不服申立て事務について、業務量の推移に応じて体制を構築し、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に業務を遂行できたか。
- 訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するために、有効な調査ができたか。
- 長官官房における法令審査及び法令相談等を通じて、各部署の法令等の立案・運用

- を着実に支援できたか。
- 必要に応じてマニュアル等の作成・見直しを行うことができたか。

(3) 職員の確保と育成

【業務計画】

(高い倫理観の保持)

- ・ 職員が国家公務員としての高い倫理観を保持し、規律を守るため、研修や幹部メッセージの発出等を引き続き行い、その効果や対応状況を把握し、個別対応が必要となる職員への指導監督を行う。(I)
- ・ 職員の仕事と生活の調和が図られるよう、ワークライフバランスに関する職員の世代別ニーズを把握し、ニーズに応じた説明会を開催するとともに、新行政 LAN システムを活用したワークライフバランスの各種施策のさらなる検討を実施する。(II)

(原子力規制人材の確保)

- ・ 人材の確保については、新卒採用の促進に資するよう積極的に説明会を行うとともに、新卒者・経験者採用等を適切に実施し、厳選して選考を行う。(I)
- ・ 原子力規制人材育成事業については、行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘事項等を踏まえ、令和4年度の新規採択を行い、継続事業を実施するとともに、事業の実績を適切に把握する。(I)
- ・ 職員の多様性への配慮及びメンタルヘルスに関する研修の提供や、男女共同参画の機会の増進を図る。(I)

(原子力規制人材の育成)

- ・ 職員の国際活動に係る力量向上に全庁的に取り組む。なお、新型コロナウイルス感染症により海外機関等に派遣できなかった職員については、可能な限り派遣することができるよう調整する。(I)
- ・ 平成30年度に開始した検査官等の資格に係る教育訓練課程に係る研修等を着実に実施し、力量管理及び知識管理のさらなる推進を図る。また、研修の質の向上に向けた令和3年度の試行結果を踏まえ、可能なものから教育訓練課程にアクティブラーニングを取り入れる。また、講師のアクティブラーニングに係る指導力向上のための研修を実施する。(I)
- ・ 令和5年度の本格運用を目指し、力量管理シートを使用したバックオフィス系業務を担う職員の力量管理の試運用を開始する。(III)
- ・ 分散型訓練生のための講義の録画配信を開始する。(II)
- ・ 引き続き、職員が現に就いているポストで自己の能力が発揮できているかを調査し、任用に活用するためのデータベースを構築する。(I)
- ・ 令和3年度に策定した職員のキャリアパスイメージについて、説明会を夏の人事異動期前にも実施するとともに、より多くの参加者が得られるよう努める。(I)
- ・ 人事評価において、上司に加え、同僚や部下からも評価を受ける360度評価を試行する。(II)

- ・ 原子力規制事務所からのニーズ（問題点・課題）を収集し、類型化・担当部署の特定をするとともに、優先順位を付け計画的に課題解決を図る。（Ⅱ）
- ・ 研究系職員の人材育成及び研究環境整備のため、大学や JAEA 安全研究センター等の外部の研究組織／部門との人材派遣を含む人事交流や共同研究事業の推進を図る。（Ⅰ）
- ・ 安全研究の実施や研究人材の育成に当たり、研究倫理や研究者として基本的な姿勢について遵守する取組を行う。（Ⅰ）

【評価の視点】

（高い倫理観の保持）

- 研修や幹部メッセージの発出等の啓発活動を行った回数、政府が掲げる各種ワークライフバランス関連施策の達成度合（男性育休（2025年までに30%）等）等から、効果を確認できたか。
- 全職員について、月45時間を超える超過勤務月数が6ヶ月以内となることを達成し、達成できない職員については、健康上の配慮を適切に実施したか。
- ワークライフバランスに関する職員の世代別ニーズを把握し、ニーズに応じた説明会を開催したか。また、新行政 LAN システムを活用したワークライフバランスの各種施策のさらなる検討を進めたか。

（原子力規制人材の確保）

- 定数に対する実員数（95%）、新卒採用者に対する女性割合（35%）、障害者法定雇用率（2.6%）を確認しつつ、新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足できたか。
- 行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘を踏まえ、原子力規制人材育成事業の実績を把握するための指標を適切に設定し、実績を把握したか。
- 職員の多様性への配慮及びメンタルヘルスに関する研修の提供や、男女共同参画の機会の増進を図ったか。

（原子力規制人材の育成）

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、国際機関等に着実に職員を派遣したか。
- 国際協力業務への資質のある人材育成のための機会を提供したか。
- 研修を適切に実施し、年間延べ受講者数2,500人以上を達成できたか。
- 規制実務を担うことができる人材を継続的に確保・育成するために、教育訓練課程を受講させる等して、任用資格を付与できたか。
- 令和3年度の試行結果を踏まえ、可能なものから教育訓練課程にアクティブラーニングを取り入れたか。
- 講師のアクティブラーニングに係る指導力向上のための研修を実施したか。
- 力量管理シートを使用したバックオフィス系業務の力量管理の試運用を行い、令和5年度の本格運用に向けて検討・改善を行ったか。
- 分散型訓練生のための講義の録画配信を開始したか。

- 年1回の希望調書で、職員が能力に応じたポスト任用をされていると感じているかなど、満足度の自己評価調査を実施できたか。また、調査結果を任用に適切に反映するためのデータベースを構築したか。
- 説明会を夏の人事異動期前に実施できたか。また、多くの参加者が得られるよう工夫したか。
- 360度評価を試行できたか。
- 原子力規制事務所からのニーズ（問題点・課題）について、データベース化し、課題の改善につなげることができたか。
- 外部の研究組織／部門との人事交流や共同研究事業の推進ができたか。
- 研究倫理や研究者として基本的な姿勢について遵守する取組を行ったか。

2. 原子力規制の厳正かつ適正な実施と技術基盤の強化

(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施

【業務計画】

- ・ 申請に対し、実用発電用原子炉や核燃料施設等ごとの立地特性や施設の特徴・安全上の重要度を踏まえつつ論点等を明確にし、法令に基づき厳正かつ適切に審査を実施する。
(I)
- ・ 審査の段階に応じて、残された課題についての原子力規制委員会及び事業者双方の認識を共有するための一層の取組を進める。(II)
- ・ 法定の検査・確認を厳正かつ適切に実施する。(原子力規制検査については(3)で詳述)
(I)
- ・ 対応区分を4とした東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対して、厳正な追加検査を行う。
(III)
- ・ 事業者による安全性向上評価の確認や、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進する。(I)
- ・ 安全性向上評価届出制度について、事業者との意見交換を行い、必要に応じて見直しの検討を進める。(II)
- ・ 核燃料物質及び核原料物質の使用者に対して、安全性向上に関する説明の機会を設ける。(I)
- ・ 事故トラブルについて、原子力安全上の影響の程度等に応じ適切に対応する。(I)

【評価の視点】

- 設置変更許可申請、工事計画認可申請、運転期間延長認可申請、廃止措置計画等の審査について「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)等に基づき、厳正かつ適切に審査を実施したか。
- 設置変更許可において審査の漏れを防止し、及び施設の特徴・安全上の重要度に応じた審査を適切に行うため、新規制基準適合性審査結果の取りまとめに際し、審査で確認した事項を整理し、以降の審査において活用したか。
- 審査に関する原子力規制委員会決定文書や了承事項等を審査担当者に正確に理解させるため、決定等の都度、当該文書を審査業務マニュアルに加えたか。また、審査担当者の異動時等において、マニュアルの内容を確実に周知したか。
- 審査会合の都度残された課題を確認し合うなど、審査の段階に応じて、残された課題についての原子力規制委員会及び事業者双方の認識を共有するための取組を一層進めることができたか。
- 原子力規制検査を所定のガイドを活用して計画どおりに実施し、特定した検査気付き事項を適切に評価できたか。その他の法定の検査・確認も、厳正かつ適切に実施できたか。
- 原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数及び第15条による報告件数並びに公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数はいずれも0件であったか。

- 東京電力柏崎刈羽原子力発電所への追加検査について、特別の体制を設け、検査の計画立案、実施など一連の検査活動を厳正かつ適時・適切に実施できたか。
- 事業者とのコミュニケーション等を通じ、事業者の自主的取組を促進することができたか。
- 安全性向上評価届出制度について、事業者との意見交換を行い、必要に応じて見直しの検討を進めたか。
- 利用者からの質問に対して、適切に対応することができたか。
- 事故トラブルについて、事業者等の原因究明、再発防止策等を適切に確認したか。事故トラブルから得た教訓を他施設も含め、適切に反映したか。

(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善

【業務計画】

(最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用)

- ・ 実施した安全研究成果、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集し分析する。(I)
- ・ 国外で発生する自然事象に関しては、必要に応じて関係国機関等と協力して情報収集・分析を行う。また、国内の自然事象に関しては、政府機関、研究機関の委員会、学会等に参加し情報収集・分析を行う。それらの結果、最新知見と判断される場合は技術情報検討会において検討する。(I)
- ・ 安全研究から得られる国内外の最新の科学的・技術的知見を審査検査等の規制業務に活用することを目的として、技術基盤グループから原子力規制部への情報提供(技術支援)を行う。(I)

(安全研究の積極的な実施)

- ・ 「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和4年度以降の安全研究に向けて)」(令和3年7月14日原子力規制委員会)等に沿って安全研究を実施する。(I)
- ・ 令和4年度に終了する安全研究プロジェクトについては、事後評価に向けて、年度内に安全研究成果報告の取りまとめを行う。また、新たに重要な成果が出たものは、随時、速やかに論文等に取りまとめる。安全研究の公表促進活動として、JAEA 安全研究センターと連携した研究成果の発表を行う。(I)
- ・ 6月をめどに令和3年度に終了した安全研究プロジェクトの事後評価を、1月をめどに令和5年度に開始する安全研究プロジェクトの事前評価を行う。(I)
- ・ 規制上の課題を踏まえ、原子力規制部等と連携して今後推進すべき安全研究の分野について検討を行い、7月に令和5年度以降の安全研究の分野及びその実施方針を策定する。(I)
- ・ 二国間(NRC、IRSN等)又は多国間の研究に関する国際活動(OECD/NEA/CSNI等)に積極的に参加する。(I)
- ・ 研究職職員の技術力向上にも資する共同研究を計画どおり推進するとともに、今後共同研究に参画する可能性のある若手研究者に向けて報告会を開催する。(I)

- ・ 令和 4 年度からの技術基盤グループの組織改編に合わせ、新たに実施する放射線防護研究を滞りなく開始するとともに、リスク評価研究の強化や原子力規制庁内外との連携強化を行う。(Ⅱ)

(規制基準の継続的改善)

- ・ 電磁両立性に係る規制対応について、令和 3 年度に引き続き ATENA から意見を聴取し、制度改正の要否等についての検討を行う。(Ⅱ)
- ・ 令和 4 年度の、民間規格の技術評価の計画に基づき、技術評価に関する検討チームを設置し、検討チーム会合の議論を踏まえ、技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正を行う。(Ⅱ)
- ・ 最新知見の規制対応要否の検討に資するため、国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析し、適切にスクリーニングする。(Ⅰ)
- ・ 技術情報検討会を定期的開催し、収集・分析した国内外の原子力施設の事故・トラブルに関する情報、最新の科学的・技術的知見(自然ハザードに関する知見を含む)等について、規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要性のあるものは作業担当部署を定め、規制基準への反映状況等の進捗状況を確認する。また、必要に応じて検査官会議で事例紹介する。(Ⅰ)
- ・ 技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会へ報告し助言を受ける。このうち、自然ハザードに関する最新知見については、火山部会、地震・津波部会に報告し、規制上の対応の要否について助言を受ける。(Ⅰ)
- ・ 事故トラブルから得た教訓を規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要に応じて規制への反映を行う。(Ⅰ)
- ・ 実用発電用原子炉の新規制基準適合性審査の実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、令和 4 年度の計画に基づき改正作業を進める。(Ⅱ)
- ・ 「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」から得られた水素防護に関する知見の規制への反映に関して、事業者及び ATENA との意見交換を行うとともに、不確かさの大きな現象に対する規制の考え方を検討し、規制上の対応を検討する。(Ⅱ)
- ・ 水素防護以外の知見についても、優先度を考慮した上で、知見の収集を進めるとともに規制上の対応を検討する。(Ⅱ)

【評価の視点】

(最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用)

- 最新知見を収集し分析することができたか。
- 国内外で発生する自然事象に関し、必要に応じて関係機関等と協力して情報収集・分析を実施したか。
- 技術基盤グループから原子力規制部への情報提供(技術支援)を行ったか。

(安全研究の積極的な実施)

- 実施方針等に基づき定めた計画に沿って安全研究業務を達成できたか。
- 安全研究成果報告を取りまとめたか。積極的な成果の公表ができたか。JAEA 安全研究センターと連携した研究成果の発表を行ったか。
- 事前、事後評価が計画どおりに実施できたか。
- 令和 5 年度以降の安全研究の分野及びその実施方針を策定したか。
- 研究に関する国際活動に積極的に参加し、調査・分析で得られた結果等を積極的に情報発信できたか。
- 共同研究を計画どおりに進めることができたか。研究報告会が開催できたか。
- 放射線防護研究を計画どおり開始し、またリスク評価研究の強化や原子力規制庁内外との連携強化などの安全研究に係る実効性のさらなる確保を行ったか。

(規制基準の継続的改善)

- ATENA からの意見聴取結果を踏まえ、制度改正の要否等について検討を進めたか。
- 技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正を行ったか。
- 国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析し、適切にスクリーニングしたか。
- 技術情報検討会において、規制に反映させる必要性の有無を検討し、進捗状況を確認したか。また、必要に応じて検査官会議で事例紹介したか。
- 技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会、火山部会、地震・津波部会で報告し、助言を受けることができたか。
- 事故トラブルから得た教訓を必要に応じて規制への反映が行えたか。
- 規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、改正作業を進めたか。
- 水素防護に係る知見の規制への反映に関し、事業者及び ATENA との意見交換を行うとともに、不確かさの大きな現象に対する規制の考え方を検討し、知見の不確かさを踏まえた規制上の対応を検討することができたか。
- 水素防護以外の知見の規制への反映に関し、事業者等が保有する知見を含め収集を進めるとともに、規制上の対応を検討することができたか。

(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行

【業務計画】

- ・ 原子力規制検査を着実に実施するとともに、引き続き、原子力規制検査に係る各種教育訓練、研修及び実運用での経験を積み重ねる。(Ⅱ)
- ・ 実運用での経験を踏まえ、制度の改善を継続的に行う。(Ⅰ)
- ・ 令和 3 年度に発覚した設置変更承認申請書の添付書類漏れを踏まえ、同様の事例がないか確認を行うとともに、再発防止策を講じる。(Ⅰ)

【評価の視点】

- 着実に原子力規制検査を実施できたか。原子力規制検査に対する検査官の理解が進んだか。原子力規制検査の教育訓練、研修を計画どおり実施できたか。
- 検査の実施及び検査指摘事項の評価にリスク情報を活用したか。
- 検査官からの意見聴取や事業者との意見交換等、運用の継続的改善に向けた取組を行い、ガイド類の見直しなどの改善策を講じたか。
- 令和3年度に発覚した設置変更承認申請書の添付書類漏れを踏まえ、同様の事例がないか確認を行うとともに、再発防止策を講じることができたか。

(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応

【業務計画】

- ・ 審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。(I)
- ・ 「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)及び各課・部門で策定した知識管理年度計画に従って、業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組む。(I)
- ・ バックフィット制度について、「継続的な安全性向上に関する検討チーム」における検討を踏まえ、これまでのバックフィット事例の分析を通じ、バックフィットについての考え方を整理した文書を作成する。(III)
- ・ 審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。(III)
- ・ これまでグレーデットアプローチを適用してきた核燃料施設等の審査実績も踏まえた上で、施設の特徴・安全上の重要度に応じた、より実効的なグレーデットアプローチを検討しつつ、核燃料施設等の審査を行う。(I)
- ・ 廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。(I)
- ・ 東海再処理施設について、リスクの低減が早期に達成できるよう、廃液のガラス固化及び外的事象への防護を並行的に進めるため、必要な監視等を行う。(III)
- ・ 中深度処分に係る審査ガイドの整備を行う。(II)
- ・ IRRS の指摘等を踏まえ、廃止措置の終了確認基準に関する判断基準の整備を行う。(II)
- ・ 閣議決定された特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針に基づき、概要調査地区等の選定時に順次示すこととしている安全確保上少なくとも考慮されるべき事項について、調査の進捗に応じ、検討を進める。(III)
- ・ 原子炉等規制法(核セキュリティ、保障措置関連を除く)について、関係部署と必要な連携を図り、3S のインターフェースを図る。(I)

【評価の視点】

- 審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図れたか。
- 業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組めたか。

- バックフィット制度について、事例分析を行い、原子力規制委員会で議論を行い、バックフィットについての考え方を整理した文書を作成することができたか。
- 原子力規制検査においてリスク情報の活用を促進するため、事業者のPRAモデルの適格性確認を行ったか。
- これまでグレーデットアプローチを適用してきた核燃料施設等の審査実績も踏まえた上で、施設の特徴・安全上の重要度に応じた、より実効的なグレーデットアプローチを検討しつつ、核燃料施設等の審査を行ったか。
- 廃止措置の状況を審査、検査等によって確認ができたか。
- 東海再処理施設について、監視チーム会合等を通じ、廃止措置の実施状況の監視を適時適切に実施したか。
- 中深度処分に係る審査ガイドを整備したか。
- 廃止措置の終了確認基準に関して、必要な判断基準等を整備したか。
- 特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針に基づき、調査の進捗に応じ、必要な検討を進めたか。
- 原子炉等規制法（核セキュリティ、保障措置関連を除く）について、関係部署と必要な情報共有等を行い、3S各々の審査を適切に進めたか。

3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

(1) 核セキュリティ対策の推進

【業務計画】

- ・ 核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳格かつ適切に実施する。(I)
- ・ 原子力規制事務所への核物質防護対策官の配置を踏まえ、原子力規制事務所による日常的な現場の監視を定着させる。また、この定着を踏まえ、本庁チーム検査と効果的な連携を実施していく。(III)
- ・ 放射性同位元素等規制法に基づく防護措置に係る検査、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習の監督等を通じて、放射性同位元素等の防護規制の着実な実施及び定着を図る。(I)
- ・ 核物質防護に係る現行の審査基準の規定に関して、国内外の動向等を踏まえつつ、規定すべき内容や記載の粒度等の見直しに向けた検討を行う。(II)
- ・ 実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対策強化に資する審査基準改正を踏まえ、検査に必要なガイド等の作成や体制整備を行う。(II)
- ・ 核物質防護に係る審査及び検査について、確認すべき内容の整理を行うとともに、柔軟な運用について検討を行う。(II)

【評価の視点】

- 核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳正かつ適切に実施したか。
- 検査及び審査の実績を踏まえて、核物質防護に係る規制の継続的な改善につなげることができたか。
- 原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数を0件に抑えたか。
- 原子力規制事務所による日常的な監視を通じて把握した核物質防護上の気付き事項を踏まえ、本庁チーム検査等を効果的に実施したか。
- 放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置に係る検査等を着実に実施しているか。
- 放射性同位元素等規制法に基づき、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習が適切に実施されるよう、必要な監督指導をしているか。
- 核物質防護に係る現行の審査基準の規定に関して、国内外の動向等を踏まえつつ、規定すべき内容や記載の粒度等の見直しに向けた検討を行ったか。
- 実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対策強化に資する審査基準改正を踏まえ、検査に必要なガイド等の作成や体制整備を行ったか。
- 核物質防護に係る審査及び検査について、確認すべき内容の整理を行うとともに、柔軟な運用について検討を行ったか。

(2) 保障措置の着実な実施

【業務計画】

- ・ IAEA、関係機関等と適切に連携し、日・IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行する。(I)
- ・ 原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行う。(I)
- ・ 我が国の保障措置に係る取組について、国際会議や国際トレーニング等を通じて国際的に発信する。(I)

【評価の視点】

- 日・IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行したか。
- 指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行ったか。
- 我が国の保障措置に係る取組について、国際的に発信したか。

(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化

【業務計画】

- ・ 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化について、これらの調和を図るとともに審査等及び検査等の業務を適切に行いつつ、適宜改善を図る。(I)
- ・ 原子力規制事務所による日常巡視等を通じた核物質防護上の気付き事項の把握が円滑になされるよう、本庁と原子力規制事務所との連携をより緊密なものとする。(II)
- ・ 核物質防護訓練のあり方に関する検討等により、セキュリティ事案発生時における原子力安全とのインターフェースの強化を図る。(II)

【評価の視点】

- 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和を図り、審査等及び検査等の業務を適切に行えたか。また、必要な改善を図れたか。
- 核セキュリティ部門以外の検査官に対する核物質防護に関する教育の継続的な実施等、原子力規制事務所における核セキュリティへの理解をより深めることができたか。
- 核物質防護事案を模擬した訓練において、セーフティとの連携や情報連絡等の視点を取り入れたか。関係部署間で効果的な連携を図ることができたか。

4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

(1) 廃炉に向けた取組の監視

【業務計画】

- ・ 中期的リスクの低減目標マップに示した一つ一つの事項が早期に達成されるよう規制当局として取り組む。これまでの進捗を踏まえつつ、重点的な取組が求められると特定されたリスクが着実に低減されるよう、東京電力の廃炉の実施状況を監視するとともに、必要な助言等を行う。(I)
- ・ 東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について、審査を厳正かつ着実に実施する。また、関連部署との調整及び原子力事業者からの情報収集を滞りなく行うとともに、実施計画の遵守状況について厳正かつ適切な検査等を実施する。(I)
- ・ 実施計画の記載事項の見直し方針を踏まえて、実施計画に記載すべき事項について文書化する。(II)

【評価の視点】

- 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(2022年3月版)に示した事項について、遅延なく進められるよう監視・指導することができたか。特に、本マップにおいて令和4年度内の主要な目標全てについて、東京電力に対し、特定原子力施設監視・評価検討会等の場において必要な指摘を行い、その指摘に対する取組状況等を確認できたか。
- 実施計画の変更認可申請に対する審査について、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の円滑な進捗の律速とならないよう、厳正かつ適切に実施できたか。また、実施計画の遵守状況の検査を適切に実施できたか。
- 実施計画に記載すべき事項について文書化できたか。

(2) 事故の分析

【業務計画】

- ・ 令和2年度に取りまとめた事故分析に係る中間取りまとめや、廃炉の進捗等を踏まえ、令和3年度に方針決定した今後の事故分析の進め方に基づき、必要な現地調査、検討会等により事故分析を進め、事故調査・分析の検討内容について報告書に取りまとめる。(II)
- ・ 事故調査・分析の検討内容について、積極的に国内外に発信する。(I)
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、事故分析及び廃炉の円滑な進捗に資する。(II)

【評価の視点】

- 決定した方針に基づき、必要な現地調査、検討会等により事故分析を進めることができたか(東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会を5回以上開催)。

- 事故調査・分析の検討内容を報告書に取りまとめることができたか。
- 積極的に事故調査・分析の検討内容について、国内外に発信することができたか。
- JAEA との協働により事故調査・分析で収集・蓄積した情報のデータベース化の取り組みを進めることができたか。
- 国内外への発信として、国内学協会等又は海外規制機関等の会合に参加できたか（会合に3回以上参加）。
- 連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、円滑な進捗に資することができたか。

(3) 放射線モニタリングの実施

【業務計画】

- ・ 総合モニタリング計画に基づく福島県を始めとした陸域・海域の環境放射線モニタリングを確実に実施し、その結果を国内外に分かりやすく遅滞なく公表する。(I)

【評価の視点】

- モニタリング調整会議の下、関係省庁と連携し、ALPS 処理水に関する海域モニタリングその他の陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を遅滞なく公表したか。
- 福島県を中心に整備しているリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストについて、事業の継続性に留意しつつ維持・管理を実施したか。

5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

(1) 放射線防護対策の推進

【業務計画】

- ・ 原子力規制庁は、放射線審議会の事務局として、放射線審議会の議論・指摘を踏まえ、新しいICRP勧告の反映等に係る審議の調整を行う。また、関係省庁との連携を適切に行うため、関係省庁連絡会等を利用して審議状況や結果等を適宜共有する。(I)
- ・ 放射線審議会の審議結果を踏まえて、岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方についての検討を進める。(III)

【評価の視点】

- 放射線審議会の調査審議の取りまとめに貢献するとともに、関係省庁との適切な情報共有に努めたか。
- 岩石等に含まれる天然の放射性核種からの放射線防護の在り方について検討を進めたか。

(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善

【業務計画】

- ・ 放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施する。(I)
- ・ 審査ガイド等の整備を着実に進めることにより、RIに関する規制体系とその運用を継続的に改善する。(I)
- ・ IRRSフォローアップミッションの指摘等を踏まえ、引き続き必要な対策を進める。なお、厚生労働省との連携については、厚生労働省の担当部署との間で文書化を行った上で、各々の規制現場における気付き事項等の共有を令和4年度から開始する。(II)

【評価の視点】

- 放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施しているか。
- ガイド整備を着実に進めたか。
- IRRSフォローアップミッションの指摘等を踏まえ、必要な対策を実施できたか。各々の規制現場における気付き事項等の共有等、厚生労働省との連携を実施できたか。

(3) 原子力災害対策指針の継続的改善

【業務計画】

- ・ 原子力災害対策指針に関する各種の課題について検討を進め、必要に応じて指針又は関連文書の充実を図る。(I)
- ・ 原子力災害時の防災業務関係者の防護措置について、原子力災害対策指針の改正を行う。(I)
- ・ 原子力災害対策指針の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する改正に伴い、技術的解説・運用に係る事項を整理し、実施マニュアルを作成する。(III)

- ・ 「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」について、最新の知見等を踏まえた改正を行う。(Ⅱ)
- ・ モニタリングの技術的事項について、引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂、平常時モニタリング・緊急時モニタリングに係る原子力災害対策指針補足参考資料の改訂等を適切かつ遅滞なく行う。(Ⅰ)
- ・ 令和2年9月16日第26回原子力規制委員会において指摘のあったEALに係る中長期的課題(原子力災害対策指針でのEAL判断基準の記載内容等)のうち、特重施設等を考慮したBWRのEALの見直しについて、事業者と見直しを検討するEAL会合を立ち上げ、同会合での議論を通じてEAL見直し案を策定する。(Ⅰ)

【評価の視点】

- 原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針等の見直しに係る検討を行ったか。
- 防災業務関係者の防護措置について、原子力災害対策指針の改正を行ったか。
- 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施に係るマニュアルについて、最新の知見等を踏まえた検討を行い、実施マニュアルを作成したか。
- 「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染検査マニュアル」について、最新の知見等を踏まえた改正を行ったか。
- モニタリングの技術的事項について有識者及び自治体の意見を取り込みつつ、引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂、平常時モニタリング・緊急時モニタリングの補足参考資料の改訂等を計画的に実施したか。
- EAL会合を立ち上げ、必要回数 of 会合を開催するなど、計画的に検討を進め、十分な議論ができたか。
- EAL会合の議論を通じてEAL見直し案を策定できたか。

(4) 危機管理体制の整備・運用

【業務計画】

- ・ 次期(第4次)統合原子力防災ネットワークシステムの仕様書案に係る意見招請等、令和5年度からのシステム更改に向けた準備を確実に実施する。(Ⅰ)
- ・ 緊急時対策支援システムについて、現行システムを適切に維持・管理するとともに、原子力事業者側の設備更新に合わせてシステムの機能改良を進める。また、令和6年度のシステム更改にむけた準備を確実に実施する。(Ⅰ)
- ・ 事象の進展が遅い場合に想定され得る防護措置の継続・切替え・解除等、緊急時に判断が求められるオフサイト対応の課題について検討を継続する。(Ⅲ)
- ・ 放射線モニタリング情報共有・公表システムの適切な運用ができるよう、必要な調整等を実施していく。(Ⅰ)
- ・ 緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえ、令和3年度に引き続き、各機能班に共通する訓練・研修を示すとともに、各機能班要員に自身が参加する訓練・研修を明確化させる。

管理職員は、緊急時対応業務に関する業務目標の設定（業務全体の 5%）及び人事評価等の必要なマネジメントを行う。（Ⅰ）

- ・ オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化に係る問題意識を明確にし、これに対応した訓練を実施する。（Ⅱ）
- ・ オフサイト系の対応について、あらかじめ整理した設問に関する高度な意思決定能力を養成するための訓練を実施する。（Ⅱ）
- ・ 緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、関連するマニュアル等の整備・見直しを行う。また、令和 3 年度の放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を踏まえ、必要な改善を図る。（Ⅰ）
- ・ 原子力事業者防災訓練については、緊急時対応に係る訓練等のあり方検討において訓練のあり方や規制当局の関与について整理を進める。また、この結果を踏まえた対策を適宜講じつつ、令和 4 年度の原子力事業者防災訓練の実施・評価を行う。（Ⅰ）
- ・ 原子力事業所における応急対策及びその支援に関する関係省庁、原子力事業者等との連携を図るため、原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を開催する。（Ⅰ）
- ・ 原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を引き続き進めるとともに、原子力災害時の医療体制で必要となるマニュアルについて、所要の改正等を図る。（Ⅰ）

【評価の視点】

- 危機管理用通信ネットワーク設備・システムの強化に向けて、着実に設備整備を進めたか。
- 緊急時対策支援システムを適切に維持・管理し、原子力事業者側の設備更新に合わせたシステムの機能改良ができたか。また、令和 6 年度のシステム更改に向けた準備を確実に実施できたか。
- 緊急時に判断が求められるオフサイト系対応の課題について検討を行ったか。
- 放射線モニタリング情報共有・公表システムについて、安定的な運用を行うとともに、運用を通じて顕在化した課題の解消に向けた改修等を着実にを行ったか。
- 緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえ、各機能班に共通する訓練・研修を示せたか。
- 各機能班要員は、自身が参加する訓練・研修を明確化したか。
- 緊急時対応業務に関する業務目標の設定（業務全体の 5%）及び人事評価等必要なマネジメントを行ったか。
- オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化に資する訓練を、四半期に一度程度実施したか。
- あらかじめ設問を整理した上で、それに関するオフサイト系の対応について高度な意思決定能力を養成するための訓練を、四半期に一度程度実施したか。
- 緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、関連するマニュアル等（防護措置の判断に資するための「緊急時対応技術マニュアル」（仮称）を含む。）の

整備・見直しを実施できたか。また、令和3年度の放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練で抽出された課題について検討を行ったか。

- 令和4年度原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施できたか。
- 原子力事業者防災訓練については、緊急時対応に係る訓練等のあり方検討において訓練のあり方や規制当局の関与について整理を進めたか。また、この結果を踏まえた対策を適宜講じつつ、令和4年度原子力事業者防災訓練の実施・評価を行うことができたか。
- 原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を適時開催し、関係省庁、原子力事業者等との連携を強化できたか。
- 各支援センターへの各種支援を行うとともに、原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を行ったか。また、必要に応じてマニュアルの改正等を行ったか。

(5) 放射線モニタリングの実施

【業務計画】

- ・ 47都道府県及び原子力施設等周辺の平常時モニタリングや、原子力艦寄港地の放射能調査を確実に実施するとともに、それらの測定結果等を遅滞なく公表する。(I)
- ・ 緊急時モニタリングの実効性向上のため必要な研修・訓練の実施、原子力規制庁及び地方公共団体におけるモニタリング資機材の整備等を通じて緊急時モニタリング体制の強化を図る。(I)

【評価の視点】

- 47都道府県における環境放射能水準調査の結果を、365日分遅滞なく公表することができたか。
- 放射線監視設備・資機材について、適切に配置の見直し、更新及び修繕等を行うことができたか。
- 原子力規制庁及び地方公共団体職員に対する研修・訓練を効果的に行うことができたか。
- [再掲] 放射線監視設備・資機材について、適切に配置の見直し、更新及び修繕等を行うことができたか。

令和4年度政策体系

政策目標（組織目標）：原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

施策目標	PDCA 管理番号
1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	
(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	1. (1)
(2) 規制業務を支える業務基盤の充実	1. (2)
(3) 職員の確保と育成	1. (3)
(4) その他	1. (4)
2. 原子力規制の厳正かつ適正な実施と技術基盤の強化	
(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施	2. (1)
(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善	2. (2)
(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行	2. (3)
(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	2. (4)
(5) その他	2. (5)
3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	
(1) 核セキュリティ対策の推進	3. (1)
(2) 保障措置の着実な実施	3. (2)
(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化	3. (3)
(4) その他	3. (4)
4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	
(1) 廃炉に向けた取組の監視	4. (1)
(2) 事故の分析	4. (2)
(3) 放射線モニタリングの実施	4. (3)
(4) その他	4. (4)
5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	
(1) 放射線防護対策の推進	5. (1)
(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善	5. (2)
(3) 原子力災害対策指針の継続的改善	5. (3)
(4) 危機管理体制の整備・運用	5. (4)
(5) 放射線モニタリングの実施	5. (5)
(6) その他	5. (6)

※1. 「その他」については、必要に応じて年度業務計画に定めるものとする。

※2. 政策評価実施単位は、1. ～ 5. とする。

令和3年度原子力安全文化に関する職員アンケート・インタビューについて

1. 概要

- 従来数年おきに実施していた、原子力安全文化に関する職員へのアンケート及びインタビューを、令和2年度調査から、エンゲージメント（仕事のやりがい、組織への愛着）等の要素も含めた従業員満足度（E S）調査的なものに抜本的に変更。
- 調査が組織の現状を定期的に把握できるものとなるよう外部有識者の意見も取り入れ、設問の構造や項目を見直した。
- 前回の政策評価懇談会でご指摘いただいた事項を基に、以下のとおり見直しを行った。
 - 設問の体系を再整理した。具体的には、構成を「Ⅰ組織マネジメント」、「Ⅱエンゲージメント」の二つに体系化し、「Ⅰ組織マネジメント」では規制庁全体→課室。「Ⅱエンゲージメント」では対規制庁→対仲間→対自分といった構造化されたカテゴリーごとの質問になるよう設計した。
 - 逆質問が混在すると間違った回答を引き起こしやすいため、基本的にとりやめた。
 - 経年変化については、昨年度と同様の設問等、可能な範囲で比較したが、大きな変化は見られなかった。今後も定期健康診断のような意味合いで実施し、変化を観察していく。
 - 調査の周知や協力依頼を全庁的な会議体やイントラネット、各フロアへのチラシ掲示等で行い、回答率の改善を図った。（令和2年度67%→令和3年度75%）
 - 他機関とのベンチマークについては、委託先のデータベースを参考に、他の組織との比較ができるよう考慮した（主に課室マネジメント関連の設問）。

2. 結果（別紙参照）

（1）アンケート

- 実施期間：2021年12月6日（月）～24日（金）
- 対象者：課室長級以下の全職員
- WEBを通じて回答する形式（無記名）
- 回答者：821人（回答率75.0%）（昨年度回答率67%）
- 組織理念の一貫性や、安全性に配慮した対応、安全側の立場での判断など、原子力安全を重視する意識は前回同様高かった。また、取組が進められている業務マニュアル整備、ノウハウ共有・伝承については、前回から改善が見られた。
- しかし、人事異動時の引き継ぎや、他課室との情報共有、業務遂行に必要な手順やノウハウの組織的な共有・伝承について、否定的な回答が多い傾向が見られた（特に、民間企業から転職した職員）。
- 係長級や30歳代などの若手職員からは、全体的に否定的な回答が多い傾向が見られ、特に課室長級との差が大きかった。
- 今年度の調査委託先が保有しているデータベースを利用して、民間企業との比較により偏差値が算出できた設問については、ほとんどが偏差値50以上で標準以

上である一方、人員数の不足感、資料整理やノウハウ共有、ワークライフバランスで標準以下となった。

(2) インタビュー

- 実施期間：2021年12月9日（木）～24日（金）
 - 対象者：32人を抽出
 - インタビューは業者が実施（職員の同席は無し）。時間は1人45～60分。
-
- 安全貢献など組織理念への共感性が高い中で、1F事故の教訓伝承は課題であると多くが認識していた。
 - 委員・幹部との風通しは良く、原子力安全に基づいた意思決定を信頼しているというコメントが多く見られる一方で、課室内や他部門、事業者とのコミュニケーションが良くないと感じるというコメントも見られた。
 - できる人に仕事が集中しがちで、人に仕事がついて組織として分担できていない、組織別の業務分担や、人員・人材配置について問題意識あり、といった業務のマネジメントに対してのコメントがあった。
 - エンゲージメントでは、やりがいを感じて働いている職員、やりがいを感じにくい組織だという職員それぞれの意見と、技官は研修の充実度を評価する反面、研修がないことに不満を持つ事務官もいた。

4. 今後

- アンケート、インタビューを引き続き実施し、経年変化を観察する。
- 令和4年度からアンケート調査で確認された課題について原因を把握し、改善策を検討するために職員同士で対話を行う「対話の会」を開催し、具体的な改善につなげる取組を検討する。
- まず、アンケートで否定的な回答が多かった30歳代を中心に第一回目を開催したところ、部局間の横の連携に課題があること、個人の業務量が多く偏りがあることなどが課題に挙げられた。また、改善策としてコミュニケーションの充実や異動サイクルの見直しなどが挙げられた。

3. 成果活動内容 (1) アンケート設問体系の検討・決定

◆以下の認識に基づき、アンケート設問体系および設問を検討・決定した。

- 原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ることが原子力規制委員会および原子力規制庁の使命である。一方、当組織は、設立してまだ約10年と若く、また他組織（官公庁・民間等）からの転籍者・当庁プロパー・他省庁からの出向者など様々な所属経緯の人材が在籍しているという特徴があり、組織として総合力を発揮するための一体感・風通しの良さに関する課題意識を持っている。

アンケート設問体系			
原子力規制委員会および原子力規制庁が使命を継続実現する組織であるための2要素	アンケート設問のカテゴリー	設問数 (計43)	
1. 組織理念の実現に向かい、健全な組織マネジメントが行われていること	I. 原子力規制委員会全体について (トップマネジメント)	7	
	II. 課室について (職場マネジメント)	II-1.目標の管理	7
		II-2.業務の管理	12
		II-3.組織の運営	7
2. 職員が、組織に愛着を持ち自らの力を発揮する(エンゲージメントが高い)こと	III. エンゲージメント (1: 対原子力規制委員会) (2: 対仲間) (3: 対自分)	10	

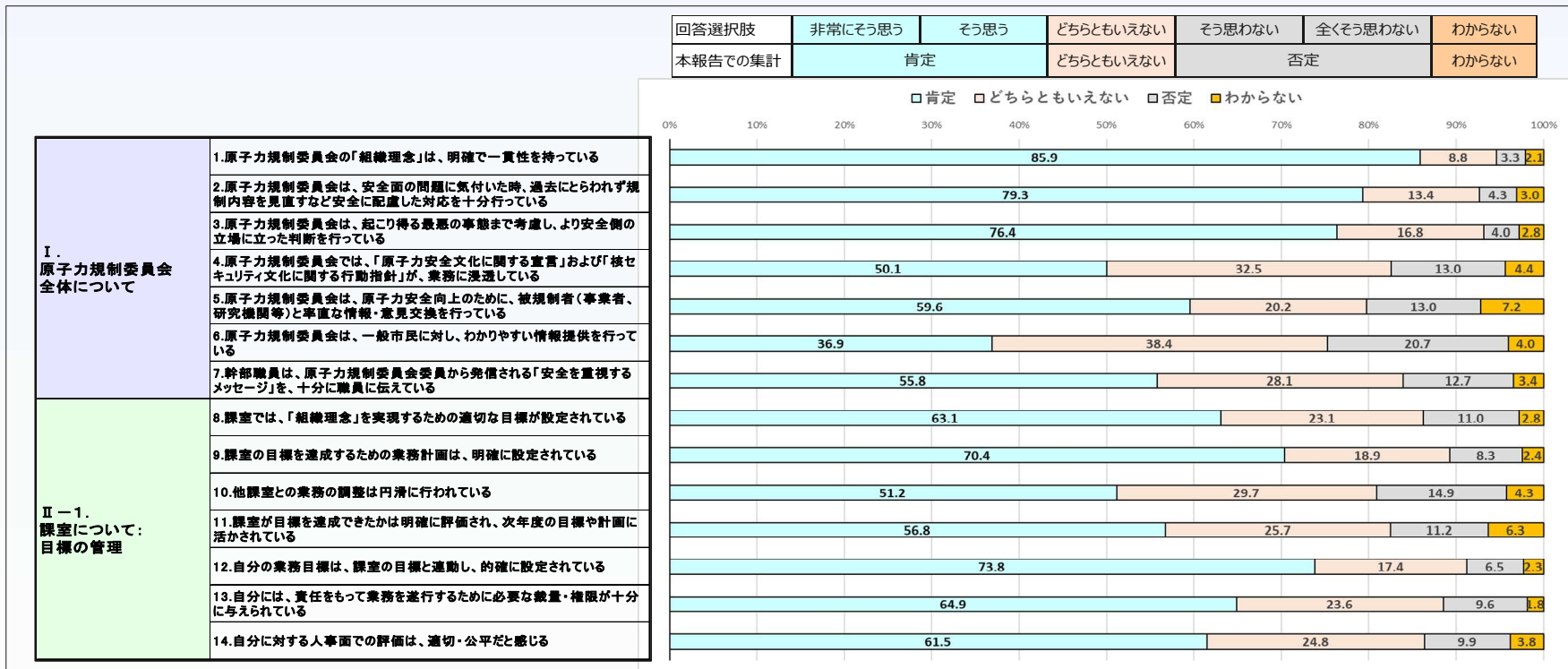
3. アンケート集計結果－1) 回答者全体の設問別 1 / 3

【I. 原子力規制委員会全体について】

- ①「1.組織理念の一貫性」や「2.安全に配慮した対応」・「3.安全側の立場での判断」は約80%が「肯定」する前回同様の高水準であるが、それらが「4.業務に浸透」との「肯定」は50.1%と低く、「どちらともいえない」が32.5%と多い。
- ②「6.一般市民への情報提供」は、「肯定」36.9%、「どちらともいえない」38.4%、「否定」が20.7%とバラついた結果となっており、何が問題か、どうあるべきかの共有が重要と言える。

【II-1. 課室について：目標の管理】

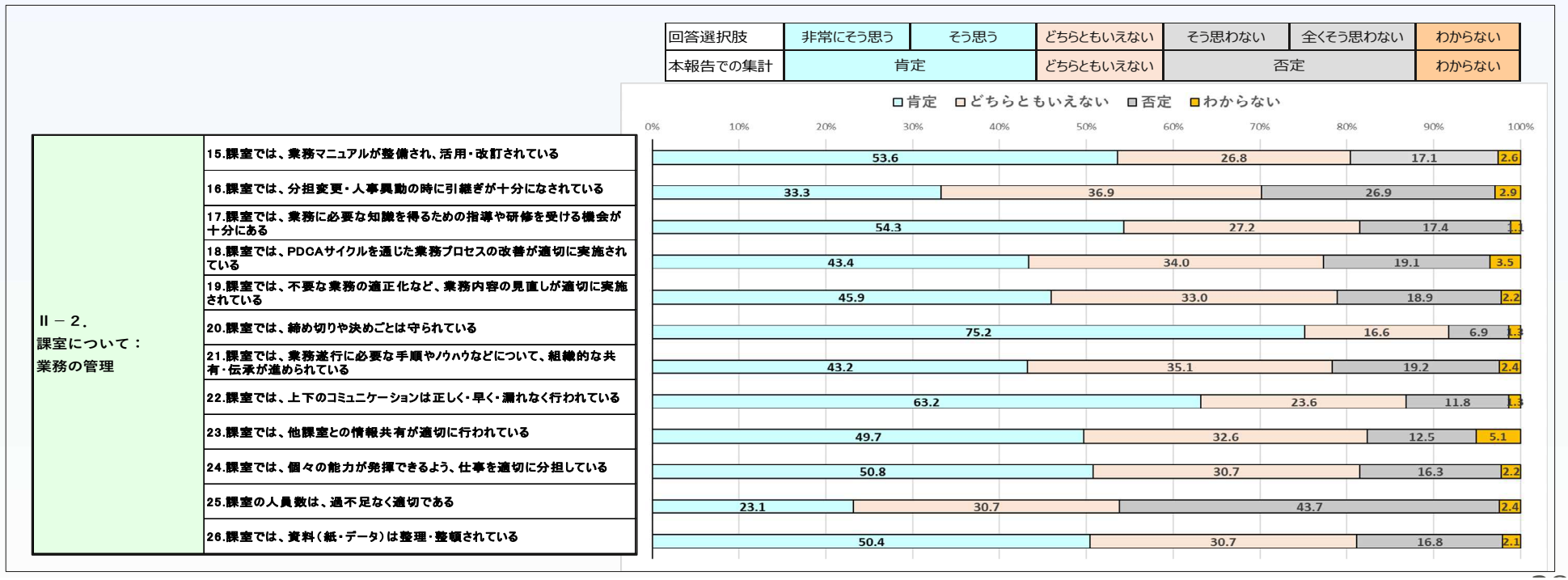
- 「9.課室の業務計画は明確」・「12.自分の業務目標は的確」を70%以上が「肯定」する一方、「10.他課室との調整」および「11.達成評価・次年度への反映」は、「肯定」が約50%と低く、計画・目標の実行・検証段階への問題意識が伺える。



3. アンケート集計結果－ 1) 回答者全体の設問別 2 / 3

【Ⅱ-2. 課室について：業務の管理】

- 「20.締め切り・決めごと遵守」75.2%、「22.上下のコミュニケーション」63.2%と「肯定」が高く、定常業務を問題なく遂行している自負がある一方、前回同様「25.人員数は適切」への問題意識は高く、どこにムリが生じているかの検証が必要である。
- 以下のように「肯定」が半数に満たない、または「どちらともいえない」が30%を超える（判断が付かない、またはバラつきがある）点は、上記および前ページ記載の計画・目標の検証の材料としての活用が期待される。
 - ・「16.引継ぎは十分」 ・「18.業務プロセス改善」 ・「19.業務内容の見直し」 ・「23.他課室との情報共有」
 - ・「24.仕事の適切な分担」 ・「26.資料は整理・整頓」等
- なお、取組が進められている業務マニュアル整備、ノウハウ共有・伝承については、前回から改善が見られる。
 - ・「15.業務マニュアル整備」（「肯定」：前回31%→今回53.6%）（※注：前回の設問と文言の一部変更あり。）
 - ・「21.ノウハウ共有・伝承」（「肯定」前回25%→今回43.2%）（※注：前回は、“不十分である”と聞く逆設問。）



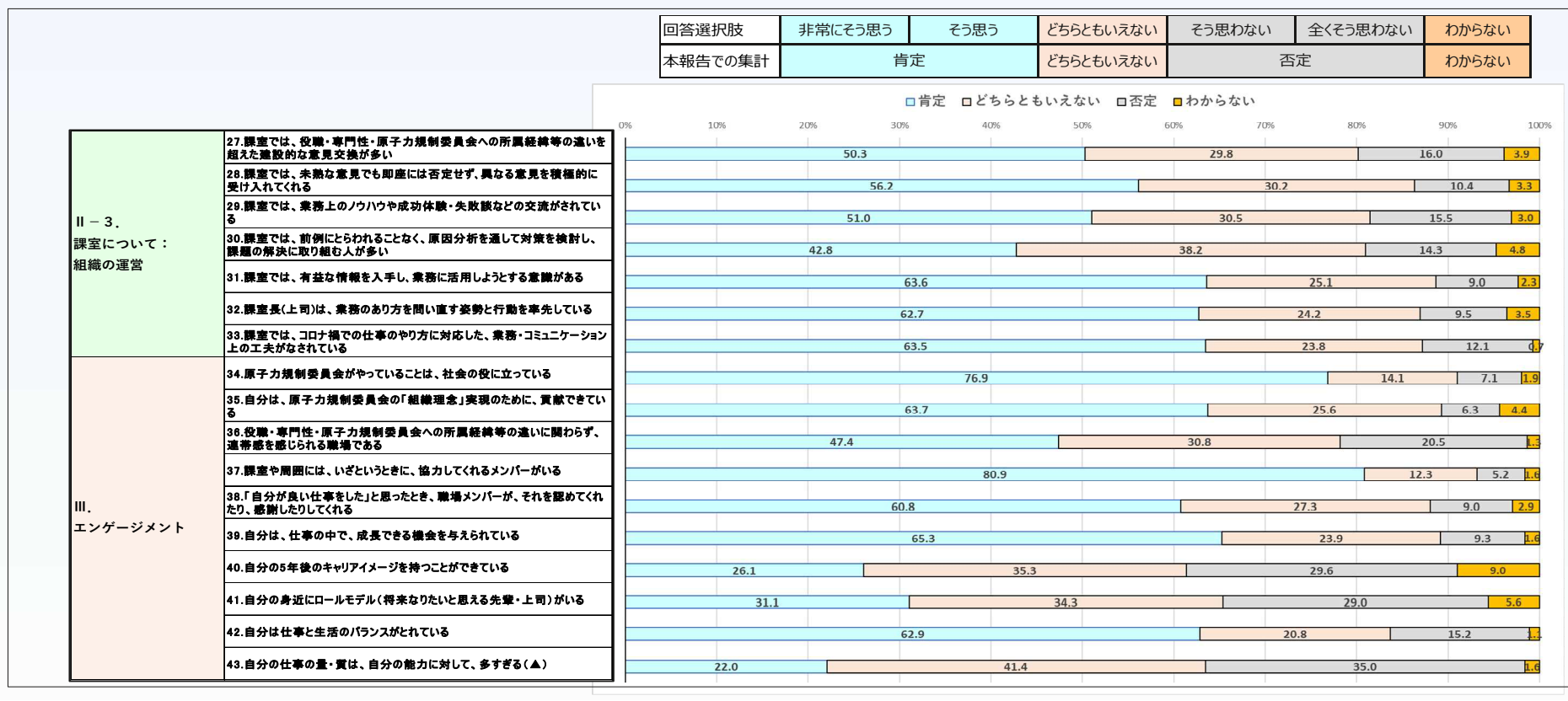
3. アンケート集計結果－1) 回答者全体の設問別 3 / 3

【Ⅱ-3. 課室について：組織の運営】

- 「31.業務に有益な情報入手」・「32.課室長は業務を問い直す姿勢」という個々人の取組姿勢は「肯定」60%を超えるが、「27.建設的な意見交換」・「29.ノウハウ交流」・「30.課題解決に取り組む人が多い」の「肯定」は低く、組織的に行動を具体化する工夫が期待される。

【Ⅲ. エンゲージメント】

- 「34.原子力規制委員会が社会の役に立っている」の「肯定」76.9%に対し、「35.自分が貢献」の「肯定」は63.7%と下がる。
- 「37.協力してくれるメンバーの存在」は「肯定」80.9%と高い反面、「36. 連帯感ある職場」の「肯定」は47.4%と下がる。
- 「39.成長機会」の「肯定」65.3%に対し、「40.自分のキャリアイメージ」・「41.自分のロールモデル」の「肯定」は約30%と低い。



※カテゴリー平均：カテゴリー内の設問の「肯定」平均（逆設問43問は「肯定」・「否定」を入替えて算出）

※数値の色付け

全体と比較して5ポイント以上高い

全体と比較して5ポイント以上低い

(回答者数)

		全体	年齢				
		基準	10歳代・20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
		(821)	(81)	(124)	(194)	(181)	(241)
カテゴリー平均	I. 原子力規制委員会全体について	63.4	62.4	52.8	62.7	66.2	67.7
	II 1. 課室について： 目標の管理	63.1	62.4	50.7	64.2	68.8	64.5
	II 2. 課室について： 業務の管理	48.8	49.5	38.8	50.7	49.8	51.6
	II 3. 課室について： 組織の運営	55.7	63.8	48.7	56.9	55.7	55.6
	III. エンゲージメント	55.0	53.7	47.3	55.4	54.8	59.2
I. 原子力規制委員会	1.原子力規制委員会の「組織理念」は、明確で一貫性を持っている	85.9	91.4	77.4	83.5	85.1	90.9
	2.原子力規制委員会は、安全面の問題に気付いた時、過去にとらわれず規制内容を見直すなど安全に配慮した対応を十分行っている	79.3	80.2	66.1	78.9	81.2	84.6
	3.原子力規制委員会は、起こり得る最悪の事態まで考慮し、より安全側の立場に立った判断を行っている	76.4	71.6	70.2	76.3	78.5	79.7
	4.原子力規制委員会では、「原子力安全文化に関する宣言」および「核セキュリティ文化に関する行動指針」が、業務に浸透している	50.1	45.7	33.1	49.5	55.2	56.8
	5.原子力規制委員会は、原子力安全向上のために、被規制者（事業者、研究機関等）と率直な情報・意見交換を行っている	59.6	59.3	50.0	59.3	59.1	65.1
	6.原子力規制委員会は、一般市民に対し、わかりやすい情報提供を行っている	36.9	34.6	27.4	39.2	44.2	35.3
	7.幹部職員は、原子力規制委員会委員から発信される「安全を重視するメッセージ」を、十分に職員に伝えている	55.8	54.3	45.2	52.1	60.2	61.4
II. 課室目標の	8.課室では、「組織理念」を実現するための適切な目標が設定されている	63.1	61.7	49.2	63.4	69.6	65.6
	9.課室の目標を達成するための業務計画は、明確に設定されている	70.4	66.7	60.5	71.1	76.2	71.8
	10.他課室との業務の調整は円滑に行われている	51.2	53.1	39.5	49.5	60.8	50.6
	11.課室が目標を達成できたかは明確に評価され、次年度の目標や計画に活かされている	56.8	54.3	41.1	61.3	63.0	57.3
	12.自分の業務目標は、課室の目標と連動し、的確に設定されている	73.8	65.4	59.7	75.3	80.7	77.6
	13.自分には、責任をもって業務を遂行するために必要な裁量・権限が十分に与えられている	64.9	69.1	52.4	68.0	68.5	64.7
	14.自分に対する人事面での評価は、適切・公平だと感じる	61.5	66.7	52.4	60.8	63.0	63.9

II 2 ・ 課 室 業 務 の 管 理	15.課室では、業務マニュアルが整備され、活用・改訂されている	53.6	42.0	41.9	58.8	56.9	56.8
	16.課室では、分担変更・人事異動の時に引継ぎが十分になされている	33.3	29.6	19.4	37.6	36.5	35.7
	17.課室では、業務に必要な知識を得るための指導や研修を受ける機会が十分にある	54.3	58.0	37.9	51.5	53.0	64.7
	18.課室では、PDCAサイクルを通じた業務プロセスの改善が適切に実施されている	43.4	44.4	31.5	47.9	46.4	43.2
	19.課室では、不要な業務の適正化など、業務内容の見直しが適切に実施されている	45.9	54.3	35.5	50.0	47.5	44.0
	20.課室では、締め切りや決めごとは守られている	75.2	70.4	66.1	72.7	75.1	83.4
	21.課室では、業務遂行に必要な手順やノウハウなどについて、組織的な共有・伝承が進められている	43.2	46.9	33.9	42.3	43.1	47.7
	22.課室では、上下のコミュニケーションは正しく・早く・漏れなく行われている	63.2	64.2	50.8	66.5	63.5	66.4
	23.課室では、他課室との情報共有が適切に行われている	49.7	58.0	44.4	53.1	50.8	46.1
	24.課室では、個々の能力が発揮できるよう、仕事を適切に分担している	50.8	54.3	38.7	52.1	51.9	53.9
	25.課室の人員数は、過不足なく適切である	23.1	23.5	21.0	26.8	19.3	24.1
	26.課室では、資料(紙・データ)は整理・整頓されている	50.4	48.1	44.4	49.0	53.0	53.5
II 3 の 運 営 組 織	27.課室では、役職・専門性・原子力規制委員会への所属経緯等の違いを超えた建設的な意見交換が多い	50.3	59.3	47.6	53.1	49.2	47.3
	28.課室では、未熟な意見でも即座には否定せず、異なる意見を積極的に受け入れてくれる	56.2	72.8	56.5	57.2	55.2	50.2
	29.課室では、業務上のノウハウや成功体験・失敗談などの交流がされている	51.0	58.0	41.9	49.5	53.6	52.7
	30.課室では、前例にとらわれることなく、原因分析を通して対策を検討し、課題の解決に取り組む人が多い	42.8	50.6	33.1	44.8	43.6	42.7
	31.課室では、有益な情報を入力し、業務に活用しようとする意識がある	63.6	71.6	55.6	63.4	65.2	63.9
	32.課室長(上司)は、業務のあり方を問い直す姿勢と行動を率先している	62.7	71.6	50.0	67.0	60.2	64.7
	33.課室では、コロナ禍での仕事のやり方に対応した、業務・コミュニケーション上の工夫がなされている	63.5	63.0	56.5	63.4	63.0	67.6
III ・ エン ゲ ー ジ メ ン ト	34.原子力規制委員会がやっていることは、社会の役に立っている	76.9	64.2	62.9	72.7	84.0	86.3
	35.自分は、原子力規制委員会の「組織理念」実現のために、貢献できている	63.7	43.2	49.2	65.5	66.9	74.3
	36.役職・専門性・原子力規制委員会への所属経緯等の違いに関わらず、連帯感を感じられる職場である	47.4	45.7	40.3	46.9	41.4	56.4
	37.課室や周囲には、いざというときに、協力してくれるメンバーがいる	80.9	84.0	73.4	80.9	82.3	82.6
	38.「自分が良い仕事をした」と思ったとき、職場メンバーが、それを認めてくれたり、感謝したりしてくれる	60.8	67.9	60.5	63.4	57.5	58.9
	39.自分は、仕事の中で、成長できる機会を与えられている	65.3	77.8	60.5	73.2	63.5	58.5
	40.自分の5年後のキャリアイメージを持つことができている	26.1	18.5	16.1	25.8	28.7	32.0
	41.自分の身近にロールモデル(将来なりたいと思える先輩・上司)がいる	31.1	50.6	29.8	33.5	29.3	24.5
	42.自分は仕事と生活のバランスがとれている	62.9	53.1	49.2	62.4	61.9	74.3
	43.自分の仕事の量・質は、自分の能力に対して、多すぎる(▲)※「肯定」・「否定」を入替	35.0	32.1	30.6	29.9	32.6	44.0

2. アンケート結果の読み取り (1) 回答者全体 3) 前回比較 1/3

肯定率・否定率

◆「Ⅰ.原子力規制委員会全体」および「Ⅱ-1.目標の管理」については、前回からの変化は見られない。

- ・「2.安全に配慮した対応」は、今回「業務プロセスを見直す」を抜き、ハードルが下がり、「肯定」が上昇したと推察する。
- ・「7.職員へのメッセージ伝達」は、今回主語から「委員」を抜き「幹部職員」に絞ったため、「肯定」が低下したと推察する。
- ・「13.必要な裁量・権限」・「14.人事面での評価」は、対象を「自分」と明確に絞ったため、「肯定」が上昇したと考えられる。

前回の逆設問（「否定」回答が、ありがたい状態）を、「肯定」回答がありがたい姿となる設問に変更したため、数値は、前回の「肯定」・「否定」を入れ替えて記載している

今回設問 ※赤字は、前回設問と異なる箇所		今回 「肯定」	今回 「否定」	前回設問 ※赤字は、今回設問と異なる箇所	前回 「肯定」	前回 「否定」
Ⅰ 原子力 規制 委員 会 全 体	2.原子力規制委員会は、安全面の問題に気付いた時、過去にとらわれず規制内容を見直すなど安全に配慮した対応を十分行っている	79.3%	4.3%	原子力規制庁では安全面の問題に気付いた時、過去にとらわれず規制内容や業務プロセスを見直すなど安全に配慮した対応が十分なされている	63%	9%
	3.原子力規制委員会は、起こり得る最悪の事態まで考慮し、より安全側の立場に立った判断を行っている	76.4%	4.0%	原子力規制庁では起こり得る最悪の事態まで考慮し、より安全側の立場に立った判断が行われている	71%	7%
	7.幹部職員は、原子力規制委員会委員から発信される「安全を重視するメッセージ」を、十分に職員に伝えている	55.8%	12.7%	原子力規制委員会委員や幹部職員は安全を重視するメッセージを十分に職員に伝えている	69%	7%
Ⅱ 課 室 マ ネ ジ メ ン ト	1.目標の管理					
	13.自分には、責任をもって業務を遂行するために必要な裁量・権限が十分に与えられている	64.9%	9.6%	責任を持って業務を遂行するために必要な裁量・権限が、十分に与えられていないと感じる	36%	28%
	14.自分に対する人事面での評価は、適切・公平だと感じる	61.5%	9.9%	各職員への人事面での評価は適切・公平だと感じる	42%	18%

2. アンケート結果の読み取り (1) 回答者全体 3) 前回比較 2/3

肯定率・否定率

◆「Ⅱ-2.業務の管理」では、業務マニュアル整備、手順等の共有・伝承は、前回に比べ取組が進んでいると推察される。

- ・「15.業務マニュアル整備」は、「肯定」が約20%pt上昇した。(ただし、「アクセスしやすさ」等設問の違いあり)
- ・「21.ノウハウ共有・伝達」は、「肯定」が約20%pt上昇した。(ただし、今回は逆設問)

前回の逆設問（「否定」回答が、ありがたい状態）を、「肯定」回答がありがたい姿となる設問に変更したため、数値は、前回の「肯定」・「否定」を入れ替えて記載している

今回設問 ※赤字は、前回設問と異なる箇所		今回 「肯定」	今回 「否定」	前回設問 ※赤字は、今回設問と異なる箇所	前回 「肯定」	前回 「否定」	
Ⅱ 課室 マ ネ ジ メ ン ト	2 業務 の 管 理	15.課室では、業務マニュアルが整備され、 活用・改訂されている	53.6%	17.1%	課室では業務のためのわかりやすいマニュアル 等が適切に作成・更新され、アクセスしやすい 状態に整備・管理されている	31%	28%
		17.課室では、業務に必要な知識を得るた めの指導や研修を受ける機会が十分にある	54.3%	17.4%	業務に必要な知識を得るための研修を受ける 機会が十分にある	57%	19%
		18.課室では、PDCAサイクルを通じた業務 プロセスの改善が適切に実施されている	43.4%	19.1%	課室では業務のPDCAサイクルによる業務の 改善が適切に実施されている	32%	24%
		19.課室では、不要な業務の適正化など、 業務内容の見直しが適切に実施されている	45.9%	18.9%	課室では業務を行う上で、業務の本来のある べき姿を意識した業務の見直しが積極的に 行われている	45%	15%
		21.課室では、業務遂行に必要な手順やノ ウハウなどについて、組織的な共有・伝承が進 められている	43.2%	19.2%	課室では業務遂行に当たって必要な手順やノ ウハウの組織的な共有・伝承が不十分である	25%	38%
		25.課室の人員数は、過不足なく適切であ る	23.1%	43.7%	課室には十分な人員、予算等の配分がなさ れている	23%	46%

2. アンケート結果の読み取り (1) 回答者全体 3) 前回比較 3/3

肯定率・否定率

◆「Ⅱ-3.組織の運営」および「Ⅲ.エンゲージメント」の「43.自分の仕事が多すぎる」は、前回からの変化は見られない。

- ・「28.異なる意見の受け入れ」は、前回の「課室長(上司)」を「課室」と変更し、ハードルが上がり、「肯定」が低下したと推察する。
- ・「31.業務に有益な情報入手」は、前回の「自課室以外の情報」という縛りを無くし、ハードルが下がり、「肯定」が上昇したと推察する。

前回の逆設問（「否定」回答が、ありがたい状態）を、「肯定」回答がありがたい姿となる設問に変更したため、数値は、前回の「肯定」・「否定」を入れ替えて記載している

今回設問 ※赤字は、前回設問と異なる箇所		今回 「肯定」	今回 「否定」	前回設問 ※赤字は、今回設問と異なる箇所	前回 「肯定」	前回 「否定」	
Ⅱ 課室 マネ ジ メント	3 組 織 の 運 営	28.課室では、未熟な意見でも即座には否定せず、異なる意見を積極的に受け入れてくれる	56.2%	10.4%	課室長(上司)は未熟な意見でも即座には否定せず、異なる意見を積極的に受け入れてくれる	67%	10%
		30.課室では、前例にとらわれることなく、原因分析を通して対策を検討し、課題の解決に取り組む人が多い	42.8%	14.3%	課室では問題が発生した場合、分析や対策の検討を省略して、前例を踏襲した対応しがちである	43%	22%
		31.課室では、有益な情報入手し、業務に活用しようとする意識がある	63.6%	9.0%	課室では、自課室以外の有益な経験や情報入手し、業務に活用しようとする意識がある	55%	13%
		32.課室長(上司)は業務のあり方を問い直す姿勢と行動を率先している	62.7%	9.5%	課室長(上司)は業務のあり方を問い直す姿勢と行動を率先して示しており、尊敬できる手本として評価できる	68%	10%
Ⅲ エン ゲ ー ジ ン グ		43.自分の仕事の量・質は、自分の能力に対して、多すぎる(▲)	22.0%	35.0%	原子力規制庁での自身の仕事量は多すぎる	24%	24%

3. 成果活動内容

(2) アンケート集計結果-3) 偏差値 (「肯定」率による他組織比較)

- ◆ 偏差値を算出できた設問については、ほとんどが偏差値50以上で、民間企業と比較して標準以上の水準である。特に、「1.組織理念は明確で一貫」、「24.個々の能力が発揮できるよう分担」は、偏差値65以上と大変高い。一方、「25.人員数は適切」、「26.資料は整理」、「29.ノウハウ交流」、「42.仕事と生活のバランス」は、偏差値50未満と低い。

全体結果 (回答者数)	原子力規制委員会 回答者全体 (821)				
	回答選択肢分類 (%)				肯定 偏差値
	肯定	どちらとも いえない	否定	わからな い	
1.原子力規制委員会の「組織理念」は、明確で一貫性を持っている	85.9	8.8	3.3	2.1	(66.3)
8.課室では、「組織理念」を実現するための適切な目標が設定されている	63.1	23.1	11.0	2.8	(59.1)
9.課室の目標を達成するための業務計画は、明確に設定されている	70.4	18.9	8.3	2.4	(56.0)
10.他課室との業務の調整は円滑に行われている	51.2	29.7	14.9	4.3	(60.8)
11.課室が目標を達成できたかは明確に評価され、次年度の目標や計画に活かされている	56.8	25.7	11.2	6.3	(54.0)
12.自分の業務目標は、課室の目標と連動し、的確に設定されている	73.8	17.4	6.5	2.3	(57.5)
14.自分に対する人事面での評価は、適切・公平だと感じる	61.5	24.8	9.9	3.8	(57.6)
15.課室では、業務マニュアルが整備され、活用・改訂されている	53.6	26.8	17.1	2.6	(58.9)
16.課室では、分担変更・人事異動の時に引継ぎが十分になされている	33.3	36.9	26.9	2.9	(51.7)
17.課室では、業務に必要な知識を得るための指導や研修を受ける機会が十分にある	54.3	27.2	17.4	1.1	(51.3)
18.課室では、PDCAサイクルを通じた業務プロセスの改善が適切に実施されている	43.4	34.0	19.1	3.5	(51.4)
20.課室では、締め切りや決めごとは守られている	75.2	16.6	6.9	1.3	(60.1)
22.課室では、上下のコミュニケーションは正しく・早く・漏れなく行われている	63.2	23.6	11.8	1.3	(59.9)
24.課室では、個々の能力が発揮できるよう、仕事を適切に分担している	50.8	30.7	16.3	2.2	(65.0)
25.課室の人員数は、過不足なく適切である	23.1	30.7	43.7	2.4	(46.5)
26.課室では、資料(紙・データ)は整理・整頓されている	50.4	30.7	16.8	2.1	(49.0)
27.課室では、役職・専門性・原子力規制委員会への所属経緯等の違いを超えた建設的な意見交換が多い	50.3	29.8	16.0	3.9	(54.3)
29.課室では、業務上のノウハウや成功体験・失敗談などの交流がされている	51.0	30.5	15.5	3.0	(47.0)
42.自分は仕事と生活のバランスがとれている	62.9	20.8	15.2	1.1	(39.3)

偏差値凡例

偏差値60以上

偏差値55以上

偏差値50未満

偏差値の見方の目安 (正規分布の場合)

偏差値	対象組織100の場合の順位
60以上	上位15位以上
55以上	上位30位以上
45以上	上位70位以上
40以上	上位85位以上

偏差値算出方法

日本能率協会コンサルティングの組織文化診断データベース(国内日本企業約230社)により算出した。
本データベースには、様々な業種および従業員数規模の様々な企業が含まれる。(民間企業のみ)

4. インタビュー結果まとめ（代表的なコメント例） 1 / 5

I. 原子力規制委員会全体について（代表的なコメント例は「・」で示した。また、一般職員については年代を示した。）		
ジャンル	良い点	問題点
安全に向けた意識・行動	<p>◆ 安全貢献など組織理念への共感性が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自分たちの業務に対して懐疑的な目線を持つことを上位目的としている役所は他にないと思う。誠実である。（課室長） 組織の目的が明確で、原子力安全に貢献するんだと皆同じ方向を向いているので、それがモチベーションとなる。（一般職員、30歳代） 	<p>◆ 1F事故の教訓伝承は課題と多くが認識。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1F事故の経験は、技術的な部門の人が伝えていく、また人材育成センターが啓発することが必要。（一般職員、20歳代） 危機意識や安全といったことを謳うなら、規制庁に出向しに来たとき、安全を意識して仕事をするようメッセージをもっと伝えてほしい。（一般職員、50歳代）
委員・幹部とのコミュニケーション	<p>◆ 委員・幹部との風通しが良く、原子力安全に基づいた意思決定を信頼している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員長や委員は原子力安全第一。少しでも不安全かもしれない案件を持っていくと、容赦なく突き返してくれるのでプレなくて安心。（一般職員、40歳代） 情報がオープンで、意思決定が全部ホームページに出る。規制委員会の会議が見られて、委員長がどう考えているかわかる。（一般職員、40歳代） 	<p>◆ 現場の業務感覚では、コミュニケーションにややパイプ詰まり感あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一つひとつの意思決定に時間と労力がかかる。委員会のために、事前に委員、その前に3幹部、審議官、課長、課長補佐があり、修正したのに途中で元に戻ることもあり。（一般職員、40歳代） 委員等の発信での思い付き仕事が多い。入口で勢いが良いことを言って検討開始するが、しりすぼみすることが最近多い。（一般職員、30歳代）
事業者とのコミュニケーション		<p>◆ 事業者との率直な意見交換不足の悩みあり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力会社を下にみて俺たちが教えてやるというふうに見える。検査で指摘の数を上げることで、アピールすることに眼がいつているように見える。（一般職員、60歳代） 事業者と過度な緊張関係ができて、コミュニケーションがしづらくなっている。正直なところ、事業者が何を考えているかわからない。（一般職員、30歳代）
バックオフィス機能		<p>◆ 現場はバックオフィス機能が弱いと感じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務計画にはバックオフィスの部署の仕事だと書いてあるのに押し付けられた。（一般職員、20歳代） 年末調整は、直前の一週間前にお知らせくる。（一般職員、50歳代）

4. インタビュー結果まとめ（代表的なコメント例） 2 / 5

II-1. 課室について：目標の管理（代表的なコメント例は「・」で示した。また、一般職員については年代を示した。）		
ジャンル	良い点	問題点
裁量・権限	<p>◆ 裁量は与えられていると感じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 任せられたことはやりたいようにさせてもらえる。（一般職員、30歳代） 地方事務所はかなり裁量が委ねられており、工夫しがいがある。（一般職員、60歳代） 	<p>◆ 事務所では裁量が不十分だと感じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方事務所の所長は管理職ではなく、必要な権限がない。（一般職員、60歳代）
人事評価		<p>◆ 人事評価で差がつかないことに不満あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事評価が不満。仕事をしていない人も普通に仕事をしている人も真ん中のB評価。理由はCをつけるとマネジメントをつけた上の責任になり、理由書も書かなければならぬため。（一般職員、20歳代）
II-2. 課室について：業務の管理 1 / 2（代表的なコメント例は「・」で示した。また、一般職員については年代を示した。）		
ジャンル	良い点	問題点
業務マニュアル整備	<p>◆ マニュアル整備や業務改善は、職場で進められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査業務、事故対応業務について、一通りマニュアルは整備されている。（一般職員、40歳代） 改善活動では、プロセスの合理化などに部署として取り組んでいる。（一般職員、40歳代） 	<p>◆ マニュアルの保管ルールが整理されておらず、検索性が悪い。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務マニュアルは毎年更新しているが、全体像や最新版が分からない。（一般職員、40歳代） マニュアルの保存場所がわからない。マニュアルの目次のようなものがあればいいが、ない。（一般職員、30歳代）
業務改善		<p>◆ 無駄な業務の存在や、改善案で業務が増えることに問題意識あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務量が多いというより、余分なことをしていると思うことがある。（一般職員、30歳代） 定常業務でやらなくていい業務を減らすことが必要だが、上司は減らす判断はしない。（一般職員、40歳代） 改善案はチェックリストづくりでチェックする人を増やす。それ以外の方法がほしい。（一般職員、30歳代）

34

4. インタビュー結果まとめ（代表的なコメント例） 3 / 5

II-2. 課室について：業務の管理 2 / 2 （代表的なコメント例は「・」で示した。また、一般職員については年代を示した。）

ジャンル	良い点	問題点
ノウハウ共有・伝承		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 技術伝承は進めているが、勉強会だけの伝承は、相互に問題意識あり。 <ul style="list-style-type: none"> ・勉強会で毎週話しているが、範囲が広いため難しいのか、なかなか若手に理解されない。（一般職員、60歳代） ・勉強会を月1回やるものの一般的な導入部分の話になる。業務をしながら、業務の過程で聞くことが必要だと思う。（一般職員、30歳代） ・検査官を育てるためのOJTを軽視して、研修でコマを取ればいいという育て方をしている。（課室長） ◆ 法令に基づく手続きの弱さを感じている。（行政組織としてのノウハウ共有・伝承） <ul style="list-style-type: none"> ・技官や民間出身者が多いためか、事務系がバックアップしないと、大きな事故が起こるのではないかと。（一般職員、20歳代） ・全員、法律・文書についての研修を受けた方がいい。他省庁では入社後1週間くらいかけてやったと思う。（一般職員、50歳代） ◆ 頻繁な異動への問題意識あり。 <ul style="list-style-type: none"> ・2年で異動より、3年目までいれば、落ち着いて見られノウハウが残せる。（一般職員、50歳代）
業務分担		<ul style="list-style-type: none"> ◆ できる人に仕事が集中しがちで、人に仕事について組織として分担できていない。 <ul style="list-style-type: none"> ・できる人とできない人の差が激しく、できる人にだけ仕事が行く。（課室長） ・できる人に仕事が行くため、無理やり組織を作って併任かけてその人にやらせることがある。（一般職員、30歳代）
人員配置		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 組織別の業務分担や、人員・人材配置について問題意識あり。 <ul style="list-style-type: none"> ・業務量は班によってバラバラ。毎日夜遅くまで残業する班もあれば、毎日定時で帰る班もある。（一般職員、50歳代） ・業務を集約したり組織を作っても、その結果従事する人はなぜその業務をしているか分からないことが規制庁ではよくある。頭と体が切り離された状態。（課室長） ・技術で判断しなければならぬ業務なのに、事務官が従事しておりマッチしていない。（課室長）
労務管理		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 労務管理や業務マネジメントに対して、若手が不安を持っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・規制庁として業務マネジメントをするつもりがあるのか疑問。（一般職員、20歳代） ・忙しい課室に配属されたり周囲が厳しいと、辞めたり体調を崩したりする。（一般職員、20歳代）

4. インタビュー結果まとめ（代表的なコメント例） 4 / 5

II-3. 課室について：組織の運営（代表的なコメント例は「・」で示した。また、一般職員については年代を示した。）		
ジャンル	良い点	問題点
課室内コミュニケーション	<p>◆ コミュニケーションが良い職場もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の雰囲気がいい。職場に来たくないと思うことはない。他部署でも人の面ではギスギス感はない。（一般職員、30歳代） 若手もベテランも自由に意見が言える職場。（課室長） 	<p>◆ 課室内コミュニケーションが良くないと感じる職場や、中にはパワハラ的な人もいる認識あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 若手が発言すると否定しがちであり、若手・中堅は難しいだろう。（一般職員、50歳代） うちの課長がきつい、しつこい。機嫌を損ねないように工夫している。（一般職員、40歳代） 部内全体の連絡会はないので、部門内の活動の柱を全員がとらえる機会がない。（一般職員、40歳代）
組織間コミュニケーション	<p>◆ 積極的な協力は無いが依頼事項には応えてくれる関係。</p> <ul style="list-style-type: none"> 忙しくばたばたしていると衝突することはあるが想定範囲内。ちゃんと説明したり状況を理解してもらえば協力してもらえる。（一般職員、20歳代） 	<p>◆ 部門間の情報共有・調整が良くないと感じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 部門間の縦割りは感じる。「私は担当でないのに」と言ったら回しにされることがある。（課室長） 関係する他部門の仕事の状況などの内容の情報共有・伝達という観点では、とれていないと思う。上の方の人しか知らないということもある。（一般職員、30歳代）
所属経緯間のコミュニケーション	<p>◆ 公務員らしくない職員がいることで、斬新な考えが出てくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究職と事務官の職員などのコラボレーションができる。課題を一緒に考えられるので早いし、斬新なものが出てくる。（審議官） 	<p>◆ 所属経緯によって原子力への考え方が異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力に誇りを持っている所属経緯の人であれば、原子力批判が普通に出てくる所属経緯の職員もいる。（課室長）

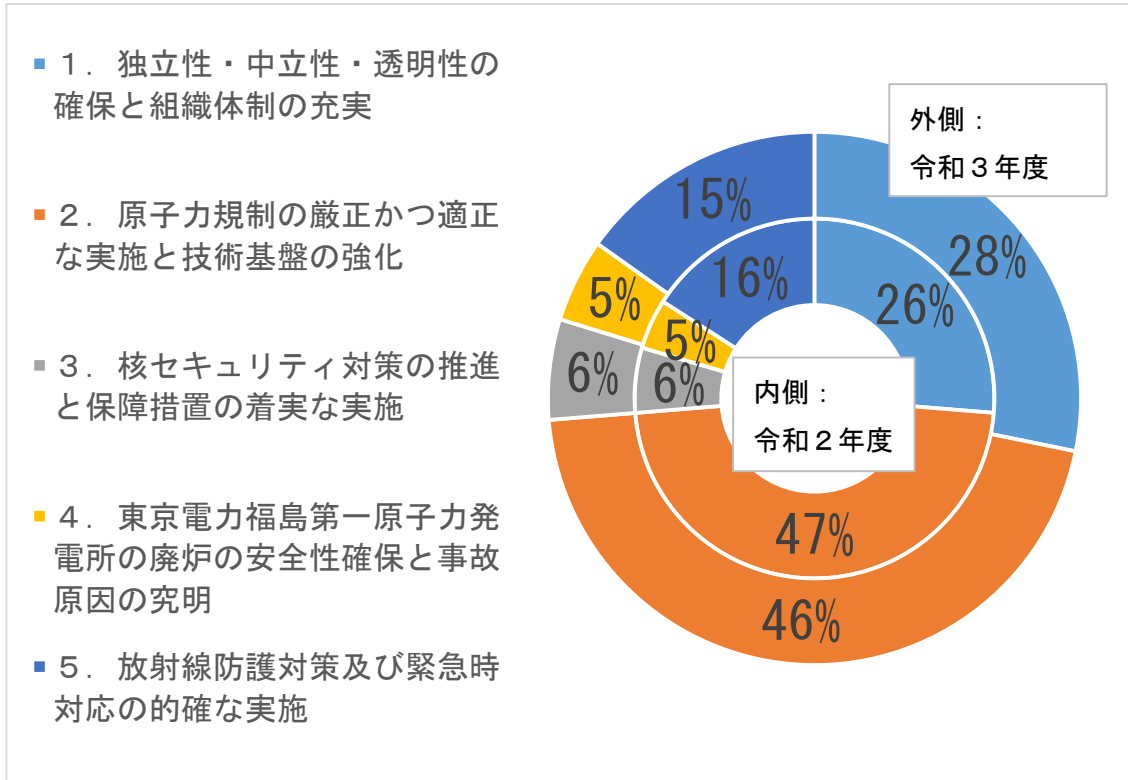
4. インタビュー結果まとめ（代表的なコメント例） 5 / 5

Ⅲ.エンゲージメント（代表的なコメント例は「・」で示した。また、一般職員については年代を示した。）		
ジャンル	良い点	問題点
やりがい・誇り	<p>◆ やりがいを感じて働いている職員もいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • いろんな原発、いろんな人とも関われ、仕事に飽きない。（一般職員、40歳代） • 責任が重い、その結果自分自身が成長できる。（一般職員、40歳代） • 国民から思ってもらえなくても、私たちがちゃんとやっている自負・誇りを持つことが重要。誇れるだけのことはやっている役所だと思う。（課室長） 	<p>◆ やりがいを感じにくい組織だという職員もいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 原子力安全だけだと、それが何につながっているのかわかりにくい。一生懸命やっている仕事、国民生活にどんな影響を与えているのかわからない。（一般職員、40歳代） • 原子力は反対の人もいるので、「親に言ったら規制庁に入ることを反対された」という人もいたそうだ。（一般職員、40歳代）
今後のキャリア、育成	<p>◆ 技官は研修の充実度を評価している。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 研修が非常に充実しており、勉強したい意識が強い人には良い。（一般職員、50歳代） <p>◆ 部下の今後のキャリア・育成を工夫する課室長・職場もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 課長からロジの仕事ばかりでなく中身のある仕事をしてほしいと言われ、ロジ的な仕事を減らしてもらった。（一般職員、20歳代） • 課内の取り組みとして、いろんな人から質問を受けるピアレビューを始めた。（一般職員、30歳代） 	<p>◆ 事務官は研修が無いことに不満あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 事務官はあまり研修がない。技術的な原子力の研修は、対面での研修がなく、専門用語が多くよく分からない。（一般職員・事務官、50歳代） <p>◆ 若手は、今後のキャリアや、キャリアと異動・現業務との関係が見えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 規制庁は若い組織であるため、モデルになる人がおらず、モチベーションが上がらない。（一般職員、20歳代） • （人材育成に対して）配慮のないOJTを繰り返している。本当に仕事を把握してから異動するというより、期間が来たから異動しているイメージ。（一般職員、20歳代） • 1年目で総括をし、その後もやっている仕事は技術的な仕事ではない（会議室を取る、予算の仕事）。技術の自分がやることなのか、体よく使われているのではないか。（一般職員、20歳代） <p>◆ 部下育成をするかは上につく人次第。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 係長が冷たい対応で教えてくれず、自分で調べている若手もいたそうだ。（一般職員、20歳代）

施策目標ごとの投入人員についての分析

(※) 施策目標ごとの投入人員は、各課室で18の目標ごとの人員を整理し、それを足し合わせて算出。

1. 目標ごとの比率

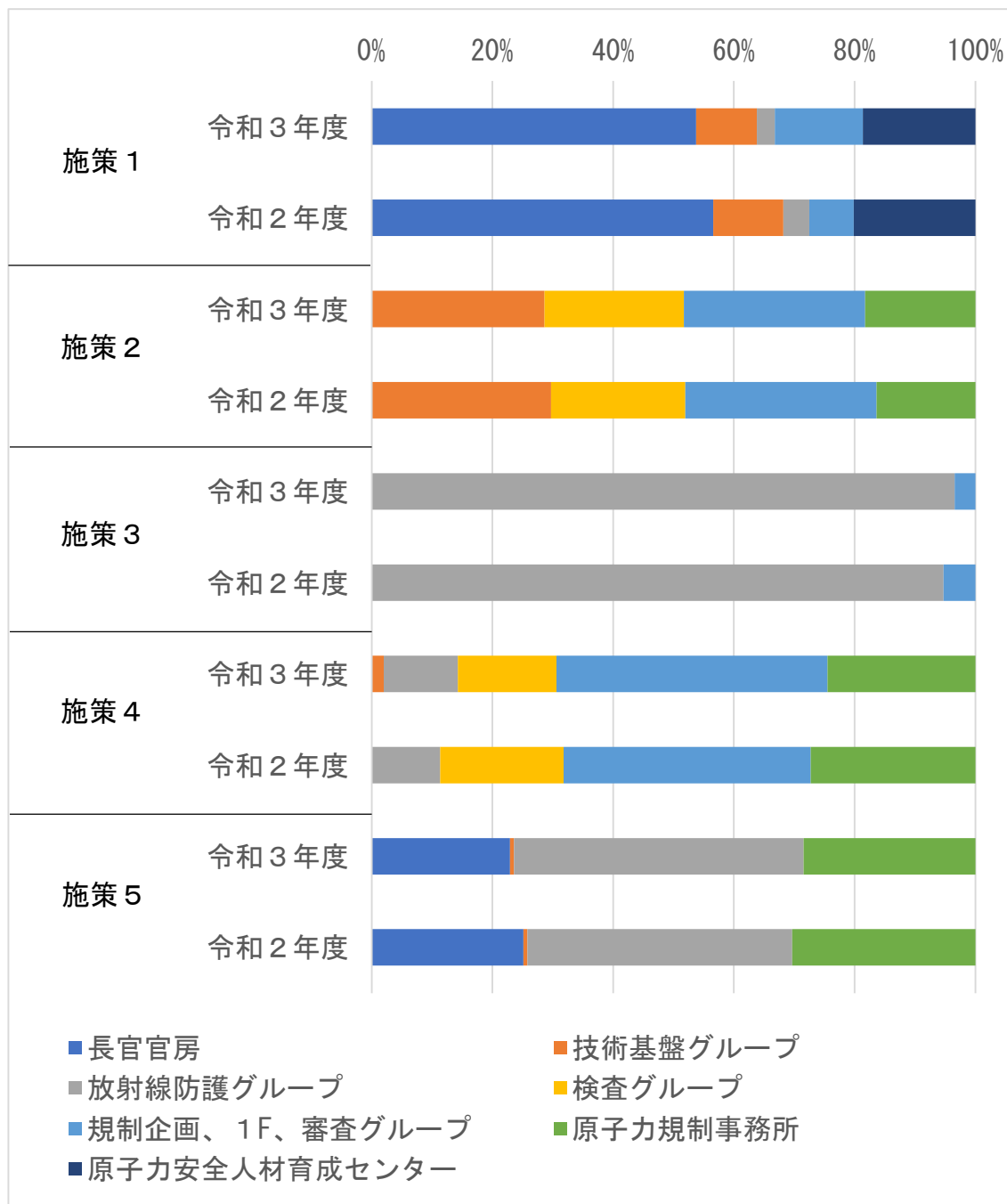


(注) 原則として、非常勤職員・集中型訓練生及び派遣職員は除く。技術参与及び再任用の職員は含む。

2. 目標ごとの人員数

施策目標	投入人員（人）	
	令和3年度	令和2年度
1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	268	257
（1）原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	61	44
（2）規制業務を支える業務基盤の充実	116	121
（3）職員の確保と育成	90	92
2. 原子力規制の厳正かつ適正な実施と技術基盤の強化	433	464
（1）原子炉等規制法に係る規制の実施	108	123
（2）安全研究の推進と規制基準の継続的改善	134	152
（3）改正原子炉等規制法の着実な施行	111	132
（4）規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	80	57
3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	58	57
（1）核セキュリティ対策の推進	39	36
（2）保障措置の着実な実施	15	16
（3）原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化	4	5
4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全性確保と事故原因の究明	48	44
（1）廃炉に向けた取組の監視	30	32
（2）事故の分析	6	6
（3）放射線モニタリングの実施	13	6
5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	144	156
（1）放射線防護対策の推進	4	10
（2）放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善	32	25
（3）原子力災害対策指針の継続的改善	14	13
（4）危機管理体制の整備・運用	65	77
（5）放射線モニタリングの実施	29	31
1. から 5. における「その他」の合計	79	68
合計	1030	1045

3. 組織別内訳



施策1：1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

施策2：2. 原子力規制の厳正かつ適正な実施と技術基盤の強化

施策3：3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

施策4：4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全性確保と事故原因の究明

施策5：5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

4. 目標ごとの従事職員一人当たりの月平均残業時間

